

令和 5 年

第 2 回臨時会

会 議 録

第 3 回定例会

奄美市議会

第2回臨時会

会議録目次

第3回定例会

○第2回臨時会

議事日程・付議事件	1
-----------------	---

8月14日（月）

出席議員及び欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	3
職務のため出席した事務局職員	3
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第42号（1件）上程	5



○第3回定例会

議事日程・付議事件	15
第3回定例会一般質問通告	19

9月4日（月）（第1日目）

出席議員及び欠席議員	27
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	27
職務のため出席した事務局職員	27
会議録署名議員の指名	28
会期の決定	28
議案第43号～第52号（10件）上程	28

9月5日（火）（第2日目）

出席議員及び欠席議員	33
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	33
職務のため出席した事務局職員	34
一般質問	
奥　輝人　君（無所属）	35
崎田　信正　君（日本共産党）	46
竹山　耕平　君（自民党新政会）	56

奥 晃郎 君（自民党新政会）	68
9 月 6 日（水）（第 3 日目）	
出席議員及び欠席議員	79
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	79
職務のため出席した事務局職員	80
一般質問	
幸多 拓磨 君（チャレンジ奄美）	81
永田 清裕 君（自民党新政会）	92
与 勝広 君（公明党）	101
橋口 耕太郎君（公明党）	112
9 月 7 日（木）（第 4 日目）	
出席議員及び欠席議員	123
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	123
職務のため出席した事務局職員	124
一般質問	
伊東 隆吉 君（自民党新政会）	125
関 誠之 君（立憲民主党）	136
9 月 11 日（月）（第 5 日目）	
出席議員及び欠席議員	147
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	147
職務のため出席した事務局職員	148
議案第 43 号～第 52 号（10 件）上程	149
大島地区衛生組合議会議員の選挙	157
9 月 20 日（水）（第 6 日目）	
出席議員及び欠席議員	159
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	159
職務のため出席した事務局職員	159
議案第 43 号～第 52 号（10 件）上程	161
請願第 3 号（1 件）上程	166
議案第 53 号～62 号（10 件）上程	168
議案付託	179
10 月 5 日（木）（第 7 日目）	181

出席議員及び欠席議員	181
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した人	181
職務のため出席した事務局職員	181
議案第 53 号（1 件）上程	183
議案第 54 号～62 号（9 件）上程	187
議案第 63 号（1 件）上程	192
議案第 64 号, 65 号（2 件）上程	196
閉会中の継続審査の申出について	197

別紙

各常任委員会・特別委員会審査報告書	199
閉会中の継続審査の申出について	204

参考資料（意見書等）

会期・議事日程 付 議 事 件

令和5年第2回奄美市議会 臨時会 議事日程表

○令和5年8月7日 奄美市議会第2回臨時会を招集した。

○会 期 1日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程				
8月14日	月	本会議	1	会議録署名議員の指名			
			2	会期の決定（1日間）			
			3	議案第42号	上程	説明	質疑 討論 採決

○付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		専決処分の報告について (専決第10号 和解及び損害賠償の額を定めること について)			
(1)	議案第42号	令和5年度奄美市一般会計補正予算(第5号)につ いて	R5.8.14	原案可決	本会議

第 2 回 臨 時 会
令和 5 年 8 月 14 日
(第 1 日 目)

8月14日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	6 番	林 山 克 巳 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	竹 山 耕 平 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	崎 田 信 正 君
17 番	与 勝 広 君	18 番	西 公 郎 君
19 番	奥 輝 人 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	川 口 幸 義 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

4 番 和 田 霜 析 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
総 務 課 長	向 井 涉 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	市 民 環 境 部 長	島 袋 修 君
保 健 福 祉 部 長	永 田 孝 一 君	福 祉 事 務 所 長	石 神 康 郎 君
こ ども 未 来 課 長	畠 山 正 明 君	高 齢 者 福 祉 課 長 補 佐	古 田 英 之 君
商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君	商 工 政 策 課 長	喜 納 祐 司 君
農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君	建 設 部 長	藤 原 俊 輔 君
上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君	教 育 部 長	大 庭 勝 利 君
学 校 教 育 課 参 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	夜 差 輝 信 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

8月14日(1日目)

議 会 事 務 局 長	佐 野	早 苗 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田	忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川	治 君	議 事 係 主 査	坂 元	辰 徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は１８名であります。会議は成立いたしました。

これから、令和５年第２回奄美市議会臨時会を開会いたします。（午前９時３０分）
直ちに本日の会議を開きます。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分１件の報告がありました。

その内容は、お手元に配付しました文書のとおりであります。

次に、去る第２回定例会において可決されましたゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、２０２４年度政府予算に係る意見書及び地方財政の充実・強化に関する意見書につきましては、関係方面に提出いたしましたので、御了承願います。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録指名議員に関 誠之君、大迫勝史君、竹山耕平君の３名を指名いたします。

○

議長（西 公郎君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期として、お手元に配付の議事日程表のとおり、会期は本日１日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日間とすることに決定いたしました。

○

議長（西 公郎君） 日程第３、議案第４２号 令和５年度奄美市一般会計補正予算（第５号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。はじめに、今般の台風６号で被害にあわれた皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い事業や生活の復旧を心より御祈念申し上げます。また、議会の皆様、先日は奄美まつり舟漕ぎ競争に御参加いただきまして、誠にありがとうございました。一緒に会場を盛り上げていただき、心から感謝申し上げます。そして、本日は臨時会を開催していただきありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました議案第４２号 令和５年度奄美市一般会計補正予算（第５号）の主な内容につきまして御説明いたします。

今回の補正予算は、昨今のエネルギー価格や食料品価格等の物価高騰の影響を踏まえ、市民生活を支援するための物価高騰等緊急対策事業及び台風災害による災害復旧事業に係る予算を計上するものでございます。

第１表、歳入歳出予算補正について、まず歳出の主な内容を申し上げます。

総務費の総務管理費におきましては、子育て世帯支援といたしまして、保育施設や幼稚園の給食費について、物価高騰による食材費増額分を支援するための経費９０２万２、０００円を計上いたしております。

高齢者や介護サービス事業所に対する支援といたしましては、県の支援事業と連動し食材費の価格高騰分の一部を支援するための経費５８５万３、０００円を計上いたしております。

経済対策といたしましては、市民生活の支援と地域経済の活性化を図るため、プレミアム商品券発行

事業助成金2億1,478万1,000円を計上いたしております。なお、今回は従来の紙商品券と併せ、新たにデジタル商品券を発行する予定といたしております。

また、災害復旧費におきましては、小湊漁港の災害復旧に係る経費として950万円を計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

繰入金におきましては、今回の事業に要する財源といたしまして、財政調整基金繰入金2億2,885万5,000円を計上いたしております。

その他、歳出予算に要する財源といたしまして、県支出金480万1,000円、市債580万円を追加計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容でございますが、今回の補正で2億3,945万6,000円を追加することにより、令和5年度奄美市一般会計予算の総額は320億816万8,000円となります。

以上をもちまして、議案第42号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決してくださいようお願い申し上げます。

議長（西 公郎君） これから、本案に関する質疑に入ります。

なお、議案に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いをいたします。

通告がありましたので、立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、そしてインターネットで御覧の皆さん、おはようございます。私は立憲民主党、民主党の関 誠之でございます。

早速、提案のありました議案第42号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第5号）について質疑をいたします。

（1）9ページの2款1項16目18節負担金、補助及び交付金2億2,965万6,000円のうち、負担金、補助及び交付金902万2,000円について質疑をいたします。

まず最初に、保育所等給食支援事業、いわゆる私立の対象となる認可保育所、幼稚園別、地域型保育所施設ごとの園児数と支援内容及び予算額をお示してください。事業の名前が保育所等給食支援事業となっておりますけれども、他に支援すべき施設があるのかをお答えいただきたいと思います。

二つ目は、事務費を合わせた財源932万2,000円の負担割合をお示してください。

三つ目は、今回の事業申請について決定された時期と経過についてお答えください。県の事業は昨年もあったようでありますけれども、奄美市は昨年の補助金申請はどうされたのか、お伺いいたします。

（2）同9ページ、18節高齢者施設等食費高騰対策支援事業の事業内容が585万3,000円について御説明ください。

県の支援事業と連動し、支援するようでありますけれども、県、市に対する支援金の申請はどのようなのかお答えをいただきたいと思います。

三つ目は、同9ページ、18節ほーらしゃ券発行事業助成金、デジタルほーらしゃ券発行事業助成金5,802万7,000円についてお伺いをいたします。

まず最初に、令和2年度の一般会計補正予算（第2号）で5億4,648万円の予算を計上し、プレミアム商品券助成事業を実施して以降、何回目で総額いくらになるのかお答えいただきたいと思います。

二つ目は、今回の事業について御説明をいただきたいと思います。特に、今回初めてデジタル商品券を発行するようでありますけれども、デジタルほーらしゃ券とはどのようなものか、御説明をいただきたいと思います。

三つ目は、紙発行とデジタル発行の発行冊数については、どのような基準で決定したのかお伺いをいたします。

四つ目は、利用期間がデジタル発行は2か月遅れての利用になるようでありますけれども、その理由についてお答えをいただきたいと思います。

また、どのようなシステム改修が行われ、その予算はどのようにになっているかまで併せてお答えいただければと思います。

五つ目は、事務費が従来は10パーセント前後であったと思いますが、今回は16.2パーセントと若干高めになっている理由についてお答えをいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

こども未来課長（畠山正明君） おはようございます。こども未来課からは、通告のありました（1）の①から③のほうについてお答えをいたします。

まず、①保育所等支援事業の対象となる施設、園児数、支援内容、予算額をお示くださいということでございます。

保育所等給食支援事業の対象施設と園児数につきましては、私立認可保育所6施設628名、認定こども園1施設113名、私立幼稚園2施設267名、地域型保育施設7施設89名の16施設1,097名を想定をしております。

支援の内容につきましては、各施設における月初日の園児数掛ける給食費の基準単価掛ける物価上昇率の10パーセントを月ごとに施設へ補助をいたしまして、物価高騰に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図るものでございます。

また、施設種別ごとの予算額につきましては、認可保育所479万7,000円、認定こども園101万2,000円、私立幼稚園240万円、地域型保育施設80万1,000円で、合計901万円でございます。

他に支援すべき施設としてはという御質問でございますけれども、他に支援すべき施設といたしましては、認可外施設等が考えられますけれども、こちらの施設につきましては、管轄をしています県のほうが全額補助をすることとなっているところでございます。

次に、②事業費を合わせました財源932万2,000円の負担割合についてお答えいたします。

今回計上した負担金、補助及び交付金の902万2,000円は、二つの事業から成り立っております。一つが、保育所等給食支援事業として901万円、負担割合は県と市が2分の1ずつとなっております。残りの1万2,000円につきましては、LPガスの価格高騰分に係る支援事業分となります。LPガスの支援事業は、1施設当たり4,000円の支援で3施設が対象となり、1万2,000円の支援を県から施設へ実施をいたします。市も同額を施設へ直接補助をすることとしておりまして、この1万2,000円は市の全額負担となります。その他需用費において、保育所等給食支援事業に係る事務費として30万円を計上しており、こちらは全額県負担となっております。

次に、③今回の事業申請についての決定された時期、そして経過、昨年の補助申請の件についてお答えいたします。

今回の私立保育所等給食支援事業については、県の担当課より5月末に事業実施の検討について依頼がございました。その後、公立の保育所、幼稚園及び学校給食を含めた対応について庁内で検討をした結果、私立保育所、幼稚園等につきましては県事業にて実施、公立保育所、幼稚園、学校給食につきましては市が高騰分を負担をし、保護者には負担増を求めないとする対応方針がまとまったことから、今回、補正予算を計上させていただいたところでございます。

次に、昨年度の補助申請につきましては、今年度と同様に県から事業実施依頼が上がり、昨年8月の臨時議会において承認をいただき事業を実施いたしております。昨年度の実績については、14施設795名で、支援額は633万4,000円でございます。以上でございます。

高齢者福祉課長補佐（古田英之君） おはようございます。高齢者施設等食材費高騰対策支援事業について御説明します。

本事業は、直面する物価高騰により、国が定める公定価格等により運営を行っている高齢者施設等では、物価高騰分を価格転嫁できず厳しい経営環境に置かれているため、安定的な運営を行えるよう、高齢者施設等に対し食材費の価格高騰分の一部を支援するものでございます。

本市における物価高騰による影響額は、高齢者施設等に対するアンケート調査を行った結果、令和2年度と令和4年度を比較したところ、利用者1人当たり1万1,500円、食材費が高騰しておりました。このため、支援の方法につきましては、アンケート調査結果の利用者1人当たりの物価高騰影響額と県からの支援分との差額を支給することとしております。

なお、県は有料老人ホームや養護老人ホームを支援の対象外としておりますが、本市としては同じ高齢者施設である養護老人ホーム、有料老人ホーム等につきましても支援することとしております。

次に、申請等による県の支援事業との連動についてでございますが、今回の支援は県、市、それぞれ独自に行う事業となっております。したがって、県、市、それぞれで手続きを行っていただくこととなります。以上でございます。

商工政策課長（喜納祐司君） おはようございます。それでは、商工政策所管分についてお答えいたします。質問が5項目ございますので、番号に沿ってお答えいたします。

まず、1番のこれまでのプレミアム助成事業の実績でございますが、令和2年度第2号補正で予算計上した令和2年度飲食店応援プレミアム商品券を発行して以降、コロナ禍や物価高騰に対する地域経済活性化や市民生活の支援を目的に、これまで計10回プレミアム商品券を発行し、商品券発行総額は2億1,352万5,000円、事業費総額として1億5,728万1,000円となっております。今回補正計上した紙とデジタルの二つのプレミアム商品券を含めると、計12回、発行総額2億6,352万5,000円、事業費総額1億2,206万1,000円となります。

次に、2番の今回の事業内容でございます。今回のくらし応援ほーらしゃ券発行事業につきましては、市民生活においてエネルギーや食料品価格等の物価高騰による厳しい影響が続く中、消費活動と地域経済の循環を促進し、市民生活と市内経済を支えることを目的としています。

事業内容といたしましては、まず、従来のプレミアム商品券事業と同様に、1冊5,000円分の紙のプレミアム商品券を3,000円で販売し、合計7万冊販売いたします。プレミアム率は66.7パーセント、発行総額は3億5,000万円となります。

販売スケジュールとして、紙のプレミアム商品券の事前購入申し込みを8月中旬から開始する予定としており、紙のプレミアム商品券の利用期間は本年10月上旬から来年1月末までの4か月間としています。

続いて、デジタル商品券の事業内容について説明いたします。デジタル商品券はスマートフォンなどのアプリなどを利用して、電子化されたデジタル商品券をインターネット上などで購入し、利用する際には加盟する店舗でスマートフォン等を用いて利用していただくものとなります。キャッシュレス決済化が進む中で、利用者の利便性や加盟店舗における商品券の管理や集計の負担軽減を図る目的で、今回初めて発行するものでございます。

デジタル商品券の販売内容は、紙の商品券と同様、5,000円分のデジタル商品券を3,000円で販売し、計2万口、口というのは紙でいうと冊数のことでございます。計2万口販売いたします。紙商品券同様、プレミアム率は66.7パーセントで、発行総額は1億円となります。デジタル商品券の利用期間は本年12月上旬から来年4月末までの5か月間と予定しております。

質問項目の3番、紙とデジタルの発行冊数についてでございます。今回、ほーらしゃ券発行事業の発行数を、紙の商品券を7万冊、デジタル商品券を2万口の合計発行総数を9万冊としております。9万

冊の発行総数につきましては、これまでのプレミアム商品券の販売実績から購入者数の実績を基に設定いたしました。また、デジタル商品券の発行数にあたっては、本市、初めての取組であることから、購入希望者数や加盟店舗数など不確定な要素もありますが、今回、事業の実証的な意味もあることから、令和3年度にプレミアム商品券購入者や店舗などに実施したアンケート結果も参考に、デジタル発行総数については総発行数の2割程度の2万口と設定したところでございます。

質問の4番、デジタル商品券の発行時期についてでございます。まず、紙の商品券の発行時期につきましては、エネルギーや物価高騰による影響を考慮し、速やかに市民生活への支援と地域経済の活性化を図る必要があることから、これまでのプレミアム商品券の発行事業の実績や経験を踏まえ、10月からの利用開始を決定したところであります。一方、デジタル商品券につきましては、本議会の議決を経た後に委託事業者選定の公募を開始することから、最短でも2か月後の10月上旬をめどに委託業者を決定したいと考えております。事業者決定からシステム設計や加盟店の募集、また、購入申込者の各事務作業にさらにおよそ2か月ほどかかると見込んでおり、デジタル商品券の発行は紙の商品券の発行に遅れ、12月上旬の開始としているところでございます。

今回、デジタル商品券の発行は初めての試みであり、加盟店の皆様や利用される市民の皆様に安心して利用できるよう、事業内容について丁寧に説明して進めていく必要があると考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

質問の5番、事務経費の割合についてでございます。今回の事業費につきましては、紙の商品券に係る事業費が1億5,675万4,000円となり、そのうちプレミアム分として1億4,000万円、事務経費が1,675万4,000円となり、事務経費の割合は10.6パーセントで従来と同程度となっております。

一方、デジタル商品券に係る事業費につきましては5,802万7,000円となり、そのうちプレミアム分4,000万円、事務経費は1,802万7,000円となり、事務経費の割合は31パーセントとなっています。デジタル商品券発行に係る紙の商品券との事務の違いは、やはりデジタルシステムの導入開発費用やシステムの管理運用費が加わるというところでございます。

今回、ほーらしゃ券発行事業として紙とデジタルを併せて行うことから、議員御指摘のとおり、全体に占める事務経費割合が従来の10パーセント前後から16.2パーセントと変動したところでございます。以上です。

14番（関 誠之君） 御答弁ありがとうございました。再質問を若干させていただきます。

先ほどの9ページ、2款1項16目18節負担金、補助及び交付金2億2,965万6,000円のうち負担金、補助及び交付金902万2,000円についてでございます。

まず最初に、補助の対象期間と補助金の算出基準についてお願いをいたしたいと思います。

二つ目は、公立の保育所等給食支援事業及び学校給食費助成事業は、状況を見ながら今後補正というようなことを聞いておりますけれども、なぜ同じように実施できないのかお伺いをいたします。

三つ目は、実施した場合、それぞれの事業費の見込み等についてお答えをいただきたいと思います。

二つ目の高齢者施設等食材費高騰対策支援事業についてであります。県の支援額に市の支援額を上乗せし補助する方法は、どのような方法なのか。また、県事業の対象外となる有料養護施設とは、具体的にどのような施設なのかお答えいただきたいと思います。

三つ目は、くらし応援ほーらしゃ券、いわゆるプレミアム商品券発行支援事業2億1,478万1,000円についてであります。令和5年度一般会計補正1号、第1回臨時会、1月27日に発行したほーらしゃ券、発行額3億円、発行冊数6万冊、期間が令和5年の3月から令和5年の6月末となっておりますけれども、その実績と波及効果が出ておればお答えをいただきたいと思います。

それに、購入対象者の制限や利用可能店舗について、具体的に、特にデジタル、先ほど説明ありましたけれども、どのようなこのシステム改修、いわゆる設計がなされて、その予算、今、事務費の中にあ

るように聞こえましたが、その辺を具体的に説明をいただきたいと思います。

あと、デジタル商品券について利用が可能となる店舗として、どのような条件を整備すればいいのか。今のままですぐできるのかどうかですね。その辺を含めて、その整備の費用について、市当局としてはどのような助成補助があるのかないのかについてお伺いをいたしたいと思います。以上です。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

こども未来課長（畠山正明君） それでは、補助の対象期間と補助金の算出基準についての御質問でございました。お答えいたします。

まず、保育所等給食支援事業費補助金についてでございますけれども、補助の対象期間につきましては、令和5年の4月から令和6年3月までの1年間となります。

補助金の算出基準につきましては、給食基準単価に物価上昇率10パーセントを乗じ、また更に月初日の園児数を乗じて求めることとなります。

給食費の基準単価につきましては、主食のみ提供している場合3,000円、副食のみ提供している場合は4,500円、主食と副食両方提供している場合は7,500円としております。

次に、LPガス支援の対象補助期間につきましては、国が実施をしております電気ガス価格激変緩和対策事業と同様に、令和5年1月から令和5年9月分を対象としております。

補助金の算出基準は、県が施設の定員ごとに推計をしました月平均使用料35立方メートルに1立方メートル当たりの単価60円、そして9か月分の月数、そして補助率50パーセントを乗じた額から県の商工部門が支援する金額を差し引いた金額として、1施設当たり4,000円を支援することとしております。奄美市内でLPガスを使用している対象施設は3施設でございますので、合計1万2,000円を計上しているところでございます。

次に、公立保育所の今後補正という対応のことについて、同じように実施できないのかという御質問でございます。公立の施設におきましては、当初予算におきまして年間分の賄い材料費を予算計上していることから、昨年度と同様に入所児童数の推移や食材の高騰による影響などを見ながら、今後予算の不足が見込まれる場合には補正予算での対応を行い、保護者への増額分の負担は求めない方針とし、こちらにつきましては学校給食費についても同様の考えでございますので、御理解をお願いいたします。

なお、給食費に係る高騰分の事業費の見込額といたしましては、事前に配付した資料にも記載しておりますとおり、公立保育所4園で150万円、小・中学校33校で2,800万円程度を見込んでいるところでございます。以上でございます。

高齢者福祉課長補佐（古田英之君） 高齢者施設等食材費高騰対策支援事業についてお答えします。

高齢者施設等に対する市の支給額についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、本市の物価高騰影響額は利用者1人当たり1万1,500円としております。

次に、県の支援内容でございますが、入所系介護施設へは利用者1人当たり7,500円を支援することとなっております。このようなことから、本市の物価高騰影響額との差額分である利用者1人当たり4,000円を上乗せすることとしております。

県の制度では定額が支給される通所系介護施設については、入所系介護施設の半額となる2,000円を支援することとしております。また、県は有料老人ホームや養護老人ホームは支援の対象外としておりますが、本市といたしましては物価高騰による影響額1万1,500円を利用人数に応じ支援することとしております。

次に、議員お尋ねの有料老人ホーム、養護老人ホームについてでございますが、有料老人ホームにつきましては老人福祉法を根拠としており、高齢者の心身の健康を保ち、生活を安定させるため介護等サービスを提供する施設で、市内に7か所ございます。また、養護老人ホームは同じく老人福祉法を根拠

として、家族や住居の状況、経済的理由により居宅において生活することが困難な者が生活する施設で、市内に1か所ございます。いずれにいたしましても、介護保険施設と同様に高齢者の健康を保ち生活を支える施設でございます。以上です。

商工政策課長（喜納祐司君） それでは御質問にお答えいたします。

まず、令和5年3月6日から令和5年6月30日の期間で実施した第2弾くらし応援ほーらしゃ券の実績につきましてお答えいたします。

第2弾くらし応援ほーらしゃ券につきましては、発行総額3億円、換金率99.6パーセント、換金実績は2億9,879万5,500円となっております。経済波及効果についてでございますが、年度末から始まる新生活の準備期間に約3億円の商品券が市内経済の中で循環されたことは、コロナ禍や物価高騰における地域経済の活性化並びに市民生活の支援として一定の効果があったものと認識しております。

また、令和4年10月4日から令和5年1月31日の期間で実施したくらし応援ほーらしゃ券、いわゆる第1弾となります、の換金額は4億9,840万5,500円となり、合わせますと合計で7億9,720万1,000円が年末から年度末、年度初めまで継続して市内に循環されたことは、より地域経済の活性化並びに市民生活の支援に効果があったものと考えております。

次に、購入対象者の制限等についてでございます。購入対象者につきましては、紙の商品券、デジタル商品券ともに、これまで同様、販売事前申し込みの最終日時点で奄美市に住民登録のある奄美市民を対象といたしております。購入にあたっては1人につき5冊、2万5,000円分までを購入上限としています。

また、デジタル商品券の購入にあたっては、発行を予定する2万口を超える応募があった場合は抽選となりますが、抽選においては紙の商品券を購入していない方を優先して販売したいと考えております。

利用可能店舗につきましては、これまで実施しておりましたほーらしゃ券事業に登録している店舗に加え、事業実施期間に新たに加盟した店舗などに、引き続き事業参加の御協力をお願いし、また、新規店舗の加盟も呼びかけますことから、紙の商品券では同程度の店舗数になるのではないかと考えております。

デジタル商品券につきましては、委託事業者決定後に参加店舗の募集を行いますが、事業内容の丁寧な説明会などを開催し、紙の商品券が利用可能な店舗の皆様にも事業参加への御協力をお願いし、幅広く利用できるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、デジタル商品券が利用可能になる店舗という御質問でございますが、利用が可能となる店舗の条件につきましては、委託事業者決定後に具体的にお示しできるかと考えておりますが、店舗側が気軽に参加できるよう利用対象者が店舗でQRコードなどを読み取る方式を予定しており、加盟店側で特別な決済端末を導入する必要がない提案を求める予定でございますので、店舗側の費用はかからない見込みで考えております。以上です。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。後段のね、特にデジタルのほうは今度が初めてでございますから、ほとんどの自治体、やっているとありますので、ぜひその辺の具体的なことを学習をしてですね、この登録店舗に迷惑のかからないような在り方をしっかり進めていただきたいということは要望しておきたいと思っております。

最後になりますけれども、この新型コロナウイルス感染症緊急対策事業ということでもありますけれども、予算全体的なことで国庫支出金408万1,000円と一般財源、いわゆる財政調整基金の繰入金で2億2,515万5,000円となっておりますが、後もって国庫支出金等の歳入があるのではないかとというふうに考えますけれども、財政調整基金と財源の振替が行われるとすれば、その財源がいくらになる

のか、見積り予想額をお示しいただきたいというふうに思います。

それと、財政調整基金の現在の積立についてもお答えをいただきたいと思います。

以上で再々質問をし、私の質疑を終わらせていただきますけれども、御答弁よろしく願いをいたします。

財政課長（永田公洋君） それではお答えいたします。今回の新型コロナ緊急対策事業の補正予算につきましては、先ほどから申し上げますとおり、昨今のエネルギーや食料品価格等の物価高騰の厳しい状況、影響が続く中におきまして、市民生活の支援を目的に予算を計上させていただきました。このため、財源につきましては新型コロナ臨時交付金の中の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の活用を予定いたしております。同交付金につきましては、現在、国に交付申請中であり、交付決定後には財源の組替を行う予定でございます。同交付金の額につきましては、1億8,063万4,000円を見込んでおります。また、財政調整基金の現況につきましては、今回の補正予算の繰入れ後の金額につきましては、34億5,970万3,000円となります。以上でございます。

議長（西 公郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第42号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって令和5年第2回奄美市議会臨時会を閉会いたします。（午前10時10分）

_____ ○ _____

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 西 公郎

奄美市議会議員 関 誠之

奄美市議会議員 大迫 勝史

奄美市議会議員 竹山 耕平

会期・議事日程 付 議 事 件

令和5年第3回奄美市議会定例会議事日程

○令和5年8月21日 奄美市議会第3回定例会を招集した。

○会 期 32日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
9月4日	月	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（32日間） 3 議案第43号～52号(10件) 上程 説明 ※ 全員協議会（本会議終了後）
9月5日	火	本会議	1 一般質問 -奥（輝）議員，崎田議員，竹山議員，奥（晃）議員（質問順）
9月6日	水	本会議	1 一般質問 -幸多議員，永田議員，与議員，橋口議員（質問順）
9月7日	木	本会議	1 一般質問 -伊東議員，関議員（質問順）
9月8日	金	休 会	
9月9日	土	休 会	
9月10日	日	休 会	
9月11日	月	本会議	1 議案第43号～52号(10件) 上程 質疑 付託 ☆付託区分 { 総務企画－議案第51号，52号（2件） 文教厚生－議案第44号～48号（5件） 産業建設－議案第49号，50号（2件） 全委員会－議案第43号 令和5年度一般会計補正予算 （第6号）は，所管する各常任委員会に付託 ※ 請願・陳情付託報告 総務企画－陳情第2号 産業建設－請願第3号 ※ 全員協議会（本会議終了後）
9月12日	火	休 会	※ 午前9時30分～常任委員会審査（文教厚生）
9月13日	水	休 会	※ 午前9時30分～常任委員会審査（産業建設）
9月14日	木	休 会	※ 午前9時30分～常任委員会審査（総務企画）
9月15日	金	休 会	報告書整理・議案等調査
9月16日	土	休 会	
9月17日	日	休 会	
9月18日	月	休 会	敬老の日
9月19日	火	休 会	報告書整理・議案等調査
9月20日	水	本会議	1 議案第43号～52号(10件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 請願第3号(1件) 上程 報告 質疑 討論 採決 3 議案第53号～第62号(10件) 上程 説明 質疑 付託 ☆付託区分 { 一般会計決算等審査特別委員会 議案第53号（1件） 特別会計決算等審査特別委員会 議案第54号～議案第62号(9件)
9月21日	木	休 会	※令和4年度決算等審査特別委員会（一般・特別）
9月22日	金	休 会	※令和4年度決算等審査特別委員会（一般・特別）
9月23日	土	休 会	秋分の日
9月24日	日	休 会	
9月25日	月	休 会	※令和4年度決算等審査特別委員会（一般）
9月26日	火	休 会	※令和4年度決算等審査特別委員会（一般）
9月27日	水	休 会	報告書整理
9月28日	木	休 会	報告書整理
9月29日	金	休 会	報告書整理

令和５年第３回奄美市議会定例会議事日程

○令和５年８月21日 奄美市議会第３回定例会を招集した。

○会 期 32日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程						
9月30日	土	休 会							
10月1日	日	休 会							
10月2日	月	休 会	報告書整理						
10月3日	火	休 会	報告書整理						
10月4日	水	休 会	報告書整理						
10月5日	木	本会議	1	議案第53号(1件)	上程	報告	質疑	討論	採決
			2	議案第54号～62号(9件)	上程	報告	質疑	討論	採決
			3	議案第63号(1件)	上程	説明	質疑	討論	採決
			4	議案第64号, 65号(2件)	上程	説明	質疑	討論	採決
			5	閉会中の継続審査の申出について					
			※ 全員協議会（本会議終了後）						

○付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		出資法人の経営状況を説明する書類			
		専決処分の報告について (専決第11号 和解及び損害賠償の額を定めること について)			
		専決処分の報告について (専決第12号 和解及び損害賠償の額を定めること について)			
(1)	議案第43号	令和5年度奄美市一般会計補正予算(第6号)につ いて	R5.9.20	原案可決	全委員会
(2)	議案第44号	令和5年度奄美市国民健康保険事業特別会計補 正予算(第1号)について	R5.9.20	原案可決	文教厚生
(3)	議案第45号	令和5年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘 定特別会計補正予算(第2号)について	R5.9.20	原案可決	文教厚生
(4)	議案第46号	令和5年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)について	R5.9.20	原案可決	文教厚生
(5)	議案第47号	令和5年度奄美市介護保険事業特別会計補正予 算(第1号)について	R5.9.20	原案可決	文教厚生
(6)	議案第48号	令和5年度奄美市と畜場特別会計補正予算(第1 号)について	R5.9.20	原案可決	文教厚生
(7)	議案第49号	令和5年度奄美市水道事業会計補正予算(第1号) について	R5.9.20	原案可決	産業建設
(8)	議案第50号	令和5年度奄美市下水道事業会計補正予算(第1 号)について	R5.9.20	原案可決	産業建設
(9)	議案第51号	奄美市空き家等対策の推進に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	R5.9.20	原案可決	総務企画
(10)	議案第52号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公 共団体の名称の変更及び同組合規約の変更につ いて	R5.9.20	原案可決	総務企画
(11)	議案第53号	令和4年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定につ いて	R5.10.5	認定	一般会計決算 等審査特別委
(12)	議案第54号	令和4年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳 入歳出決算認定について	R5.10.5	認定	特別会計決算 等審査特別委
(13)	議案第55号	令和4年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘 定特別会計歳入歳出決算認定について	R5.10.5	認定	特別会計決算 等審査特別委
(14)	議案第56号	令和4年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算認定について	R5.10.5	認定	特別会計決算 等審査特別委
(15)	議案第57号	令和4年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳 出決算認定について	R5.10.5	認定	特別会計決算 等審査特別委
(16)	議案第58号	令和4年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決 算認定について	R5.10.5	認定	特別会計決算 等審査特別委
(17)	議案第59号	令和4年度と畜場特別会計歳入歳出決算認定につ いて	R5.10.5	認定	特別会計決算 等審査特別委
(18)	議案第60号	令和4年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳 出決算認定について	R5.10.5	認定	特別会計決算 等審査特別委
(19)	議案第61号	令和4年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決 算認定について	R5.10.5	原案可決 及び認定	特別会計決算 等審査特別委
(20)	議案第62号	令和4年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び 決算認定について	R5.10.5	原案可決 及び認定	特別会計決算 等審査特別委
(21)	議案第63号	令和5年度奄美市一般会計補正予算(第7号)につ いて	R5.10.5	原案可決	本会議
(22)	議案第64号	人権擁護委員候補者の推薦について	R5.10.5	同意	本会議
(23)	議案第65号	人権擁護委員候補者の推薦について	R5.10.5	同意	本会議
(24)	請願第3号	住民の命と財産、暮らしを守るため、急傾斜地崩壊 対策工事の早急な実施についてのお願い	R5.9.20	採択	産業建設

○付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(25)	陳情第2号	奄美群島を戦場にしないため、国に「平和外交」を求める陳情	R5.10.5	継続審査	総務企画

第3回定例会一般質問通告

9月5日（火）

◎無所属 奥 輝人

1 農業振興

（1）台風時における作物等の航空輸送について

- ①R4年第1回定例会及び第2回定例会において、台風時における作物等の航空輸送について、その後の経過について
- ②課題について
- ③平時におけるフライト農業の推進について
- ④国策（奄振予算活用）での対応について

（2）さとうきびの増産について

- ①きび“1”グランプリについて
- ②機械化一貫体系の確立・普及について
- ③栽培面積の拡大について

2 2050年・脱炭素社会に向けて

（1）再生可能エネルギーについて

- ①太陽光発電の普及について
- ②風力発電の新規設置について
- ③電気・電動自動車の普及について
- ④今後の奄美市の取り組みについて

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

（1）財政調整基金について

- ①あらためて伺う、財政調整基金の目的と基金積立額の目標額は。
- ②財政調整基金の確保は大きな課題だったと思うが、現在40億円となった基金の評価は。
- ③平成18年度の2億3,323万2千円から令和4年度の40億3,472万6千円と38億円、17.3倍へと増加した要因は何か、コロナ禍でも財政調整基金が増加している要因は何か。

（2）歴史的な物価高騰について

- ①緊急の物価高騰対策が講じられているが、奄美市合併後このような対策が講じら

れたことがあるか。

(3) 物価高騰が収まらないこの時期に行政が市民生活の困難さに追い打ちをかけるような公共料金（下水道料金）の値上げはやはり回避すべきだと思うが、市長の見解は。

(4) 市営住宅の住み替えについて

2 社会保障・福祉制度について

(1) 介護保険制度について

①第9期事業計画作成の進捗状況について

(2) 国民健康保険制度について

①現在の国保税額は所得に対して高いと思うが、当局の見解は。

(3) 補聴器助成制度の創設を。

(4) ヒアリンググループ活用状況と設置型について

◎自民党新政会 竹山 耕平

1 市長の政治姿勢について

(1) 6月20日に発生した局地的豪雨により住用町をはじめ大変な恐怖と緊張をもたらしたが、災害等被害状況について。また、防災対策として整備された住用排水機場の役割等について見解。

(2) 中心市街地への活性化対策が基本計画をもとに実施されてきたが、どのような街の変化がもたらされたか問う。

①実施した施策による成果、効果を数値で示せ。

②店舗の実態の変化、業種の変化、人や物の流れの変化、交通量・通行量の変化についての見解。

③この先の街並み景観・流れ等の更なる発展・活性化に向かうには、これまでも質問する子育て福祉複合施設計画やバスターミナル計画の早急な進展が大変重要な位置づけである。進捗について。

④行政が計画性をもって（施策・各目標値等）、更なる振興を進めるためにも、次期中心市街地活性化基本計画を作成し推進を図ることが重要と考えるが、見解を示せ。

(3) 国道58号線おがみ山バイパス（トンネル）

①前回も質問したが、進捗状況は。

②6月28日、真名津側で開催した住民説明会の内容について

(4) マングローブパークの今後について

①老朽化する施設の対応

②隣接する世界自然遺産センター間への連絡通路の整備

2 教育行政について

(1) タブレットの活用状況と I C T進捗状況

- ①活用状況（授業・持ち帰り宅習状況）
- ②子どもたちの理解度
- ③教員への支援対策状況

(2) 世界自然遺産（見込み）である地を認識・理解・教育するための教育へ取り組みや、金作原など現地の散策を取り入れた教育の実施（各学校の学習状況）

(3) ラグビー・サッカー場施設整備の実現に向け。

◎自民党新政会 奥 晃郎

1 自治会、集落活性化に向けての取り組み等について

- (1) 人口減少の歯止め対策をどう考え、対策を講じていくのか、その取り組みについてお尋ねします。
- (2) 集落、町内への出前講座の実績について
- (3) コミュニティ助成事業の実績について

2 防災対策について

- (1) 災害時の指定避難場所について

3 福祉行政について

- (1) 高齢者の認知症対策について
- (2) ひきこもり対策について

4 教育行政について

- (1) 奄美市の児童・生徒の全国学力テストの結果を踏まえて、学力を把握し、今後の指導改善に向けての取り組みについて
- (2) 中学校の休日の部活動を地域団体や民間事業者に委ねる地域移行を見据えた、部活運営指針を踏まえた奄美市の現状について
- (3) 給食費の無償化について
- (4) 奄美市の奨学金の現状と課題、今後の取り組みについて
- (5) シマユムタ（方言）の保存継承に向けての取り組みについて

9月6日（水）

◎チャレンジ奄美 幸多 拓磨

1 豪雨災害対策について

- (1) 本市における危険個所について

- ①線状降水帯の発生が全国各地において確認されておりますが、本市の大雨が降っ

た際の危険個所の把握，対策について。

② 2021年7月，26人が犠牲となった，静岡県熱海市で土石流による大規模災害が発生しました。本市において盛り土が行われた場所の現状，安全管理について。

③ 河川の氾濫防止の取り組みについて

④ 本市において開設された各避難所の現状について

2 海上物流について

(1) 台風時や波が荒れているときの物流への対策について

① 今回の台風6号での長期的な海上輸送の欠航を受けて，本市として今後どのように取り組んでいくのか。

② 物資が届かない，送れないことによる，持続可能に「かせぐ」地域づくりへの障壁について

3 福祉行政について

(1) 合理的配慮について

① 本市における合理的配慮の取り組みについて

4 カイガラムシ被害について

(1) 現在のカイガラムシ（CAS）の現状について

① 本市の被害の拡大現状，今の取り組み，今後すべき対応について

◎自民党新政会 永田 清裕

1 奄美市政について

(1) 市長の政治姿勢について

① 市長職2年間の総括

② 後半2年間の抱負を伺う。

(2) 副市長の政治姿勢について

① 副市長職1年間の総括

② 県職員の経験から奄美市政に活かしていることは。

③ 残り任期の抱負を伺う。

2 奄美市の最上位計画について

(1) 現在の進捗状況について

(2) 今後の奄美市の方向性について

3 防災・減災対策について

(1) 6月豪雨や8月の台風6号を受けて

① どういう検証を行ったのかを伺う。

② 市民の安心安全な暮らしに必要なだと思うことは。

◎公明党 与 勝広

1 市長の政治姿勢について

- (1) 血液備蓄所設置についての市長の見解
- (2) 職員登用は何を重視しているのか。
- (3) 財政健全化を重視した2023年度予算であるが、公共事業の在り方をどのように考えるのか。
- (4) 指定管理者制度における更新時インセンティブ付与導入について

2 市民生活について

- (1) つながる相談室の現況と実績
- (2) 生活保護世帯への冷房購入費用について
- (3) 永田墓地の使用者募集の現況について
- (4) 農業研究センター（共同作業場）について

3 住宅政策について

- (1) 市営住宅空き家待ち現況と住宅リフォームについて
 - ①住み替え申し込みの現状について

◎公明党 橋口 耕太郎

1 漁業者の漁業権についてと市民への周知について

- (1) 水協法の改正や水産資源の減少等で漁業経営が悪化し、漁協では組合員に対し賦金や漁場行使料の改定が今年度から始まった。その改定内容と市民への周知について見解を伺う。

2 道路、河川等の維持管理について

- (1) 国道、県道、市道の街路樹や植栽について、年に1回から多くて3回ほどの伐採や除草と認識している。そろそろメンテナンスが要らない方法を検討すべきと思うが、見解はいかがか。
- (2) 河川も同様に数年に1回程度実施していると認識している。道路よりも大掛かりな資機材が必要で、これについてもメンテナンスが要らない方法を検討すべきと思うが、見解はいかがか。

3 帯状疱疹ワクチン接種事業（仮称）について

- (1) 最近ではCMでもこの帯状疱疹についての周知とワクチン接種を促す放送がなされている。前回定例会から連続での質問だが、再度見解を伺う。

4 奄美市公式ライン（LINE）について

- (1) 現在の登録者数とどのような案内を発信しているか、主なものは何か伺う。また、

市民からの反応や意見があれば示してください。

- (2) 道路の危険箇所などを写真で市民から知らせる機能があると思うが、その実績や内容を示してください。

5 立神の観光資源化について

- (1) 名瀬港のシンボルである「立神」に行き、周遊したり登ったりする観光資源として利用することはできないか見解を伺う。

6 スケートボードパークの建設について

- (1) 本市でも一定数、競技人口はいると思うが、大阪府松原市などの取組が出来ないか見解を伺う。

9月7日（木）

◎自民党新政会 伊東 隆吉

1 奄美＝沖縄の交流について

- (1) 奄美、沖縄間の経済交流の現状について

- ① 2021年7月26日、奄美・沖縄世界自然遺産登録後の相互の経済交流の推移は。現況を問う。

- ② 遺産登録後、観光客の動向に何らかの変化が生じたのか問う。

- ③ 現在、奄美＝沖縄航空路線就航機材はRACによるATR42型、乗客48人のプロペラ機材であるが、今後の交流拡大に向けジェット機材の導入を要望すべきと考えるがいかがか。

2 奄美観光振興について

- (1) (一社) あまみ大島観光物産連盟、奄美大島観光協会、(一社) 奄美群島観光物産協会、商工会議所袖観光部会と、観光受入相談窓口が多岐にわたり分かりづらいと考えるが、効率的な組織の検討が必要と考えるがいかがか。

3 国道（住用城道路）について

- (1) 国道58号住用町城地区現道拡幅について

- ① 奄美市より鹿児島県塩田知事へ本年3月29日付で要望書の提出がされました。進捗を伺う。

4 教育（方言指導）について

- (1) 学校教育において方言指導について

- ① 方言指導の現状を伺う。

5 名瀬クリーンセンターについて

- (1) 名瀬クリーンセンター建て替えについて

- ① 現施設は竣工以来、26年経過している。昨年の9月議会の一般質問での当局の

答弁は、令和17年度供用開始を目指し準備を進めるとあったが、早める必要は考えられないか。

◎立憲民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢について

(1) 下記の制度政策に対する基本的考え方・取り組み状況と成果、今後の対応についてお答えください。

- ①住民参加のまちづくりについて
- ②生涯学習まちづくり都市宣言について
- ③効率的な行政運営の推進について
- ④新しい時代を創造する職員の能力開発について
- ⑤学校・地域での郷土教育推進による伝統と文化の継承について
- ⑥国際交流の推進（特にアジア圏との交流）について
- ⑦産業の活性化と地場産業の振興について
- ⑧地域特性に合った農業の振興について

2 住民の安全安心について

(1) 有事の際に住民の命と暮らしをどのように守るのかについて

①奄美市国民保護計画をどのように活かし、住民の命と暮らしを守るのかについてお答えください。

- ・図上訓練，実動訓練の進捗状況を含めお答えください。
- ・国・県・市が担うべきことも明確にお示しください。

3 危機管理について

(1) マリントウン土地第4次公募の現況と問題点

(2) タラソ開館に向けての取り組み状況について

第 3 回 定 例 会
令和 5 年 9 月 4 日
(第 1 日 目)

9月4日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	6 番	林 山 克 巳 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	竹 山 耕 平 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	崎 田 信 正 君
17 番	与 勝 広 君	18 番	西 公 郎 君
19 番	奥 輝 人 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	川 口 幸 義 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
総 務 課 長	向 井 渉 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	市 民 環 境 部 長	島 袋 修 君
保 健 福 祉 部 長	永 田 孝 一 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君	建 設 部 長	藤 原 俊 輔 君
上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君	教 育 部 長	大 庭 勝 利 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 野 早 苗 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田 忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川 治 君	議 事 係 主 査	坂 元 辰 徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。会議に先立ち、謹んで報告申し上げます。奄美市議会議員、和田霜析君が去る8月14日御逝去されました。誠に哀悼痛惜の極みに堪えません。ここに和田霜析君への御冥福を祈り、黙とうをささげたいと思います。全員御起立をお願いいたします。黙とう。

（黙とう）

お直りください。御協力ありがとうございました。

ただいまの出席議員は18名であります。会議は成立いたしました。

これから、令和5年第3回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります前に諸般の報告をいたします。

去る第2回定例会において採択されました陳情第1号 平松町自治会集会場建設についての陳情につきましては、当局に提出し、その処理状況につきましては、お手元に配付しました文書表のとおりであります。

次に、市長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人の経営状況を説明する書類の提出がありました。その内容は、お手元に配付しました資料のとおりであります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、崎田信正君、与 勝広君、奥 晃郎君の3名を指名いたします。

○

議長（西 公郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期をお手元に配付しました議事日程表のとおり、本日から10月5日までの32日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、今例例会の会期は、本日から10月5日までの32日間とすることに決定いたしました。

○

議長（西 公郎君） 日程第3、議案第43号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第6号）についてから、議案第52号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更についてまでの10件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。ただいま上程されました議案第43号から議案第52号までの提案理由を御説明いたします。

議案第43号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第6号）の主な内容につきまして、説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず、歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正におきましては、関係する費目に職員の人事配置及び時間外勤務手当の追加等に伴う人件費を計上いたしております。

総務費の総務管理費におきましては、防災行政無線の修繕に係る経費89万7,000円のほか、ほこらしや奄美音楽祭開催事業負担金148万9,000円を追加計上いたしております。

民生費の社会福祉費におきましては、人件費に係る繰出金として、介護保険事業特別会計繰出金2,210万5,000円を減額計上いたしております。

衛生費の保健衛生費におきましては、ハブこう傷患者療養扶助費として、23万2,000円を追加計上いたしております。

農林水産業費の農業費におきましては、新規就農者への経営開始資金600万円を追加計上するほか、糖業振興費におきましては、さとうきび生産振興対策協議会負担金100万円を新たに計上いたしております。

商工費におきましては、コワーキング施設を利用したワーケーションモニターツアーに係る補助金としてサテライトオフィス等利用促進事業補助金60万円を新たに計上いたしております。

土木費の住宅費におきましては、市営住宅の修繕に係る経費2,058万円のほか、屋上防水等の改修工事に係る経費として700万円を追加計上いたしております。

消防費におきましては、消火栓移設に係る水道事業への負担金として950万円を追加計上いたしております。

教育費の保健体育費におきましては、特別国民体育大会に関する鹿児島・佐賀エールプロジェクト交流事業の経費として123万円を追加計上するほか、名瀬運動公園ブルペン改修に係る経費として1,100万円、奄美体験交流館の避雷針工事費として263万8,000円を追加計上いたしております。

災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費におきましては、去る6月の豪雨災害及び8月の台風6号による農林水産業施設の災害復旧に要する経費として、1億5,342万円を追加計上し、土木施設災害復旧費におきましても、土木施設の災害復旧に要する経費として、2億6,130万円を追加計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

国庫支出金におきましては、公共土木施設災害復旧事業費負担金1億7,360万円を追加計上いたしております。

県支出金におきましては、新規就農者への経営開始資金補助金600万円のほか、国民体育大会関連の鹿児島・佐賀エールプロジェクト交流事業補助金82万円、林業施設災害復旧事業補助金7,531万円を追加計上いたしております。

寄附金におきましては、6月豪雨の災害復旧に対する企業からの寄附金20万円を追加計上いたしております。

繰入金におきましては、奄美音楽祭及びさとうきび生産振興対策協議会負担金の財源として、ふるさと応援基金繰入金248万9,000円を追加計上いたしております。

その他、各種事業の歳出予算に要する財源として、前年度剰余繰越金1億6,826万円7,000円、市債1億3,250万円を追加計上いたしております。

以上が主な内容であります。今回の補正で5億4,771万円を追加することにより、令和5年度奄美市一般会計予算の総額は、325億5,587万8,000円となります。

次に、第2表、地方債補正につきましては、事業の追加等に伴う限度額の変更を行うものでございます。

議案第44号 令和5年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

歳出につきましては、人事異動に伴い、各費目の人件費を増額計上いたしております。

また、特定健康診査・特定保健指導推進事業費におきましては、健康づくりポイント事業報償費を増額計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金において出産育児一時金臨時補助金及びシステム開発費等補助金を新たに計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1,135万4,000円の増額となり、令和5年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、51億3,157万8,000円となります。

議案第45号 令和5年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

歳出につきましては、人事異動に伴い、人件費を増額計上いたしております。

歳入につきましては、歳出に要する財源として、一般会計繰入金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ210万4,000円の増額となり、令和5年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は、3億1,561万3,000円となります。

議案第46号 令和5年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

歳出につきましては、総務費の総務管理費におきまして、人事異動に伴い、保健事業に係る人件費を減額計上いたしております。

歳入につきましては、歳出に係る財源といたしまして、後期高齢者医療広域連合委託料を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ99万2,000円の減額となり、令和5年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算の総額は5億8,562万6,000円となります。

議案第47号 令和5年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

歳出につきましては、総務費及び地域支援事業費におきまして、人事異動に伴い、各費目の人件費等を増額又は減額計上いたしております。

また、前年度の介護保険給付費等の確定に伴い、基金積立金及び諸支出金を増額計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金におきまして、歳出の補正相当額を負担割合にて計上いたしております。

また、前年度の実績に伴い、繰越金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ9,622万1,000円の増額となり、令和5年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は、54億6,136万円となります。

議案第48号 令和5年度奄美市と畜場特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

歳出につきましては、人事異動に伴い、人件費を減額計上いたしております。

歳入につきましては、人件費に係る一般会計繰入金を減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ300万円の減額となり、令和5年度奄美市と畜場特別会計予算の総額は、7億8,048万3,000円となります。

議案第49号 令和5年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

収益的支出につきましては、人事異動に伴う人件費の補正のほか、弁護士委任業務委託料や水道料金過誤納還付金を追加計上するなど、合わせて703万2,000円を減額計上いたしております。

資本的支出につきましては、人事異動に伴う人件費の補正のほか、工事請負費において真名津地区配水管布設工事、平地区水質計器整備工事並びに消火栓設置及び撤去工事を追加計上するなど、合わせて4,206万2,000円を増額計上いたしております。

また、資本的収入につきましては、工事請負費の補正に伴う企業債及び工事負担金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する7億9,166万9,000円は、損益勘定留保資金等で補てんいたします。

議案第50号 令和5年度奄美市下水道事業会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

収益的支出につきましては、人事異動に伴う人件費として533万4,000円を減額計上いたしております。

また、収益的収入につきましては、下水道料金改定の実施時期を半年間猶予したことに伴い、４，８８６万１，０００円を減額計上いたしております。

資本的支出につきましては、耐震補強工事に伴う経費５，０００万円を増額計上いたしております。

また、資本的収入につきましては、建設改良費の増額に伴う財源など、企業債及び補助金合わせて、５，１８０万円を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する７億３，４０８万４，０００円は、損益勘定留保資金等で補てんいたします。

議案第５１号 奄美市空き家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第５２号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更につきましては、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の「伊佐北始良環境管理組合」が、令和５年４月１日付けで「伊佐湧水環境管理組合」に名称変更したことに伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第２８６条第１項及び第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案第４３号から議案第５２号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

議長（西 公郎君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日午前９時３０分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前９時４７分）

第 3 回 定 例 会
令和 5 年 9 月 5 日
(第 2 日 目)

9月5日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	6 番	林 山 克 巳 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	竹 山 耕 平 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	崎 田 信 正 君
17 番	与 勝 広 君	18 番	西 公 郎 君
19 番	奥 輝 人 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	川 口 幸 義 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
総 務 課 長	向 井 涉 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	市 民 環 境 部 長	島 袋 修 君
国 保 年 金 課 長	久 保 和 代 君	世 界 自 然 遺 産 課 長	信 島 賢 誌 君
保 健 福 祉 部 長	永 田 孝 一 君	福 祉 事 務 所 長	石 神 康 郎 君
保 健 福 祉 部 参 事	島 名 博 美 君	福 祉 政 策 課 長	麻 井 庄 二 君
こ ども 未 来 課 長	畠 山 正 明 君	高 齢 者 福 祉 課 長	西 幸 一 郎 君
商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君	商 工 政 策 課 長	喜 納 祐 司 君
産 業 建 設 課 長	原 俊 三 君	農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君
農 林 水 産 課 長	俵 裕 樹 君	農 林 水 産 課 長 (笠 利)	川 畑 健 朗 君
建 設 部 長	藤 原 俊 輔 君	土 木 課 長	安 村 幸 一 郎 君

9月5日(2日目)

建築住宅課長	中山 哲史 君	上下水道部長	吉 郁也 君
下水道課長	岡江 康裕 君	教育部長	大庭 勝利 君
教育総務課長	畠山 成美 君	学校教育課長	小出水 明洋 君
学校教育課参事兼 学校給食センター所長	夜差 輝信 君	スポーツ推進課長	田 中 巖 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐野 早苗 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	池田 忠徳 君
主幹兼議事係長	押 川 治 君	議事係主査	坂元 辰徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は18名であります。会議は成立いたしました。これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自、持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次、質問を許可いたします。

最初に、無所属 奥 輝人君の発言を許可いたします。

19番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、そして、傍聴席で御覧の皆さん、すかんまんきや、うがみんしょうら。おはようございます。令和5年9月議会、一般質問、久しぶりに一番くじを引いて、一番目に登壇します、自由民主党所属、無所属の奥 輝人でございます。

あらかじめ通告しています質問をする前に、少々所見を述べたいと思います。

まず、先月に御逝去されました、和田霜析奄美市議会議員の御冥福を心よりお悔やみ申し上げます。突然の訃報を聞いたときに、本当にびっくりの驚きで、言葉にもならない深い悲しみと憤りを感じたところでありました。あんなにも元気だった彼。あんなにも活動的だった彼。また、議会活動に対する情熱感と責任感。そして、まだ50歳という若さ故に、突然にこんなことになるなんて、誰もが信じれない出来事であったかと思います。本人が一番に悔しがっているのではと痛感しております。これまで、議員として市政のために頑張ってきました。また、これからもさらに市政の発展のために頑張っていくと思っていただけに、本当に残念、無念の心境でならない。今はただただゆっくりと天国の地で休養しながら、残された家族をずっと見守ってほしいと願っております。

さて、話は変わり、第47回全国高等学校総合文化祭が7月の30日と8月1日に奄美文化センターで開催され、郷土芸能の発表会を見学しました。郷土芸能部門は、各地に伝わる神楽や民謡などの伝承と、伝承曲や作曲からなる和太鼓の、いわば二つの部門が合体した形で開催される部門であります。高校生たちが地域の郷土芸能を担い、新たな活動を通して伝承していく姿は、本当にすばらしく感じたところでありました。各高校の和太鼓の演奏は、高校生のバチさばきによる躍動感と太鼓の音色の迫力感がステージいっぱいに広がり、これって本当に高校生と思うほどに、プロ顔負けの演奏に本当に感動、感動の連続でありました。これからの次世代を担う高校生たちには、先人たちから受け継いできた郷土芸能をさらに発展させ、次の時代にしっかりと継承してつないでほしいと、そして、頑張ってもらいたいと思うところであります。

さて、私たち市議会議員の任期満了日は本年11月19日までとなっております。残された期間も、18名でしっかりと議員活動に努めていきたいと思います。

それでは、通告に準じて一般質問を行います。

1、農業振興。（1）台風時における作物等の航空輸送について。①令和4年第1回定例会及び第2回定例会において、同質問のその後の経過について伺いたいと思います。まず、7月の28日、午後3時にフィリピンの東で発生した台風6号について、その後、発達しながら北西に進み、7月31日から8月1日頃には暴風域を伴って沖縄や奄美地方南部付近に進み、その後、東シナ海を通り抜けて大陸方面に向かって行き、奄美から遠ざかっていくと予想していました。しかしながら、予想とは別に、8月1日と2日は沖縄県の宮古島や久米島方面で停滞をし、そして、8月5日から向きを真逆のV字ターンして、東寄りに進路を変え、奄美大島直撃のコースに入り、8月の5日、6日は暴風域となり、台風の

目にも入り、そのまま太平洋へと進み、奄美からまた遠ざかっていくと思いきや、次はL字ターンで北の方向に進路を変え、九州方面へ向かい、本島から遠ざかっていったところでありました。この台風の影響で海の便と空の便は欠航が続き、観光客や観光業に、そして、作物の島外出荷の停滞に、そして、島民の生活様式など、甚大な影響が出たのであります。さて、この奄美にとって台風は切っても切れない、毎年やってくる、それが常識であり、想定内の出来事であります。台風の始まりは初夏の6月頃から始まり、7月、8月、9月、10月、そして、11月頃まで続き、台風対策なしでは到底やっていけないのが、ここ奄美諸島を含む南西諸島であります。台風の常襲地帯でもあり、台風銀座であるこの奄美諸島だからこそ、台風対策が第一条件であります。さて、この台風6号の影響で、また、マンゴーの出荷と重なり、7月29日から船便が止まり、8月11日までの14日間、島外への出荷、輸送ができない状態となったのであります。その影響で、島外向けマンゴーの商品価値の低下や物腐れなど、奄美本島のマンゴー農家に、また、徳之島や離島のマンゴー農家に甚大な損失が出たのであります。さて、この状況を少しでも緩和できる方策として、航空輸送の手段であります。船便は欠航でも、飛行機は台風の接近の直前まで飛んでおり、今回は8月3日と4日は臨時便が飛んでいるのであります。外海離島における唯一の手段だと思います。さて、私は、台風時における作物等の航空輸送について、R4年第1回定例会及び第2回定例会の中で一般質問を行っていますが、その当時の市当局は、航空会社や国・県と協議し、この問題を検討していくと答弁しております。その後の経過について伺いたいと思います。

このあとは発言席で行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

農林水産部長（大山茂雄君） すかんまや、うがみんしょうら。奥議員の御質問に答弁申し上げます。前回の議員の御質問に対し、輸送コスト事業における基準額設定に関しましては、実績額等を基に算定されるため、実績額や需要に関する調査を行いながら、引き続き、国・県に要望してまいりたい等の御答弁を申し上げた次第でございます。その後の経過につきましてでございますが、奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業における航空便利用の基準単価設定に資するための国の実態調査等も、令和4年度に行われている状況ではございますが、マンゴーにつきましては、同事業の利用基準となる共同販売体制がごく僅かであることと、農家3戸以上の組合等は存在しないため、意向調査、把握ができていない状況でございます。また、本市の令和3年度のマンゴー生産量は約24.5トンで、そのうち、JAあまみの取り扱う共販量は令和3年度が215キロで、全体生産量の0.88パーセント、令和4年度は9キロで、全体生産量の0.037パーセントと、これまで低い実績で推移しており、ほとんどが個別販売の扱いでございます。このような状況下にあります。本年度におきましても、JAあまみの果樹部会等を通じて、同事業利用調整における要望の聞き取りや意向の掘り起こしに努め、今後、県担当課との折衝につなげてまいりたいと考えております。また、航空便での輸送拡充と推進につきましては、令和4年度中に、ある航空会社より、従来、航空路線の貨物室を利用した農産物の空輸について、前向きに検討している旨の御報告をいただき、大きな期待を寄せているところでございます。この航空会社とは情報共有を行いながら、必要に応じて連携を図っていく所存でございます。今後につきましても、引き続き航空会社をはじめ、各市町村及び広域事務組合などと連携をとりながら、農産物の安定した輸送支援につなげられるよう、県と要望活動を行っていく所存でございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

19番（奥 輝人君） 部長、ありがとうございます。この問題についてはですね、部長が今言われた、やっぱり共販の数が少ないと。やっぱりJAさんが、やっぱり共販で出荷しなければいけないと、そういった縛り、ルールもあります。ただですね、そこ辺りをどうにか緩和してですよ、個販でも、やっぱ

りこうやって航空便を利用していけるような体制づくりですよ。部長、これをずっと言っているんですよ。自分も思っているんですけども、やっぱりこの担い手農家を育成するためにも、やっぱりマンゴー農家を、やっぱり育成していくためにもですね、やっぱり、この奄美大島には認定農家という、そういった農家が存在しております。認定農家のそのメリットなどもですね、やっぱり生かしていかなければいけないとずっと言っているんですけども、ほとんどそれがまだ浸透されていないということで、本当、市当局、また、県当局の縛りの中では、個販は、個販についてはいけないと。やっぱり3名以上の団体だけしか、この農林水産物輸送コスト支援事業には乗っかれませんかという、そういうことはもう重々分かっておりますので、やはり今回の台風時で、マンゴー農家がどれだけまた損失を被ったのか、ほとんど分かっていないと思うんですけども、やっぱりすごい損失になっているんですよ。これ、2年前もですけども、2年前もこの台風が来たということで、こういう質問をしたんですけども、やはり何ら進展がありませんので。ただ、今、部長が言われた航空会社との、なんか、将来的な、なんか、前向きに今、取り組んでいると。その前向きに取り組んでいるというそういった姿勢は、本当、今後はそれを継続していかなければいけないのかなと思います。また、そうやって航空会社の問題。あと、この農家との問題。個販や共販等の問題ですね。そこら辺りをどうにかクリアをしてですね、やっぱりこの航空輸送。外海離島であって、飛行機は飛んでいるのに、なぜこの飛行機に載せられないのというのが、これ農家さん、これずっと言っている文言でありますので、そこら辺り、市長、やっぱり航空、フライト農業ですよ。そこら辺りをやっぱり真剣に今後は考えていかなければいけないと思います。また、徳之島のほうでもですね、やっぱり航空便をどうにか国策でやっていただきたいという、そういった要望も新聞紙上等でも出ておりますので。これ、この台風が本当、毎年やってくる、これは想定内でありますので、そういった想定内のことをちゃんとしっかりと受け止めて、農家の皆さんが繁栄できるように、マンゴー農家がそうやって育成されるような、やっぱり夢を持てるような、それがやっぱりフライト農業の今後の推進だと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

それではですね、次に、課題についてまでちょっと伺いたいと思います。今さっき、部長から言われた、航空会社からの前向きなこういった、これに対しての答弁が聞かれましたけれども、その航空会社としては何が課題なのか。先ほどちょっと述べていた、航空貨物とか、そういったいろいろなメンテナンスとか、いろいろあろうかと思いますが、JALのほうではいろいろ聞いていましたけれども、今、飛んでいるスカイマークですよ、あのジャンボ機。あれを活用する方法が、今、農家の方々もですね、なんで、スカイマークは1日2便飛んでいるがね、あれ、あのジャンボだったら輸送できるのではないのという、そういった話も聞かれますので、そこら辺り、再質も含めてですね、そうしたスカイマーク会社との、そういった事柄、内容など、今後どのように努めていくのか、そういった課題など、ちょっとまた聞きたいと思ひます。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、航空会社からの課題について答弁いたします。台風時の旅客便での輸送について、航空会社から優先度につきましては、1番目に搭乗のお客様、2番目に郵便物、3番目に生鮮品や貴重品等の貨物、最後にその他の貨物となっておりますと、令和4年第2回定例会で御答弁を申し上げたところであり、現在もその認識は変わっておりません。台風時の災害により、物流の滞りや航空便の欠航が生じている場合には、さらにこの条件が厳しく適用されるものと推察されるため、現状では短期における一時的な農産物への輸送への特別な配慮ということは難しいものと認識しております。なお、航空会社から、奄美空港の保冷库、冷蔵設備導入や輸送車両を管理しておくスペースの確保などが課題として挙げられております。以上です。

19番（奥 輝人君） 分かりました。一応、自分も調査した結果はですね、やっぱり鹿児島へ向かうそういった飛行機の便数については、JALが1日8便、スカイマークは2便ということで、合計10便

も飛んでおります。そういった中で、台風時のときも飛んでおりますので、もうこれ、2年前からずっとそういった同じことの質問になるのかなと思いますけれども、ぜひですね、このスカイマークさんをごに利用できるように対策、とってもらえたらなと思います。ジャンボであれば、航空貨物とかも結構積むこともできるという話も、情報聞いておりますので、どうか、スカイマークさんとの、また、交渉などをしていただきたいと思います。部長、よろしくお願いいたします。

それじゃ、③番目のですね、今度はもう台風時ではなくてですね、今度は平時で行いたいと思います。平時、通常ですね。平時、通常におけるフライト農業の推進について、伺いたいと思います。この台風時期の一時的な短期間での航空輸送が厳しいのであればですよ、今度はもう平時、つまり、もう通常での航空輸送を推進するほうがベストなのかなと、私はもう思います。航空会社としても、もう利便性も出るのではと私なりに思うのであります。現在ですけれども、水産物のクルマエビと海ブドウはちゃんとした航空輸送で、関東、関西のほうに、ジャンボ機ですね、輸送しているんですよ。この仕組みを利用してですよ、今、この夏場のマンゴーなり、あとパッションフルーツですよ、あとバナナ系統とかも、結構栽培が盛んになってきておりますので、これからは本当、通常のときのフライト農業の推進が本当肝要だと私は思いますので、そこら辺の見解について伺いたいと思います。

農林水産部長（大山茂雄君） 議員御案内のフライト農業につきましては、航空機が運ぶことに適した品目として、重量が軽く、かつ、単価の高い品目を選定、栽培することが肝要と言われております。現在、航空輸送しているのが、水産物のクルマエビと海ブドウに限られていますが、漁業者からの要望や、特に鮮度を保つ必要がある品目ということで選定されていると考えているところです。マンゴーを含め、果樹全体の航空輸送につきましては、共販体制の拡充・拡大や、現状の輸送コスト支援事業の利用の条件となる、家計を別とする農家3戸以上の組合の設立がされていないなどの障壁となる案件も多く存在するため、今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。今後に向けて、外海離島に位置する奄美大島では、航空輸送の必要性に関する議論、検討は非常に重要なことと認識しておりますので、引き続き関係市町村などと連携を図りながら、農作物の安定した輸送支援につなげられるよう、検討及び要望活動を行っていく所存でございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

19番（奥 輝人君） よく理解できました。やはり、この外海離島で、やはりこういった奄美空港がありながら、本当にフライト農業が推進されていない。これは、奄美空港が昭和の60年に開港してから、もう自分も63年に帰ってきたんですけども、もうその頃からですね、フライト農業、フライト農業というのが叫ばれていたんですよ。しかし、今日までなんらフライト農業は全然推進されていないくて、今頃になってなんでフライト農業って思われるかもしれないけれども、これは長年の農家さんの夢でもあったんですよ、フライト農業は。それが、全然推進されていない。奄美空港がありながら、本当、言えば、宝の持ち腐れですよ、これ。農家にとってみたら。こんなに、今、気候変動で、温暖化などで台風がもう毎年必ず来る。こういった障害を避けるためにはですよ、やはりこういったフライト農業をやっぱり推進していかなければいけないと思います。また、そういった果樹農家、また、マンゴー農家や、そういったパッションフルーツ農家などの士気にも関わってきますので、どうにか国のほうにも強く強くですよ、やっぱり要望していかなければいけないのかなと私は思っております。奄振予算委員会の中でもですね、フライト農業のことについては、ぜひ、一番目の一丁目ということで掲げていると思いますけれども、やはり、奄美の農業を今後また発展させるためには、やっぱりフライト農業は第一の条件、関門だと思っておりますので、ぜひ力を入れてですね、取り組んでもらいたいと思います。

それとですね、次になりますけれども、国策ですよ。④番の奄振予算での対応についてですけども、今、やっぱり輸送コスト支援事業が、今、推進されております。その中で、やっぱり船便だけしかやっていないというのが、本当、寂しいのかなと思います。この船便の中で、やっぱりキロ単価も、こうやって、標準単価も決まっていますけれども、これをですね、やっぱり航空という名目も入れてです

よ、いかなければいけないのかなと思います。航空の場合はキロ単価120円とか、船便よりも本当、5倍、6倍のそういった手数料、輸送コストがかさみますので、農家の皆さんはそこら辺り、やっぱり安くて輸送できるということで船便を利用していますけれども、この船便とこの航空輸送の差額分などをですね、こういった奄振予算の中の、この輸送コスト支援事業から捻出したりして、そういった知恵を出しながらやっていただきたいと思うんですけれども、この予算が足りないとか、そういった場面も出てくるといいますけれども、そこら辺り、奄振予算の活用について、どのように考えているのかを伺いたいと思います。

市長（安田壮平君） おはようございます。奥議員の御質問にお答えします。先日の台風6号に関連して、長期にわたり航空便、船舶の欠航が余儀なくされ、多くの皆様の生活に不便と支障をきたしたところ です。改めて、市民、島民の皆様に御慰労とお見舞いを申し上げますとともに、長期間に及ぶ台風への対応をされた皆様方に改めて感謝を申し上げます。また、鹿児島総文開催の時期と重なったことにより、来島された約1,000人の高校生も、体験したことがないような台風に大きな不安を感じたことと存じます。本市におきましても、風雨の状況を見ながら施設を無料開放し、高校生たちに少しでもリフレッシュしてもらえよう努めるとともに、特産のマンゴーを市内に宿泊した高校生に贈呈させていただきました。台風の中で、島の夏の味覚を味わっていただくことで大変喜ばれたとの御報告をいただいております。このマンゴーにつきましても、島外へ出荷できずにいたところでございました。私どもからは急遽の要請となりましたが、JAあまみをはじめ、関係各位の迅速な御対応により、高校生たちに早期の提供が実現できたところであり、このことに関しましても、改めて関係各位に感謝を申し上げます。

さて、御質問の台風時における作物等の航空輸送につきましては、現在取り組んでおります奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業におきましても、船舶が欠航した場合には、緊急時に農産物を航空輸送することは認めておりますが、議員御指摘のとおり、航空便を利用した場合であっても、船便利用相当額で補助金額が積算、精算されることなどの制度活用の要件や、搭乗客増加に比例して増加する搭載貨物との調整などの課題があることなどは、これまでもお答えしてきたとおりでございます。これは、御案内のとおり奄美群島振興交付金の中でですね、捻出をさせていただいております。この交付金につきましても、農林水産物輸送コスト支援だけでなく、航路航空路の運賃低減含め、あとまた各市町村で取り組む様々な事業に活用されていまして、そのニーズが高まっている中でですね、この額の確保というのが、また一つ大きな課題となっているところです。しかしながら一方で、先般示されました奄美群島振興開発審議会による奄美群島の振興開発についての意見具申においても、奄美群島の現状と振興開発の意義の項目において、激甚化、頻発化する台風や豪雨の影響により、住民生活、産業の命綱である海上輸送についても欠航、抜港が増え、生活物資の供給途絶や農水産物の島外への出荷停滞が1週間以上続く場合があるなど、災害に起因する生活、産業上の不利益も見過ごすことはできないと、明確に御指摘をいただいているところです。今後、法改正の議論と併せて、こういった奄振審議会の重要な御指摘への対応についても検討されていくものと存じます。引き続き、国・県及び奄美群島12市町村が連携しながら、よりよい制度の実現に努めてまいりたいと思いますので、御理解のほどお願いいたします。

19番（奥 輝人君） 市長、ありがとうございました。はい、今の、やっぱり答弁も、自分もう重々分かっていまして、やっぱりこの先のことをどうにかやっぱりやっていくのが、我々やっぱり政治家の務めだと思いますので、やっぱりこのフライト農業ですよね、それをどうにか実現できるような体制づくりまで、一応持っていきたいと思いますので、どうか今後とも御協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

それとですね、今、市長が言われたようにですね、マンゴーですよね。そうやって売れ残りっていう

か、島外に出せないマンゴーなどは、本当、中央青果などにも出荷されまして、やっぱりもう値崩れですよね。そこら辺りもちょっと聞いていますけれども、また、市長が言われた高校生へのそういったおもてなしの品ということで、即売会などもしながらですね、この奄美だけでなく、徳之島のほうでも、もうどこにも出荷できないと。もう出荷できないのであれば、この役場の中でもいいから、即売会をしてでも、1円でも10円でも、やっぱりもうお金が取りたいと、捨てるのはもったいないという農家さんの意見があつて、そうやって即売会などをしながら、マンゴーの農家さんも、どうにか、ちょっと励みになったのかなと思います。今後はそういったことが本当、極力ないような体制づくりが本当必要だと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それで、一応、再質の中で、名瀬中央青果のこのマンゴーの、台風が来る前と台風の、来た、その中間辺りですよね。その単価などはどのようになっているのかを伺いたいと思います。

農林水産部長（大山茂雄君） 平常時の名瀬中央青果市場のマンゴーの単価でございますが、平均で2,240円。それで今回、7月31日から8月10日までの7日間、この台風時の対応のときなんですけれども、この平均が942円、キログラムですね。それと、1日平均が553キログラムで、通常時と比較して42パーセントになっております。以上です。

19番（奥 輝人君） 分かりました。やはり、もうマンゴーもですね、本来であれば、今、部長が言われたように、1キロ単価で、2,400、2,240円ですか。それぐらいが常時取れるのに、やっぱりこの影響で、もう中央青果もパンクしてしまい、また、そうやってマンゴーのはけ先がないということになれば、本当にもう値崩れしまして、942円まで下がると。もう、半値以下、半分以上になんですよね、半分以上。そこ辺りがやっぱり農家の皆さんの気の毒なところなんです。本来はもう2,400円取れるのが、この半値以下となった場合の、もう所得の向上にもつながらないという実態もありますので、ぜひですね、そういった農家の士気が落ちないように、今後とも取り組んでもらいたいと思います。この件については、もう本当、2年前も同じような質問したかと思いますが、また来年もこうやって台風が来るかもしれません。これはもう、自然災害でありますので、来たら来たで、またこういう質問になるのは、自分としてもちょっともうやめてくれよという、これ、農家の意見でありますので、もうこんな質問はやめて、本当、外海離島のフライト農業が推進されましたよという、そういった答弁が聞かれるような、来年度以降ですよ、それぐらいに持っていかなければ、奄美のマンゴー農家とか果樹農家は育成されていきませんので、そこら辺りを念頭に置きながら、政治の力でまた頑張ってください。ということで、市長、よろしくお願いいたします。この件については、もう以上で終わりたいと思います。

次にですね、（2）番のサトウキビの増産についてであります。①キビ“1”グランプリについてあります。サトウキビの総会が最近ありましてですね、このキビ“1”グランプリの件が掲載されておりました。このキビ“1”グランプリとはどのような取組をされるのか。島内と、また群島内もありますけれども、この時期とか、そういったもろもろの内容等が分かればですね、伺いたいと思います。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、議員御案内のキビ“1”グランプリにつきましては、奄美群島の各市町村、JAあまみ、製糖会社、大島支庁で組織されております奄美群島糖業振興会が、初めての取組として、今年度、計画しております。本取組に関しては、各島のサトウキビ生産者の減少、高齢化が進む中、次世代を担う若い生産者の生産意欲向上を図り、参加者の取組内容やサトウキビの魅力を外部に発信し、サトウキビの生産振興に資するという目的で開催いたします。参加資格が、50歳未満の生産者で、かつ3作以上の生産実績がある者が対象で、書類による一次審査と、参加者自身のサトウキビ栽培の取組や、サトウキビの魅力を発表する二次審査を行い、上位の者を表彰する計画でございます。今月の13日に大島支庁にて担当者会議を開催して、その内容を検討を行う予定でございます。以

上です。

19番（奥 輝人君） よく分かりました。本当、奄美群島内ではサトウキビが基幹作物ということでもありますので、こういったキビ“1”グランプリを開催することによってですよ、また、そのサトウキビの増産とか、士気も高まっていったり、やっぱりこういった収穫面積の拡大、また、担い手農家の拡大などが図られるような、そういった大会になれば、本当、いいのかなと私も思いますので、これは応援していきたいと私も思います。

それじゃですね、②番目の機械化一貫体系の確立、普及について伺いたいと思います。現在ですね、サトウキビの大規模化を目指していく上で、また、大規模農家を育成していく上ではですね、この機械化一貫体系の確立、普及については、本当、必要不可欠な事業であります。植付けから収穫まで、全ての工程において機械化が図られ、サトウキビの増産に拍車がかかると言っても過言ではありません。現在、奄美市において、サトウキビ受託組合が全ての機械化を保有し、推進をしております。個人の農家においてもですね、国や県の補助事業を活用し、機械化一貫体系の確立、普及に努めている農家も、徐々にではありますけれども、増えている現状であります。これからの機械化一貫体系の確立、普及について、どのような見解を持っているのかを伺いたいと思います。

農林水産部長（大山茂雄君） 議員御案内のとおり、本市では高齢化に伴い、農家戸数が減少する中、生産量を確保するために、大規模化が進んでおり、サトウキビ栽培で行う植付け、防除、防草、収穫を機械で行う一貫体系の確立が不可欠でございます。本市の現状といたしましては、議員が先ほど申しました、奄美市サトウキビ受託組合の1組織が、植付けから収穫まで受託作業を行っております。また、受託作業を行っていない一貫体系の団体が1団体であり、本市が1組織1団体が機械化一貫体系でサトウキビ栽培を行っております。今後の普及につきましては、規模拡大農家を中心に、補助事業や制度資金等を活用した機械導入を推進するとともに、高齢化等による労働力不足を解消するために、新規受託組織の育成も進めてまいりたいと考えているところでございますので、御理解のほどよろしく申し上げます。以上です。

19番（奥 輝人君） よく分かりました。今後はですね、やっぱりサトウキビも、やっぱりスマート農業なんですよ。やっぱり機械化を利用しながら、ほとんど機械化で収穫できる体制を、今後、つくっていかねばいけないと思いますので、本当、人手不足もこの農業、このサトウキビの農家には、もう本当、深刻な問題となっております。本当、10年後、20年後、考えたときに、本当、今の70代、60代、70代、80代の方がもう離農していくと。そうしたときに、サトウキビをやっている、そういった今の30代から50代の青壮年団なんか、本当に若干少ないんですけれども、そこら辺りをやっぱり育成するためには、本当、スマート農業などの、そういった国や県の事業を導入しながら、農家の皆さんのそういった声に反映できるような、そういったスマート農業も推進をしていただきたいなと思いますので、部長、よろしく願いをしたいと思います。

その中でですね、再質になりますけれども、機械化を一貫体系化するためには、本当、大型機械を買うということで、投資が必要であります。その場合も、やはり組合組織ですよ、3名以上のそういった組合をつくらなければ、そういった縛りがあって、それがなければ、こういったハーベスターとか、そういう収穫機械、いろいろな大型機械を、トラクターでも取れないんですけれども、そこら辺り、自分たちも農家も分かっていることでもありますので、その反面、やっぱりこういった中型の農機具とか小型農機とかに対してですね、やっぱりこういった奄美市からの、そういった、何らかの個人で取れるような補助などもあれば、農家も今後助かるのかなという意見もありますので、そこら辺りはどのように考えているのか、ちょっと聞きたいと思います。

農林水産部長（大山茂雄君） 議員御案内のとおり、機械化一貫体系を行うための機械導入には多額の費用を要している現状でございます。現在、サトウキビに係る機械導入につきましては、国・県の事業により導入を図っているところですが、個人導入ができる補助事業の創設につきましては、現時点では大変困難な状況でございます。いずれにいたしても、今後も引き続き、国・県の機械導入事業を活用した機械化に向けて取組を行うとともに、個人で機械導入ができる事業につきましても、関係機関と密に連絡し、国・県等へ働きかけてまいりたいと存じますので、御理解のほどよろしく申し上げます。以上です。

19番（奥 輝人君） よく分かりました。本当、部長、やっぱり個人で導入できるというのが、本当、魅力化でもありますので、農家としては。やっぱり、3名組織をつくったときには、一本化のそういった通帳とか、そういったいろんな細々したことがちょっとありまして、嫌う農家もいますので、やっぱり個人導入が、本当、優先的に考えていかなければいけない、もう、今は時期に来ているのかなと私も思いますので、そこら辺りもですね、国や県に対しての、個人でもですけども、例えばですけども、畜産のクラスター事業ですよ。あれ、協議会でやっていますので、そういった協議会ですよ。できれば、仮想でありますけれども、サトウキビクラスター協議会とか、そういった協議会を決めて、その中に、枠の中に予算を入れて、予算を組んで、その農家さんがこの機械が欲しいとか、そういった仕組みづくりも一つあるのかなと思います。それもですね、先般、大島支庁の農林水産部長とも協議したんですけれども、いや、そういうことも、協議会をつくって、これ、サトウキビの協議会をつくってですね、そういった機械が導入できるような、そういったシステムをできる可能性は高いですよという話も聞きましたので、サトウキビのそういったクラスター協議会、そういったものも、今後見つめながら、個人導入っていう形じゃないんですけれども、やっぱり協議会に入ったら取れますので、畜産クラスター事業を参考にしながらですよ、そこら辺りもちょっと知恵を出しながら取り組んでいただきたいなと思います。これは要望として挙げたいと思います。

それではですね、栽培面積の拡大についてまで伺いたいと思います。サトウキビの3万トン台確保についてはですね、もうR7年期に、あと2年後になりますけれども、3万トン台確保の計画がもう示されております。これは、前回の6月議会の中でも、部長のほうから、R7年には3万トン台を確保できるような、そういった計画も示されていたので、その中でですね、やはり収穫面積の拡大と反収のアップが、本当、カギになるかと思います。儲かるサトウキビ経営となれば、やっぱり反収のアップですよ。やっぱり反収アップをしなければいけないというのが、農家も分かっておりますので、そこら辺りを勘案しつつなんですけれども、今年度の収穫面積と、今夏の新植までの栽培面積ですね、栽培面積までちょっと伺いたいと思います。

農林水産部長（大山茂雄君） 議員御案内の夏植えは、植付けから収穫まで1年半かかることから、植え付けた年度は新植夏植と言い、植え付けた年度の栽培面積に足されます。御質問の栽培面積につきましては、今年度、令和5年度の収穫面積は、富国製糖管内で534ヘクタール、次年度に収穫する夏植え、これを新植夏植えと申しますが、植付け面積が70ヘクタールで栽培面積は604ヘクタールの予定でございます。以上です。

19番（奥 輝人君） 分かりました。やはりサトウキビも、やっぱり増産、増産ということで、今、いろいろな、奄美市から、また、県からですね、農家の皆さんには補助をしながら、肥料代の補助とか、除草剤の補助とか、また、耕運に対する機械を借りたときの耕運に対するロータリーの補助など、本当、いろいろな面で農家さんのほうに支援をしているのは、もう本当、農家さんはありがたいということで承っておりますので、今後はですね、やっぱりそういった収穫面積もさることながら、栽培面積をどうにか拡大してもらいたいなという思いがあります。この栽培面積も、今言われた、部長、夏植えで

70ヘクタールですよ。今、答弁の中では。過去においては、この夏植えの面積だけでもですよ、110ヘクタールとか、そういった時期がありました。これは平成の初期から平成20年頃までは、そういった時期がありましたけれども、やっぱりだんだんと減ってきているのが、この夏植えの栽培面積なんです。やっぱり栽培面積も増やさなければは、本当、3万トン台というのは、部長、本当、かなり厳しくなると思いますよ。これも答弁はいりませんけれども、やはりこの栽培面積、あと、人手不足なども解消しながら、この基幹作物でありますサトウキビをやっぱり守っていくためにも、部長、また頑張っていきましょう。そういうことで、サトウキビ関係についてはこれで終わりたいと思います。

次にですね、大きな2番の2050年、脱炭素社会に向けて。（1）再生可能エネルギーについて。
①太陽光発電の普及についてを伺いたいと思います。国、政府は2050年までに地球温暖化の原因となる代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量をゼロにする取組を推進すると掲げております。これは、地球温暖化の加速を受けて、世界全体で脱炭素に向けた取組が、今、推進されております。その中でですね、奄美市での各家庭での太陽光発電の普及率など、今現在、どのような状態であるのか。そして、今後、この太陽光発電の普及について、どのように進めていこうと考えているのかを伺いたいと思います。

市民環境部長（島袋 修君） おはようございます。議員御質問の本市における太陽光発電の普及率につきましては、平成30年に実施されました住宅・土地統計調査におきまして、本市で抽出された調査区内の住宅1万8,970戸のうち、太陽光を利用した発電機器が設置されている住宅は270戸で、全体の1.4パーセントという結果でございました。同様の数値について、全国では4.1パーセント、鹿児島県では6.3パーセントとなっており、県内の他自治体で普及率が高い自治体としては、さつま町が10.3パーセント、出水市や霧島市が9.8パーセント、普及率が低い自治体としては、垂水市が2.5パーセント、西之表市が4.1パーセント、鹿児島市が4.5パーセントという結果となっております。本調査は5年ごとに実施されており、本年、令和5年に最新の調査を予定しているところでございますが、平成30年の調査結果からは、本市における太陽光発電の普及率が低い状況であると言えます。現在、本市におきましては、地球温暖化対策法に基づく実行計画事務事業編の改訂と、区域施策編の策定作業に、今年度から取り組んでおり、世界自然遺産活用プラットフォームにおいて、公民連携で協議を始めたところでございます。このプラットフォームにおいて、太陽光発電普及率の低い状況を指摘されたところでもあります。現在、策定作業を進めている実行計画の市民向けアンケートにおきまして、本市への要望等を自由に記載していただく項目を設け、まずは普及が進まない原因を把握し、実行計画方針や計画策定後の施策に反映することで、太陽光発電の普及につなげてまいりたいと考えております。以上です。

19番（奥 輝人君） よく分かりました。本当、国連でもですね、今の世界の地球温暖化が、今はもう地球沸騰化と、沸騰化の時代に入ったという文言まで歩き回っています。これは何を意味するかといいますと、私たちが作っている作物も同様なんです。もうマンゴーでもバナナでもなんですけれども、今、埼玉県とか関東方面においては、ネギですね、ネギ、トウモロコシなどが、やっぱり40度、39度の温度で、もう深ネギなんかはもう根腐れだと、根の中で腐れていくと。また、トウモロコシにおいても、成長がもう止まってしまって、きれいなトウモロコシになるんじゃなくて、丸まった、もう短くて、本来ならばきれいなトウモロコシなんだけれども、それがもう、丸まったものと傷物みたいな感じの太ったトウモロコシになって、商品価値がもう下がっていると。そういったことが今起きているものだから、この脱炭素社会に向けての質問をしているんですけれども、今後はですね、やはりこの太陽光発電、今、部長が言われた、奄美市においては1.4パーセントと言っていましたよね。270戸で、奄美市で1.4パーセント、まだまだ低いなと思います。太陽光を自分たちも導入したときは、平成の20年ぐらいに、そのときは入れたんですけれども、そのときは国の補助とか、市の補助もあったかと

思いますけれども、それで自分も導入した経緯があります。これから、そのときからだんだんと増えていくのかなと思っていたんですけれども、まだ1.4パーセントですか、これ、本当、低いなと思っています。やはり太陽光を普及させるためには、やっぱり高額な品物でありますので、やっぱりそういった国の事業とか、あと、県の事業など、予算を確保しながらですね、家庭の中に、やっぱり少しでも負担が軽減されるような、太陽光の設置などに、そうやって前向きに取り組んでもらえたらなと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。この件については、以上で終わりたいと思います。

次にですね、この②風力発電の新規設置について伺いたいと思います。現在なんですけれども、奄美市の大熊町の上のゴルフカントリーの近くに風力発電機が1基、設置をされております。あれは、本当、民間がやりましたけれども、今後ですけれども、あのような風力発電の新規設置などについて、どのように考えているのかを聞きたいと思います。

市民環境部長（島袋 修君） 議員御指摘の風力発電機につきましては、平成19年度に奄美大島風力発電株式会社として、本市と民間企業の出資によって設立され、平成21年度から奄美カントリークラブ隣接地にて、売電事業を実施しているところであります。奄美大島において、太陽光発電、水力発電とともに、再生可能エネルギー源の一翼を担っている風力発電でございますが、離島という、電力系統規模が小さい環境におきましては、これらの再生可能エネルギーと火力発電による供給側と、電気を消費する需要側とのバランスが、本土と比較した場合に、とても、大変重要であります。より質の良い電力供給を維持するためには、安定的な電力供給が可能な再生可能エネルギーを導入する必要性があり、併せて、その導入におきましては、議員御指摘のとおり、民間資本やノウハウを活用することが重要となっております。現在、実行計画策定におきましても、プラットフォームの公民連携を活用しながら、その方向で議論がなされていくと想定しておりますので、風力発電に限らず、様々な可能性を探りながら、本市のカーボンニュートラルにつなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

19番（奥 輝人君） 分かりました。本当、この風力発電の1基の容量なんですけれども、当時の容量ではですね、約550万kwh、電力は発せられるということでありました。そしてですね、年間において約1,400世帯分が賄えるということも説明を受けております。やはり、この風力発電の新規設置については、今、部長が言われたプラットフォームの中でも、やっぱり民間との連携をしながら、あれを1基だけじゃなくて、今後もまた増設できるような、そういった仕組みづくりも考えなければいけないのかなと思います。やっぱり再生可能エネルギーでありますので、二酸化炭素はもう出さない、そういった、これが風力発電が、そういったのに適されておりますので、また、奄美としても、風もありますので、この1基だけで本当済まされないのかなと私は思っておりますので、今後、増設に向けて、このプラットフォームの中でも大いに議論をしていただいて、民間との競合、共栄で、推進されてほしいなと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

次にですね、③番目の電気、電動自動車の普及についてを伺いたいと思います。現在の状況について、この奄美本島内、また、奄美市においてですけれども、この電気、電動自動車の普及についての普及はどのようなのか。また、その課題について、何が課題なのか。そこら辺りまで、部長、よろしくお願いいたしますと思います。

市民環境部長（島袋 修君） 本市における電気自動車の普及に関しては、市区町村別の統計データがございませんので、詳細な数については把握はできないところであります。一般社団法人次世代自動車振興センターが、電気自動車購入補助金交付数を都道府県別に公表しております。その中で、2009年から2021年までの交付件数を、各都道府県人口で割った人口1,000人当たりの交付件数を算出いたしております。鹿児島県は1.34件となっており、全国の数値は1.31件。沖縄県は0.91件と、鹿児島県全体では全国平均以上の交付実績があると言えます。一方で、統計データとは異なりま

すが、EVスマートという民間事業者が運用している電気自動車ユーザー向けの普通・急速充電設備が検索できるホームページによりますと、誰もが利用できる充電設備は本市にはなく、鹿児島市に66、屋久島町に15などと比較すると、本市の電気自動車充電環境が脆弱であるということから、本市の電気自動車の普及率も決して高くはないことが推測されるところであります。本市の公用車におきましては、電気自動車2台、ハイブリッド車5台、低公害車70台と、充電設備は名瀬と住用庁舎内に2か所整備されているところではありますが、民間の電気自動車の普及が進まない課題といたしましては、充電設備が整っていないことや、電気自動車そのものが依然として高価であることなどが要因であると考えております。この点に関しまして、本市のカーボンニュートラルにおいてポイントになってくると想定されますので、本市実行計画策定のための公民連携によるプラットフォームの中で、民間資本やノウハウの活用を議論してまいりたいと考えております。以上でございます。

19番（奥 輝人君） よく分かりました。一応、課題は、やっぱり電動自動車については、充電設備が完全にされていないというのが、やっぱり最大の課題であると思います。本当、奄美大島は世界自然遺産にも登録されていますので、今後はこういった電動自動車なども普及が、本当、推進されればいいのかと私は思います。やっぱり二酸化炭素を出さない、そういったクリーンなエネルギーで、この島内を観光できるという、そういったのも将来的な夢でもあるのかなと思います。私の一つの要望としては、今言われた充電設備のステーションですよ。ステーションなども、やっぱりこの5市町村ありますので、今は名瀬と住用にあると言いましたけれども、やっぱり龍郷町やら、あと南部の瀬戸内町、あと大和村とか宇検村などとも連携を図ってですよ、この充電設備のステーションを構えることによって、電気自動車がですよ、普及されていくと思うんですよ。その充電設備がないもんだから、やっぱりこの電気自動車、買っても遠くまで行けないと。もう100キロ走ったら、やっぱり充電しなければいけないと。そういったデメリットもありますので、課題がありますので、やはり5市町村連携をとってですよ、この充電設備の、やっぱりステーションを設けるなりして、この電気自動車をやっぱり普及させるためには、そこが一番の肝心だと、私、思っておりますので、この充電設備がない中でですよ、電気自動車買ったって、なんの意味もないというのが市民の考えでありますので、そこら辺りもプラットフォームの中でですよ、十分に議論をしていただき、連携をしながら、この奄美の中で取り組めるように頑張りたいと思います。

もう、最後になりますけれども、今の取組について、プラットフォームなどの取組について、なんかいい情報等があればお願いしたいと思います。

市民環境部長（島袋 修君） このプラットフォームの設置目的であります、世界自然遺産に登録されたことによる効果を最大化するためということで、自然環境を保全することが前提であり、現在の自然環境保全において、温室効果ガスの削減は最も大きな課題であります。本市といたしましても、脱炭素社会の実現に向けて、今、まさに本腰を入れて検討を開始したところでございますので、御理解いただきたいと存じます。

19番（奥 輝人君） はい。一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で、無所属 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

なお、崎田信正君から書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

15番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。先ほど奥議員より和田議員の急逝にあたり、いろいろ述べられました。私もまったく同じ思いだと申し上げて、和田議員の御冥福をお祈りしたいと思います。

さて、今年は奄美群島が日本復帰を果たして70周年という節目の年を迎えています。行事には奄美群島日本復帰70周年記念の冠が付けられ、お祝いムードが醸し出されております。奄美市のホームページには、あの時代に何があり、これからの未来を生きる子どもたちに何を伝えていくべきなのか、一人一人の考える機会になれば幸いです。先人たちの思いや復帰運動の意義を後世に語り継いでいきましょう、と記されてあります。そこで、あの時代に何があり、とありますけれども、あの時代という言葉の捉え方も曖昧です。戦後の米軍政下のことか、戦前、戦中も含むのか。それで内容も違ってくると思います。また、子どもたちに何を伝え、復帰運動の意義をどう捉え、どう後世に語り継ごうとしているのか。いろんな経験や考え、それぞれの思いが語られるのだと思いますけれども、私は憲法違反の集団的自衛権行使を容認し、敵基地攻撃能力を持つとする現政権のもとで、実際に米軍との共同軍事訓練が常態化する現状を見るにつれ、軍事一辺倒で本当にいいのか、そういう思いが募ってまいります。8月は6日に広島市長の平和宣言、9日には長崎市長の平和宣言があり、広島子ども代表の平和への誓いが朗読されました。さらに、終戦の月に当たって、戦争と平和に関するテレビ番組も放映されております。今の時代をどう捉えるかはそれぞれあろうかと思います。私は、6月議会で述べた、自衛隊での射撃場の事件があったり、また、迷彩服、戦闘服ですね、この隊員の姿がそこではよく映し出されました。ロシアによるウクライナ侵攻が1年4か月、今は1年6か月になりました。その戦闘の場面もテレビで流され、兵士はやはり迷彩服の戦闘服姿です。2003年のイラク戦争では、ミサイル攻撃がテレビで映し出され、ゲームを見ているようだとの声が聞かれたことを紹介をして、毎日のように戦場の迷彩服の兵士を見ることによって、子どもたちに知らず知らずのうちに戦争が当たり前のような感覚になっていかないか。この心配から、義務教育の場に戦争の匂いを持ち込ませない、毅然とした対応が必要だと思えますと述べさせていただきました。この思いはますます強くなっており、戦争の備えを強化するのではなく、戦争は絶対にしてはならないとの思いを子どもたちに伝え、後世に語り継ぐことだとの思いを強くしていると申し上げ、通告に従って、順次、質問を行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、市長の政治姿勢についてです。下水道料金の値上げに関連してですが、来月10月から値上げされます。昨年の12月議会で値上げ条例が提出されました。一貫して、今、この時期に、公共料金の値上げは行うべきではないとして、3月議会、そして、先の6月議会でも取り上げてきました。これまでも財政調整基金について取り上げました。それは、財源がここにあるという思いをしているからです。財政調整基金というのは、一般家庭の預金に当たるものと説明される場合があります。一般家庭の預金の目的というのは、それぞれの家庭の環境によって違うでしょう。子育て世代では、将来の学費のことが心配だ。高齢を迎える世帯では、老後の生活のため。あるいは、高額な買い物を予定している場合など、いろいろなことがあると思います。そこで、改めて、当市における財政調整基金の目的と基金積立額の目標額をお示しいただきたいと思います。

次から、発言席にて行います。

総務部長（濱田洋一郎君） おはようございます。崎田議員の御質問にお答えしたいと思います。財政調整基金の目的につきましては、地方公共団体の財政において、経済の著しい変動による大幅な税収減や、災害の発生等による予期せぬ支出の増加等に備え、長期的視野から計画的かつ安定的な財政運営のために積み立てるものでございます。したがって、本市ではまず、毎年度予算の財源充充分として、また、災害や近年の新型コロナ対策などの緊急的な財政出動への財源として活用しております。基

金の目標額でございますが、財政調整基金は、今後に備え、一般財源を確保することでありますので、特に上限は設けておりませんが、毎年度の決算剰余金の2分の1以上の額を積み立てるなど、概ね一般会計予算規模の1割程度を目安に確保しているところでございます。以上です。

15番（崎田信正君） 改めてお聞きをしましたけれども、これまでどおりの答弁ということになりますね。そこで、財政調整基金の目的と目標額、改めて示していただきました。別に目新しいことではなかったんですが、財政調整基金の確保は、やはり大きな課題だと思うんですね。令和4年度末では、基金残高は40億3,472万6,000円ということになっております。40億円を超えた基金の評価について伺いをしたいと思います。さらに、当時の市長、平成18年から新市になってですね、当時は少なかったんですが、市長はじめ市職員の方も、予算編成に当たっては御苦労され、今もそうだと思うんですけども、財政調整基金、ここで、画像7、出してもらえますか、これは財政調整基金の毎年度の積立額を示したものです。平成18年は奄美市が合併して誕生したときですね。2億3,000万円余りです。それから増えていってですね、今、お話ししたように、令和4年度は40億円になっております。合併当時から38億149万4,000円、17.3倍になっているわけです。先ほど、総務部長からも、目標額というか、およそ一般会計予算の10パーセントということを行いました。当初予算は31.1億円ですね。補正があつて320億円を超えていますけれども、31.1億円の10パーセントだったら3.1億円ですね。3.1億円で、今、40億円ですから、単純に計算して9億円増えているわけです。特に令和2年、3年、4年というのは、全世界で生活、あるいは経済活動に大きな困難をもたらしたコロナ禍の中であります。その中でも財調は40億円と増え続けてきたわけですね。その要因について、何だったのか。まず、40億円になった基金の評価、そして、その要因についてお答えいただきたいと思います。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。議員御案内のとおり、財政調整基金は平成18年の合併時には2億3,000万円程度と、厳しい状況のスタートでございましたが、令和4年度末の残高では40億円程度となり、合併から17年の中で38億円程度、積み立てることができました。その間、名瀬・住用・笠利の庁舎建設をはじめとした大規模な事業が続く中、平成22年の奄美豪雨災害からの復旧、昨今の新型コロナ対策など、大きな予算を伴う緊急的な財政出動もございました。そのような中、毎年度の実施計画においては、事業の必要性を精査し、そして、毎年度の予算編成においては、実施財源の確保とともに、将来にわたる返済財源も確実に積み立てるなど、歳入、歳出をしっかりと見極め、取り組んできた成果が、財政調整基金の確保にもつながっているものと考えております。また、コロナ禍においても財政調整基金が増加した要因とのことでございますけれども、本市のコロナ対策は限られた財源の中で全庁的に知恵を出し合い、必要とされる多くの対策事業に取り組んでまいりました。一方で、国からは地方再生臨時交付金や地方交付税の追加交付などがございまして、結果的に財政出動に係る財源と基金の積立て、両方の財源の確保ができたものと考えております。今後におきましても、人件費、扶助費、公債費とともに、既存の公共施設の維持管理費なども増加傾向にあり、また、新たな施設の整備も必要とされていることから、財政調整基金の確保と活用の両立は、引き続き、大変重要なことだと認識しているところでございます。

15番（崎田信正君） 6月議会の続きみたいなものですからね。

次に、現在の物価高騰、歴史的、あるいは異常と表現される状況であります。緊急の物価高騰に対する対策、奄美市もとおられますけれども、奄美市合併の平成18年度からこの方はですね、このような対策が講じられてきたことがあるのか、伺いをいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。奄美市誕生以降、これまで、世界規模での経済環境の急

変や国内の雇用情勢の悪化などが、本市における市民経済活動に大きな影響を与えることになりました。その対応につきましては、国の経済対策等に連動し、本市の実態に応じた施策の展開に努めてきたところでございます。合併間もない平成20年度には、いわゆるリーマンショックによる世界的な経済低迷に対応するため、国は安心実現のための緊急総合対策を作成いたしました。本市においても、この緊急総合対策に基づく地域活性化緊急安心実現総合対策交付金や、平成22年度のきめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金を活用し、地域の経済回復及び住民の生活支援に資する施策の展開に努めてまいりました。一方、限定的な物価対策として、国が平成23年度から現在に至るまで、直接、実施している離島のガソリン流通コスト対策事業がございますが、これは、制度創設当時、全国的な著しいガソリン価格の上昇が問題となる中で、特に流通経路や取扱いが少量であるために、本土と比べましても、よりガソリン価格が高い離島の地域性に配慮した事業でございます。昨年来、新型コロナ対応地方創生臨時交付金において、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分、電気・ガス・食料品等価格高騰充当支援分等を活用いたしまして、コロナ禍及びウクライナ情勢に端を発した物価高騰対策を講じておりますが、本市においては合併した平成18年以降初めてのことであり、国も同様であると存じます。また、本市の単独事業としても、合併以降、これまで物価高騰対策を主目的とした事業の展開はなかったものと認識しているところでございます。以上でございます。

15番（崎田信正君） それだけね、今の物価高騰というのは異常な状況なんですよ。だから、公共料金の値上げは抑えてほしいと、切に願っているわけですがけれども、実現されていないので、今、この場で立っているわけですがけれどもね。ガソリン代のことも言われました。今、この前入れたら177円でした。これは安いほうなのかも分かりませんが、今、部長が言われたときよりも高いですよ。そういう状況なんですよ、今ね。それで、市長はこの下水道料金の値上げについて、6月議会では、御理解のほどお願いしますと言われました。しかし、どうしても、今、議論してきたように、理解できないことから、9月議会でも議論しなければいけないというふうに述べました。さらに、今、部長が答弁されましたけれども、将来のこと、将来のことと言ってですね、今の市民の生活状況を見ないような行政のあり方で本当にいいのかということも申し上げました。で、今日の質問に立っているわけです。財政調整基金、物価高騰についてお尋ねをしてきましたけれども、それを踏まえてですね、物価高騰が収まらないこの時期に、行政が市民生活の困難さに追い打ちをかけるような公共料金、下水道料金ですね、値上げを半年先延ばししておりますけれども、このままでは10月、来月から値上げが実施されることになります。やはり、回避することが、市民生活に寄り添った行政のあるべき姿だと私は思います。6月議会でも、市長も市民生活の困難さを認められました。厳しい負担となりますがと述べられ、別の手立てでしっかり支援を考えると述べられたわけです。つまり、下水道料金の見直しは考えていないということになりますけれども、ここで改めて、歴史的とも言われる物価高騰の実態を共通認識にしたいと思います。画像、お願いいたします。まず、画像1ですね。これは地元新聞の物価高騰に対する見出しを取り上げたものであります。画像2、お願いいたします。これもそうですね。画像3。ここまでは6月議会で紹介した内容です。この状況がですね、物価高騰の報道はこれで終わらない。その後も続いているわけです。画像4、お願いいたします。これが、右側のやつが7月1日の南海ですね。値上げ食品数、前年越えと。7月はパンなど3,566品と書いてます。真ん中は7月13日の奄美新聞。過去最大級、年間3万5,000品目、今年の飲食料品値上げラッシュという見出しです。左が消費者物価続く高い伸び。これ、総務省が出している内容ですね。次、5、お願いいたします。これ、8月3日、将来不安要素、物価上昇最多と。現在の暮らし向き、よいと答えたのが低いということで、これ、県民調査の内容です。真ん中が8月2日の南海。食品値上げ、8月は1,102品目、7か月ぶり、前年下回るということで、これ、物価が下がったわけじゃないんですね。物価高騰の品目が前年より少なかったというだけで、物価が下がったんだったらまだいいんですけれども、そうじゃありません。高い物価のままと。次に、8月18日の南海、交通運送経費重い。これ、ガソリン代のことを言っているん

だと思ふんですけれども、燃料が上昇とどまらずと。8月の時点でこう書いてあります。次に、6、お願いいたします。これもガソリン補助、年末まで延長。これ、自民党、政府与党の対策です。価格抑制、170円台半ばもということで、奄美市はまさにこうなっていますよね。補助延長に歓迎の声。それで、南海日日新聞の9月1日です。さらなる措置要望もということで、補助延長に歓迎の声ということで、これだけ厳しいということを言っているわけですよね。同じく南海新聞。菓子など2,067品、値上げ。品数減も、子育て世代負担にという見出しで、るる述べているわけですよね。6月議会よりさらに悪くなっているじゃないですか。そういったときに、市長は別の手立てということを言及されたんですね。その別の手立てというのは何かということをもまずお示しをいただきたいと思います。画像、ありがとうございます。

市長（安田壮平君） それでは、崎田議員の御質問にお答えします。まず、通告として、改めて、さらにその物価の状況、悪化している中でありますが、改めてこの値上げに関する見解はということであります。御指摘のとおり、物価高が続いており、収束も見えない状況ということは深く認識をいたしております。私も常時、こういった報道を見ながらですね、非常に心苦しい思いもしておりますし、また、本土大手企業などでは、賃上げがいろいろと発表されている中で、そういった波が、この奄美にどれくらい行き渡っているのか、そういうところも思っているところです。そう簡単にはですね、賃上げというのも、賃上げの波というのも、まだ十分には押し寄せてないだろうということも、感じております。こういう状況であります、前回の議会でも答弁しましたとおり、下水道事業の持続可能な経営を目指す上では、早急な料金改定が必要であると考えております。料金改定をこれ以上延長することは、今後、人口減少や施設の老朽化などが想定されること。また、下水道施設の維持管理におきましても、光熱費や資材等の費用が増大をしております。将来を取り巻く状況は大変厳しいものと想定しており、将来世代へより大きな負担を強いることとなりますので、その延期などはですね、難しいものと判断しているところでございます。議会の皆様も御案内のとおり、国交省により、社会資本整備交付金の重点配分が今の料金水準のままでは、今後、受けられなくなると。今後の整備更新などで受けられなくなるということも示されております。そしてまた、奄美市の下水道の整備率は県内トップであります。81.0パーセント。県内43市町村中、60パーセントを超える自治体は4市という中でですね、奄美市は81パーセント、県内トップの下水道整備率を誇っています。農集排、あるいは、浄化槽を含めた污水处理人口の普及率は91.9パーセントで県内8位という状況であります、下水道がこのような整備されてきたのはですね、やはり県内でもいち早く取り組んでいただいた先達のおかげだと思います。このおかげで、川がきれいになり、そして名瀬港、名瀬湾のきれいな海も保たれていると思います。私たちにとって大事な資産である下水道であります。今後、やはりその供用開始から40年を迎えまして、更新時期にも当たってきています。ですから、やはり、ここを広く、薄く、市民の皆様、利用者の皆様に負担をしていただくということをお願いしているわけでありまして。そしてまた、高齢者単身世帯などを想定している世帯に対してもですね、最大限の配慮をした、今回の値上げ案となっており、議会の皆様からも重い議決をいただいているところであります。物価高騰の収束が見えない中でありますが、受益者の皆様には厳しい御負担になろうかと思ひます。どうか御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） 続けて、答弁させていただきます。先の第2回定例会におきまして、市長からは下水道料金値上げに至る状況を説明させていただき、物価高騰により経済的、家計にも非常に厳しい状況であるとの認識をお示しした上で、経済支援や家計支援につきましては、別の手立てをしっかりと考えていきたいとお答えしたところでございます。先ほども答弁いたしましたけれども、今年度におきましても、新型コロナ特別交付金における電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、急激な物価上昇に伴う経済家計への支援策を実施しております。具体的には、4月から取り組んで

おります、特に物価高騰の影響を受ける低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に加え、第2回定例会で御議決いただきました、住民税非課税世帯に対し3万円を給付する住民税非課税世帯生活支援特別給付金事業を行っております。また、8月の臨時議会におきましても、経済対策としてのくらし応援一らしゃ券発行支援事業。生活支援として、保育所等給食費支援事業・介護サービス事業所等食材費高騰対策事業を計上いたしまして、御議決いただいているところでございます。ただいま申し上げました各事業の予算の合計としましては、約6億6,200万円ほどとなっております。子育て世帯の生活支援、さらには高齢者の暮らしを守る介護サービス事業者への支援を講じるほか、くらし応援一らしゃ券につきましては、新たにデジタル発行にも取り組み、市民の皆様の地域内経済活動の利便性向上にも努めてまいります。今後とも、地域の実態を注視しながら、必要な事業には迅速に取り組んでまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

15番（崎田信正君） 市長の答弁は6月議会の答弁と同じだというふうに私、受け止めました。今、総務部長が言われた別の手立てですね。あれは、値上げしないための手立てじゃなくて、物価高騰に対する手立てだということで、下水道料金を値上げするということに対しての答弁にはなっていないと思いますよ。そう思いませんか。物価高騰に対することであって、これは奄美市だけでなく、ほかでもやっている内容ですよ。だから、この状況の中で、なぜ公共料金値上げを強行するのだということの回答にはなっていないと私は思います。それで、先の議会でも、半年先送りしていますよね。財源確保の努力をしているということも答弁がありました。1年先送りすることで、新たに3パーセントの負担増になるということですが、実際はもう半年先送りしたわけです。新たな負担増はそれで生じないのか、まず、お伺いしたいと思います。1年で3パーセントと言っています。半年先送りしたから、これは数的にどうなるのか、お示しをいただきたいと思います。

上下水道部長（吉 郁也君） お答えいたします。料金改定時期を今年4月1日から10月1日へ半年間の先送りを検討している時点で、令和5年度予算の財源不足が想定されたことから、その確保に努めたところでございます。しかし、受益者の負担を最小限に抑える必要があることから、改定率の引上げではなく、資本費平準化債を新たに4,000万円借り入れ、償還については、最大の3か年の据置期間を設けることとし、財源の不足を補っております。なお、仮に料金改定を1年先送りする場合につきましては、資本費平準化債には制度上の限度額があり、不足する財源を十分に確保できないことから、料金改定率をさらに3パーセント上乗せせざるを得ないと試算いたしました。今回の対応で、受益者の新たな負担増は発生しませんが、最終的には新たな借入れを行い、償還期限を繰り延べるだけであり、抜本的な改善策とならないものであるため、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

15番（崎田信正君） 全く、今の物価高騰に対してね、市は対応しないということですよ。市長は諮問されています。奄美市下水道事業運営調査会、ここに下水道料金の値上げなどを盛り込んだ答申をいただいていますよね。それ、昨年10月の27日ですよ。先ほど、新聞の記事を示したのは、12月からの記事と、それから、最近までですね。10月27日の答申以降の状況です。その当時の答申でも、当然、コロナ禍の中でその影響については話し合われたと思うんですよ。物価高騰については、先の議会で、今言った、12月の27日の南海日日新聞に、食品値上げ、見えぬ終着点との新聞記事の見出しを紹介しておりますけれども、奄美市下水道事業運営調査会では、このとき、物価高騰についてどのような議論があったのか、新聞記事では分かりません。答申書はその数字だけ出していますから、全く分からないんですね。このことについてどう受け止められているのか、お伺いをしたいと思います。

上下水道部長（吉 郁也君） はじめに、奄美市下水道事業運営調査会について、少し説明させていただきます。当該運営調査会は、奄美市下水道事業運営調査会条例に基づき設置されております。

が、住民代表や有識者の方々などから構成されており、設置目的としましては、下水道事業の健全な運営及び発展に資するためと規定されております。奄美市下水道事業運営調査会におきましては、昨年6月から10月の間に4回の調査会を開催し、活発な意見を重ねるなど、審議をしていただき、令和4年10月27日に答申をいただいております。審議においては、議員御指摘のとおり、昨今の厳しい社会情勢状況を懸念する意見もございましたが、独立採算制を採用している下水道事業の健全な企業運営において、料金改定は致し方ないとの全会一致の議決を行っているところでございます。この答申を受けたあとにおきましても、物価高騰が続いている状況を考慮し、半年間の実施時期延長を決定したものでございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

15番（崎田信正君） 10月までで4回やったけれども、これだけの物価高騰については、今、議論はあったと言うけれども、その中身は分かりませんね。どれだけ真剣にというか、真剣にされたと思うんですけれども、この状況が想定されていなかったんじゃないかなと思います。半年間、延ばしたというけれども、1年間、3年間、延ばすような状況だと思うんですよ。市長は先の議会答弁でね、様々な観点でこの値上げについてですね、調査研究をして、民間の方を交えたそういった審議会も議論してきた上での今回の決定だと、様々な観点だと述べられました。物価高騰について、どのように受け止められているのか。これ、答申ですから、意見ですよ。そういう議案でもない。意見だから、市長の判断で、そのときはそういう答申だったけれども、その後の状況では、やっぱり延期したほうがいいんじゃないかというのは、市長の判断でできるんじゃないですか。それをしないっていうことに、今、答弁いただいているわけですよ。日銀の生活意識に関するアンケート調査というのがあります。先ほど、部長もリーマンショックのときのことも言葉にされましたけれどもね、これ、日銀の生活意識に関するアンケート調査、6月の調査です。このときで、かなり上がった、物価ですね、かなり上がった、少し上がったと、合わせた数は95.5パーセントなんです。これ、リーマンショック当時のときは94.6パーセントと報道されていますが、それを上回っているわけですよ。こういう状況の中で、なぜ、今の時期に下水道料金の値上げを強行するのかというのは、やはり理解できない。私は、未来永劫ね、下水道料金の値上げをしたら駄目だというふうには言っていない。繰り返し言っているのは、歴史的に異常な物価高で、いろんな手立てをとっている。それで、市民が負担するのが、9,700万円でしょう、9,800万円かな、1年間で。3年間、今の世界情勢を見て、先送りしても、1億円、1億円、1億円で3億円で済むわけですよ。なぜ、財政調整基金の話をしたかと言えば、40億円、目標額は10パーセントで31億円、9億円上回っている。そういう状況の中で、なお、回避できないと。これ、財政調整基金をもってくれば、先行きの3パーセントということにはならないでしょう。部長、そうじゃないですか。そこ確認したいと思います。

上下水道部長（吉 郁也君） 下水道事業としては、ほかに収入があれば、そういった状況にはなりますが、財政調整基金を間違いなく入れるという確約はできないと思いますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

15番（崎田信正君） 財政調整基金は出動できないということですか。それだったら、私の質問、そのものの自体が成り立たないわけですけども、もう一度。

上下水道部長（吉 郁也君） 財政調整基金が間違いなく手立てされるという確約は、今、できないと思いますということで、先ほど述べました。

15番（崎田信正君） こういう状況の中で、財政調整基金を使つてのね、市民への負担を、3年間だけでも先延ばしするということが確約できないということは、議論してなかったということになりますよ

ね。そういったことも交えてやろうという市の姿勢ではなかったというふうに言わしてもらっていいですか。

市長（安田壮平君） これまでもですね、これまでの議会、委員会などでも答弁してきたとおり、この下水道の会計にですね、財政調整基金も一定程度、投じてきています。様々な手立てを打ってきて、負担を低く抑える取組を行ってきております。そしてですね、別の手立てと私が申したのは、必ずしもこの下水道事業に特化したものではなくて、市民生活全般的にですね、やはりそれを支える手立てをやるというふうに申し上げて、国・県・市、それぞれ、市もやはり、財源に限りがありますので、国・県で足りない部分をしっかり補うということですね、努めてきたところであります。先ほど、その事業については申し上げてきたところであります。そして、物価の状況というのは、議員おっしゃるとおり、3年後、どうなっているかは誰にも分からないと思います。むしろですね、上がっている可能性は十分にあると。3年でこれが、この経常的な経費にですね、これを財政調整基金を充てることが、それで済むのかと。それが果たして妥当なのかと。この下水道事業自体がですね、市民全てが利用しているわけでもありませんので、そこはやはり慎重に考えていくべきだと思います。少なくとも言えるのは、今、ここですね、財政調整基金をこういった経常経費に充てることで、先ほど申した平準化債を発行するだけでも利息がつきます。この負担が増えます。そしてまた、新たにですね、この財政調整基金を投じることでですね、様々な面で、また、先ほど申したように不利益が発生し、将来世帯への負担が増えていくことは間違いない、それは言えるというふうに考えております。ですので、やはりこの議決をいただいたことはですね、やはり変えずに、お願いをしながら、説明をさせていただきながら、それをしっかりと実施させていただきたいと思っております。

15番（崎田信正君） 全く答弁になっていないと思いますよ。将来のこと、では今の市民のこの物価高騰であえいでいるところを、どう考えるんだというのがまず先でしょう。将来のことについては、また、将来、いろんなことがあります。私は今、3年間と言ったけれども、3年後、値上げしてもいいですよということではありません。世界の情勢を見て、そのときはそのときで、また、今の状況を見て考えればいいわけですよ。市長も3年後どうなっているか、物価がさらに上がっているかも分からないと。将来のこと、将来のこと言ったら、今やる手立てというのは全部駄目じゃないですか。それと、下水道、全部使っているわけじゃないと言っているけれども、プレミアム商品券出しているけれども、私、1回も利用したことありません。あれ、全ての市民が利用していますか。税金投入しているわけでしょう、市税を。だけれども、下水道のところだけでは、全ての市民が下水道利用しているわけじゃないからということも理由の一つに挙げられているのは、やっぱり違うと思いますよ。そうすると、いろんなことに対しても、お金をつぎ込むこと自体が間違っている。将来のことと言って、今の市民の状況は、我慢してくださいという奄美市の姿勢全般にそれが言えるのじゃないのかなというふうに思いますよ。全く納得できないですよ。答弁になっていないと思うんです、そもそも。財政調整基金。10パーセントと言って、今の状況では使えないんだったら、10パーセントの31億円自体がおかしいわけでしょう。今、40億円あって使えないんだったら、目標額は40億円に引き上げなければいけないじゃないですか。そういう理屈にもなってくるわけですよ。だから、この時点でなぜ財政調整基金。将来のことは将来のことで、いろいろ、インバウンドとか、世界自然遺産で観光客が来るとか、それで収入を上げていく、いろんなことをやっていくわけですから、そのときはそのときでまた考えていかなければいけないけれども、今、この時点で、やはり値上げを強行するという奄美市の姿勢を持っていいたいのかなという思いは強まるばかりです。市長、覚えておられるかどうか分かりませんが、市長就任の最初の議会です、これ、令和3年第4回定例会。私は市長の政治信条、そして、政策、マニフェストを見させていただいて、それを見る限り、是々非々ではなくて、是々で対応できるかなと、大変期待しているというふうに表明させていただきました。しかし、この間の今の答弁を見ていたらね、やはり、私一

人だけ分らない、市長も議会の信任を得ているということで、確かに12月議会では反対したのは私1人だけでした。だから、私1人だから、言っているのが全くね、無茶なことを要求しているのか、そういう思いもせんわけではないですけども、やっぱり一つ一つの事実を見れば、少数意見であっても、私は自分の意見が正しい、思いが正しいと思うから、ここで声を大きくしてですね、市長にもお願いもしたいと思いますよ。ぜひ、こういうままで、これからいろんなことがあっても、結局奄美市はこういう態度でなんでも取り組んでいくんだというふうな思いがするわけですね。だから、今の状況で、残念ながら、下水道料金の値上げ、10月からでね、今から条例を作って下げるというわけにもいかないでしょうから、また、新年度でどうするのかですね。しかし、今の市政のあり方を見れば、これだけ、部長もね、この間、こういう物価高騰の対策はやったことはないというほど、連日のように新聞で物価高騰が言われて、悲鳴まで上がっているという言葉も新聞紙上で出される中で、こういう対応だということは極めて残念だと。若い市長なんですからね、もっと覇気を持って、こうやるんだと。市民のためにこうするんだというような答弁を期待していたわけですけども、それはなかったということです。これ、12月議会、10月に選挙がありますので、12月議会でするかどうか分かりませんが、次の質問にいきたいと思います。本当に残念ですね。

次に、市営住宅の住み替えについてです。具体的には、エレベーターのない高層住宅で、3階以上に住んでいる方の、1階、2階への住み替え、高層から低層への住み替えですね。この希望があればですね、今、一般的な対応について、まず、条件等をお伺いしたいと思います。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、住み替えについてご説明いたします。一般的な御説明でございます。市営住宅の住み替えは、疾病や身体の障害、加齢等により、階段の昇降が困難な入居者が高層階から低層階へ、または、エレベーター付きの住宅へ転居する場合に認められております。

15番（崎田信正君） それで、具体的にですね、下佐大熊住宅の件なんです。今、空き家待ちを受け付けておりませんね、下佐大熊住宅は。空き家待ち、いっぱいあるんですけども、390戸のうち、もう既に100戸以上が空き家になっているかと思います。それでもなお、4階、5階に居住されている方もおられるんですね。上の階がいいという方はそのままでいいのかと思いますけれども、下佐大熊住宅は築後50年を経過しますから、居住者の高齢化も目立っているというのが現状です。住み替えの希望にはすぐ対応することが必要かと思いますが、下佐大熊住宅に限ってでありますけれども、現状がどうなっているのかお伺いいたします。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、下佐大熊住宅の住み替えについてお答えいたします。下佐大熊住宅は昭和43年度から昭和48年度にかけて、13棟が建設されております。建設から50年を経過して、耐用年数が迫ってきており、老朽化が進み、建て替えの検討を行っていることから、新規の入居を停止しております。なお、入居者の安全を確保するため、今議会の補正予算において、落下しそうな外壁を事前に取り除くための予算も計上しているところでございます。このようなことから、下佐大熊住宅の入居者の住み替えにつきましては、同団地内の住み替えではなく、他の市営住宅等への住み替えを促進することで対応していきたいと考えております。また、住み替えの需要に応えるためには、現在の入居制度について、今後、検討を加えることも必要ではないかと考えております。多くの住み替え申請の御希望に添えるよう、工夫を凝らしてまいりたいと存じますので、なにとぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

15番（崎田信正君） 今、答弁があったように、あそこの住宅、古いですね。昭和43年だから、50年経過しています。もう古くから入っている方は、年齢的にも80を超え、90近い方もおられます。その人たちは、やっぱり4階、5階のところを昇るのは大変なんですね。デイサービスを利用され

ている方は、スタッフの方に手を携われて、4階まで昇って行って、サービスを受けているという状況ですので、1階、2階に空きがあるのであれば、速やかに対応してあげるのが、本当に市民の目線に立った行政のあり方だと思いますけれども、その状況はどうなってますか。ここじゃありませんが、聞くところによると、今、新しく入居していないということで、それは古い住宅だから、新しく入れるとなれば、やっぱり手を加えなければ、住家としてはふさわしくないということで、手を加えることができない。そういった状況と、それから、さっき、一般的なことには住み替えの希望を出してということですから、下佐大熊住宅の枠内だけで住み替えというのは、特別な配慮をしていいんじゃないかなと思いますよ。今、実際に4階に88歳になる方かな、住んでおられます。その下に2階が空いているということなんですけれども、そこに行けば、かなり生活環境としては良くなると思いますけれども、そういう対応はして然るべきじゃないかなと思いますよ。その辺の考えはどうなんでしょうか。

建設部長（藤原俊輔君） 先ほどの答弁の繰り返しにもなりますが、下佐大熊住宅につきましては、建物の老朽化が非常に進んでおり、外壁の落下も発生しております。したがって、まずはそちらに住んでいる方々の安全・安心を確保することを第一に考えておりますので、下佐大熊住宅につきましては、同住宅内での住み替えにつきましては、ほかの住宅への住み替えを促進するということの方針でございます。よろしくお願いします。

15番（崎田信正君） では、今、4階に住んでいる人は安全じゃないところに住まわせているということになるんですか。そうなるでしょう。4階に住んでいて、その2階ですよ。4階よりは2階のほうが安全かと思いますが、4階に住んでいるわけです。2階に移るときに、安全を確保してということであれば、4階に住んでいる人はどうなるんですか。だから、特別の対応が必要だということを行っているわけですよ。そういう理屈が通らないのかなと思いますけれども。どうなんでしょうか。

建設部長（藤原俊輔君） 下佐大熊住宅全般におけることなんですけれども、もう、先ほど議員もおっしゃっていますけれども、耐用年数が非常に近く迫っております。それで、外壁等の落下もございますので、市の計画としましては、下佐大熊住宅は、今後、建て替えていくという計画を持っております。したがって、新規の入居もお断りしております。それから、住み替えにつきましては、別の市営住宅に移ってもらうというのが市の方針でございますので、よろしくお願いします。

15番（崎田信正君） さっきの下水道料金も問題だけれども、なんか私の言っているのがなんか無茶なことを言っているのかなという気がしてきますけれどもね。よそのところへ住み替えの場合は希望を出して、順番待ちでしょう。下佐大熊住宅は建て替えとなると、来年、再来年の話じゃないですよ。今、相談しているのは88歳の方ですよ。その方はもう古くから入っていて、もうそういう年齢になっていて、デイサービスでスタッフの手を借りて、4階まで昇り降りをしているわけです。今のそういう状況をどうするのかといったときの対応はできませんということですよ。さっきの下水道料金の、今の物価高騰の中であえていえるときに対応できないということと同じなのが、もう奄美市の姿勢、政治スタイルというふうに捉えざるを得ないと思うんですけれども。どうなんでしょうか、部長。別のところへ移るのには順番待ち。4階から2階に移るときに、その2階の部屋が汚ければ、本人が嫌だと言え、それはそれでいいわけですが、そこでも4階よりはそこのほうがいいということになれば、それは認めるべきじゃないか。もう人道上の問題でもあると思いますね。やっとなさ、4階まで昇っていく人を尻目に見てね、対応できないというような状況にあってはならないと思うんですが、市長、何かその辺の思いは何かありません。そういった、見たことあります、現場。もし、思いがあれば。

市長（安田壮平君） 佐大熊住宅の、どちらの建物、どちらの部屋かというのは、そこは見たことはあり

ませんが、下佐大熊住宅についてはですね、私も何度も行き来をして、その老朽化の状況、また、外壁落下の状況などもですね、存じているところであります。そして、下佐大熊住宅だけでなく、ほかにも本市においては老朽化をしている住宅が多数あることも確かでありまして、それを今後、どのように建て替えとか、維持、改修していくか。非常にですね、やはり財政的にも非常に悩ましい課題であることも確かであります。今、議員がおっしゃった件、市の方針としてはですね、先ほど部長が述べたとおりではあるんですけれども、議員からのですね、発言を我々もまたしっかりと受け止めて、何か対応ができるのかどうかというところをですね、また、じっくりと検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

15番（崎田信正君） じっくりと検討という状況じゃないんですよ。これさっきの下水道の料金も一緒ですけれどもね。だから、先々言って、やっぱり建て替えのときまで待ってくれということになれば、その人がここに存在するかどうか分からないような人がいっぱいおられるわけで、実際に。だから、その人、一人一人にどう対応するのがいいのかというのは、もっと市民の立場で、やっておられると思いますけれども、やはり行政でいろいろなことを執行する側と、やっぱり一人一人の思いというのは、それは違って当然だと思いますけれども、どこまでそれを、思いを寄せてですね、実行できるかという立場で、ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

次に、介護保険制度についてですが、介護保険制度、平成12年から始まって、走りながら改善すると言いながら、改悪の連続だったというふうに思います。第8期の事業計画はもう今年度終了で、来年から第9期が始まる、3年間ですね。やはり、一番気になるのは、保険料がこれ以上上がらないのか。サービスは、国のほうでも、いろんなサービスの制限を加えてきております。利用料を2割にするとかですね。そういったことも踏まえて、第9期事業計画作成に当たっている、その進捗状況についてお示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（永田孝一君） それでは、第9期の介護保険事業計画の進捗状況というところで答弁いたします。介護保険事業計画は、高齢者保健福祉計画と一緒に、3年ごとに見直しをされております。議員御案内のとおり、今年度は第8期の終了、最終年ということで、来年から3年間、6・7・8の3年間の第9期事業計画を策定を行っているということです。策定委員につきましては、保健医療機関ですとか、社会福祉施設、被保険者代表、行政職員の立場から13名の方が参加しております。これまでに5回、開催の予定をしております。これまでに6月、7月と2回、開催しております。今後、3回、計画をしております。今後の計画の中身ですけれども、計画素案の提示ですとか、令和6年度からの3年間のサービス料の推計ですね。また、その需要と供給のバランスを考慮した介護保険料の設定についての議論をしていくという状況でございます。以上でございます。

15番（崎田信正君） 今、計画作成中ということですので、今後の成り行きを見ていきたいと思います。

次に、国保の件ですが、いろいろありますけれども、時間があれですが、これまでも国保税の負担が重いと。これ、県下で比べればね、奄美市は安いほうだということになりますけれども、問題はよそと比べて高いか安いじゃなくて、所得、収入の割には高いんじゃないかなという思いを強くしているわけですね。現在、国保制度は平成30年度から都道府県単位に移行しました。県単位の国保税に統一されると、国保税が高くなることが予想されております。私は現在の国保税額は、所得に対して、先ほど申し上げました、高いというふうに思っていますので、独自の軽減制度や国保の均等割ですね、これの見直しなどを一般質問でも取り上げてきましたが、実現をしておりません。当局の現在の国保税額について、どのように捉えられているのか、御見解をお伺いしたいと思います。

市民環境部長（島袋 修君） 国民健康保険税が所得に対して高いのではないかとのお質問ですが、仮に4人世帯、夫、介護2号被保険者、妻、40歳未満、子2人、このうち1人は未就学児で、夫の収入を240万円、妻の収入をゼロとして、協会けんぽと比較した場合、国保税は月額2万608円、協会けんぽは月額1万2,080円となり、月額で8,528円ほど国保税が高いこととなります。均等割の廃止、もしくは減額につきましては、仮に均等割を廃止した場合、2億円程度の減収となります。現在の国保財政状況を鑑みますと、均等割を廃止または減額することは非常に厳しいと考えております。現在における均等割の軽減措置といたしましては、一定以下の所得の方々に対し、均等割及び平等割の7割、5割、2割の軽減や、未就学児に対し均等割の軽減を行っております。さらには、令和6年1月より、出産する被保険者に対し、産前産後の該当となる期間の所得割や均等割を免除する制度が始まることとなっており、以前と比較して均等割の軽減対象が拡充されているところでございます。次に、都道府県単位での保険税統一につきましては、県国保運営連携会議にて議論が行われているところですが、金額の水準等に関しましては、具体的に示されていない状況となっております。本市におきましては、保険税が県下で低いほうである状況を踏まえ、保険税が統一された際は、保険税が上がる可能性が高いと考えております。国保税は高いという声がございますが、被用者保険とは異なる制度であること、また、一方では低所得者に対しては軽減措置があり、被保険者への負担軽減を図っているところでございます。いずれにいたしましても、国民健康保険を運用する上でも、国保税は貴重な財源となっておりますので、御理解賜りたいと存じます。

15番（崎田信正君） はい。前回に引き続き、補聴器の件については、また触れることができませんでした。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前11時45分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後1時30分）
午前に引き続き、一般質問を行います。
自民党新政会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

12番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。自民党新政会の竹山耕平でございます。まずは若干の所見を述べさせていただきます。

午前中から、同僚議員からございましたように、我が会派、自民党新政会の同志であり、友人の一人でもございました、和田霜析議員が、8月14日、御逝去されました。和田君とは大学が同じ。そして、一つ違いの先輩、後輩という仲。また、私が東京の高校で体育の教員をしている時代がございましたが、その学校を辞めたあと、和田君が数年後にその学校で体育の教鞭をとるといって、何かと縁の深い間柄でもございました。また、さらには、和田君が奄美に帰郷し、仕事を始めたときも、会社に遊びに行ったり語り合ったりとする中、その中で、市議会の補欠選挙がというタイミングが訪れました。和田君が東京時代に、東京住用会、そして、東京奄美会などの役員を務めるなど、ふるさとに対する強い思いを知っておりましたので、議員を目指してくれないか、一緒にやってくれないかと声をかけたところ、承諾をして、議員に当選したあとも同じ会派として、一生懸命に市政や地域について、もう大変努力をされておりました。また、先日の6月の豪雨のあとにも、西仲間集落から、また、被害に遭いました畑、そして、河川などを一緒に視察し、案内もしていただいたところでございます。このいきなりの早すぎる別れに対し、何とも言えない、何とも歯がゆい思いが、私自身持っていますが、御遺族の皆様に対し、心からお悔やみを申し上げたいと思います。

また、今年の夏は4年ぶりという、何かと4年ぶりということで、奄美まつり、離島甲子園、総文

祭、そして、各地域の奄美祭りですね、もう盛大に行われた次第です。もう今年は久しぶりの熱い奄美の夏を過ごせたと思います。そういう中で、また、今後ともですね、各地域、まだまだ元気で、元気だなというところの姿を見ることができましたので、また、また、これ以上に奄美が振興発展、続けていければというふうに思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、私の一般質問、個人質問に移ります。

まずはじめに、6月20日に発生いたしました局地的豪雨により、奄美大島南部を中心に、各地域において被害が確認できました。奄美市におきましても、住用町をはじめ、地域住民にも、この水災害に対する、この恐怖と、緊張するこのときが流れたと思います。前定例会中におきましても、市長のほうからですね、途中経過として、その都度、報告がございましたが、最終的な災害等の被害状況についてお伺いいたします。また、その後の復旧に係る関連事項、その後、どうなったのか。あと、査定含めてですね、併せてお示しをいただきたいなというふうに考えます。また、併せまして、その水災害への防災対策として整備されました、この住用排水機場につきまして、今回のような大雨の際に十分にその機能が発揮をされたのか。また、その役割等につきまして、お示しをいただきたいと思います。

次の質問より発言席より行います。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

住用総合支所事務所長（平田博行君） 答弁をいたしたいと思います。6月20日から21日にかけての大雨につきましては、20日夕方から夜の始めにかけて発達した雨雲が連なり、18時39分には顕著な大雨に関する気象情報も発表されるなど、奄美大島南部を中心に激しい雨となりました。この大雨による本市の被害状況でございますが、人的被害はなく、住居被害といたしまして、床上浸水が住用町下役勝地区で1棟、西仲間地区で1棟の計2棟。また、床下浸水が山間地区1棟、下役勝地区1棟、西仲間地区3棟の計5棟、報告されております。道路につきましては、市道3路線、林道3路線において、斜面崩壊や路肩決壊が発生し、河川につきましても、西仲間、石原、役勝地区で土砂堆積が発生しております。併せて、議員御質問の住用排水機場につきましてですが、令和2年より稼働いたしており、6月の豪雨に際し、同月20日18時より河川水位の上昇に合わせ稼働を始め、局地的豪雨から継続稼働がなされ、その能力を発揮したことから、整備効果は十分にあったと受け止めております。また、これまで冠水被害が続いた石原地区からも、8月の台風時も含めて、整備効果を喜ぶ声をいただいているところでございます。今後も定期的に点検等を実施しながら、万全の機能を発揮できるよう、適正管理に努めてまいりたいと存じます。

12番（竹山耕平君） 分かりました。被害のほうは報道でも、あと、市長のほうからも報告があったので、まだ理解をしているところです。ちなみにですね、午前中の奥 輝人議員からもありましたが、例えば農作物の被害状況は、奄美市のほうではなかったのかどうか、ちょっとお示しをいただきたいなというふうに思いますが、また、もう一つは、その排水機場の件ですが、8月の石原地区の住民からということだったんですけれども、完成後、もうかれこれ5年ぐらいですかね、何年経過したかつていうのは、今、確認取れていませんが、これまでに例えば何度ほど稼働されたのか、運転されたのか、お答えができるようであれば、この2点についてちょっとお聞きしたいと思います。

農林水産部長（大山茂雄君） 農作物の被害についてはですね、その農作業場に泥が被ったとか、そういう報告が来ていますけれども、その作物自体に被害があったという報告は受けておりません。以上です。

住用総合支所事務所長（平田博行君） ただいまの住用排水機場の稼働状況ということでございますが、

まず、この排水機場の稼働につきましては、令和2年度からというふうになっております。この排水機場の仕組みとしましては、ある一定の水位が出ましたら、自動的に稼働しまして、また、下がりますと、また一時停止をして、またその調整をしていくという機能を持っております。今、2台配置をしておりますけれども、2台で1分間で25メートルのプールの排水容量をなすということで、大変強力な排水機でございます。そういう中で、6月と8月の豪雨災害のときに稼働しておりますが、その間にも自動的に排水機が稼働することもございますが、大きなその水量を急に出したというのは、その2回が特に多かったんじゃないかと思います。以上です。

12番（竹山耕平君） 分かりました。農作物の泥を被る、マンゴーの件もいろいろとありますけれども、そういう被害があんまりなく、今回ののに対しても、また、排水機場が十分にもう機能が発揮されて、住民においても大変喜ばれている、安心ができるということが理解できました。また、今後もですね、いつ、どのような状況が生まれるか分かりませんので、ぜひ、その辺りはよろしくお願ひしたいというふうに思います。あとですね、やはりどうしても冠水する場所が限られてくる。また、集中してくる。毎回という言葉も、前回の大雨、集中豪雨のときも、西仲間地区におきましては、例えば、毎回という形もありましたので、そういうところがいろいろと調査、検証ができるのであれば、さらにそういう被害がですね、少しでも収まるような対策。その集落の方々ですね、話し合い、協議をして、何かしら困るような。やはり水、この水災害っていうのは、この住用の方々におきましては、やはりもう大変な、雨が降っただけで、例えばもう恐怖におびえるような住民もいらっしゃる聞いておりますので、ぜひ、安全・安心なまちづくりに向けて取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、（2）中心市街地に対しての質問を行います。この中心市街地の活性化対策につきましては、これまでにこの活性化基本計画を基として、この政策、施策が推進、実施されてきました。そのような中、どのようにこの街並みが変化し、活性化につながっているのか、今回、お伺いをしたいと思います。この①と②、ちょっと似ているところがありますので、ちょっと両方一緒に質問をいたします。この実施した施策による成果、効果を数値で表すということは、とても分かりやすく、この指標、目標値の達成度含めてですね、大事なものであります。そのようなところから、この数値について、各数値についてですね、お示しをお願いしたい。また、②につきましても、関連いたしますので、この商店街や中心市街地というのは、やはり各個々の店舗、魅力ある店舗が集合したもので成り立つものでございます。それが商店街というふうに言われる、そういったものでありますので、この事業主体であるこの行政当局が、この現在の街並み、事業開始前の街並みは、それはそれで奄美の風情、いわゆる中心商店街のそのときの風情であり、賑わいが活発、活性化でございましたが、現在のこの街並みを見たときに、この店舗自体の変化も施策や政策を実施する中で、この変化、また業種の変化、そして、この人や物の流れの変化、交通量、通行量の変化、この点につきまして、どのように感じ、やはり今後、もっともつと振興発展をつなげなければいけないというふうなところから、本市として、まだ末広・港事業は終了していませんが、基本計画は一応、めどを付けておりますので、どのような形で受け止めているのでしょうか。御見解をお願いいたします。

市長（安田壮平君） それでは、竹山議員の質問にお答えいたします。私のほうで①をお答えさせていただき、②については担当部長より答弁をさせていただきます。

本市におきましては、平成29年度から令和3年度までを計画期間とした中心市街地活性化基本計画に基づき、「いも一れ・Come モーレ・ゆていも一れ、コンパクトシティ「ゆらうまち」の実現」をテーマに掲げ、各種事業に取り組んでまいりました。実施した施策による成果について、それぞれの目標ごとにお答えいたします。

来る人を増やす「いも一れ」につきましては、営業店舗数の増加に向け、中心市街地出店支援事業、

中心市街地店舗リフォーム支援事業，中心商店街及び末広・港地区店舗併用住宅建設促進事業，商業集客拠点施設立地促進事業等を実施いたしました。主要9通りにおける営業店舗数を指標とし，基準値である平成28年度の247店舗から，令和3年度には270店舗と増加し，目標値である280店舗には計画期間内に達しなかったものの，順調に推移してきたところでございます。

次に，観光客を中心市街地へ呼び込む「Comeモーレ」につきましては，中心市街地内での宿泊者の増加に向け，民間事業者による宿泊施設の増設に加え，中心市街地出店支援事業による宿泊施設の新規出店支援や，中心市街地まち歩き事業等による滞在機会の創出を図りました。中心市街地内の宿泊者数を指標とし，目標値を22万1,800人と設定し，平成30年度には20万5,300人と目標値に近づき，順調に推移していましたが，新型コロナの影響により，令和3年度には11万6,500人と落ち込み，目標には達しませんでした。しかしながら，昨年度，令和4年度には19万3,100人と回復傾向にあることから，今後の宿泊者数の増加に期待するところでございます。

三つ目の，人が触れ合う「ゆていもーれ」につきましては，交流施設の利用者の増加に向け，市民交流センター整備事業，AiAiひろば管理運営事業等を実施し，交流機会の増加に取り組んでおります。中心市街地内の交流施設の利用者数を指標とし，目標値を37万9,800人と設定していましたが，この取組におきましても，新型コロナの影響による施設の閉館措置や外出自粛等により，令和3年度は8万3,662人と大きく目標を下回る結果となっております。しかしながら，先ほど述べた中心市街地宿泊者数と同様に，令和4年度におきましては14万4,369人と回復しており，引き続き，交流機会の増加に取り組んでまいりたいと存じます。

新型コロナの影響という不測の事態により，計画期間内での指標では不達成となっておりますが，その一方で，計画終了後におきましても，多種多様な店舗の出店や，各指標においても増加傾向にあることから，活性化に向けての取組の効果は着実に前進してきていると認識しているところでございます。御理解のほど，お願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは，私のほうから②についてお答えさせていただきます。まずは，店舗の実態の変化，業種の変化についてお答えさせていただきます。出店支援事業による平成29年度以降の新規出店者の業種の割合を見ますと，全体の45パーセントが飲食店，サービス業が36パーセント，小売業が19パーセントとなっており，年度ごとの割合において大きな変動はございませんが，特にサービス業では，美容室，エステサロン，ネイルサロン，マッサージ・リラクゼーションサロンなどの店舗が増えている傾向にございます。また，法人，個人の別に見ますと，法人が3割，個人7割となっており，これらの状況から，個人経営においても創業に挑戦しやすい環境が形成され，出店地として，中心市街地への求心力の高まりが表れていると考えているところでございます。次に，人や物の流れの変化，交通量，通行量の変化についてでございますが，中心市街地活性化基本計画のフォローアップ時のアンケートでは，週1回以上，中心市街地を訪れる人が，計画策定前の39.8パーセントから50パーセントに増えたとの結果が出ており，これは，域内にスーパーが出店されたことによる日常の買い物機会が増えたことや，多種多様な店舗の増加が要因の一つと捉えているところでございます。このようなスーパー出店や店舗の増加等に加え，奄美市通り会連合会による商店街夏祭りや秋祭り，奄美市社交飲食業組合によるやんご祭り，サタデーナイトフェスティバルなどのイベントが開催され，市民，来島者の交流の場としての役割も大きなものとなっていると認識しているところでございます。また，毎年実施している商店街歩行者通行量調査から，通行量の状況を見ますと，歩行者は平成29年度，7,880人から令和4年度は7,160人。自転車は平成29年度の2,040台から令和4年度は1,261台と減少いたしておりますが，これもコロナ禍の影響もあったものではないかと考えているところでございます。一方で，自動車は平成29年度の8,499台から，令和4年度は2万101台と大きく増加いたしております。引き続き，これらの変化を踏まえ，関係団体の皆様とのさらなる連携にも努め，賑わいと活気に溢れた中心商店街の形成にも取り組んでまいりたいと考えておりま

すので、よろしくお願いいたします。

12番（竹山耕平君） 分かりました。やはり今、数値で表されるようにですね、示されるようにですね、やはりコロナがあったというところから、どうしてもですね、どうしても、なんですか、比較できないというか、というところもありますけれども、やはり、特にこの計画、そして、この政策、施策に関わってきた、特に行政の方々がやはり主体となって、あとは関係者や商店街、商議所を含めて、いろんな方々と一緒になって進めない、この基本計画というのは成り立たないわけですから、そういったところをやってきて、肌で感じているところの、今の数値の、やはり、今、部長もおっしゃったように、求心力が高まりつつあるということでもありますので、やはりまだ全然ゴールではありませんから、その辺りを含めて、今後ともというところで、次の質問に、また、どんどんつながっていくので、お願いしたいというふうに思います。

次にですね、まだですね、この末広・港事業は完了されておりましたが、この事業完了後、あとは中心市街地活性化基本計画、これを含めたですね、この先の、この先のですね。今、現状をお話しされました。ですが、この先の街並みの景観、人や物の流れの動線含め、今のマリントウンも含めてですね、含め、今後のこの街のさらなる発展、活性化に向かうためには、これまでも何度もその真意を問うて、質問を続けてきました。この、やはり、子育て・福祉複合施設。そして、バスターミナル計画。この二つの拠点施設の進捗が大きな課題であり、一刻も早く解決、そして、建設に向かわなければいけない重要なものがございます。その辺り、ちょっと簡単に説明を。もう、散々聞いていますから。散々、日頃から聞いていますけれども、やはりこういう議場の場で、やはりしっかりと答弁をいただくことが重要でありますので、もうこれまでもいろんな答弁ありましたが、今の流れについて、その進捗について、動きについて、お示しをお願いします。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。議員御質問の子育て・保健・福祉複合施設計画についての進捗につきましては、当初の計画では令和4年度の建設完成を目標にしておりましたが、本市大型事業の庁舎建設や市民交流センター建設の進捗の遅れ、費用負担の増加、建築コストの高騰、また、新型コロナにより、一つの施設に多くの人が集まらないといった生活様式の変化など、本施設建設を取り巻く様々な状況の変化から、施設建設について庁内協議を重ね、よりコンパクトで、より効率的な施設として見直しを行う庁内方針を決定いたしております。現在の進捗状況につきましては、保健センター、子育て支援の機能を中心に、健康づくり及び子育て支援を一体的に果たす施設としてのあり方の再検討を行っており、今年度中に施設案についての決定に向けて、保健福祉部内で設計内容の協議を行っているところでございます。本施設につきましては、中心市街地の発展、活性化に重要な施設であり、市民の期待やニーズも高い施設と認識いたしております。庁内関係機関と連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、私のほうから、バスセンターの計画についてお答えさせていただきます。6月議会において、竹山議員の御質問への答弁と重複することについて、御了解願います。申し訳ございません。バスセンターにおきましては、現測候所の跡地において、中心市街地のアクセス向上等を図る目的で、中心市街地活性化基本計画の中に位置づけられたところでございます。計画を踏まえ、測候所跡地の活用等について、所有者であります国と協議を重ねてきたところでございますが、国からの方針として、奄美群島をはじめとする国境離島の国有財産については、原則、国が保全・管理を行うこととされているものの、市が事業主体となって管理運営を行う公共施設整備を実施する場合にのみ、土地処分の検討を行うことができるとの考え方が示されたところでございます。本市におきましては、以上の内容を総合的に検討した結果、測候所跡地でのバスセンター整備は困難となった結論

に至りましたので、御理解いただきたいと思います。今後は同跡地において、中心市街地の活性化に資する有効活用については、庁内において協議、検討を重ねてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

12番（竹山耕平君） 分かりました。福祉の関係で、この老人福祉会館が、今、名前がもう消えましたが、おっしゃっていませんでしたよね。この保健センターと子育てというところに特化したということで、老人福祉会館の機能の部分が消えたんですが、その説明をちょっとお願いしたいと思います。経緯含めて。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。去る3月議会のほうでも、当時の部長のほうで答弁いたしておりますが、老人福祉会館の機能移転につきましては、複合施設に集約するのではなく、それぞれの地域で助け合う、支え合う活動の中で取り組んでいくという方向で転換をしたところでございます。以上でございます。

12番（竹山耕平君） 分かりました。いろんな金額面、財政面含めてですね、いろんな、これまで、やはり思いは当初のとおり、計画を立てたいと、やはり、という思いが、やはり、いろんな、あると思います。どうにか当初の計画で完成させたいという思いもあったとは思いますが、やはりいかんせん、この御時世ということで、何かしら、やはり、財政面を考慮した中で、やはり、今できる、行政がですね、できることをやるという結果、今のことに経緯があったとは思いますが、やはり一番最初の老人福祉会館のこの施設機能の部分がなくなるとすれば、要は、その前からいろいろな、安田市長も当然、質問にもあったかもしれませんが、この中心市街地の中での大浴場の問題ですよ。これが、要望書も、あとは一般質問でも幾度となく、各議員からされました。そういった部分がもう削られたと。その3月の、今、話しましたけれども、その3月の時点では、今の利用されている方々の意見ももう一度聞きたいということでありましたが、その結果は聞きません。でしたが、そもそも、この街の中に大浴場を設置してほしいと。そのゆらい処、そして、人が集まる場所。あとはその長浜の老人福祉会館の老朽化含めてですね、そういう機能を、やはり子育てから高齢者まで、やはり、そういったいろんな方々がゆらうような、集まる場所をですね、の提供をするというところで、自分もその3か所見せましたけれども、皆さんが作った、いろんな形で、その担当者も努力して、その設計者と一緒になって努力して、構想をまとめた計画が、もう数年前にできているわけですよ、令和2年、3年、2年でしたかね、にはできているわけですよ。そういった中で、やはりこの財政面がとか、先ほどもおっしゃいました大型公共事業、本庁舎とか、市民交流センター、浄水場、いろいろなことを含めてですね、けど、それはそれ、それはそれですよ。当初からもう、設計がもう終わっているわけですから。設計が始まった段階で、もうその事業費っていうのは、もう確定しているわけですよ。確定している中で始めなかったわけなんですよ。生まれなかったんじゃないくて、始めなかった。この末広・港事業も、平成28年、29年で終わるところを5年延ばした。そのことによって、また、それ、延ばしましたよね。あの計画を。29年で終わる予定だったものを、28年、29年で終わる予定だったものを、延ばしましたよ。延ばした結果、今度、何でしたっけ、この子育て・福祉複合施設の建設に影響が出たわけですよ。影響が出ているわけです。結果として、今みたいな状況を作っているわけですよ。だから、当初の思いと、いろんな形で、なぜこの施設が必要、あそこに必要だったのかという、その思いをですね、もう一度、しっかりと考慮して、やっぱり行政の責任として、これ、遅らせたのも、入札したのも、全て行政、行政ですよ。事業を遅らせた結果、あの事業が生まれなかったという。そういったところも、やはり今までの歴史をしっかりと確認してですね、やっぱりなんでこの施設がここに必要だったのかというのを、もう一度、再確認をしていただきたい。いろんな方の思いがあったんですよ。中心市街地もそう。その長浜の老人福祉、子育て会館。屋内で子どもたちの遊べる施設。いろんな思い。あとは保健センターの機能。

そういった三つの機能をなぜ集約して、あその場所に造る計画が、当初、計画として成り立ったのかという、そこを。ちょっと、もう今の話を聞いていると、この間ですね、この流れとかいろんなものを聞いていると、ただ財政状況なのか。財政状況で、これをただ切ったのかというふうな話でしか聞けないんですよね。やっぱり数億円、上がりましたよ。けど、その数億円上がったのも、庁舎だって、本庁舎だって、何億円上がりましたか、当初予定より。15億円、45億円だったのが、60億円、70億円ぐらいかかっていますよね。必要なものはお金をかける。けど、この施設は必要と感じられなかったのか。現執行部の方々には。という思いにもなるんですよ、僕。ずっとこの問題を追いかけていると。まず、この件は、もう、この場ではちょっと申し上げませんけれども、この自分の、ちょっと思いだけ、ちょっと伝えましたが、もう一度ですね、この高齢者の部分をなぜ切ったのか。この施設の部分を。三つの機能のうち、一つを、なぜ切らざるを得なかったのか。もう一度、部長が、所長がやっぱり担当所長として、もう一度、再確認をしながら、やっぱりできないのか。やっぱり進めることはできないのかということは、確認していただきたいなと、市長のほうも、思いますね。なぜ、造れないのか。なぜ、造れないことに至ったのか。そこを含めて、もうあんまり質問がほかにもあるんで、ちょっとここで終わりにしますけれども。そういうことも含めてですよ。

ちょっと④の質問に入りますけれども、この行政がこの計画性を持ってですね、この施策の推進、先ほども、今もありましたけれども、この施策や事業の、この各数値目標含めてですね、この事業の末広・港、中心市街地活性化、あの街の活性化。その名瀬・住用・笠利も含めてですけれども、そういう中では、やはり計画を持って、しっかりと責任とやる気を持ってですね、一番は責任ですよ。あとはやる気を持って進めるためには、やはりこの活性化基本計画っていう、次期活性化基本計画の作成っていうのが、やっぱり必要だと思うんですよ。鹿児島市なんか、鹿児島市なんかと言ったら失礼ですね。鹿児島市のほうは、今、第3次が終わって、今、第4次作成ですよ。やはり、中央駅を含めて、天文館含めて、いろんな形で。その計画性を持って、やる気を持って、行政と民間と、各商業も含めた、各団体、企業、民間を含めて連携したまちづくりを進めるわけですよ。で、まちづくり協議会はもう何年に1回開かれるんですかという。記憶にないですよ、今の商工会議所の方々も。全然開かれないから、活性化協議会が。活性化協議会は開かれてないですから。そういったことも含めて、やはりもう、みんなと一緒に、このまちづくりを進める。どういうまちづくりにしたいのかという。観光客、住民、一番は住民が重要ですよ。そういったことも含めて、この活性化基本計画の重要性、このやる気と責任。目標値をしっかり立てる、国からの支援を受ける。今までの答弁ありましたけれども、前回まで。そこは置いて、この次期、この基本計画について、どのような考えを持っているのか。僕は、ぜひ、次期計画を、構想を策定していただきたいと思いますが、どうでしょう。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。中心市街地活性化基本計画は、先ほど申し上げましたが、令和3年末までを計画期間と定め、各種事業に取り組んできたところでございます。その後も市民と観光客がともに集う、賑わいあふれる名瀬中心拠点の形成を目標として推進する都市再生整備計画において、中心市街地の活性化に位置づけられる各種事業に取り組み、中心市街地活性化を図っているところでございます。そのような中において、本年度を計画初年として、商店街、通り会連合会が中心となり、中心市街地に人を呼び込む、まーじんゆらおう計画を策定するなど、中心市街地の皆様が自主的に取り組む機運の高まりも見せているところでございます。本市といたしましても、中心市街地の活性化は重要な施策と認識しており、これまで取り組んできた中心市街地活性化に資する事業について、引き続き、都市再生整備計画の中で確実に取り組むとともに、商店街が策定した計画の推進にも努めながら、関係機関とともに、今後とも引き続き、賑わいと活気に溢れた中心市街地の形成にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

12番（竹山耕平君） 分かりました。今の答弁は、これまでのその計画と、まーじんゆらおう計画、変

わりません。変わりませんので、あえて、だから質問するわけですよ。要は商店街と通り会とかだけではなくて、中心市街地を、だから、この基本計画が検証を、このPDCAサイクル含めて、検証して、今、どうなのか、数値目標、先ほどお話しされた数値目標、その計画の、基本計画の中にありましたよね。この子育ても、バスターミナルも、障害福祉、いろんな形で。それが、今、なっていない。だけでも、計画が終わったから、もうほったらかし。その、責任がないんですよ。そういったことも含めて、やはりこの基本計画という中で、その商店街はもちろん、通り会はもちろん、各通り会、屋仁川含めたですね、各通り会含め、この中心市街地の、魅力を持つ名瀬町をどういうふうにするかっていうのは、やはり基本計画を持って、行政が主体となって、責任とやる気を見せるためには、先ほどの計画もいいですけども、それはそれ。もっとやる気、責任を持ってもらうために、自分たちでしっかり目標値と計画と、いろんな施策を作るためには、この次期中心市街地活性化基本計画の作成っていうのは、重要な位置づけだと思います。今回はその点で、ちょっと、今回はというか、終わりたいと思います。もう、ぜひですね、部長、よろしくお願いします。

それではですね、次の質問に移ります。前回も質問しましたが、この国道58号線、おがみ山バイパストンネルにつきましては、前回の質問後に、事業に進捗があったと思われますので、まずはこの6月以降の、その進捗についてお伺いをいたします。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、国道58号おがみ山バイパス事業につきまして、事業主体である県に確認しましたところ、用地につきましては、約94パーセントの取得率となっており、現在、真名津町側のトンネル取り付け部分の工事も着手しているとのことでございます。また、トンネル本体の発注に関しましては、今年度中の工事発注に向けて、現在、入札に必要な手続きを進めているとのことでございます。

12番（竹山耕平君） 分かりました。94パーセントの取得率と、真名津側の取り付け道路、通行止め含めて、工事が始まったということですね。

次にですね、6月28日に真名津側のほうで開催されました、この住民説明会の内容について、ちょっとお伺いをいたします。若干の情報は伺ってはおりますが、今回の住民説明会の概要、目的、そして、対象となった住民について、ちょっとお示しをいただきたいなと思います。

建設部長（藤原俊輔君） 事業主体であります県に確認しましたところ、議員御案内のとおり、本年6月28日に名瀬中学校におきまして、トンネル取り付け部分の工事に伴い、一部市道が通行止めになることから、日常的に当該市道を利用する周辺の住民を対象として、説明会を開催しております。内容といたしましては、バイパス事業の概要、工事概要、通行止め区間及び迂廻路の説明を行ったとのことでございます。今回の説明会は、市道の一部が通行止めになることで影響のある周辺住民のみを対象といたしましたが、永田町側、真名津町側でも、トンネル本体工事着手前には、改めて住民説明会を開催する予定とのことでございます。また、説明会で出た要望などに関しましては、できる限り要望に沿えるよう検討してまいりたいとのことでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

12番（竹山耕平君） ありがとうございます。これまでもですね、やはり、今、部長がおっしゃったように、自分もなぜ住民説明会を事前に、できるだけ早く行ってほしいというところでの回答をですね、今、部長のほうが、やはりその地域の要望等もできるだけ取り入れられるような、そういう説明会にしていきたいという、もう、結論を出していただいたので、ぜひ、市としても、そのようなところを。特に地域住民の方は、最初の事前説明会で、住民説明会、事業説明会の中で、何か要望がありますかと言われても分からないんですよ。要は、その真名津側でやられたように、名瀬中学校の、学校の校長先生のほうから、やはりその通行止めになる。やはり、あとは通学路、いろんなことを含めて、数件の要望

があったというお話も聞いています。やはり、そういった事前にですね、いろいろと要望ができるような内容を準備できればいいんですけども、なかなかその場でいきなり要望はありませんか。今、ちょっと考えたい。あとから、まだあったなというふうになると思うんですけども、その場でなかったからといって、そのとき、ありませんでしたというふうなことが言われないうな、あとはそういう、丁寧な、住民に寄り添った、やはりその、対応をいただきたいなと思います。今回、説明会にはもう若干名しか参加はしなかったという話も聞いておりましたが、その辺りも、今、部長がおっしゃったように、真名津側、永田側でも、今後、しっかりと住民説明会、事業説明会を行うということでございましたので、しっかりと理解をできましたので、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

次に、（４）マングローブパークの今後について。老朽化する施設の対応という形で、質問を行います。約２０年を経過し、老朽化するこの施設の対応については、以前に和田議員や橋口議員も質問をし、その当時の答弁でも、隣接する世界遺産センターとの連動性、関係性にしっかりと言及し、今後のマングローブパークの施設のリニューアルに向けて、取り組んでいくというふうに答弁がありましたが、その内容につきまして、御答弁をお願いしたいと思います。

住用総合支所事務所長（平田博行君） 議員御承知のとおり、マングローブパークは住用地域の代表的な観光拠点施設の一つである一方、２０１８年に県内唯一の重点道の駅として選定された施設でもあります。この重点道の駅に求められる機能の確保を効率的に推進するため、関係団体にて、重点道の駅、奄美大島住用整備推進協議会を組織し、国や県の助言もいただきながら、課題や整備方針について、具体策の整理に努めてまいりました。令和３年度に開催した第４回推進協議会では、整備推進に向け、事務局が示した実施方針案について議論を行い、重点道の駅として求められるサービスエリア機能の充実、住用全体の振興につながる観光拠点機能の充実についての意見を集約したところでございます。これらを踏まえ、リニューアル計画の具体的な方向性につきましても、今後の推進協議会において議論を進めてまいりたいと考えておりますので、議員、御理解のほど、お願いいたします。

１２番（竹山耕平君） ごめんなさい、今、リニューアル工事の件については、何かありましたかね。すいません。

住用総合支所事務所長（平田博行君） ただいまの協議会の中身として、重点道の駅として求められる中身として、サービスエリア機能の充実。あるいは、観光拠点機能の充実ということで、意見集約したということになっております。概要として、少し付け加えればですね、施設概要の中身で、このマングローブの四つのゾーン分けをしておりますので、マングローブゾーン、リュウキュウアユのゾーン、そして、住用ガーデンのゾーン、それと、ふれあいゾーンと、この四つの必要なリニューアル整備をしていくということで考えております。

１２番（竹山耕平君） 分かりました。しっかりリニューアルということで、一番近い事業の大きな施策の中では、大浜海浜公園の総合リニューアル工事がありました。そういう中で、大きくそのインフラ含め駐車場からですね、その施設、いろんな形を総合的に、魅力ある空間の整備という形で、そういったのがありますので、ぜひ、今後、その遺産センター、パーク含めて、相互の連動性や関係性をもっともっと生かせるような、このリニューアルの構想に向けて、実現していただきたいなというふうに思います。またですね、やはり、今後、話し合いはいいし、時間もありませんので、ちょっと一言だけなんですけれども、遺産センターは入場料無料ですよ。パークのほうは、ほぼほぼ、中に入られる方はグラウンドゴルフをやったり、カヌーをやったり、散策する方っていうのがどの程度というのは分かりませんが、入園料、入場料というのが、大人５００円、あとは３００円、１００円。でも、入場料取るんですよ。片や取らない。片や取る。しかも、お金を取って、そのゴルフとかカヌーを抜きにした

散策をされる方があの展示場を見たときに、今、そのお金を徴収して、それに見合うようなリュウキュウアユの見せ方なのか。あとは、いろんなことを含めてですね、展示場。やはり、お金を、片や取らない、片や取るという形があるので、その辺りも含めてですね。あとは、その、いろいろありますよ。もっともっと言いたいことはいっぱいあるんですけども、その雇用の問題とか、マングローブのカヌーの発着場の問題。いろんな形があるんですけども、今、所長がおっしゃったように、総合的なことも、エリア、四つのエリアでしっかりとやっていきたいということであったので、そこは期待して、今のことも含めてですね、また、ちょっと検討していただければというふうに思います。唯一、あそこで生きた世界遺産的な生物が見れる、リュウキュウアユ。遺産センターは作り物ですから、そういった意味では、やはり生きた生物、リュウキュウアユが見れるのはパークの中だけですから、その辺りも含めて、考えていただきたいなというふうに思います。

それではですね、次の質問では、このパークとセンターを結ぶ施設ということで、雨除け等も含めた連絡通路の整備について、見解を求めます。

住用総合支所事務所長（平田博行君） 議員御案内のとおり、マングローブパーク敷地内においては、昨年7月26日に奄美大島世界遺産センターがオープンいたしました。奄美の自然環境の保全と魅力発信をテーマにした新たな拠点施設が誕生し、既存のマングローブパークの施設も連動し、賑わいを見せているところでございます。本市としまして、マングローブパークと奄美大島遺産センターに一体性を持たせるための環境整備については、両施設へ最大限の相乗効果を図るためにも、非常に重要なことであると認識しております。したがって、補助事業などの財源の確保も含めて検討してまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

12番（竹山耕平君） 分かりました。その相乗効果を発揮するというのも含めて、今の答弁だったと思いますので、ぜひ。あの間は何メートル、もう何十メートルもあるわけではないので、ぜひ、できることはですね、今、おっしゃったように、ほとんどのお客さん、観光客、地元のお客さん含めてですね、やはりどちらかに寄ったらどちらかに寄る。お昼はマングローブパークのレストランとかのほうにも、その来場者の方、あとは、観光客の方も多くみえられていますよね。そういったことも含めて、一つ一つをですね、また、精査をしながら、もう最大限に相乗効果が発揮できるような、その、先ほどのリニューアルを含めてですね、この件も、ぜひ、お願いしたいなというふうに思いますので、また、早急な対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の教育行政についてお伺いをいたします。このタブレットの活用状況とICT推進状況についてですが、この①、あとで②③は一緒に聞きます。このタブレット導入後のこの活用状況。やはり、授業における活用状況。そして、持ち帰り宅習、宿題ですね。その中における活用状況についてお示しをお願いしたいなというふうに思いますが、前回は質問したようにですね、やはり地域間だとか、一つの学校の中でも、学校内におきましても、その先生の個人差であったり、クラスの差で、利用しているクラス、利用していないクラス、あまり利用されていないクラスですね、利用していないというか、そういった差が見られていることも確かでございますので、その辺りも含めて、今の活用状況につきまして、お示しください。

教育長（村田達治君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。本市では、令和3年度にタブレット端末を各小・中学校に配備をいたしたところでございます。昨年度から持ち帰りを見据えたフィルタリングの設定など、環境の整備を進め、今年度から本格的な運用をしているところでございます。御質問の授業におけるタブレット端末の活用状況につきましては、児童・生徒自身の考えのまとめや、意見の交流を図る際に、主にロイロノートと呼ばれる授業支援ソフトを使用しているところでございます。また、児童・生徒が習熟の程度に応じた問題に取り組むことができるAIドリル、navimaという

名前がついておりますけれども、これを導入いたしまして、繰り返し活用しながら、基礎、基本的な内容の定着を図っております。これらの取組の継続により、ほとんどの児童・生徒が教師の支援なしでタブレット端末を操作できるようになってきておりまして、操作技能の向上に伴い、使用率も向上しているところでございます。持ち帰りによるタブレット端末の活用状況につきましては、現在、持ち帰りを実施している学校が全体の6割となっております。昨年度は1校でございましたので、かなり増加をしているところでございます。実施していない約4割の学校につきましても、各校、持ち帰りを進めていく意向を示しており、現在、持ち帰りの開始に向け、準備と調整を進めているところでございます。このように、タブレット利用状況につきましては、実際の授業においても、持ち帰りによる家庭学習においても、増加している状況となっております。確かに、議員御指摘のように、学校によっては利用率、実施率にある程度の差はございますけれども、その差というのも縮まってきているのではないかと、いうふうに捉えているところでございます。また、家庭でA Iドリル、n a v i m aを実施する場合に、W i - F i環境がない場合には、学校で事前に同じ内容を印刷して、家庭で取り組めるようにするなど、学校にお願いをしながら、差がない取組が実施できるよう努めているところでございます。以上です。

12番（竹山耕平君） 分かりました。前回よりも大幅に進んでいるということなので、もう安心しました。やはり、取り入れた意義が何だったのかという。最大の目標は学習、学力の向上ということなんですけれども、もう、今、おっしゃったように、教育長、おっしゃったように、教員が指導する間もなく、生徒自らがですね、扱う力を身につけているということでもございましたので、いいと思います。あとはまた、ちょっとヒアリングのほうのときにも、少し、若干、話をしたんですけれども、やはり、今学校のほうでは、やはり紙、紙は紙の良さ。書かないと字を覚えなから。そういった良さと、あとは何に使うかという形で取り組んでいると。そこをしっかりと教員のほうが理解して取り組まれていると思いますけれども、そのような中でも、やはり今、学校のほうでは副教材とか、理科とか、いろいろな形で、無償化といいつつ、いろんなお金がかかってくるわけですね。そういったものをできるだけ、例えばアプリでできるような形にして、やはりその経済負担を減少するとか、そういった形も、今後、やっぱりできるのではないかなというふうには考えております。あとは、その宿題にしても、やった時間帯、宿題をやったら、送信したら、担任に届くと。そうすると、もうその子どもの家庭での宅習や、宿題をやっている時間も把握できるし、家庭のそういう状況も分かる。そういった中で、また、そのタブレット化、I C T間でやり取りをやることによって、さらにペーパーレス化に向かって、ペーパーレス化が100パーセントいいというわけではないんですけれども、最大限いいものは最大生かすということ、ちょっと目指していくほうがいいなというお話はさせていただきましたので、ちょっと、そこは要望というか、紹介ですね、お願いしたいと思います。

次に、②と③をちょっと一緒に質問します。今、教育長がおっしゃいましたが、やはり子どもたちの理解度、扱う力が育まなければ、やはり授業の遅れや、やはり個人差、クラスの中で差が生まれるということでありましたが、そのような状況がどのような把握をされているのか。学校からどういう把握を、報告を受けているのか。それで、同じようにですね、この③の質問ですけれども、やはり先生が扱うことができなければ、やはり授業の中で取り扱うというところに躊躇をしたり、やはり活用状況が、今、伸びているということだったんで安心をしましたが、そういう中でも、やはり差が出てしまう恐れがあるのではないかなということでもありますので、それも含めて、この支援体制、また、支援対策、状況についてお示しをお願いします。

教育長（村田達治君） それでは、議員の御質問にお答えします。まず、子どもたちの理解度についてでございますけれども、議員御指摘のように、教員、各個人においては、I C T機器の操作や活用に得手、不得手があることは認識しているところでございます。しかしながら、教職員のI C T機器の活用

や操作につきましても、日頃の授業や職員研修、あるいは職員会議の活用を重ねるにつれて、向上してきておると捉えております。このような中で、児童・生徒の活用状況につきましては、例えば、小学校の低学年では、生活科で植物の観察をする際にカメラ機能を活用しておったり、あるいは中・高学年では、意見を交流する際、ロイロノートの活用が多くなっているという状況でございます。中学校では動画を必要な部分だけ提示できるように編集するなど、より高度な活用が図られてきております。このように、児童・生徒はタブレット端末の活用の経験を積み重ねながら、熟練度や理解度も向上していると認識をしているところでございます。

続きまして、③教員への支援対策等についてでございます。本市では小・中学校の教職員への支援対策として、大きく2点のことに取り組んでおります。1点目は、ICTスクールリーダー研修会です。各学校の代表者が1名以上参加し、学んだことを各学校の教職員に還元することを目的としております。今年度は年4回の実施を計画してございまして、AIドリルの操作方法、タブレットの有効な活用方法の実践例などを紹介しながら、研修を深めております。二つの柱の二点目につきましては、各学校の校内研修への指導主事派遣です。各学校の実態や要望に応じまして、ICT担当指導主事が校内研修に参加し、ロイロノートやAIドリル、学習ポータルサイトなどについて、操作を伴いながら指導を行っているところでございます。今後とも、タブレット端末をはじめとするICT機器の操作や活用について、本市の教職員の知識や技能を高め、授業の中でより効果的にタブレット端末を活用できるよう、丁寧に支援をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

12番（竹山耕平君） 分かりました。

次の質問に移りますが、この世界自然遺産、（見込み）っていうのはすいません、間違えました。やはり子どもたちにですね、やはり、誰もが行ったことがある、この自然遺産の地ということを体験してもらうために、やはり学校で、やはりその教育現場で、それを実施するということが大事だと思うんですけれども、その辺りについて、御見解をお願いしたいと思います。

教育長（村田達治君） それでは、自然遺産への学校での学習への取組状況について、お答えをいたします。世界自然遺産への登録から約2年が経ちまして、本市の多くの学校で総合的な学習の時間等を活用しながら、奄美大島の自然についての調べ学習や、博物館の専門員などの講師を招聘した学習等を進めているところでございます。また、最近では、奄美大島5市町村で構成される奄美大島自然保護協議会が主催する奄美大島子ども自然遺産講座では、本市の中学1年生を募集対象として、奄美の自然観察や環境、自然研修など計画しているようでございます。議員御質問の各校での取組については、金作原、あるいはマングローブパーク、それと学校の位置、そういったものと関連してですね、それぞれの立地条件に応じた学習活動を積極的に推進をしているところでございまして、教育委員会としても、講師の招聘の支援等、積極的に行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

12番（竹山耕平君） ありがとうございます。すいません、ラグビー・サッカー場施設の実現に向けてはですね、ちょっと時間がなくなってしまったので、ちょっとやめますが、ぜひですね、やはり三儀山、そして、スポーツアイランド構想、いろんな奄美市として分散できるような、そして、可能性のある施設はですね、ぜひ、実現に向けて頑張っていただきたいなと思ひまして、私の質問を終わります。

議長（西 公郎君） 以上で、自民党新政会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自民党新政会 奥 晃郎君の発言を許可いたします。

11番（奥 晃郎君） 市民の皆様、議場の皆様、傍聴の皆様、こんにちは。私は自民党新政会の奥 晃郎でございます。令和5年第3回定例会に当たり、本日、最後になりましたが、一般質問を行います。

私は令和元年度に実施されました市会議員に立候補し、有権者の方々の御支持をいただき、当選、今日に至っております。私が議員を目指した大きな理由は、高校卒業後、約40年、島を離れ、高齢の母親の面倒を見るために帰郷しました。俗にいう、Uターン組です。島は高齢化が進行し、人口の減少等で少し元気のないふるさとになっておりました。なんとか島の再生、昔の島の姿を取り戻したい、そのお手伝いができればという思いが発端の一つでもあります。当選から早4年間の任期を終える時期になりました。任期最後の本会議において、一般質問を行います。一般質問に入る前に、私の私見を申し上げます。

最初に、同僚議員の和田霜析君の御逝去に対し、哀悼の意を捧げます。彼の思いも、私同様、島の振興でありました。彼の分も頑張っていく所存でございます。

さて、今年は奄美を全国に発信するイベントが開催される機会を得ております。同僚議員も話しておりましたが、その一つは、第47回全国高校総合文化祭が7月29日から8月4日まで、県内の8市町村で開催されました。奄美市においては、7月30日と8月1日に伝統芸能、和太鼓の2部門が開催され、全国から52団体が出場し、それぞれの舞台上、日頃の練習の鍛錬、青春の汗と努力の成果の発表は、観客の心を引き寄せ、すばらしい大会となりました。二つ目が、国土交通大臣杯、第24回離島交流中学生野球大会が、奄美市、瀬戸内町、宇検村、龍郷町を会場として、全国から25チームが出場し、熱戦が展開されました。全国から高校生、中学生が来島し、奄美の地にての全国規模の大会が開催されたということは、これからの日本を背負っていく若者たちが奄美ファンになってくれるのが楽しみであり、期待するものであります。今年度末で期限切れを迎える奄振法の延長に向けて、一丸となって取り組んでおりますが、先だって、奄美パークにおいて、鹿児島県、沖縄県の代表者が出席のもと、奄美・沖縄の交流拡大に向けての連携協定が結ばれております。奄美と沖縄は歴史的、文化的、自然環境的にも似通った部分があり、つながりが深い関係にあります。次期奄振延長に向けても、大きなインパクトになるものと思います。8月には、市内中学生によるひかり議会が、今年は安田市長御出席のもと、開催されました。市長の前で自分たちの思いを堂々と質問しており、感激いたしました。私は陸上自衛官として36年余勤務し、定年を迎え、退官しましたが、現職の自衛官はこの地で勤務し、国防、ひいては私たちの安全を守るため、昼夜を問わず、365日、厳しい訓練を実施しながら、地域行事等にも積極的に参加、勤務していることに対し、深く深く感謝申し上げます。

私見が長くなりましたが、通告に基づき、一般質問を行います。

一つ目、自治会、集落活性化に向けての取組等についてであります。私の選挙公約は、豊かなシマの基礎づくりであります。当選後、この4年間、一般質問では、地方自治の原点である住民自治、その基本は集落であり、その役割を担う主役はそこに住む住民であるという認識のもと、一貫して質問をしてきました。人口の減少が進行し、集落運営にも支障をきたしている集落もあると聞き及んでおります。毎月開催される笠利総合支所での駐在員会を傍聴している中でも、駐在員のなり手がおらず、辞めるにも辞められないという駐在員さんもおられるという話も聞いております。集落の元気が奄美市の元気、振興発展にもつながるものと認識をしております。そこで、質問をいたします。（1）人口減少の歯止め対策をどう考え、対策を講じていくのか。その取組についてお尋ねをいたします。

次の質問からは発言席で行います。

市長（安田壮平君） それでは、奥 晃郎議員の御質問にお答えいたします。本市における人口減少対策についての御質問でございますが、まず、基本認識としまして、本市においてですね、この人口減少率

というものは小さくなってきている、言い換えれば、人口減少が緩やかになってきていると捉えております。それは、国勢調査においてですね、平成27年と令和2年の間の、この減少がですね、その前の5年間よりもですね、だいぶ緩やかになってきている、改善してきているというところでございます。そこを詳しく見ていきますと、いわゆる社会増減、移入者と転入者の差ですね、これがかなり拮抗してきております。その一方で、自然増減、生まれる方と亡くなる方の差、これがやはり拡大傾向にありまして、社会増減に関しましては、今ですね、確かにIターン、Uターン、増えてきておりますので、しっかりとその住む環境等の整備がですね、進んでいけば、もっと受け入れられるだろうなというふうに思います。その一方で、やはり生まれる数がですね、少しずつですけれども、少なくなってきていますので、その点、しっかりとこの子どもの数を増やしていく取組というところを力を入れていきたいなというふうに思っております。その観点から、まず、安心して出産、子育てができる環境づくりに向けた取組といたしましては、従来、取り組んできました出産祝い金の支給や妊産婦に対する各種サポート事業に加え、令和4年度からは、出産・子育て応援交付金により、経済支援と伴走型相談支援の両面の強化に努めております。また、出産を望む皆様方の希望が叶えられるよう、今年度から、不妊検査や男性の不妊治療を支援の対象として拡充したところです。さらに、子育て世帯の経済的負担軽減のため、3歳児から5歳児における保育料の無償化に加え、0歳児から2歳児に対しましても、公立保育施設の保育料統合による実質的な保育料負担の軽減を図っております。また、子ども医療費の助成につきましては、18歳以下までに拡充。そして、小・中学校における給食の米飯、牛乳の無償化。高校生に対する遠距離通学費支援などに取り組んできたところです。一方、地域の中で子を産み、育んでいくことに加え、新たな人口を迎えるための移住、定住施策も重要でございますが、現在は特に住居確保が大きな課題であると認識しております。そのような中、笠利町宇宿集落では、地域の実情に詳しい住民の皆様自らが空き家を活用し、人口減少対策に取り組んでおり、このことは本市の課題解決につながる有効な取組であると考えております。この取組を手本として、活用可能な空き家の確保や、地域に活力を生み出す移住者の呼び込みに、集落の皆様とともに取り組んでまいりたいと存じます。今後の人口減少対策としての取組でございますが、現在、策定作業を進めております、本市の新たな最上位計画の議論におきましても、人口減少が本市における最も重要な課題であるとされております。そのことから、今後、開催してまいります策定委員会においても、人口減少を重要なテーマに据えて、分野横断での議論を深めていくこととしております。今後もこれまでの取組に加え、市民の皆様とともに議論を深めていく中で、本市にとって必要な施策の検討を続けてまいりたいと存じます。御理解のほど、お願いいたします。

11番（奥 晃郎君） 市長、ありがとうございました。いろんな対策を講じているということは、よく理解できました。本日の南海日日新聞によりますと、8月1日現在の推計人口は奄美市3万9,806人ということでありますので、減っているのは確かですよね。緩やかな減少というふうにおっしゃいましたけれども、減少が止まり、増加をしていくというこの奄美市を見たいものでございます。

（2）番の次の質問に移ります。集落、町内への出前講座の実施についてです。集落等からの要望を聞いて、出前講座を実施していると思いますが、出前講座の実績についてお尋ねをいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） 議員お尋ねの出前講座につきましては、市民の皆様が地域で活動する中で生まれた、行政についての知りたい、また、聞きたいという内容について、担当課が出向き、説明を行っているところでございます。直近の5年間の実績といたしましては、平成30年度は15件、令和元年度が8件、令和2年度が15件、令和3年度21件、令和4年度27件となっております。そのうち、集落や自治会からの依頼により出前講座を行ったものは、平成30年度から令和4年度まで、それぞれ1件ずつとなっております。これは、コロナ禍により、出前講座の全体件数が減ったものと考えられますが、5類感染症に移行したことに伴い、市民の皆様の地域での活動が活発になるものと思っております。

で、より多くの方々に出席講座を活用していただけるよう、周知のあり方を含めて検討をし、内容を改善、そして、充実させてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

11番（奥 晃郎君） 私が思ったのよりも、随分多くの出席講座が実施をされていることについて、感心いたしました。これからもですね、こういう講座がありますよというのを、やっぱり市民の皆様に周知をしていただいて、もっともっと増え、活発な出席講座が実施できればというふうに思っております。

それでは、次、3番目ですけれども、コミュニティ助成事業の実施についてでございます。コミュニティ助成事業は、財団法人自治総合センターが、自治宝くじの普及広報事業として受け入れる宝くじ受託事業収入を財源として、住民福祉の向上を目的に、様々な分野の地域コミュニティ活動を支援する制度と認識をしておりますが、奄美市における採択事業と、年間、奄美市では何件ほど事業が採択されているのか、その実績と、各自治会、集落等からの件数の、何件のその件数が出されているのか、お尋ねをします。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。議員御案内の一般コミュニティ助成事業につきましては、一般社団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、毎年、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備のために助成を行うもので、毎年度示される市町村ごとの応募件数に応じて、本市から県を通じて応募をしております。実績といたしましては、令和元年度1件、令和2年度1件、令和3年度2件、令和4年度は2件の採択をいただいているところでございます。なお、集落や町内会、自治会などへは、毎年度、当事業についての案内を行っておりまして、申請をいただいた集落等から、これまでの申請回数や住用・笠利・名瀬地区の均衡を勘案しながら、団体を選定して、応募を行っているところでございます。以上です。

11番（奥 晃郎君） 今、部長のほうから、採択された件数については報告がありましたけれども、実際に集落等から何件の要望があったのか。これもちょっとお聞きしたいんです。

総務部長（濱田洋一郎君） それでは、先ほど申し上げた件数に合わせて、集落名も御紹介したいと思います。令和元年度が住用、石原集落、令和2年度が笠利、中金久集落、令和3年度が塩浜町内会、そして、笠利、平集落、令和4年度が柳町中央自治会、そして、笠利、土浜集落となっております。それで、先ほど担当の者に確認をしましたところ、令和5年度はですね、県のほうから奄美市3件ということで示されているということでございまして、今、御案内をしているということだということです。で、よろしくお願いします。以上です。

11番（奥 晃郎君） すみません、繰り返しになりますけれども、各集落等から何件ほどの要望があつて、その中で奄美市が、これを県に上げようということで、1件、採択されたとか、2件、採択されたとかいうことになると思うんですけれども、各自治会、集落等からの要望件数についてお聞きしておりますが。

総務部長（濱田洋一郎君） 恐れ入りますが、要望件数に関しては、ちょっと詳細、私、確認をしておりません。担当のほうでは把握しているものと承知しておりますが、県への応募の選定方法ということで申し上げますと、申請回数によって順位付けをして、申請回数が同数の場合には、住用・名瀬・笠利の順で選定をして、それでも決まらない場合には、過去に採択のない集落等を優先させるということになっているということで、少し不十分な答弁になって申し訳ございません。以上でございます。

11番（奥 晃郎君） 一応、納得しておきますかね。というのは、私の考えですよ。こういうのがありますよというのを知らない。だから、要望を出さないっていうのが、まず一つと、出しているけれども、市で取り上げてもらえなかったという、その2種類があると思うんですね。だから、今、詳細、その要望の件数については、部長のほうではちょっと把握されていないようでしたので、こちら辺、もしよければ、このあとでも教えていただけるかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。大きい2番の（1）災害時の指定避難場所についてでございます。今年は鹿児島県の本土を襲った8・6災害から30年を迎えました。1993年夏、鹿児島豪雨の死者、行方不明者は121名を数えております。災害は忘れた頃にやってくるという言葉もあります。台風常襲地の奄美においては、常に災害とは背中合わせ状態に、災害、防災に向けての対策が必要であります。去る8月上旬に発生した台風6号は、近年稀にみるのろのろ台風で、島の生活にも大きな影響を及ぼしました。台風6号の対策として、指定避難場所を指定し、防災無線等を通じて、避難の呼びかけがなされましたが、指定避難場所に避難した人数はどの程度いたのか。指定避難場所の指定は適正であったのか。指定避難場所の見直しは必要なのか。台風6号の経験を踏まえての検討事項があったのか、なかったのか、お尋ねをします。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。今回の台風6号で指定避難所へ避難をされた方は、最大で133名いらっしゃいました。避難所の開設につきましては、台風情報を基に、台風の規模、雨量、進路等を勘案した上で、避難箇所開設数を決定いたしております。今回は116の指定避難所のうち、67か所を開設したところでございます。また、避難所を運営していく中で、避難者の有無や風雨の状況に応じて、避難所の集約、または、閉鎖をする場合もございます。今回の経験を踏まえ、職員を対象にアンケート調査を実施いたしまして、課題の解決に、今、取り組んでいるところでございます。なお、アンケートの結果では、避難所の開設期間がこれまでに長く長期化したことによる、職員の配置、それから、議員御指摘の開設する避難所の数など、避難所運営についての課題が明らかになりました。それらを踏まえ、住用・笠利の両総合支所や避難所運営の担当課とも情報を共有し、今後も安心・安全な避難所運営を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

11番（奥 晃郎君） ありがとうございます。実はこの台風6号、特に今回は、その避難警報というか、避難の指示が出て、随分長いこと、その避難場所が開設をされておりました。私も笠利地区、住居が手花部なんで、笠利地区の避難所を一応、状況を確認のため、回りましたが、そんなに多くの避難者はほとんどなく、逆に役場の職員が一人だけというような避難場所もございました。こういうところを、ちょっとどうにか改善できないかというように思っていますので、できたらですね、避難の希望する人を募って、車で迎えに行って、集約をして、避難所を笠利地区なら1か所、2か所にまとめて避難をさせる。そのほうがですね、逆に今回は停電はなかったんですけども、この避難所で一番問題となるのは、停電の際、冷房が効かないために、熱中症の患者が心配されるということも聞いていますので、まとめてというか、人数が多いところには、大型の、それこそ発電機等を準備してですね、もっと万全な支援ができるような体制をとるのも必要なというふうに思っていますので、今後の検討事項の中に入れていただければというふうに思っております。よろしくお願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。大きい3番で、福祉行政についてです。人生100年時代と言われ、毎年、100歳を迎えられる方の人数も増えており、奄美市から表彰を受けられる方の新聞記事を目にすることも多くなっております。まさに人生100年時代の到来の感を受けております。一方においては、高齢化に伴い、いろいろな課題も見えていますが、そこで質問です。まず、一つ目、（1）ですけれども、高齢者の認知症対策についてです。高齢化に併せて問題となっているのは、認知症の高齢者が増えているということです。認知症やその疑いのある人の行方不明事例が、2022年は

全国の警察に1万8,709人が届けられ、統計を取り始めた2012年からは、ほぼ10年間で倍増しているというデータも出されております。鹿児島県警が受理したのも、過去最多の160人で、前年度を8人上回ったようであります。奄美市における認知症やその疑いのある方の現状がどのようなになっているのか、その推移と対策についてお尋ねをいたします。

保健福祉部長（永田孝一君） それでは、本市における認知症高齢者の推移と対策ということですので、お答えいたします。まず、本市における認知症高齢者数ですが、その確認方法としては、要介護認定調査、その結果からしか把握ができない現状でございますので、そこは御理解いただきたいと思います。要介護認定調査の結果によりますと、直近3年間です。令和2年が1,513名、令和3年が1,454名、令和4年が1,541名、65歳以上の人口比で言いますと、だいたい11.1パーセント程度で推移をしていると。ほぼ、少し増えていますが、横ばいの状態と言ってもいいんじゃないかと思います。また、これ以外にも、要介護認定を受けていない認知症の方というのもしらっしゃると思いますので、その数を含めると、本市で把握している数よりも増加するのではなかろうかと考えております。次に、対策ということでございますが、本市の認知症施策について、3支所に認知症地域支援推進員の研修を受けた職員を配置しております。認知症に関する専門知識を生かした相談業務や地域のネットワークづくりを行っております。また、認知症の方が地域で生活するためには、地域の方の認知症への理解というのが大変重要になりますので、認知症サポーター養成講座ですとか、認知症カフェ、家族の会まーじんま、結いとも活動などで、認知症の方が地域で生活することが自然なことになるような取組を行っているところです。議員から行方不明者のお話がありましたけれども、本市では令和3年度は0件でしたが、令和4年度1件、今年の令和5年度、8月現在で1件、認知症の疑いがある方があります。そのような方につきましては、奄美市はいかい高齢者SOSネットワークということで、警察ですとか、消防ですとか、ガソリンスタンドですとか、それらの事業所の方にあらかじめ登録をしておいて、こういった方、行きませんでしたかという確認作業をした上で探すというふうな形のネットワークづくりはしております。以上でございます。

11番（奥 晃郎君） 今、認知症の疑いのある人ということで、2年、3年、4年、1,500、1,400、1,500という数字をお聞きしましたけれども、これは高齢者と言われる70歳、あるいは75歳以上の人の何割ぐらいになるんでしょう。

保健福祉部長（永田孝一君） 割合だけで言いますと、65歳以上の中の割合で言いますと、令和2年度が11.14パーセント、令和3年度は10.54パーセント、令和4年度が11.11パーセントとなっております。以上です。

11番（奥 晃郎君） 10パーセントということで、1割ということで承知をしました。先ほどもおっしゃいましたように、これからはまだまだ増えるというふうな予想もたちます。逆に、行方不明者も、これからはまた多くなってくるんじゃないかと。数が多くなれば、当然、多くなるでしょうから、その辺の対策をしっかり、増える前をお願いをして、この質問を終わります。

それでは次、（2）のひきこもり対策についてでございます。全国で146万人と言われるひきこもりについて、厚生労働省が支援マニュアルを策定し、支援に乗り出しておりますが、これまでの治療中心から、本人や家族に寄り添う伴走型への転換が狙いと言われており、高齢の親と子が困窮する8050問題が社会問題化している中においては、先進的な取組をした自治体もあるようですが、奄美市におけるひきこもりの現状、対策についてお尋ねをいたします。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、本市のひきこもり対策についてお答えをいたします。内閣府に

よるひきこもりの定義につきましては、様々な要因の結果として、社会的参加、いわゆる義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊などを回避し、原則的には6か月以上にわたって、概ね家庭に留まり続けている状態となっているところでございます。議員御案内のとおり、全国におけるひきこもり状態にある方は、約146万人と推計されているところでございます。本市におきましても、多くの方が在宅で生活しておられると認識しているところでございますが、確実な数の把握はできていないのが現状でございます。現在、つながる相談室や関係機関でひきこもりの方を支援している数といたしましては、約30名となっております。先日行いました民生委員訪問におきましても、ひきこもりのケースについては、情報はあがるが、本人、家族が困っていない中で関係機関へつなげることは難しいというふうな声も伺っているところでございます。現在の取組といたしましては、ひきこもりの方本人や家族が相談できる窓口の場所といたしまして、奄美市公式LINEや広報紙、関係機関等へ広報、周知いたしているところでございます。また、今年度5月に奄美市ひきこもり支援連絡会議を開催し、庁内外に関する関係する関係機関が参加し、検討会を行ったところでございます。そのほかに、ひきこもりケースについてのケース会議を行い、支援の方向性を確認しながら進めているところであり、8月末現在で11回開催をいたしております。ひきこもりの方が社会復帰に至るまでには多くの課題があり、時間を要しますが、継続的に支援を続けることで、金銭的困窮や家族の支援がなくなるなど、環境の変化をきっかけに本人自身が一歩踏み出す事例も見られます。これからも相談者との関係性を継続的に作りながら、関係機関と連携をし、長期的な支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

11番（奥 晃郎君） 今、部長からる説明がありましたけれども、このひきこもりの人数、約30名ぐらいだろうということですが、なかなかこの数っていうのは分からないんじゃないかというふうに思います。いろいろ相談できる窓口、相談できる体制、家族、あるいは知人、親類においても、恥ずかしいので、なかなか積極的に相談に行けないという状況もあると思いますので、この辺もよく理解していただいて、正確な数を掴んでいただいて、それなりの指導ができれば、あるいは、対策が打てれば、対策を打っていただきたいというふうに思っていますので、先ほど同様、その認知症の件についてもそうですけれども、ひきこもり、これからいろいろ増えてくるんじゃないかなというふうに思います。行政のほうでも対応には苦慮するところだと思いますけれども、よろしく願いをしたいというふうに思っております。これで、この質問は終わりにします。

次ですけれども、大きい4番目です。教育行政についてです。奄美市の児童・生徒の全国学力テスト結果ですけれども、この4月に全国中学校、小学生の全国学力テストが実施されたようですけれども、全国平均も大きく低下しているようです。鹿児島県の平均正答率は、公立中の英語と数学が全国平均を下回り、国語は同程度、公立小は算数がやや下回り、国語はほぼ同じだったと公表されておりますが、奄美市における全国学力テストの結果はどうだったのか。その結果を踏まえて、今後の指導のあり方、指導改善に向けての取組についてお尋ねをします。

教育長（村田達治君） それでは、4月に行われました全国学力・学習状況調査の本市の結果について、全国平均との比較で答弁をさせていただきたいというふうに思います。本年4月18日に行われました全国学力・学習状況調査は、小学校6年生と中学校3年生を対象に行われました。今年は小学校で国語と算数の2教科、中学校3年生で国語、数学、英語の3教科の調査が行われたところでございます。本市の結果でございますけれども、小学校の算数が全国平均並みで、県平均を上回りましたが、小学校の国語、それから、中学校の国語、数学、英語は全国平均を下回り、中でも中学校の数学と英語につきましては、大変課題が大きいという結果でございました。本市といたしましては、学力向上に向けて、学力向上対策、授業改善五つの方策に基づく授業を展開する授業改善と、基本的な生活習慣に基づく家庭学習の充実の二つの柱で、学力向上に取り組んできております。今回の結果を受けまして、改めて本市

の施策及び学力向上につながる授業について、管理職研修会や学力向上に関する研修会、学校訪問や各学校の校内研修等への指導主事派遣等を通じ、指導を強化してまいりたい、あるいはいろいろな面で支援を充実させていきたいというふうに考えているところです。特に授業改善につきましては、これまでの授業の終末時での充実を図ることに取り組んでまいりましたが、今後も継続して終末時の確かめ、見届けの充実を図ってまいります。確かめ、見届けの充実を図ることで、教師が児童・生徒の理解度を把握し、その後、理解度に応じて指導を行うことを通して、児童・生徒が分かった、あるいはできたと実感できることを期待しているところでございます。また、家庭学習においても、家庭学習60・90運動として、小学校で60分間、中学校で90分間を目安に家庭学習時間を確保し、自分に必要な学習を自ら選択して行う、自主学習の充実を図ることを重点的に取り組んでまいります。併せて、竹山議員の答弁の際もお答えいたしました、タブレットの活用等も、今後、充実を図りながら、家庭学習にも取り組んでいければというふうに考えているところです。このように、今後の授業改善に向けた指導や取組を継続して共通実践することが、学力向上につながるものと考えているところでございます。以上でございます。

11番（奥 晃郎君） すみません、聞き取りのときにはちょっと聞いていませんでしたけれども、もし分かれば、今は各小学校、中学校の平均が下回っているという、あるいは同程度、上回っているというような回答をいただきましたけれども、各学校ごとに、いや、この学校は全国平均を上回っているのか、いや、これはちょっと低いつて、学校名は必要ないんですけども、なぜこの学校は上回っているのか、あるいは、なぜこの学校は低いのかというような特徴があれば、教えていただきたいなというふうに思います。大丈夫ですか。

教育長（村田達治君） 学力が定着している学校と、そうでないことが考えられる学校と、取組の違いということの御質問だろうというふうに思いますけれども、やはり先ほど答弁申し上げましたとおり、大事なところは、その1時間で学習したことがきちっと身についているかどうかということ、終末の段階でしっかりと確認し、身についている場合には、それに応じた発展的な問題に取り組ませたり、身につけてなければ、もう一度説明を繰り返したり、身につけてはいるんだけど、ちょっと正確性やスピードにまだ物足りないというときには、同じような問題へドリル的に取り組ませたりという、その終末の取組に、今、力を入れてですね、いるところで、そここのところの取組の違いというのは、学力の定着に大きく影響するのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

11番（奥 晃郎君） 分かりました。取組の違いということでしたけれども、やはり取り組み方によって違うのであれば、全ての小学校、中学校に、いいほうの取り組み方を指導していただければ、学力も、向上するんじゃないかというふうに思いますので、その辺、よろしくお願いをいたします。

次、（2）番の中学校の休日の部活動を地域団体や民間事業者に委ねる地域移行を見据えた部活運営方針について、奄美市の現状はいかなるもののでしょうか。中学校の地域移行の新指導方針を踏まえて、奄美市においては、検討委員会を設置し、検討を進めていると思いますが、いつ頃を目標に地域団体への移行を考えているのか。移行するに当たって、体制整備はスムーズにいくのか。課題となっているのはどのようなことか。移行することによって、先生へのどの程度の負担の軽減が考えられるのかをお尋ねいたします。

教育部長（大庭勝利君） 議員の御質問にお答えいたします。本市の部活動、地域連携、地域移行につきましては、今年度発足しております奄美市中学校部活動地域移行推進会議において、協議を進めております。本市といたしましては、国や県が示す令和5年度から7年度の改革推進期間に、まずは部活動の休日における地域移行を目指して取り組んでおります。本市においては、赤木名中学校で独自に相撲ク

ラブを立ち上げ、令和5年4月から外部指導者のもと、地域移行され、活動を始めているところでございます。また、今年度より中学校体育連盟主催の大会へクラブチームの参加が可能となっており、大島地区中体連の事務局に伺ったところ、本市においては4競技に4団体がクラブチームとして登録があり、本地区大会総体へ出場しております。地域連携、地域移行への取組を進めていく上で、最大の課題は人材確保と考えております。現在、スポーツ少年団指導者や総合型地域スポーツクラブ指導者、各競技団体推薦の指導者、教職員による兼職兼業を想定しております。実際の学校や地域の実態の的確な把握につきましても、本市の推進会議で進めていきたいと考えております。本市におきましても、子どもたちのスポーツ、文化、芸術活動が継続して行われる環境づくりの実現に向けて、関係機関と連携、他の市町村の動向なども注視しながら、調査、研究を進めていきたいと思っております。また、先ほどの部外者の教わるることによってのいろいろな問題点があるのかということの質問ですが、教職員の負担軽減につきましては、地域移行が進んだ場合には、スムーズに先生方の教材研究、確保が、生徒に向き合える時間などが増加していくというふうに、一定の効果があるとは思っております。ただし、指導者が教職員でない場合は、議員御指摘のとおり、そういったいろいろな問題点が今後も起きるのではないかとというふうに予想されます。指導者の育成につきましては、重大な課題でありますので、研修会の開催、定期的な話し合いの場の設定など、検討を進めていく必要があると思います。関係機関との連携、他の市町村等の動向、そういった、この部活動地域連携を進めていく上で、本市も一体となって進めてまいりたいと思っております。以上です。

11番（奥 晃郎君） 承知いたしました。昔のことを言うと鬼が笑うかもしれませんが、今、こういうふうに叫ばれていますけれども、私が中学校のときには、私、野球部だったんですが、富国製糖に勤務していた、元、全国大会、中学野球大会に出られた人がおりまして、ずっと指導していただきました。そういうこともありますから、その地域にそれぞれの特技を持った方がおられると思います。あるいは、その学校を卒業した先輩、俺がやりましょうというような方もおると思いますので、その辺の情報をしっかり捕まえてですね、活用されたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。給食費の無償化についてです。令和4年度については、保護者の負担の大きいと言われている給食費については、コロナ補助金を活用し、小・中学校の一部児童・生徒について無償化を実施したことを、保護者の方々から歓迎の声を聞いております。全国の自治体の一部においては、児童・生徒の給食費を無償化としております。保護者の負担軽減に向けて、給食費の無償化への取組はいかがなものでしょうか。子どもたちの学力向上に向けても、プラス要素が期待されるものと思います。また、人口減少が進む奄美市において、人口増加の一環としても必要かと思いますが、全児童、全生徒を対象とした無償化に取り組んでいく考えはないのか、お尋ねをします。

教育部長（大庭勝利君） 議員お尋ねの給食費の無償化についてお答えいたします。現在、本市では、無償化には至っておりませんが、米飯、牛乳の全額、約7,500万円及び物価高騰による食材費の増額分を支援し、給食費を据え置くことにより、子育て世代の経済的負担を増やさないように努めております。御質問の完全無償化につきましては、県下19市中3市、郡内では5町村が完全無償化を実施しておりますが、本市におきましては、先ほど申し上げました米飯、牛乳の経費に加えまして、食材費の約1億9,000万円の追加が必要とされ、学校給食費支援に係る毎年度の予算は2億6,000万円あまりの予算が必要となってまいります。6月に発表された国のこども未来戦略方針におきましては、学校給食費の無償化の実現に向けて、まずは自治体の取組実態や成果、課題の調査等を行うとの方針が示されました。学校給食費の無償化に向けましては、恒久的な財源の確保が大前提であり、一方で、国において実態調査を行い、方策を検討していくとの方針でありますので、本市といたしましては、国の動向等を注視しながら研究してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

11番（奥 晃郎君） 内容については承知できましたけれども、朝のその一般財源の話になるんで、もうやめておきますけれども、やはり将来、国が無償化を進めてくると。もう国が負担しようという形になるのが理想ですけども、今、やっている自治体は、そういう国の動向を見据えて、先取りしようと、先にやっておこうというような考えだと思いますんで、その辺のことも一慮に入れて、検討していただければというふうに思っていますので、よろしく願いをします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。（4）番の、奄美市における奨学金の現状と課題、今後の取組についてです。この奨学金の件に関しては、それぞれの定例会で何回も似たような質問もありましたが、私がここで再度取り上げさせていただきます。経済的理由で進学を断念しなくて済む、経済的取組の一環として奨学金制度が位置づけられており、奨学金を活用して大学等を目指している学生も多いと思いますが、奄美市の奨学金を貸与する基準がどのようになっているのか。その審査をどこでやっているのか。利用している学生の人数。卒業後の返済状況がどのようになっているのか。滞納者がどれぐらいいるのか、お尋ねをします。

教育部長（大庭勝利君） 奨学金の現状について、お答えいたします。議員御案内のとおり、奄美市の奨学金、ふるさと創生人材育成基金は、経済的理由で就学困難な学生の取組として、約3億2,343万円の基金で運用しております。御質問の貸付けする基準につきましては、保護者が市内に引き続き3年以上居住し、生活の本拠を有する者、または、その子弟のうち、学力、芸術、文化、またはスポーツに優れているにもかかわらず、経済的な理由により就学することが困難と認められる学生を対象としております。審査につきましては、条例に基づき設置しております奄美市奨学生審査会において、学業等、人物、健康等、家計について詳細に審査をし、選考しております。貸付状況でございますが、昨年度の新規貸付者は17名で、現在、51名の学生に貸付けを行っております。また、本年度8月現在の債権は167名分の約3,398万円。このうち、滞納者は39名、滞納額は約1,260万円でございます。課題といたしましては、基金の健全な運用のための滞納額の解消でございます。滞納への取組としまして、返還状況の通知や督促状、催告書などの継続的な送付や連帯保証人への働きかけなど、庁内関係課とも連携して取り組んでおります。ただ、現在、滞納のある方の中には、病気や失業による生活困窮での御相談を受けるケースもあり、そういった場合には、個々の事情に応じて、月々の返還額の減額や返済の猶予など、個別の対応も行っているところでございます。奨学金は確実に返還をしていただくことによって、次の奨学生へ貸付けのできる大切な資金であるため、今後も引き続き、基金の健全な運用に努めてまいりたいと考えております。

11番（奥 晃郎君） よく理解できました。

それでは、最後の質問になりますけれども、シマユムタ方言の保存、継承に向けての取組についてでございます。ユネスコによると、奄美の方言の消滅危機の度合いは危険のランクにあると言われており、方言を話す人の高齢化により、若い世代が島の方言を耳にする機会が少ない状況にあるのが現状だと思います。私の小・中学校時代には、方言を使うと、首から、私は方言を使いましたという札をかけられ、標準語を話すよう教育を受けた記憶があります。その理由としては、進学、就職して本土へ行き、標準語を使えないと、職場等でのコミュニケーションがとれなくなるというのが、その理由であったと記憶をしておりますので、今後、保存、継承に向けての取組について、何かございましたらお聞かせください。短めに、簡潔にお願いします。あと40秒です。

教育長（村田達治君） ありがとうございます。各学校ではですね、それぞれもう本当に工夫しながら、方言を継承する活動に取り組んでいるところでございます。例えば、方言カレンダーは各学級、全部の学級に掲示してありますし、講師を招いての島唄の勉強とかですね、そういったのを通じて、方言活動の継承に取り組んでおりますので、今後も力を入れて取り組んでまいればというふうに思っております。

す。以上でございます。

11番（奥 晃郎君） ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

議長（西 公郎君） 以上で、自民党新政会 奥 晃郎君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時45分）

第 3 回 定 例 会
令和 5 年 9 月 6 日
(第 3 日 目)

9月6日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	6 番	林 山 克 巳 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	竹 山 耕 平 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	崎 田 信 正 君
17 番	与 勝 広 君	18 番	西 公 郎 君
19 番	奥 輝 人 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	川 口 幸 義 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
総 務 課 長	向 井 涉 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	川 畑 良 二 君
市 民 環 境 部 長	島 袋 修 君	環 境 対 策 課 長	林 孝 浩 君
保 健 福 祉 部 長	永 田 孝 一 君	福 祉 事 務 所 長	石 神 康 郎 君
保 健 福 祉 部 参 事	島 名 博 美 君	福 祉 政 策 課 長	麻 井 庄 二 君
健 康 増 進 課 長	當 田 加 奈 子 君	高 齢 者 福 祉 課 長	西 幸 一 郎 君
保 護 課 長	本 田 邦 洋 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
商 工 政 策 課 長	喜 納 祐 司 君	紬 観 光 課 長	赤 崎 広 和 君
農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君	農 林 水 産 課 長	俵 裕 樹 君
建 設 部 長	藤 原 俊 輔 君	都 市 整 備 課 長	里 則 人 君

9月6日(3日目)

土 木 課 長	安村 幸一郎 君	建 築 住 宅 課 長	中 山 哲 史 君
上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君	教 育 部 長	大 庭 勝 利 君
ス ポ ー ツ 推 進 課 長	田 中 巖 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 野 早 苗 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田 忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川 治 君	議 事 係 主 査	坂 元 辰 徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は18名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、一般質問であります。



議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自、持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁については、時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次、質問を許可いたします。

最初に、チャレンジ奄美 幸多拓磨君の発言を許可いたします。

なお、幸多拓磨君より書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

1番（幸多拓磨君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、そして、傍聴席に来てくださっている皆様、おはようございます。チャレンジ奄美 幸多拓磨でございます。笑顔溢れる奄美市を、笑いが循環するこの島を、一緒につくってまいりませんか。

質問に入ります前に、所感を一言述べさせていただきます。

先日、同僚議員である和田霜析議員がお亡くなりになりました。あまりにも突然のことで、一報を受け取った際は耳を疑いました。前回の6月議会では、この議場にいらっしゃる、議員控室や、いつも和田議員がいらっしゃる場所に、今もいらっしゃる感じがしてなりません。和田議員を探してしまう自分がいます。和田議員とは、2年前の市長選に伴い開催された補欠選挙にて戦った仲間でございます。私の純粋な同期でございます。いつも私たち議員仲間の笑顔の中心にいらっしゃった方でした。これからという時期に、本当に無念のお気持ちだと思います。市民のために、島のために、まっすぐに活動されていたお姿、決して忘れません。私自身、若輩者ではございますが、少しでも和田議員の思いを受け継ぎ、活動してまいる思いでございます。どうか安らかにお休みください。本当にお疲れさまでした。心より御冥福をお祈り申し上げます。

さて、第3回定例会一般質問、私の議員生活1期目の最後の議会、節目の一般質問となります。今回の一般質問で合計8回目の登壇となります。一般質問は、日頃の活動の中から感じたこと、市民の方からの御要望、課題を一般質問にて御質問させていただいておりますが、本当に学びに次ぐ学びでございます。私の議員活動の中で大切にしている言葉が三つございます。凡事徹底、疾風迅雷、笑門来福。凡事徹底、誰にでもできることを、誰もできないほどに継続していく。疾風迅雷、風のように早く、雷のように激しく強く取り組んでいきたい。笑門来福、笑う門には福来たる。笑いが伝わっていく、この島づくり。凡事徹底、日々の辻立ち、ごみ拾いは、ある意味、私の生活の一部となっております。辻立ちにいたしましても、多くの方々に勇気とパワーをいただいております。中には手を振ってくださる方もいらっしゃいます。ありがたい限りでございます。私を知っていただき、身近に感じていただける議員。声をかけやすい議員。そうなれる日々を強く思い、活動しております。疾風迅雷、十人十色、全ての人が必ず何かを背負って生きていると思っております。その荷物を少しでも軽くすることができるように、日々の御要望や御相談に風のように早く動き、雷のように激しく強く取り組んでまいる所存でございます。笑門来福、常に笑顔でいることを意識しております。そのためには、自分自身が成長していかなければなりません。ただ、笑っているのではなく、人の痛みに共感できる、人の幸せをともに喜ぶことができる、人間力向上に努めてまいります。いつの日か笑いが循環していき、私たち一人一人に喜びとなって帰ってくる。そのように信じて活動しております。一般質問、何度行っても慣れることはござ

いません。当局から御答弁，学ぶことも多々ございます。職員の皆様の誠意ある御答弁に心から感謝申し上げます。

では，通告書に従い，任期中最後，トータル8回目の一般質問をさせていただきます。

1，豪雨災害対策について。（1）本市における危険箇所について。①線状降水帯の発生が全国各地において確認されておりますが，本市の大雨が降った際の危険箇所の把握，対策についてお伺いします。奄美市のハザードマップを発行し，危険箇所の周知に御尽力いただいていることに感謝申し上げます。その中で，危険箇所の改善をされていると思われませんが，ハザードマップにおいての更新や新たな危険箇所の追加，避難場所の見直しなど，どのようになっていますでしょうか。お尋ねします。

次の御質問から，発言席にて行います。

市長（安田壮平君） おはようございます。幸多議員の御質問にお答えいたします。本市において大雨が降った際の危険箇所の把握対策についてということですが，まず，危険箇所の把握としましては，自治会，集落会，市民の皆様からの意見などを参考に，ハザードマップを適宜，更新して，土砂災害警戒区域を確認をしております。市のホームページなどでですね，このハザードマップが随時見れるようになっておりますので，ぜひ，御確認をいただきたいと思います。併せて，県の運営による河川砂防情報システムから，地区ごとの土壌雨量指数や河川ごとの水位の情報を把握して確認をしております。また，災害時には，名瀬測候所とのホットラインが固定電話とWeb会議にて設けられており，専門家からの情報提供を常にいただける体制を構築しております。対策としましては，ハード面については，急傾斜地防災対策事業，砂防防災対策事業，治水関連事業を実施するとともに，防災・減災の視点から，日頃の保守点検などに努め，対策の必要な箇所については，計画的に整備を進めており，災害時に被害を最小限に抑えるよう努めております。ソフト面におきましては，避難勧告の発令基準を本市の地域防災計画で明確に定め，発令時期を逃さず，的確な避難情報の発信に努めております。また，先般の6月の大雨，そしてまた，台風などにおきましても，市民の皆様からの御意見，そしてまた，対応に当たった職員の意見などを総括して，次の災害に備える，そういった取組を繰り返し行っており，極力，被害が起きないような体制づくりに努めております。御理解のほど，よろしくお願いいたします。

1番（幸多拓磨君） 御答弁，ありがとうございました。常に見直しをされているということもあり，これからお願いしたいところでございます。全国各地において線状降水帯が発生しております。先日，奄美地方も，先ほどもお話ありましたが，1時間に80ミリを超える猛烈な雨が降り注ぎました。SDGsの13番目の項目に，気候変動に具体的な対策をとございます。線状降水帯とは積乱雲が次々に発生し，線状に伸びた雨域のことですが，地球温暖化を要因とした気候変動に注視し，対応，対策の見直し，追加など，今後もなにとぞよろしくお願いいたします。

それでは，次の御質問にまいります。②2021年7月，26人が犠牲となった静岡県熱海市で起きた土石流による大規模災害が発生いたしました。本市において盛土が行われた場所の現状，安全管理についてお尋ねします。気象予報士によると，2021年7月3日，土曜日，午前10時30分頃，熱海市伊豆山地区で大雨による大規模な土石流が発生いたしました。今回の大雨の特徴は，短時間豪雨ではなく，長時間強い雨が続くパターンです。しかも，線状降水帯発生情報の基準には達していなかったものの，隠れ線状降水帯が現れていましたとございます。奄美地区におきましても，6月20日夕方頃から線状降水帯を伴う本格化した大雨により，生活地域が寸断されるなどの被害もございました。本市も，先ほどお話ありましたが，防災対策，減災対策に日々取り組んでくださっております。これからも減災について取り組むことは必要不可欠だと思います。静岡県熱海市で起きた土石流は，歴史的な豪雨による地盤の緩み，盛土，土砂崩れの高い地形，温暖化による異常気象の影響等の要因が重なり発生したと言われております。熱海の土石流による災害が起きたあと，国土交通省より，農林水産省，環境省など，関係省庁と盛土全国総点検が行われております。2022年3月28日，日本経済新聞より，全

国を対象とした盛土総点検の最終結果を公表した。1, 089か所で不備が確認され、うち、516か所では必要な災害防止措置が確認できなかった。大雨などで崩落する危険性もあるため、各自治体が詳細な調査を実施し、法令に基づく是正を求める。総点検は、昨年7月の静岡県熱海市の土石流被害を受け、自治体職員が主に目視で点検。3月16日時点で調査対象の99.9パーセントとなる3万6,310か所で完了したとあり、2023年6月25日、秋田魁新報によると、静岡県熱海市で2021年7月に発生した大規模土石流を受け実施された国の盛土総点検で、各都道府県が昨年3月時点で災害防止措置が確認できなかったと報告した不適切盛土462か所のうち、約5割に当たる252か所で是正工事が実施されていないことが、25日、共同通信の調査で分かったとございました。そこで、御質問です。国土交通省より、農林水産省、環境省など、関係省庁と盛土の全国総点検が行われた中に、本市は何件、危険性のある盛土があり、何件、その後、対応を行ったのか。国の補助が来年までだと、聞き取りの際、お聞きしておりますが、今後、どのように対応していくのか、お示ください。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、議員お尋ねの件についてお答えいたします。本市の大規模盛土造成地につきまして、県のほうで令和2年度に調査委託を行い、さらに県と市との合同で、令和3年度で市内に点検調査を実施しております。規模としましては、谷埋め型として、盛土面積が3,000平方メートル以上と、腹付け型として、盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5メートル以上を大規模盛土造成地としております。これらに該当する箇所が市全体で39か所ございます。うち、名瀬地区で37か所、笠利地区で2か所、住用地区で0か所を把握しております。宅地造成による崖崩れ及び土砂流出による災害を防ぐためにも、把握した大規模盛土造成地の中から優先順位を決め、豪雨後の目視による経過観察を実施し、地主への周知などの安全管理に取り組んでまいりたいと考えております。しかしながら、これらの盛土についての対策工事の必要については、ボーリングによる地質調査など、詳細な変動予測調査を行う必要があり、民有地が大部分を占めていることから、市として抜本的な対策を講ずることが難しいことも現状です。また、変動予測調査に関わる費用については、3分の1の国庫補助があり、現在のところ、その期限については決まっていないことを確認しております。残りの3分の2は市の負担となりますので、公共事業としての調査の必要性や緊急性をしっかりと見極めながら検討しなければならないと考えているところです。いずれにしても、御質問の大規模盛土造成地への対応については、今後とも国や県の動向を踏まえながら、地元自治体としても必要な対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

1番（幸多拓磨君） ありがとうございます。市内に39か所あるということをお聞きして、その中で、補助が3分の1しかないということもあり、予算的な部分、今後、考えていかないといけない、非常に大切なことだと思うんですけれども、やはりその予算が伴うこと、それも承知いたしました。ですので、今回を機にですね、ぜひですね、本当に熱海のあのようなことが起きないようにするためにも、安全管理、努めていただければと思います。

では、次の質問に入ります。③河川の氾濫防止の取組についてお聞きします。緊急浚渫推進事業についてお聞きします。現在の補助率70パーセントの事業で緊急浚渫推進事業がございしますが、令和6年までとなっております。動画共有サイトにて、災害対策特別委員会、令和2年3月19日、小野田紀美代議士の一般質問において、浚渫について質問されておりましたが、地方自治体においての財源は限られており、このような国の補助事業を利用することがとても大切になってくると思われれます。そこで、御質問です。本市にも多くの管理する河川がございしますが、特に対策が必要な場所など、現在の国・県の事業を使った浚渫の予定をお示ください。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、幸多議員の質問にお答えします。議員御案内の緊急浚渫推進事業につきましては、地方公共団体が緊急的かつ集中的に危険箇所を解消できるよう、令和2年度に創設さ

れ、令和6年までの5年間を計画期間とした起債事業でございます。本市におきましては、令和2年度から令和4年度まで、工事費1億3,700万円、合計16河川の事業実績となっております。対策が必要な河川につきましては、河川パトロールや地域からの要望により、堆積が顕著な河川を対象河川としておりますが、梅雨や台風などにより、河川の状況は変化していくものでございますので、計画の変更を行うなど、柔軟な対応も併せて行っている状況でございます。近年は、台風や線状降水帯などの発生により、被害が甚大化しております。このような中で、河川が災害の未然防止、被害の低減に非常に大きな役割を果たすことを認識しておりますので、まずは計画期間である令和6年度まで、この緊急浚渫推進事業の活用を行うとともに、今後は補助制度の創設や起債事業の継続化などにも注視し、河川の維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

1番（幸多拓磨君） ありがとうございます。1億3,000万円以上、そして、16河川の対応を、この事業を通して取り組んでくださったということで、令和6年度、あと1年あるかという状況ではあるんですけども、本当に今、おっしゃるとおりで、今、気候変動というのが非常に激しい、予測がつきにくい状況も生まれてきているというのは、私自身も分かっておりまして、そういった中、御対応するのは大変ということも承知しております。ですので、今、御答弁いただいたように、いろんな角度から注視していただいて、御対応のほう、お願いできたらと思っております。

では、次の質問に参ります。④本市において開設された各避難所の現状について、お尋ねします。8月5日より、台風6号の接近に伴い、本市において避難所が開設されております。今回の台風は大変スピードも遅く、長時間にわたり台風が留まっていたことから、避難所の開設も大変であったと感じました。対処してくださった職員の方々に心から感謝申し上げます。私は避難所が集約されたのちの、名瀬管内においての開設された避難所を視察させていただきました。昨年12月議会一般質問において、各避難所の備品等の配置について御質問させていただきましたが、テレビの設置箇所が増えていることに気づきました。ありがたいと感じております。そして、今回の避難所開設より、初めての取組で、女性職員の泊まり込みの配置がされております。当局も多くの新たな試みがあり、現状維持ではなく、時世に合わせた、常にアップデートしている部分、感心しております。そこで、今回、視察を行い、市民の方からお聞きしたことや感じたことがございますので、御質問させていただきます。一つ目、避難所のテレビが接続できず、使えない避難所が何か所かございました。また、台風がやってくると思われますが、自治会や管理者と話し合い、接続していただけないでしょうか。二つ目、今回から、女性の職員の配置がございましたが、女性職員だけの配置箇所がございました。避難者の移動のお手伝いや物品の移動など、力が必要となる場面もあると思いますが、配置の基準はどうなっておりますでしょうか。三つ目、各集会所において、備品の違いがございます。その中で食料に関してですが、厚生労働省より手引書が出ております。大規模災害時に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シミュレーターとありました。今回のように長期にわたる避難所生活が起きた場合、食料が足りなくなる場合も出てくると思われます。避難者は3日分の食料を持参が基本だと思われますが、避難所ごとに常備していくことは難しいでしょうか。四つ目、避難所の場所は、ホームページや市のSNS等で記載されておりますが、大きな建物だった場合、その中のどの位置に避難所があるのか分からなかった場所が何件ございました。具体的な避難場所の記載、案内の表示などできませんでしょうか。以上、4点、お聞きします。

総務部長（濱田洋一郎君） おはようございます。避難所運営について、4点、お答えいたします。まず、テレビの接続の件でございますが、その場所を確認の上で、接続の可否を管理者と協議し、検討させていただきたいと思います。また、現在ではテレビ、ラジオによる情報の収集に加え、LINEやフェイスブック、旧ツイッターのXなど、SNSでの情報収集手段が多様化しております。今回、学校施設におきましては、非常用Wi-Fiを開放し、スマートフォン等で情報が得られるように対応をさせ

ていただいたところでございます。次に、女性職員の配置については、今回からということではなくて、これまでも配置しておりまして、その基準というものは特に設けてはおりません。避難される方には、女性をはじめ、高齢者や障害をお持ちの方がいらっしゃいます。また、妊婦さんや乳幼児が避難するということも予想されます。避難所に女性職員がいることで、相談等も含め、きめ細やかな対応が可能となるように配置しているところでございます。女性職員の配置につきましては、避難所の安全確保や停電、そして、力作業が必要となる場面など、あらゆる状況を想定をさせていただきながら、十分な配慮をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それから、避難所への食料の常備についてですが、避難の際には最低3日分の食料を準備していただくことを基本としまして、周知、広報しておりますが、大規模災害が発生し、これを超えた場合についての対応については、避難している人数、それぞれの状況等に応じまして、災害対策本部での対応をしてみたいと思います。なお、各避難所への常備は、保管場所の確保、賞味期限の管理、また、衛生面、安全面を考慮すると、現状では難しいと考えております。

最後に、学校など、敷地のどの場所が避難所になっているか分からないとの御指摘でございますけれども、今後は施設の具体的な場所を詳細に表示させていただき、分かりやすい避難者の誘導ができるようにしてみたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

1 番（幸多拓磨君） ありがとうございます。非常にありがたい御答弁、いただきました。感謝申し上げます。その中で、②の職員の配置というところですね。今回、私が回っている際に、やはりその、泊まり込みでされるということもあって、その地域が、それはどこの地域かとはもう伏せますけれども、その地域はやはり御高齢の方々が多い地域でして、そこで女性の職員の方がお2人配置されていたんですね。そういったときに、やはり入ってくるときとか、物を移動したりとか、やはりその中で介助とかも必要になってくる場面も想定できるので、そこの部分ですね。今、今後、いろいろ配慮してくださるという御答弁いただいているので、そこも一度、御検討のほど、お願いできればと思います。ありがとうございました。

では、次の質問に参ります。2、海上物流について。（1）台風時や波が荒れているときの物流への対策についてお尋ねします。①今回の台風6号での長期的な海上輸送の欠航を受けて、本市として、今後、どのように取り組んでいくのか、お尋ねします。8月10日の南日本新聞より、速度が遅く複雑な進路を辿った台風6号は、鹿児島県奄美地方を中心に影響が長期におよび、海上輸送を直撃した。台風には慣れたはずの奄美航路関係者も、台風で10日以上欠航は数十年間なかったと口を揃える。離島では生活物資の補充が滞り、県本土でもガソリンを運ぶタンカーが着岸できずに、給油量を制限するスタンドが相次いだとの記事がございました。島内での食料自給率の向上や航空機による物資の輸送。先日の台風では、企業と航空会社の連携にて、沖縄県のほうで行われたようですが、奄美での航空機での物資輸送の可能性、そして、有事の際での避難場所としても利用できる地下シェルター等での食料の備蓄等も、今後、検討していく必要性も感じます。こちら、地下シェルターの件で、海外の話なんですけれども、フィンランドの地下シェルターはこのようなありました。面積は約1万5,000平方メートル、収容人数は6,000人。普段から駐車場、フットサルのコート、トランポリンやスナックコーナーがある子どもの遊園地などに使用されている。空調設備や水道設備が完備され、トイレ235台、3段ベッド650台など、非常時には直ちに組み立てて設置することができるとありました。使用用途は避難のためだけでなく、普段は市民の憩いの場となっているようです。航空輸送ですが、現在の航空機による輸送は海上輸送とは違い、コンテナの大きさも小さく、積載量も少ないため、物資が届いても間に合わない状況だと思います。先日、奥 輝人議員からも質問がありましたが、今回のように収穫時期のマンゴー等も同様、送る量が今の現状だと限られてきます。大型の飛行機が離着陸できるための滑走路の延長も必要だと感じます。鹿児島県のホームページの説明にこのようなありました。現在の奄美空港の滑走路は、昭和63年、1988年に2,000メートルを有するジェット空港として開港いたし

ましたとあります。それから、35年の月日が経ち、奄美を訪れる方々も年々増加しております。先日の南海日日新聞にもありましたけれども、宿泊者数がコロナ禍前よりも増えていると。それは、前年比ではもちろん増えているんですけども、コロナ禍になる前よりも、今、増えていることもあって、観光のお客さんもすごく増えているっていう現状というのが、この前分かりました。現在の奄美空港の離着陸する通常旅客機のサイズは79トンまでだと思います。これは、特例として知事の許可があるときを除けばという話なんですけれども、路盤の強度も関係してきますが、滑走路を2,710メートルまで延長すると、200トンの旅客機が離着陸できるようになります。自衛隊輸送機の最大搭載量36トンのC-2輸送機も2,300メートルで離着陸できるようです。そのように、生活の要である物資の輸送、そして、先ほど述べましたが、リーディング産業である観光にとってもよいことが分かります。地下シェルターでの備蓄、空港滑走路延長、そして、先ほどの食糧自給率もそうなんですけれども、この地下の倉庫であったり、空港の滑走路の延長というのは、国や県の予算がなくしてはあり得ないことですが、今後の奄美を考えるととても大切なことと感じております。そこで、御質問です。島内での食料自給率の向上や航空機による物資の輸送、先日の台風では企業と航空会社連携ということもありましたが、奄美での可能性、そして、有事の際に避難場所としても利用できる地下のシェルター、倉庫での食料備蓄等も、今後、検討していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。御質問いたします。

農林水産部長（大山茂雄君） おはようございます。まず、私のほうから食料自給率の現状について、お答えいたします。令和2年度における鹿児島県の食料自給率は77パーセントであり、全国7位に位置づけられております。しかしながら、奄美群島及び奄美市の食料自給率に関しましては、数値化されていないとのことでありました。今後、特に地場産の農林水産物を島内で安定供給していく対策につきましては、まず生産者や庁内関係部署をはじめ、県などの関係機関と課題を共有し、解決に向けて、奄美大島内他4町村とも連携し、検討することのできる場の創設が必要であると考えております。また、島内で生産する地場産野菜や、令和6年度から稼働する奄美大島食肉センターから生産される島豚などについて、島内消費を推進する仕組みづくりに努めてまいりたいと思っております。以上です。

商工観光情報部長（平田宏尚君） おはようございます。それでは、私のほうからは奄美空港滑走路の延長に関してお答えさせていただきます。議員御質問の大型の旅客機の離発着に対応する滑走路の拡張についてでございますが、奄美空港における大型の旅客機運航の可能性について航空会社に伺ったところ、大型の旅客機における離発着については、滑走路の距離に加え、その他諸条件をクリアする必要があることから、その可能性については一概に回答ができないとのことでございました。また、大型の旅客機材を受け入れるためには、その機材に対応した特殊な地上支援機材の配備をはじめ、その地上支援機材を操作する専用オペレーターも常時配置する必要があるとのことでございました。その上で、このような配備体制の必要を踏まえますと、日常的に大型旅客機が離発着する運航体制が望ましく、台風災害等との物資不足対策として、臨時便にのみ対応する特殊な支援機材やオペレーターの運用は厳しいものであると伺っているところでございます。いずれにいたしましても、航空便を活用した輸送手段の確保につきましては、重要な課題であると認識しております。空港を管理する県や航空会社との連携を含め、引き続き、課題や方策について研究してまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

総務部長（濱田洋一郎君） 地下シェルター等での食料の備蓄ということでございますけれども、県に確認いたしましたところ、ミサイル攻撃による爆風からの被害を軽減するため、既存の地下施設をシェルターとして5か所、指定しているということで、その内訳は、鹿児島市に4か所、姶良市に1か所ということでございます。また、現在、新たに備蓄倉庫を備えた地下シェルターを建設する予定はないとい

うふうと伺っております。以上です。

1 番（幸多拓磨君） ありがとうございます。まず、先ほど食料の自給率についての前向きな御答弁、ありがとうございます。もう5市町村との連携というのは、私もとても大切だと思っており、これは奄美市だけでなく、この島の課題、そして、奄美群島全体に対する課題の一つだと思っていますので、これからは協議会など作っていきながらですね、進めていっていただければと思います。ありがとうございます。そして、次に滑走路の延長につきましても、やはり重要なことだと認識してくださっているということをお答えいただきましたので、例えば、私も調べた中であったのが、やはり滑走路を延長して、そして、大型旅客機や大型飛行機が離着陸するときには、消防車の配置を増やさないといけない。ハード部分の整備というのが、その滑走路を伸ばすだけじゃなくて、いろんな管制等の問題が出てくるというのも、私も理解しております。非常に困難なことではあると思うんですが、今から35年前にできた奄美空港でございまして、35年の間、やはりその世の中というのは、実際、変わってきているという現状にあり、やはり前向きにそこを考えていただければ、それは次の質問にあるんですが、稼ぐ地域づくりの一環として、この観光をリーディング産業として取り入れていますので、その部分の観光客受入れに関してもプラスに働くのではないかと考えております。ありがとうございます。そして、先ほどの地下シェルターの件ですけれども、そこに関しましては、私も何と言うんですかね、今すぐできることではないと感じております。先ほどの答弁の中で、鹿児島市で4か所、始良で1か所、地下シェルター、避難場所があるというお話がありましたが、その奄美市において、以前、浄水場ですかね、見学したときに、地下があるということを、私、見させてもらったんですけれども、そのように奄美市においても、地下施設がもしあるんだったら、そのほうも検討していくのも一つかなと思ったりはしました。以上です。ありがとうございます。

では、次の御質問に入ります。②物資が届かない、送れないことにより、持続可能に稼ぐ地域づくりの障壁について。今までもそうですが、長期の物流ストップにより、物流不足によるチャンスロス等を考えると、外海離島において、本土と比べスタートラインからハンディがあると感じております。安田市長の掲げる稼ぐ地域づくり。私はその課題こそ、一丁目一番地の課題だと感じております。市民の方からお話があったんですけれども、島で生まれ、島で育ち、親とともに生活がしたい。そのように思っている本土の人々が多くいらっしゃると思います。しかしながら、所得の問題を考えると、島に戻りたくても戻れない。輸送のコストもというお話がありました。輸送のコストもそうですが、物が届かない、送れないことによる被害も大変大きいと思います。先ほどの質問で申し上げました、食料自給率の向上、奄美空港滑走路の延長、地下シェルターの備蓄庫としての利用、踏まえて御質問させていただきます。物資が届かない、送れないことによる、持続可能に稼ぐ地域づくりへの障壁について、どのように考えていくのか、お示してください。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。外海離島である本市におきましては、台風や自然災害等により、物流の停止が長期化することで、物資が届かないことでの市民生活への影響はもとより、生鮮食料品を中心とした小売店への影響、さらにはマンゴー等の農産物をはじめとした地場産品の出荷にも影響を与えているものと認識いたしております。物が届かない物流の停止につきましても、食料品や日用品を取り扱う各事業者において、台風等の接近による物流機能停止を想定し、事前に一定規模の商品の仕入れや在庫管理等を行い、商品不足に備えていると思慮されますが、今回はこれまで例がない台風進路の変化に伴い、定期航路の欠航が想定外に長期化したことにより、商品の品薄状態が続いたようでございます。台風後に行いました市内事業者との意見交換におきましては、平常時に台風に備え多くの商品を備蓄しておくことは、在庫管理、維持コストの面でも難しい課題があるとの認識も伺っているところでございます。自然災害等を含めた、長期にわたる物流機能停止における対策につきましては、生鮮食料品をはじめとする、必要最低限の安定供給に資するストック機能の強

化をはじめ、冷凍、冷蔵機能を有するコンテナ設置や、農水産物の輸送も含めた、航空便を活用した物資の輸送など、他自治体の先行事例調査や航空会社、民間事業者、関係団体等の意見等も伺っているところでございます。併せまして、物が送れない物流停止の影響を最小にするため、先ほど、食料自給の向上についての答弁もございましたが、平常時から、商品の高付加価値化や保存のきく製品の開発など、稼げる商品づくりの支援、また、販路拡大の推進を支援するなど、これまでの取組に加え、国・県の制度などの活用も視野に入れながら、検討してまいりたいと思います。今後も引き続き、本市としてどのような取組が行えるのか、また、国や県、周辺自治体との協働で取り組むことができるのか、調査研究してまいりたいと思いますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

1 番（幸多拓磨君） 前向きな御答弁、ありがとうございます。今、世界的な問題、地球全体の問題なんですけれども、やはりその地球温暖化。それも、今、私たちの住むこの島にも、やはり影響が出てきているというのも事実でございます。そのような気候変動により、このように台風が今までのルートや、停滞する時期が長くなったりとか、あとは線状降水帯が頻繁に起きるようになったりするという気候の変動というのは、これからもどんどんどんどん大きくなっていくと思われまいます。ある市民の方がおっしゃっていました。これは、今回が初めて、初めてかどうか分かりません。10日間以上というのはあったけれども、これがまた、今後もやっぱり起きてくると。そうなったときに、私たちの島はどう対策するかが大事になってくるから、ぜひ、そこに向けてやっぱり取り組んでほしいということを御要望受けています。これは、本当にその方だけでなく、多くの方が感じていることだと思います。例えば、その飲食店さんにしましても、今回の観光のお客さんが閉じ込められて、食料がなくて、飲食店に行っても、飲食店でも底をつく、ぎりぎりまで、どうにかこうにか営業されている飲食店さんもありました。それらの経済に対する影響等もやっぱり強くありますので、そういった意味で、また、今、御答弁いただいたように調査等をしながらですね、5市町村、そして、滑走路だったり、そういったことも考えながらですね、いろいろ総体的に考えていただければと感じます。ありがとうございます。

では、次の御質問に参ります。3、福祉行政について。（1）合理的配慮について。①本市における合理的配慮、取組についてお尋ねします。様々な合理的配慮の取組を行っていらっしゃると思いますが、今回の御質問は聴覚障害者、難聴者に対しての合理的配慮を御質問させていただきたいと思えます。6月定例会一般質問にて、同僚議員より、難聴者に対する補聴器の支援やヒアリングフレイルについてのお話等もございました。あらゆる角度からの特性に合わせた支援はとても大切だと感じております。難聴者の方やですね、その関係者の方々からお話をお聞きすることができまして、その中で、要約筆記という言葉、知りました。要約筆記とは、手話ではなく、文字によって内容をお伝えする方法でございます。難聴や聴覚障害のある人で、手話の分からない人のための要約筆記を行う通訳者のことを言います。その中で、要約筆記者、要約筆記奉仕員、この二つ、大きくあるんですけれども、要約筆記奉仕員は、奉仕員養成プログラムを受講してから、課程を修了することで要約筆記派遣業務に就くことができます。イベントや講義などに難聴者、聴覚障害者の方が参加するに当たって、要約筆記奉仕員、要約筆記者がいないと内容が分かりません。よって、要約筆記奉仕員、要約筆記者はとても大事な存在でございます。そこで、要約筆記者はおおよそ90時間の講習を受け、その後、試験に合格するともらえる試験となります。ですので、要約筆記者と要約筆記奉仕員とはちょっと別になるんですけれども、要約筆記者は資格はもらえます。要約筆記奉仕員は、その仕事だったりとか、そのような支援の仕事に就くことができるという資格ですね。資格っていうか、いわば形ですね。手話に関してなんですけれども、手話は多くの方々に知られておりますが、要約筆記という手助けがあることはまだまだ知られておりません。難聴や聴覚障害のある方のおおよそ8割の、8割の方が手話を使うことができないとも言われております。そこで、御質問です。手話を使うことができない方が多い理由としましては、突発性難聴やヒアリングフレイルなど、後天性難聴が多いことも要因だとは思いますが、その中で不安を抱えた聴覚障害、難聴の方々が安心して生活できる環境整備の一環として、要約筆記について、本市の取組をです

ね、お示しいただければと思います。お願いします。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。本市ではコミュニケーション支援事業といたしまして、聴覚障害の手帳を所持している方を対象に、手話通訳や要約筆記の派遣を行っているところでございます。8月1日現在の聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていらっしゃる方は523名でございますが、手話通訳でコミュニケーションが取れる方は、議員御案内のとおり、2割程度であると認識をいたしております。要約筆記は話の内容をその場で文字にして要約し伝えるもので、個人を対象に紙に手書きをするノートテイクや、複数を対象としてスクリーンに投影するなど、中途失聴者や難聴者の方で手話ができない方へのコミュニケーション支援手段となっているところでございます。本市では令和2年度から実施し、初年度の派遣実績は4件でございましたが、その利用は徐々に増加しており、今年度は既に10件の派遣を行っているところでございます。手話奉仕員の要請につきましては、先ほど議員御案内のとおりでございますが、市町村の必須事業となっており、本市においても毎年、養成講座を開催いたしているところでございます。要約筆記に関しましては、県の事業で養成講座が実施されており、本市でも令和2年度に奄美市社会福祉協議会が主催して開催いたしました。その際、県事業の要約筆記奉仕員養成講座を受講された方の中から、15名の方に要約筆記方奉仕員として登録いただいております。派遣を行っているところでございます。要約筆記の派遣体制といたしましては、1名から3名体制で対応いたしておりますが、現時点で奉仕員が足りないといったようなケースは発生いたしておりません。今後も利用状況を見ながら、新たな奉仕員の登録を検討してまいりたいと考えているところでございます。なお、コミュニケーション支援事業において、ホームページ等での周知が不十分であったため、先日、対応を行ったところでございます。今後、様式等についても、利用者に分かりやすい表記方法などを検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

1番（幸多拓磨君） 御答弁、ありがとうございます。実際、私もホームページを確認しまして、9月1日更新ということで、本当に御相談を受けた方もですね、すごく喜んでいらっしゃいました。この、今のお話の中で、その要約筆記奉仕員が、今、足りていない状況ではないというふうな形で、多分、当局も考えていらっしゃると思うんですけれども、周知があればですね、もっともっと需要というのが増えてくると思うんですね。そういった意味でですね、今回、ホームページの更新、そして、その中から、依頼するときの文書、要綱等もあると思うんですが、要綱の中の文言としましては、手話等という話になっていて、要約筆記という言葉がございません。ですので、そのホームページでは、今回、更新していただきました要綱等もですね、そこに要約筆記という言葉をご用意ですね、入れていただければと思います。大変な作業だと思うんですが、なにとぞ御検討ください。そして、今回の要約筆記奉仕員と要約筆者、この違いなんですけれども、今、奄美市において、要約筆者、今、いらっしゃるのかどうか、ちょっと教えていただきたい。そして、要約筆記奉仕員が何人いるのか、教えていただければと思います。お願いします。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。現在、本市におきましては1名、いらっしゃるというふうには伺っているところでございます。以上でございます。

1番（幸多拓磨君） 要約筆記奉仕員の人数はお分かりですか、すいません。

福祉事務所長（石神康郎君） 奉仕員の方は15名ということでございます。以上でございます。

1番（幸多拓磨君） ありがとうございます。今回の要約筆記奉仕員、これは資格を得るための方法としまして、今現在、先ほど社協のほうでR2年、行われた、これは要約筆記奉仕員のことだと思うんです

けれども、要約筆記奉仕者、資格を確実に取って作業されるという方々がやはり必要になってくると思うんですね。その中で、今、その資格を取るためには、先ほど私、説明させてもらったんですけれども、90時間の講習を受け、その後、試験が必要となってくる。そのために、今、この島では受講することができない現状にあり、やはり鹿児島本土に行かないといけない。そこで、これは御答弁は今回は大丈夫なんですけれども、キャリアアップ助成金等を利用した資格を取得するための助成、補助がないかっていうのを窓口でお聞きしたところ、やはり今回は会社が事業として行っている中の、受講する、資格を取りに行くということではない、個人という形で、今回はそれは適用できないっていうお話がありました。ですので、それが要約筆記奉仕者を増やすことができない障壁になっているのかなと思ったりもしています。ですので、その部分ですね、今後、取り組んでいただければと思っています。御検討していただければ。どのようにしたら、この耳が聞こえにくい方々の支援になるかというところは、最終的な着地なんで、御検討いただければと思います。以上でございます。

では、次の御質問に参ります。4、カイガラムシ被害について。（1）現在のカイガラムシ、CASの現状についてお尋ねします。①本市の被害の拡大の現状、今の取組、今後、すべき対応について、幾つかお聞きします。一つ目、昨年、令和4年12月、国内初のカイガラムシ、通称、CASが奄美大島にて確認されました。3月定例会にて御質問させていただきましたが、その後のカイガラムシの拡大状況、そして、行ってきた駆除、対処の結果はどうか、お示しください。二つ目が、3月定例会一般質問にて御提案をしました、自生地の遺伝子保護の個体の隔離確保はどうなっておりますでしょうか。そして、三つ目。写真をお願いします。地元紙にて挙げられていた小宿中央公園は、3月の時点でカイガラムシの発生を、私は確認し、専門家と話し合い、当局へ連絡しております。そのときの写真が、今、こちらですね。伐採後ですね、今回、カイガラムシの対策として、もう葉を落として間もないときなんですけれども、そのときの写真なんですけど、伐採後に新芽が出てきているときに、早くもCASが繁殖していることがこのように分かります。その後の対処はどうされたのか。そして、その後の経過を見守ることができていましたでしょうか。お尋ねします。この白い点々はみんなカイガラムシですね、はい。以上、お願いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、カイガラムシの現状についての1番目と2番目の自生地の遺伝子の保護について、私のほうで答弁させていただきます。議員御案内のとおり、奄美大島においてソテツの葉がまとまって枯れる現象は、海外において、ソテツ類に大きな被害を及ぼしている外来種のカイガラムシ、通称、CASによるものであることが確認されております。本市の状況につきましては、昨年10月頃から現在まで、依然として名瀬地区を中心に被害が拡大されており、住用、笠利地区の一部や近隣の龍郷町においても被害が確認されております。これまでの取組としましては、ソテツの新芽が展開する春先までに、道路沿線、公園、公共施設等の公有地において、被害を受けた葉の切除、焼却、株への薬剤散布を実施し、これと併せて、民有地における防除対策として、事業所、個人への周知を、奄美市だよりの折り込みチラシや市ホームページへの掲載等を行ってきたところでございます。しかしながら、今年度に入って、新芽が展開し、新たな葉が育った夏場以降のソテツにも、昨年同様の被害が出ていることから、引き続き、国・県、島内5市町村で連携しながら、これまで取組の効果検証及び今後の対応方針について、改めて協議しているところでございます。現状、法律で使用可能な農薬につきましては、被害拡大の抑制には一定の効果はあると考えられるため、これまでの防除対策は引き続き実施するとともに、より効果的な農薬の検証も併せて継続してまいります。また、島外へのソテツの移動規制に向けた対応につきましては、現在、植物防疫法に基づく移動規制について、鹿児島県と九州農政局が協議中でございます。その結果を本市としても注視しているところでございますので、御理解のほど、よろしく申し上げます。2番目の自生地の遺伝子保護についてです。奄美大島に自生するソテツについては、日本の固有種であり、沖縄県から鹿児島県本土及び宮崎県の南端までがソテツの自生地と言われております。議員御案内のソテツ個体の隔離保護につきましては、現段階ではこれを検討する状況

ではないと認識しているところでございます。以上です。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、3番目の小宿中央公園につきましては、通告及び聞き取り時点では、具体的な箇所名は挙げておられなかったと認識しております。したがって、お答えできる範囲で回答しますと、小宿中央公園は昨年末に葉の切除及び薬剤散布を行いました。その後、今年の3月に、議員から御連絡を受けたあとにですね、残った葉の根元部分の刈込みを行いました。今年度になりまして、葉の柔らかい新芽に対する薬剤の影響を考慮し、薬剤散布は行っておりませんでした。先月、8月末に新しい葉も再び被害を受けているとの連絡を受け、職員のほうで葉の切除を行いました。今後はですね、葉の切除及び薬剤散布を繰り返していくことで、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。以上です。

1番（幸多拓磨君） 御答弁ありがとうございました。一つ目にお聞きした、今、拡大状況ということで、名瀬・住用・笠利・龍郷というお話だったんですけれども、前回、大和村とか、そういったお話もあったんですけれども、本島内で前回以上に広がっているという認識の部分というのはどうなんですかね。奄美市以外の話になるんですけれども、いかがでしょうか。

農林水産部長（大山茂雄君） 前回も答弁したとおり、大和村もちろんありまして、そのちょっと南のほうはちょっと分からないですけれども、前回以降、笠利のほうにも、あやまる岬等、広がっているのが確認されております。以上です。

1番（幸多拓磨君） ありがとうございます。また、その認識のほうも、ぜひ、島全体、どうなっているかっていうのも、また、調査していただければと思います。あと、この二つ目の隔離保護というのは、専門家の方とちょっとお話をする機会がございまして、その遺伝子を今後残していくために、非常に大事な部分ということをおっしゃっていましたので、例えば、前回、質問でさせてもらったんですけれども、グアムにおいては3年間で壊滅的な状況に陥ったというお話があります。今、このカイガラムシが奄美大島にやってきて2年ぐらいになるんですかね。今、非常に広がっている現状だと思うんで、そこもちょっと把握していただきたいと思っております。そして、何よりも嬉しかったのが、防疫所のほうで、門司防疫所も含めてだと思えるんですけれども、このように持ち出しに対して協議を、今、してくださっているということは、非常にありがたいお話だと思います。今、沖縄のほうで、カイガラムシ、CASが発見されたということもあって、もうこれ以上広げないようにする。もちろん、入ってきたルートっていうのは分かりません。例えば、今、街角で植えられてる、そのソテツが、もしかすると海外から持ち込まれて植えられたという可能性も、もしかするとあるかもしれません。ですので、その入ってきたルートというのは分かりませんが、この奄美大島で一番最初に見つかったということもあり、やはりほかの島に移動しない、移らないようにするためにですね、今後も取り組んでいただければと思います。最後、三つ目ですね、これ今回の一般質問、聞き取りの際にちょっとお伝えしていなくて、それは大変失礼いたしました。そのような中、お答えを、いろいろ調べてくださり、ありがとうございます。また、このCASというのが、今、先日の地元紙にもあったんですけれども、新たな新芽を食べる蝶が出てきたりとかいうことで、ダブルで影響を受けている現状もあります。これから、そういった意味でですね、この島の宝であるこの文化にとって、とても大切なこのソテツというものを守っていただければと思います。以上です。

これをもって、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で、チャレンジ奄美 幸多拓磨君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時31分）

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き、一般質問を行います。

自民党新政会 永田清裕君の発言を許可いたします。

３番（永田清裕君） 市民の皆様、議場の皆様、そして、インターネットを御覧の皆様、こんにちは。自民党新政会の永田清裕でございます。質問に入る前に、一言、所見を述べさせていただきます。

はじめに、去る８月１４日に志半ばで天国へと旅立っていられました、和田霜析議員に、改めて、心より哀悼の意を表します。霜析議員とは、同じく１期生として、また、会派も同じくして、日頃から中身の濃い、とても充実したお付き合いをさせていただきました。これから２期、３期と奄美市議会を背負って立つ、信念のしっかりした霜析議員を思うと、無念の気持ちでいっぱいではありますが、同僚議員として、また、同志として、いつまでも霜析議員御本人の思いを忘れることなく、いつも胸に秘めながら議員活動を全うしてまいりたいと、そのように思います。

さて、私自身、令和元年の１１月より、奄美市議会に初めて参加をさせていただきました。あれから４年、あっという間に任期を迎えることになりましたが、４年を振り返ってみますと、何と言っても新型コロナウイルス感染症に翻弄された中でありました。当たり前の日常生活が一変し、地域活動なども大きく影響を受ける中でありましたが、市民の皆様の温かい御支援、御指導をいただき、任期はまだ残しておりますが、微力ながらも、奄美市議会議員の役目を果たすことができたものと感じております。心から感謝申し上げます。医療や福祉、そして、行政当局の皆様方の御尽力のもとに、市民の皆様一人一人がコロナと向き合い、しっかりと取り組んできたことにより、ようやく日常生活も戻り、行事等も再開できるようになりましたが、まだまだコロナも終わりとはいきませんし、現在では、エネルギーや食品等の物価高騰の厳しい状況が続いております。行政におかれましては、先月の臨時議会にもありましたように、奄美市はコロナ対策に引き続き、積極的に物価高騰対策、市民生活の支援に取り組んでおります。我々議会も、任期は残すところ僅かとなりましたが、議会も空白なしにずっと継続していきますので、これからも議会、当局と一緒に、市民の生活を守り、安心できる奄美市のために努力してまいりたいと考えております。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、私の一般質問も今回で１１回を数えることとなりました。任期最後の機会でありますので、１期４年間のまとめとして、質問させていただきます。

最初の質問に入ります。奄美市政について。１、市長の政治姿勢について。市長職２年間の総括。安田市長におかれましては、皆様も御存じのとおり、３期９年半の奄美市議会議員を経験したのち、令和３年１２月より奄美市長を務められております。旧名瀬市時代を含め、歴代最年少の若きリーダーとして、多くの市民の皆様からの負託を受け、現在では任期の半分の折り返しを迎えようとしております。朝山市政からのバトンを受け継ぎ、議員という立場から市長職という立場へと、奄美市政へ関わる役割も責任も大きく変わり、公務の多忙さを実感していることではないでしょうか。その行政の立場から、奄美市政をリードする市長職を２年ほど経験してみて、行政運営をどう感じておられるのか。マニフェストなどで多くのことを訴えておりますが、その成果なども踏まえて、奄美市政を担ってきた２年間で自分自身でどう検証しているのか。前期２年間の総括について、伺います。

次の質問から発言席にて行います。

市長（安田壮平君） 永田議員の御質問にお答えいたします。市長職２年間の総括ということでございますが、コロナ禍にあっての市長職就任、また、就任間もない年明け、令和４年１月には、未明の津波警報発令など、市長就任から今日まで、その職責の重さを日々感じながら、これまでも激動と表現させていただきましたが、慌ただしい毎日であったと、そして、今もそのとおりであると感じております。朝山前市長からバトンを受け継ぎ、国道５８号おがみ山バイパス事業推進に向けた県との協力体制の構築

といったハード事業に加え、子ども医療費無償化をはじめとした子育て世代支援、本市活性化に向けて、民間活力を呼び込むための包括連携協定の締結など、継続する行政としての取組を続けてまいりました。また、新型コロナ対策につきましても、奄美大島5市町村が一体となった情報発信などに努めるとともに、県と連携した時短要請に応じていただいた店舗への協力金やプレミアム商品券の発行、島外で頑張る学生応援事業など、本市の実情に応じた市民生活支援、経済対策に適時かつ迅速に取り組んできたところであります。私自身のマニフェストについてであります。1年目には、定例的な記者懇談会の実施や各地区での市民と市長のふれあい対話の開催など、市政情報の発信力強化の取組を進めてまいりました。このことは、官民連携や民間活力の活用をさらに図る上で、欠かすことのできない前提条件と考えることによるものです。また、断らない命と福祉の相談窓口実現に向けた、つながる相談統括監の配置や、世界自然遺産活用公民連携会議、いわゆるプラットフォームであります。の立ち上げなど、そして、SDGs推進プラットフォームの設立などについては、お示ししたマニフェストの実現に向けて、そして、市民の皆様へ寄り添い、官民連携をさらに進めるという観点から、着実な取組を推進できているものと考えているところでございます。令和5年度におきましても、つながる相談室創設による相談体制のさらなる強化や、世界自然遺産活用公民連携会議から提案いただいた新たな財源検討など、昨年度から開始した取組の発展や、市内小売店舗等のチャレンジを応援する繁盛店づくり支援事業、子を授かりたいと希望する方々を支え応援する、未来応援はぐくみプロジェクトの立ち上げなど、新しい事業創設や、既存事業の拡充にも努めてきているところであります。とりわけ、新規事業を創設するには、これまでの取組の総括や見直し等が欠かせません。これに挑む気概を、職員一丸となって共有し、時代に即したよりよい政策の立案、実現に向けて取り組んでいるところであります。こういった取組を背景としまして、市長となりましてからの2回の施政方針において、令和4年度を表す漢字として「挑」を、令和5年度を表す漢字として「掴」を挙げさせていただきました。挑戦を続け、その成果を掴んでいくとの思いで、お示しをさせていただきました。課題も山積し、行政に求められる役割も多様化する中でございますが、対話と連携、そして、挑戦を、私自身の変わらぬ行動指針とし、今後ともスピード感を持った事業展開に努めてまいり所存でございます。

3番（永田清裕君） 市長、ありがとうございました。市長になられてから2年間、やっぱり継続するのは継続していきながら、また、新たにマニフェストで述べられていることについては、自身で創設をして、今、結果が出ているものが、まだ数少なく、あくまでも創設の途中であると。そういう点で、漢字に表して、「挑」から「掴」と、そういうことを表現されたと思います。残りの期間も、お忙しい中でしょうけれども、積極的に取り組んでいただきたいと、そのように思います。我々の議員の任期も、市長同様に4年ですが、冒頭で申し上げたとおり、その間のほとんどが、コロナ禍の閉塞感が続き、地域行事等も制限され、あつという間に過ぎてきた感がいたしております。市長の2年間についての、同様の中で、特に市長は毎日多くの公務を抱える中、地域行事等にも積極的に参加されており、休む間もなく、あつという間の2年と感じていることだと思います。そこで次の質問になりますけれども、後半2年の抱負について、これからの後半の2年間も変わりなく、多くの公務が続いてまいります。前期2年間を振り返ってみて、市長自身が目指す行政運営は順調に進められているのか。1期目の4年間の仕上げとして、今後の2年間は奄美市政をどう導いていきたいのか。後半2年の抱負についてをお伺いいたします。

市長（安田壮平君） 順調にですね、進められているかどうかというところは、私自身もまだまだ反省すべきところもたくさんありますし、本当にいろいろ経験しながら、学びながら、進めさせていただいているところであります。この2年間において、世界的課題となっているSDGsや官民連携体制の構築にも取り組んでまいりましたが、これからの2年間についても、市の様々な計画、マニフェストの推進などに努めてまいりますし、また、私自身感じております新たな政策課題について申し上げさせていた

だきますと、まず1点目は、多くの産業で指摘をされている労働力不足についてであります。今年度は特定地域づくり事業協同組合の設立、運営や、リクルート社との市内企業等の求人情報の発信強化と人材確保、雇用促進に関する協定などを活用し、地元経済界としっかりと連携しながら、外からの労働力の呼び込みや地域内での労働力の掘り起こしに努め、現状の改善に取り組んでまいります。また、2点目としては、いわゆるジェンダーのことでもありますけれども、本市においても、女性活躍やジェンダー平等の地域づくりが、人口減少対策、将来の地域づくり、地域の活力推進などの観点からも、社会的課題であると認識をしております。男性職員はじめ、市内の働く男性の育休取得の促進も含めた、安心して妊娠、出産を迎えられる社会づくり、さらには、妊娠中のキャリア形成支援や、出産後の女性の社会復帰、キャリア形成など、我が国における社会全体としての課題に向き合うことで、マニフェストでも申し上げたとおり、地方や離島にとって、本市が課題解決のモデル地域となることにつながっていくものと考えております。次いで、3点目といたしましては、これは世界自然遺産の保全、活用とも関連しておりますが、国内、国際など、地域間交流の推進、あるいはインバウンド受入対応力の強化でございます。アフターコロナを迎え、本市観光船バースにも多くのクルーズ観光船が戻ってまいりました。今年度のクルーズ船寄港は、これまでの実績も含め、24回を予定しており、うち、外国船籍が17回と、いずれも合併以降最多となっております。さらには、世界自然遺産登録後、本格的に人の流れが活発化する中、これまで以上に国内観光客とともに外国人観光客に対する受入体制を整えていく必要も感じているところです。併せて、観光客一人当たりの島内消費額増加を目指して、観光や物産の高付加価値化を官民連携して図るなど、稼ぐ地域づくりに向けて、積極的に取り組んでまいります。先ほど、ジェンダーという社会課題についても申し上げましたが、今、多様性が求められる時代であります。経済レベルや個人レベルでの地域間、国内、国際の交流も求められていると感じております。また、先ほど議員御指摘の物価高騰対策、市民生活の下支えなど、依然続く課題にも効果的に取り組んでまいりたいと考えております。先ほどお答えしましたマニフェストに基づく施策、ただいま申し上げました新たな政策課題にも取り組んでいくことで、明るく、優しく、風通しのよい、懐かしい未来都市、奄美市の実現に、今後とも全力で取り組んでまいります。

3番（永田清裕君） どうもありがとうございました。3点ほどお聞きしましたけれども、労働不足、ジェンダーということと、3点目に地域交流の拡大というのがありまして、そのところ、ぜひ、強く、また推し進めていただきたいと思いますので。その中で、市長もさっきおっしゃったように、対話を大切にしてという言葉が非常に響きましたけれども、やはり、もうコロナ禍が終わり、やっぱり民間企業とはですね、このようにコミュニケーション取りながら、ぜひ、政策のスピード感を持って、政策の実現に努めていただきたいと、そのように思います。コロナ禍が続いた一方で、念願であった世界自然遺産の登録も実現いたしました。コロナウイルスも5類感染症へと移行し、人の動きも自由となり、奄美への来島者も増えております。7月末には鹿児島総文祭にて、全国各地から多くの高校生が、そして、8月20日からは、全国の離島から多くの中学生が、この奄美大島に来島いたしました。ただ、総文祭の高校生たちは台風6号の影響に直撃し、離島の抱える厳しい現実と直面して、大変な思いをされたようです。ただ、その中で、奄美市の粋な計らいを新聞紙上で拝見いたしました。帰ることもできず、困っている高校生に、発送もできずに困っているマンゴーを届けたという、奄美市の素早い行動に感激いたしました。このちょっとした心遣いが、初めてマンゴーを食べる生徒たちもいたようで、奄美での心に残る思い出になったことだと、そのように思います。また、量的には少なかったかもしれませんが、生産者への少しばかりの支援にもつながり、迅速な安田市長の英断に心から敬意を表したいと思います。いずれにしても、市長職という職務には、普段から気を休める暇もなく、体力も気力も相当なものだと感じております。これからも、安田市長のモットーとする、市民に寄り添う、民間との連携を強くするというなどの信念を持って、スピード感のある政策実現、そして、奄美市のさらなる発展に御尽力いただくことを心から期待しております。

それでは、次の質問に入ります。副市長の政治姿勢についてを伺います。①副市長職1年間の総括です。副市長におかれましては、昨年8月1日に就任し、1年が経過しております。鹿児島県職員という行政職から、副市長職として議会で承認を受けられ、奄美市の特別職となりました。奄美市政を担うナンバー2として、常に市長を補佐し、先ほどの市長と同様に、これまでと立ち位置が違い、職務も役割も責任も非常に大きなものと感じていることではないでしょうか。特に諏訪副市長におかれましては、県職員を辞して奄美市の副市長職に就くこととなり、また、離島での単身生活ということで、公務はもとより、自身の生活も加え、毎日の多忙さを実感していることではないでしょうか。就任から未だ1年という中ではありますが、副市長としての1年を振り返ってみて、奄美市政を担ってみて感じていること、特別職を経験して思うことなどなどについてをお伺いいたします。

副市長（諏訪哲郎君） 副市長の就任から1年が経過いたしました。年度途中からの就任となり、不安を持つ中でございましたが、議会の皆様、市民の皆様、そして、職員にも温かく迎えていただきました。改めて感謝を申し上げます。就任から半年以上、新型コロナの影響が続いておりました。本年5月に新型コロナの感染症法上の取り扱いが5類に引き下げられ、本市においても、少しずつ、新型コロナ以前の日常を取り戻そうとしております。昨年は開催できなかった奄美まつり、あやまる祭り、三太郎祭りと、3地区の祭りにも参加させていただきました。各地域の個性と住民の皆様の熱気を感じることができました。また、今年は各集落の豊年祭も開催されております。各集落を回り、住民の皆様とお話してできることを大変楽しみにしているところでございます。さて、この1年間を振り返ってとの御質問でございますが、まず、離島の条件不利性とされる台風時期の物資の確保につきまして、外部から見ても課題であると感じておりましたが、本市の一員として、実際に奄美市で生活する中で、迅速に対応すべき課題であるとの思いを強くしたところでございます。そのため、大規模災害発生の際には、迅速に物資を調達するための奄美市備蓄倉庫の取組について、職員の先頭に立って、災害協定を締結する地元企業との連携により、スピード感を持った事業実現に努めてきたところでございます。また、就任当時から、職員のマネジメントにも力を入れてまいりました。職員がそれぞれの個性、能力を発揮するための職員研修の充実はもとより、今年度からは職員の自由で斬新な発想を提案してもらう職員提案制度にも取り組んでおります。特別職を経験して思うことという御質問もいただきましたけれども、本市副市長の職にありましては、市役所内部のことばかりではなく、外部法人等の役職を務めることも多くございます。その職制の幅の広さ、重責を感じているところでございます。その中にありまして、この1年間の取組といたしましては、私が理事長を務めます奄美市社会福祉事業団におきまして、深刻化する保育士不足に対応するため、今年度の採用試験から保育士採用年齢上限を55歳まで引き上げるなど、新たな対応を進めているところでございます。

3番（永田清裕君） 副市長、ありがとうございました。まだ、1年の期間でありますので、やはり考えていることとか、やりたいことも十分にまだまだこれからやっていかれることだと、そのように思うところでありますが、ただ、安田市長も行政経験は初めてということで、自分を補佐する立場として、経験豊富な県職員を希望し、即戦力と期待をして諏訪副市長をお迎えしたことだと思います。副市長の登用に当たっては、大島支庁をはじめ、県庁、本庁とのパイプ、連携を強くする、人材育成を強くする、そして、稼ぐ力の産業経済を強くすることなどの理由から、安田市長は諏訪副市長へ大きな期待を寄せておられました。そこで、お伺いしますが、②県職員の経験から奄美市政に生かしていること、それについて、お伺いします。諏訪副市長は26年以上の県職員の経験があるわけですが、これまでの経験、知識、そして、県とのネットワークなどを発揮し、奄美市政へ生かしている、奄美市政へ反映できていることについてお伺いします。例えば、やはり、副市長、初めて地元以外、要するによそから見た視線でのアドバイスだとか、あるいは、地元出身者じゃないところから見えてきた奄美、離島がゆえの課題などがあれば、お伺いいたします。

副市長（諏訪哲郎君） 私は県職員としてこれまで、廃棄物処理や交通政策、用地買収、新型コロナ対策などの業務に携わってまいりました。副市長としての就任直後から、新型コロナ対策業務につきましては、奄美大島5市町村のおかれた状況に応じた対応が図られるよう、県庁担当課ともコミュニケーションを図り、迅速な対策の実施に努めた次第でございます。また、所感雑感と題したメールを週に一度、全職員に送信することで、私自身の県職員としての経験を共有するとともに、本市各課における法律関係の事務につきましても、積極的に助言を行っているところでございます。県庁各課はもとより、大島支庁とのコミュニケーションも密としているところでございますが、先日の台風6号の際には、本市災害対策本部会議と大島支庁をオンラインで結び、迅速な情報共有の実現などにも努めたところでございます。様々な課題において、県としての考え方、地元市町村としての考え方、一つの課題の捉え方が異なる場合もございます。そのような場合には、私自身、双方の立場、考え方を承知する者として、市においては県の考え方の理解を促し、また、県に対しては最も住民に近い立場である奄美市の考え方を理解していただくよう、その橋渡し役としての役割も重要であると考えております。現在進行形の課題が多く、なかなか具体的な事例を挙げるのが難しいですが、今後とも私に期待される県職員としての経験を生かして、よりよい市政運営に努めてまいりたいと思っております。

3番（永田清裕君） 諏訪副市長、本当、ありがとうございました。なかなか、この我々もそうですけれども、議員もそうですし、市民の方々っていうのもですね、なかなかやっぱり、副市長のそういう日々の活動とか、やっぱり県とのね、諏訪副市長が来られて、どれだけ広がってきたとかいうのが、なかなか伝わりにくいと、そういう面からお伺いしたわけでありますので、これからまた、残り任期に向けてを、ぜひ、期待したいと思います。ということで、3の、残りの任期の抱負についてをお伺いいたします。

副市長（諏訪哲郎君） 先ほども答弁いたしました、私が新たに副市長に就任するに当たり、温かく迎え入れてくださった奄美市の皆様のために、市長をサポートし、よりよい市政運営のために全力を傾注していくとの思いを強く抱いているところでございます。また、これから市民の皆様とも接する機会が多くなってまいります、市長同様、風通しよく、現場を第一に、市民の皆様との対話を重ねてまいりたいと思っております。一方、人口減少対策をはじめ、官民連携の推進や組織マネジメント力の強化など、本市においては引き続き取り組んでいくべき課題も山積いたしております。課題一つ一つに対しまして、私のこれまでの経験を生かし、職員とともに解決に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。引き続き、議員の皆様のお指導をお願いいたします。

3番（永田清裕君） 諏訪副市長におかれましては、県から市へ、行政職から特別職へと大きく立場も変わった中で、公務の多忙さ、大変な気苦労もあるかと思います。ただ、我々市議会としても、安田市長とともに市政を担う副市長の重責を、諏訪副市長を承認して託しているわけですから、ぜひとも豊富な経験と知識を存分に発揮し、期待に応えていただきたいと思います。今後とも、市役所内部の調整やまとめ役は当然のことですが、住民の方々や民間事業の方々とも積極的に関わり、地域に親しみながら、任期を全うしていただきたいと思います、心から期待をしております。

それでは、次の質問に入ります。2、奄美市の最上位計画についてお伺いいたします。今、市長と副市長のお二人から、就任して2年と1年と、限られた中ではありますが、就任後の成果と言いますか、取り組んできたことへの思いと今後への抱負についてお伺いいたしました。奄美市の行政を先頭に立ててリードする、そのお二人の思いや考えも盛り込んで形にし、実行していくための指針となるものが、奄美市の最上位計画だと思っております。特に、安田市長におかれましては、自分自身で作上げたマニフェストに多くのことを掲げられております。市長として選ばれたことも、多くの市民の方々が安田

市長への思いに共感し、若さと行動力に期待したものと思っております。そこで、お伺いします。奄美市の最上位計画は、今年の6月に審議会がスタートしております。年度内には策定するとのことですが、現在、どこまで進められているのか、進捗状況についてお伺いいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） それでは、本市における最上位計画策定に係る進捗状況について、お答えいたします。本年6月5日に第1回目となる審議会を開催をいたしまして、会長及び副会長の選任のほか、新たな最上位計画策定に向けた基本的な方向性についての確認を行いました。基本的な方向性としたしましては、従来のあり方を見直し、新たな最上位計画は本市における政策の大きな方向性を示すものとして、既存の個別計画との役割分担を行うことにより、より市民の皆様に取りやすい、シンプルで分かりやすい計画にすること、それから、人口減少が本市における最も重要な課題であるとの認識を共通認識とし、それに関する、関連する少子化対策、働き手不足などの課題への対応が重要であることなどを確認をいたしました。審議会後の取組状況につきましては、6月6日に開催されました住用地域協議会、7月13日に開催されました笠利地域協議会におきまして、審議会の議論の内容を報告し、改めて地域協議会の皆様からも御意見をいただいております。地域協議会の委員の皆様からは、この機会に審議会委員に選ばれた方だけでなく、より多くの市民の意見を聞くことに努めることとの御意見や、奄美市全体としてのみならず、可能な限り、地区ごとのデータを作成できないかといった御要望をお受けいたしました。また、地域協議会への報告と併せて、最上位計画における具体的な政策を議論する策定委員会についての取組も進めてまいりました。人選としたしましては、公募をいただきました方々に加え、審議会での議論内容を含めた民間委員の人選を進めると同時に、より充実した策定委員会とするため、鹿児島大学など、有識者との意見交換も行ってきたところです。それらを反映し、策定委員会の名称につきましても、より民間の委員が意見などを出しやすい柔らかな名称としたしまして、しまの次世代づくり検討分科会、しまの人生100年検討分科会、しまの幸福度向上分科会、しまの魅力向上分科会、しまの宝継承分科会の五つの分科会を設置いたしまして、昨日行われました第1回しまの宝継承分科会を皮切りに、今後、順次、分科会を開催し、市民の皆様とともに議論を深めてまいりたいと存じます。

3番（永田清裕君） ありがとうございます。6月の第1回の審議会の内容を拝見しますと、計画書は単に事業や施策をまとめたものではなくて、将来の目指すべき姿やこれからの方向性を示すものとしてありました。また、恵上会長の意見として、計画は将来を担う人づくりの基本となるもの、生まれ育った島を誇りと思える子どもたちを育てる指針に期待と述べておられました。まさに、これからの奄美市の方向性を定める重要な計画でありますので、行政だけでなく、市民の皆様にもしっかりと伝わり、みんなに認識していただくことが大事なことだと思っております。そのため、審議会の委員からの御意見にあったように、市民にシンプルで分かりやすく、自分事として捉えられるような計画が大事だと、私自身も思うところであります。そういった中で、お伺いいたします。今月頃には審議会を開催し、骨子案的なものを示すとなっているようですが、現時点でまとめられた内容があれば、御教示いただきたいと思います。市民の皆様にも情報をお伝えする意味からもよろしくお伺いいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） 骨子案についての、現在、想定する内容についての御質問でございます。政策としての具体的な方向性につきましては、今しがたお答えさせていただいたとおり、分科会の皆様との議論を深めながら、今後、明らかにしてまいりたいと考えております。なお、6月に開催いたしました審議会におきましても、委員の皆様が共通して、将来を担う子どもたち、また、将来生まれてくる子どもたちに誇れる島を引き継いでいくべきであり、そのための計画とすると、その必要性を述べておられました。また、従来の総合計画におきましても、市が行う施策について網羅的に記載することにより、全体的な施策を一覧することができるメリットがある一方で、100ページを超える文量となるこ

とから、市民の皆様には手に取っていただきづらいというデメリットもございました。加えて、本市には最上位計画のみならず、70近い各分野における個別計画もあるところです。このことから、新たな最上位計画につきましては、個別計画との位置づけの整理を行うことで、大きな政策の方向性を示すものとして、先ほどもお答えしましたとおり、よりシンプルで分かりやすく、市民の皆様とともに共有しやすい計画としてまいりたいと考えております。人口減少対策をはじめ、多くの社会課題が山積する中でございますが、横断的な検討作業を進めながら、それぞれの課題解決に向けて、官民一体となった取組の基盤となる最上位計画の策定に努めてまいりたいと存じます。

3番（永田清裕君） 部長の答弁、よく分かりますけれども、そういうことを考えながら、先々計画を進めていくというのは十分分かります。具体的に骨子案に向けた取組ってというのはどこまで進んでいるのか。というよりも、骨子案に向けた取組があるわけですよね。いろいろこう、それぞれの項目について、こう行きましょうと。その方向性とか、今現在、どの程度進んでいるのか。あるいは、例えば数値目標として策定できるのがあれば、そういったものまでお示しいただけますでしょうか。

総務部長（濱田洋一郎君） 具体的な数値目標というものは、各分科会、先ほど申し上げたとおり、昨日の分科会からを皮切りに始まったばかりでございますので、先ほど、具体的な数値目標というのは、今、お示しすることができないということでございます。そして、議員からも御案内ありました、恵上会長の言葉ですとか、そういった基本的な基になるものと言いますか、将来の子どもたちというような、先ほども申し上げましたが、そういう基本路線をしっかりとこう明確にしながら、これから具体的な方針策定を行っていくということでございますので、御理解いただきたいと思います。

3番（永田清裕君） 十分分かりますよ。その点、分かりますけれども、新聞紙上でも発表のように、今月には骨子案を策定するとありますが、間に合いますか。

総務部長（濱田洋一郎君） 先ほどの分科会、議会と並行してですね、昨日から来週まで、全分科会を行う予定にしておりますので、その中で、ある程度の骨子というものが見えてくるものだと承知しております。以上です。

3番（永田清裕君） ということは、9月中には骨子案が示すことができるということですね。私はね、なんでそれを聞くかという、今年度中にこの総合計画を策定するということになっているわけですよね。その中間ポイントのそういう骨子案というのが遅れると、当然、策定にも影響して遅れてくるということになりますよね。ですから、再々、申し上げている。要するに、達成する途中でのそのチェックポイントが遅れてしまうと、当然、そこの見えるゴールというのが遅れるわけですよね。ですから、再三お聞きしているのですが、できれば、例えば一つ申し上げますと、目指す将来像の明確化ということを打ち出して、そこの中の骨子案への取組は、島内の高校生や本土在住の若者へのアンケートを実施と、そういうことになっていたと思うんですが、その付近のアンケートの実施というのは、既に行われているんでしょうか。

総務部長（濱田洋一郎君） アンケートの実施については、まだこれからだということでございます。これから実施いたします。

3番（永田清裕君） 分かりました。先ほどの繰り返しになりますけれども、3年ほど、この総合計画というのは策定されていない。まして、これを最上位計画と市長が位置するのであれば、結局、先送りすることなくですね、やっぱり決められた期間にしっかりと策定していただきたい。そのようにお願い

をして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の質問に入ります。3、防災、減災対策についてであります。6月の豪雨や8月の台風6号を受けて、①どのような検証を行ったかを伺います。6月の豪雨は、突然の線状降水帯発生により、住用町を含む大島南部で甚大な被害に見舞われました。そして、8月の台風6号は、奄美・沖縄の周りを迷走し、長期間にわたる影響を受けることになりました。予期せぬ突然の6月豪雨、また、進路が予期できても、長時間に及ぶ迷走ぶりの影響は計り知れなかった台風6号を経験して、発生した災害への対応はもとより、特に備えの観点から、長期間に及んだ避難のあり方、避難所の体制など、行政の役割も大変であったものと思っております。行政の立場や役割の視点から、今後に向けて、今回の経験をどのように、どう検証しているのかお伺いいたします。先ほどの幸多議員との、少し重複する部分がありましたら、その分については割愛しても結構ですので、よろしくお願いします。

総務部長（濱田洋一郎君） それでは、どういった検証を行ったのかということで、お答えをしたいと思っております。6月の豪雨災害につきましては、昨日の竹山議員へ住用事務所長から答弁させていただきましたとおり、人的被害はなく、住家被害として床上浸水が2棟、床下浸水が5棟、道路の斜面崩壊等や河川での土砂堆積が報告されております。また、大雨後の嘱託員会において、各集落から河川の増水が分かる機材の設置、より早い避難指示、内海の河口の土砂浚渫等の御意見をいただいております。次に、台風6号につきましては、昨日の奥議員へ、私のほうから答弁させていただいたとおり、長期にわたる避難所運営についての検討課題がアンケート等により明らかになりましたので、それを踏まえ、住用・笠利の両総合支所や避難所運営担当課とも情報を共有して、今後も安心・安全な避難所運営を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

3番（永田清裕君） ありがとうございます。いろいろ、人災がなかったということは不幸中の幸いでありまうけれども、当然、いつ来るか分からない自然災害なので、用意周到に尽くしてください。ありがとうございました。

それで、②に移ります。市民の安心・安全な暮らしに必要なことはということで質問させていただきます。そこで思うことは、この夏場の暑さの厳しい季節に、台風はやってまいります。これまではせいぜい2、3日程度の影響でありましたが、今回の長期間での避難が必要となると、避難所も暑さ対策、特に今般の熱中症対策も十分に考えなければならないと思います。各集落の公民館など、避難所に指定している箇所は既に空調も整備されていると思いますが、名瀬・住用・笠利の市内全域において、指定避難所の空調の整備状況についてをお伺いいたします。

あと、もう1点、お伺いいたします。8月の台風6号を受けて、全く予期できないほど、奄美への船の欠航が続きました。7月末から10日を超える間、生鮮食料品などのほとんどが全く届かず、市民の皆様が大変困ったことは事実であります。8月の県知事の定例会見においても、必要な物資を確保するため、いろんな調査を県のほうでもしたいと述べましたが、具体的な方法までは踏み出しておりません。外海離島である奄美にとっては、今回だけではなく、今後も想定すべき大きな課題であり、市民の皆様の毎日の暮らしにおいて、食料品は欠かすことのできない生活基盤であります。そのため、これまでも食品等を保管する備蓄庫整備の御意見がありましたけれども、生鮮食料品は通常は新鮮なものが求められますので、年中通して、その整備庫の利用が求められるのか。常設として整備をする必要があるのかと考えるところであります。そこで、私からの提案であります、奄美に就航する定期船において、冷凍、冷蔵の機能を持ったコンテナが保有されていると思っております。そのコンテナは持ち運びが可能でありますので、毎年の台風シーズンに備え、その時期に限り設置して活用できれば、食料品不足の心配も少しばかりは解消できるものと思っております。7月末の奄振審議会の意見に、生活関連物資の島内での安定的な備蓄のあり方の検討を行うべきと、そのようにしています。これは、冷凍か冷蔵機能を備えた施設など、地元がですね、地元から、具体的な方法で提案していく姿勢が求められている

と、そのように思いますし、決して先送りできない課題の一つだと思いますが、このようなコンテナの活用について、市の見解をお聞きいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） まず私から、空調設備の状況についてお答えいたします。公民館などの集会施設について、ごく一部で未設置のところもございますけれども、ほとんどの施設において設置されております、空調設備ですね。一方、体育館については未設置ということになっておりますので、体育館については扇風機等で対応しているということになります。以上でございます。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、私のほうから、コンテナの件についてお答えさせていただきたいと思います。議員御案内の冷凍、冷蔵コンテナの設置につきましては、定期船の長期欠航の際の島内での物資不足に対応する有用な手段の一つであると認識しております。一方、冷凍、冷蔵コンテナの設置に係る課題といたしましては、冷凍、冷蔵コンテナの確保に加え、電源を接続するリーファコンセントの確保、そして、設置場所の調整、さらに、運用面におきましては、事業所側の商品発注のタイミングや大量発注による在庫管理を考慮した発注量の見極めなどの難しさもあるものと考えているところでございます。いずれにいたしましても、定期船の長期欠航による物資不足につきましては、本市のみならず、奄美大島、奄美群島全体での課題であることから、その手法や本市としての取組のあり方につきましても、議員の御提案も含め、先ほど、県知事の定例記者会見の話もございましたが、引き続き、県とも協力いたしながら、調査、研究させていただきたいと思いますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

3番（永田清裕君） 避難所の件から、ちょっと再質問させていただきたいんですが、体育館の問題ですよ。要は、長引いた場合に、一番、場所的にも体育館とか、避難しやすいと。そこに扇風機だけで、今、対応できていますか。それが心配なので、私、お聞きしたんですけれども。ただ、そこに、市長もこの前出席していましたけれども、先日、災害対策というか、たまたま国会議員の先生がいらしたときに、ちょうど台風6号の最中で、対応とか、そういう避難所も見て回ったときに、やはりその先生方も言っておられました。空調設備がないと熱中症というのは大変だよ。ということは、私が思うには、そういうこの災害避難所については、やっぱり自然災害であるということは、国策だろうと。やはり国が何らかの形で支援をして、そこに奄美市が負担金を出してね、その整備が、私は可能じゃないかと自分なりに思ったんですよ。そうしないと、今、気候変動で、通常でも温度が上がっている。そして、避難所に行かれる方というのは、健常者はあまり行かないわけですよ。決まって、やはり高齢の方々が困ってしまっていて、行くわけですよ。高齢の方々、避難と思って行って、そこで熱中症なんてなると、本末転倒なことですよ。だから、その付近を、ぜひ、何て言うのかな、スピード感を持って対処していただきたいし、市長、その付近を併せて、避難所に対する、その空調設備、そこをぜひ検討していただきたいと、それを要望して終わります。

それとあと、コンテナの問題ですけれども、コンテナの、今、課題の中で、コンテナの確保ということと、コンテナの場所とコンセントとおっしゃいましたっけ、というのが問題になると。場所というのは、まず場所ね、場所。場所は、例えばそのヤードというのがないですか、港。名瀬の港のね。そこには当然、風当たりが悪いから、そこはしっかり考えるのと、異常事態のときには、各船会社、倉庫も持っていますよね、倉庫。その中に、21フィートコンテナは4、5本だったら入ると思います。荷物の状況による、一概には僕は、一市民としては言えませんが、その付近で場所の確保はできると思います。コンセントにおいても、それほど難しい問題じゃないということです。それと、もう一つは、そのコンテナの確保が難しいということで、今、おっしゃいましたけれども、先ほどと一緒になんですけれども、やっぱりこういう自然災害というのは、やはりどうしても市単独の財源から、それだけの避難所というのは、なかなか厳しい財政状況もあるし、設置するのは難しい。やはり自

然災害というのは、繰り返しになりますけれども、やっぱり国策ですよ。国がやはりそういった災害に対して、何らかの支援できないかということ、ぜひ、幅広く検討していただきたいと思います。幸いにして、今度は奄振事業の延長とか、拡大とか、あるいは奄振交付金とか、そういうのもあるわけですから、ぜひとも、そここのところまで検討してですね、これは毎年、もう来るものですから、いつまでもその大きな備蓄所の整備というのは、それは将来的にはそれが一番ベストなんでしょうけれども、やっぱり喫緊の課題として、やはりこれも私は先送りできない課題の一つだと思いますので、ぜひ、検討していただきたいと要望して、終わりたいと思います。ありがとうございます。

これで、質問は終わりとなりますが、結びに一言、申し上げたいと思います。冒頭でも申し上げましたとおり、奄美市議会議員としての任期も残すところ74日となりました。コロナ禍での厳しい状況が長く続きましたが、私自身、奄美市議会へ初めて参加をさせていただき、行政当局の皆様からの御教示、御指導を仰ぎながら、奄美市政の推進に携わる貴重な経験をすることができました。また、市民の皆様方とも、コロナ禍によりふれあう機会も限られていましたが、できる限り現場に出向き、保育所の現状や課題をはじめ、本議会での一般質問や各委員会などを通じて、微力ながらも市民の皆様や現場の声を届けることができました。この市議会議員の4年間を振り返ってみて、選ぶ側から選ばれる立場となり、日々の生活も大きく変わりましたが、議員としての役目と活動に大変誇りを感じているところでもあります。まだまだ達成とはいかないことばかりではありますが、任期もまだ残すところでもありますので、11月19日の任期満了までは精一杯市議会議員活動に励んでまいります。安田市長をはじめ、全ての職員の皆様方にこれまでの御礼と、残りの任期へのお願いをよろしく申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 私のほうからも、調査研究という答弁でしたが、これを続けてもですね、市民のためにはなりませんので、早急な結果を出すように要望しておきます。

以上で、自民党新政会 永田清裕君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時39分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

公明党 与 勝広君の発言を許可いたします。

17番（与 勝広君） 皆さん、こんにちは。公明党の与 勝広でございます。まず、冒頭に、去る8月14日、急逝されました和田霜析議員の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

それでは、令和5年第3回定例会、一般質問に先立ちまして、所見を述べたいと思います。今年も8月15日の終戦記念日がやってまいりました。今年は78回目を迎える終戦記念日でありました。公明党奄美市議団は、毎年、終戦記念日に街頭演説を行っております。昭和13年に国家総動員法ができました。近衛第一次内閣のときにできましたけれども、これは長引く日中戦争を見据えて作られた法律でありました。しかしながら、結果的には軍国主義を台頭させ、増長させる結果となり、第2次世界大戦へと突入することになりました。先の大戦で亡くなられた数多くの、また、犠牲になられた、内外ともに多くの皆様方に心から哀悼の意を表したいと思います。また、今なお苦しんでおられる御遺族の皆様方には、心からお見舞いを申し上げます。あの忌まわしい軍国主義が二度と我が国にはびこることがないようにとの思いで、街頭演説をさせていただきました。今、そういった意味において、まさに政治はその転換期にあると、このように思っております。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。生活、生命、生存。この三つを重視した市政運営を行っていただきたいという思いで、通告に従っての質問とさせていただきます。

1番目の市長の政治姿勢についての（1）血液備蓄所設置についての市長の見解をお伺いいたしま

す。この血液備蓄所の設置から撤退までの経緯を少しお話をさせていただきたいと思います。昭和37年の9月3日に、輸血用の血液搬送中の自衛隊機が墜落し、12名の尊い命が失われました。そして、この9月3日は献血の日として、今なお受け継がれております。それから8年後の昭和45年に、日本赤十字社が県立大島病院院内に日本赤十字社名瀬出張所と開設いたしました。これがいわゆる血液備蓄所であります。しかしながら、日本赤十字社はその10年後の昭和55年に撤退をし、民間の院外の民間備蓄業者にこれを委託をいたします。しかし、民間の業者は2018年、平成30年の4月に撤退をし、あれから5年という歳月が流れておりますが、まだこの血液備蓄所設置に向けての実現の方向に向かった動きは、今、私自身、感じられない状況であります。この2018年の4月に撤退したのち、我々公明党も、県議会の皆さん、そして、国会議員の皆さんが、これまで血液備蓄所設置に向けて取り組んでまいりました。公明党のこの取組の一端も紹介したいと思います。2018年の4月に撤退した、その翌年の2019年の2月の25日に、持富八郎県議会議員が県議会で一般質問を行いました。そして、同年6月3日に、医者でもある秋野公造参議院議員が国会で質疑を行いました。そして、翌年の2020年の1月5日には、公明党の県議らと秋野公造参議院議員は、県立大島病院の視察を行いました。そして、同年2月27日に成尾信春県議会議員が、県議会で一般質問を行っております。また、2022年の9月の15日に、松田浩孝県議会議員が県議会で一般質問を行っております。そして、今年に入って6月1日には、窪田哲也参議院議員が参議院で質疑を行っております。そして、同月の6月5日には、県立大島病院の大木ドクターを中心として、私ども奄美市議団、そして、県議団、また、九州選出の国会議員団6名で厚生労働省へ陳情、要望活動を行いました。その要望活動を行った際に、当時の、今もそうですけれども、厚生労働副大臣は、これを重く受け止め、そして、関係機関と連携をとって前に進めたいと、このようにおっしゃっておりました。しかしながら、このあとの動きがまだまだないようであります。これは私の実感であります。それで、質問をまとめますと、まず、この血液備蓄所についての市長の見解と、今、もし、このような動きがあるのか、ないのか、あれば、それについて併せて答弁いただきたいと思います。そしてまた、血液備蓄所のこの設置がまだまだこの現実味を帯びていない状況の中で、何が要因として考えられるのかを、併せて御答弁をお願いしたいと思います。

これからの質問は発言席より行いますので、当局の皆様におかれは、簡潔、明瞭な御答弁をよろしくお願い申し上げます。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長（永田孝一君） それでは、与議員の質問にお答えしたいと思います。まず、市の見解というところでお答えいたします。血液備蓄所につきましては、現場の医師などから、備蓄所撤退により様々な課題が生じていると、議員も紹介していただきましたが、と伺っております。市民の生命を守るためには、血液備蓄所の再構築が必要であるという認識は持っておりますので、お伝えしたいと思います。これまで動きということでございますが、第2回の定例会でも述べましたけれども、鹿児島県くらし保健福祉部薬務課による血液製剤供給体制検討会、これが令和3年度からこれまでに3回開催されております。奄美大島5市町村、県、赤十字血液センター、名瀬保健所関係者、ほか、関係機関を交えて、血液備蓄所設置の協議が行われているということです。今後、これまでに開催された検討会の中で集約された意見に対し、県のほうで行われた検証結果の報告を兼ねて、新たにまた会議が開かれると伺っておりますが、現時点での開催の日程は未定となっております。今後も離島行政懇談会など、様々な機会を通じて要望を行って、一刻も早く実現できるよう、5市町村で連携しながら取り組みたいと考えております。併せまして、なかなか進まないというところですが、議員御案内のとおり、厚生労働省への要望活動など、これまでの活動に対しては、本市のみならず、国内の離島やへき地が抱えている重要課題として取り組んでいただいているということに感謝申し上げたいと思います。これまで、検討会の中でも、現場と日本赤十字社の間に見解の相違があるという部分、それから、その中において

も、日本赤十字社の設けている設置基準でありますとか、人員の配置、運営に係る費用面、これらで協議をしておりますが、なかなか課題が解決しない中でありますので、このようなところが、血液備蓄所再構築の実現を阻む大きな要因となっていると認識しております。以上です。

17番（与 勝広君） 今の、ただいま部長の答弁でも、やはりこう、遅々として進まない、この血液備蓄所設置でありますけれども、本年、2023年の5月の22日に、連絡協議会というのを行っております。これは、私は連絡協議会っていうのは、ちょっと短縮して言っていますが、正式名は奄美大島地区緊急時供血者登録制度連絡協議会と、名前が長いので、連絡協議会と言っていますが、これは毎年行われております。この連絡協議会で必ず意見として出るのは、血液備蓄所を、ぜひ、設置していただきたいと。議事録などを見ると、やはりそういう声も多数あります。やはり5年経って、様々な、自民党さんも動きをし、我々公明党も様々な活動をやっておりますけれども、なかなか前に進まない状況が続いていると。これを少しでも、もし可能性として見出すことができるのであれば、これは、今、奄美群島振興開発特別措置法、奄振の予算も、この延長に向けての、今、山場であり、そういった中で、今、佳境を迎えておりますけれども、この奄振というのは、当然、御案内のとおり、国土交通省が主管として、最終的にとりまとめをするんだけれども、しかしながら、この奄振には厚生労働省、総務省、文科省、環境省、経産省と、こういった形で、いろんな省庁もここに関与しております。立派に、厚生労働省もそこに存在しておりますので、この奄振の中に組み込むことはできないのかと。これについて、御答弁があれば、お願いしたいと思います。

保健福祉部長（永田孝一君） それでは、お答えします。先ほど議員が御紹介いただきました、奄美大島地区緊急時供血登録制度連絡協議会でございますけれども、その会の中で、一般市民の立場でもある委員から不安を訴える意見が出たということも聞いております。現場や行政のみならず、民間においても再構築を要望する声があるということだと認識しています。先ほども申し上げましたけれども、離島行政懇談会などで課題として取り上げていただいて、奄美群島12市町村の枠組みにおいての情報共有、これはとても大事なことじゃないかと思っております。この血液供給体制の整備に関しましてですが、安定的かつ迅速な対応についての協議を重ねておりますけれども、議員御質問にあります奄振予算での整備ということになりますと、行政による設置というふうになりますので、その体制が適切なのかどうか。先ほど、日赤の見解の相違というところも言いましたが、その体制が適切なのかも含めて、奄振交付金の活用などについては、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

17番（与 勝広君） 奄振の活用については、私は可能性はあると思うんですね。ハード面ではこの血液備蓄所設置という形でできると思うんですが、問題はこの内容をどういう形で運営するかと。これは、もう県に相談したり、大島郡医師会に相談したり、いろんな形も考えられると思います。これは、ぜひ、市長ね、12市町村のリーダーである市長でありますので、またそういったことも視野に入れて、今後、血液備蓄所設置に向けての活動を進めていただきたいと、このように思っております。

それでは、（2）番の職員登用は何を重視しているかという質問をさせていただきます。2023年度の職員人事が発表されて、半年が経過しております。今回の人事の中身を見てみますと、部長級13名を含む315人が異動しております。前年と比べたら24名の増となっております。そして、10名の部長級を含めて、58人が昇任、上がっているわけですね、昇任。そして、今回は何といても、今回の人事の目玉は、部長級に女性職員2人を登用したということと、課長以上の管理職に8人の女性職員を登用したと。比率に言うと11.1パーセントで、過去最大の比率になっているわけですが、こういった、今回の職員人事については、市長も1年目、2年目と、やっぱり職員を見ておられて、どういう形で職員人事をするかと。今回、市長の思いの入った人事だと思います。そういった意味

で、職員の登用については、何を重視して、何を基準として、職員を登用しているかということで、御答弁をお願いしたいと思います。

市長（安田壮平君） それでは、与議員の御質問にお答えいたします。職員登用は何を重視しているのかということですが、まず、人事異動の目的としましては、市民サービスの向上と業務の継続性を勘案しながら、特定の分野だけではなく、複数の分野における一定の知識や技能を持つ人材の育成や、組織を運営するための後進を育成することなどがございます。また、長期間、同一業務に従事することによる、惰性に流されることの防止や、縦割りの弊害を防ぐことなどを目的として、定期的に人事異動を行っているところでございます。人事登用において重視している点や基準につきましては、毎年度、所属長及び各部長のヒアリングを行い、各職員の業務の状況、あるいは、業務の進捗状況などを確認しております。そして、全職員を対象とした職員申告書、自己申告書でありますけれども、これにより、異動希望や異動先の有無等の意向調査を行っており、これまでの職歴、経歴などと併せて、人事異動の参考としています。また、今、SDGsやジェンダー平等の推進などの観点から指摘が多い、女性の活躍の場の推進を図ることなども考慮し、これらを基に総合的に判断し、毎年度、適材適所な人事登用に努めているところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

17番（与 勝広君） 適材適所に配置したということですが、もう、この言葉に尽きるかと思えますけれども、やはり先ほども申し上げたように、今回は部長級2名の女性職員の登用であります。そして、議会事務局も歴代初の女性局長が誕生ということで、世間の耳目を集めることに長けた市長にとっての最大のこの采配だったんじゃないかなと。やっぱり、議会というのは一般的に見ると、男社会というイメージが強い中で、今回、初めての、当然、実力も兼ね備えた局長でありますけれども、前局長もしっかり職員の話聞いて、前に進めておられましたけれども、今回、何よりも喜んでいるのはもう議長じゃないかなと。議長が庁舎に来る回数が増えたんじゃないかなと、そういったところも効果があるんじゃないかなと、いろんな面で効果、ありますのでね。公明党は、奄美市議団は10月から11月にかけて、来年度予算の要望を毎回行っておりますけれども、その要望書の中に、必ず女性職員の幹部登用を積極的にということで、入れ込んであります。その要望も少しずつ実現したかなという感じもしますけれども、まだまだこの11.1パーセントという、まだまだ低い比率ですので、それで、また、質問ですけれども、来年の人事まではまだ時間ありますけれどもね、来年の人事に向けて、課長以上の管理職も含めてですね、その比率をどこまで上げていこうかという、この数値目標などありますか。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。課長級以上の管理職への女性職員登用に対する数値目標についてでございますが、子育てしやすい職場環境や職員のキャリア形成支援、仕事と生活の調和がとれる職場づくりの推進を目的といたしました、奄美市特定事業主行動計画におきまして、管理職に占める女性職員の割合を、令和7年度に15パーセントと設定をしているところでございます。議員御案内のとおり、今年度の割合は11.1パーセントとなっており、令和7年度には15パーセントを達成できるよう、来年度も適正な人事配置に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

17番（与 勝広君） 令和7年度までに15パーセントと。これは当然、受ける側の問題もありますけれどもね。しっかりまた、その比率を高めるだけが大事なことでなくて、やはり、今、こうして見ると、私が議員のなりたての頃は男性職員ばかりずっとね、座っておったんですけれども、今、こうしてちらほらやっぱり女性職員の顔も、最近はこうして見られるようになりまして、やはり、男性職員も本当それなりに、多角的に頑張っておられるんだけれども、やはりこの女性の目線というの、やっぱりすごく大事だと思いますので、しっかりまたその比率を上げるためにも、そしてまた、職員の資質向上

も含めて、ぜひ、頑張っていたきたいと思います。

それで、今度、質問させていただくのは、退職後の職員の地域貢献について、少しお尋ねをしたいと思います。退職されたあと、元職員の皆さんで地域のボランティア、あるいは地域の役職を受けて頑張っている方、本当に心から敬意を表します。私は、職員として長年この培ってきた実績、経験、ノウハウというものは、これは本当にこれを生かせるなら、地域の発展、地域の向上、福祉の向上につながると、こういった思いから質問させていただいておりますけれども、例えば職員の退職と同時に、例えば期限を1年とか2年とか決めて、これは仮称ですけどもね、地域サポーターという形で、これを任命すると。これは、どういうことをやるかと言ったら、名瀬地区は自治会とかいろいろありますけれども、自治会を押し上げる役もそうだし、地域のコンサルタント、相談役、また、嘱託員、駐在員でも然り、そういった方々をしっかり押し上げていく。そういったことで、この制度ができないかなと。退職と同時に、1、2年という限定を付けて、地域のサポーターとして、しっかり地域のことをね、取り組んでいける、また、地域と連携していける。これ、本当に大きな力になると思います。これから、少子化、高齢化が本当に加速する中で、これができたならば、奄美市も全体的に底上げできるんじゃないかと思いますが、これについて御答弁をお願いします。

総務部長（濱田洋一郎君） 退職後の職員を地域サポーターとして任命できないかとのことでございますけれども、議員御案内のとおり、現在、本市を退職した多くの先輩方が地域活動に貢献しているところでございます。これらの先輩方におきましては、これまでの行政経験で培ってきた知識や経験を、当該団体の活動及び活性化に大いに役立てていただいているものと認識しております。また、現在勤務している職員につきましても、自主的に地域の活動に多数参加しており、一部の職員については、自治会やPTA、スポーツ少年団等の役員も担っているところでございます。職員の地域貢献につきましても、現職のうちから地域活動に参加することによって、地域と協働して地域づくりを担うことができ、そこから職員と地域のつながりが生まれ、ひいては、退職後も引き続き携わっていきやすくなるものと考えますので、まずは職員が自主的に地域活動へ参加しやすい雰囲気や醸成を含めた職場の環境づくりが肝要ではないかと認識しております。いずれにいたしましても、地域サポーター制度につきましても、地域の活性化が図られることに加え、本市の職員におきましても、退職後の活躍の場が広がることなど、有益なものと存じますので、大変貴重な御提言と受け取らせていただきたいと思います。

17番（与 勝広君） 地域サポーターとして、有益なものになるけれども、まだ検討しないという話ですね、結果はね。でも、何度も言うようだけれども、やはりこの職員として培ってきたものというの、これはもう、本当にこの、例えば1年生議員と、何十年も職員して社会に出て退職されて、その、比較対象にするわけにはいかないけれども、しかし、いろんなこの行政の仕組みを知っているし、どこにこういった問題を持っていったらいいとか、そういうのも詳しいんですね。だから、やっぱり少しでもそういう形で、地域に貢献できる体制づくり。当然、職員の皆様、現職で、この間、平松地区の夏祭りがあって、ちょっと参加させていただいたんだけど、その中で本当に職員の皆様も率先垂範して、誰が何をやると役割も決めていないんだけど、本当にその地域の中で先頭を切って頑張っていて、その姿も本当にすごいなと思いながらでした。だから、また、さらにそれが本当に職員が、やっぱり地域貢献するということは、ただ地域底上げ、そして、福祉の向上につながるのかなと、こういう思いで質問させていただきました。当然、退職した職員は一市民となりますので、そこにはもう強制、強要する力はありません。ただ、本当に自分の意思でもって、ボランティア活動をしたり、そして、地域の役職に就くというのが、これはもう、しごく当然のことだと思いますので、そこら辺も含めてですね、また、検討課題として、しっかり、また、進めていただきたいと思います。

それでは、（3）番目の財政健全化を重視した2023年度の予算であるけれども、この公共事業のあり方について、どう考えるかということで質問をさせていただきたいと思います。公共事業という

と、この公共事業はある意味、この財政圧迫の要因にもなりかねないと。しかし、私、こういう財政圧迫の要因になりかねないと、公共事業を不要だと思っているんじゃないかと思う方もいるかもしれませんが、そうじゃなくて、財政健全化という視点に立って、公共事業をどう捉えていこうかというふうな質問をさせていただいておりますけれども、その中で奄美市は、昨日の竹山議員の質問がありましたけれども、中心市街地活性化基本計画というもののの中に、子育て・保健・福祉複合施設整備事業、バスセンターの整備事業、そして、これプラス、また、消防本部の建設なども、今、予定されておまして、奄美市の昨今の公共事業を見ますとですね、当初のこの事業の予算に比べて、終わってみるとこれを遙かに超えた、もう事業費がもう膨らんでいると。やっぱりそういう中で、今、財政圧迫という話もさせていただきましてけれども、やっぱりそういう中で、公共事業をこれから考えていかなきゃいけない。まさにそういう時代で、その要因というのは、資材高騰、人材不足というのは、これはもう、ここに歯止めがかからない以上は、どんどんそれが増えていくのは、もう目に見えております。そういった中で、今言った、子育て・保健・福祉複合施設、バスセンターの商業施設整備事業、また、庁舎の建設は、例えばもう、今、恐らく事業も予定している、いろんな形、様々考えておられますけれども、これの総事業費とかいうのは、なんか今、試算なんかされておりますか。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。御質問、いずれの事業も検討中の段階でありますので、現時点での範囲内において答弁させていただきます。まず、大島地区消防組合消防本部庁舎につきましては、現在、基本構想途中の段階でございます。今後、事業規模の決定や事業費の算出がなされることとなりますので、御理解をいただきたいと存じます。次に、子育て・保健・福祉複合施設についてですが、当初設計にて試算しました令和4年度時点では、24億5,000万円程度と試算しております。しかしながら、議員御案内のとおり、計画段階よりも見込んでいた事業費が大幅に増額になっていることや、建設後のランニングコストも毎年度、相当規模の予算が必要となること、さらには、新型コロナの発生により、生活様式等も見直されていることなどを受けて、改めて、施設の内容や適切な規模について、庁内で協議しているところでございます。施設の事業費も、協議結果を踏まえ、今後、改めて算出することとなります。次に、バスセンター整備事業についてであります。計画予定地の名瀬測候所跡地の活用について、国と協議を重ねてきた結果、国有財産の提供は市が管理運営を行う公共利用が原則との国の方針でありますので、バスセンター等の民間利用は困難であると結論づけているところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

17番（与 勝広君） 今の、昨日も竹山議員の答弁で、そういうのに近い答弁されていましたが、このバスセンターターミナル整備事業というのはやらないということですか。

総務部長（濱田洋一郎君） 繰り返しになりますけれども、バスセンター等の民間利用ということが困難であるというふうに結論づけているということでございます。

17番（与 勝広君） ちょっと私が出した質問の要旨とちょっと若干違うけれども、このバスセンターターミナルの整備事業というのは、地域交通形成計画というのが立ち上がっていると思うんだけど、それに則ってやるということかな。どうなんですか。それとの整合性、あるんですか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 私のほうからお答えさせていただきます。後ほど、その御質問があったかと思いますが、すいません、今の段階で御説明させていただきますが、奄美市地域公共交通網形成計画につきましては、利用者数の減少や運転手不足等の将来的な路線維持が懸念される中、持続可能な地域公共交通体系の構築を目的に策定いたしております。御質問のバスセンターの整備につきましては、同計画の中で広域拠点や乗り継ぎ拠点の整備の一環として位置付けられていたところでござい

ます。今回、昨日の竹山議員の御質問に対してお答えさせていただきましたが、中心市街地における測候所跡地においてのバスセンターの整備は困難であるとの結論に至ったところでございます。今後におきましては、持続可能な地域公共交通体系の構築に向けて、関係機関、バス事業者との連携には努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

17番（与 勝広君） 理解できたような、できないような感じですけども、結局、バスセンターの、このターミナル整備事業は、測候所跡はもうとても困難な状況だから、まずできないと。それで、今言った、部長が答弁したように、地域のこのいろんな交通の形態があるから、それに沿った形で考えていくと、そういうことになるんですね。分かりました。ちょっと、公共事業に戻りますけれども、先ほど来申し上げているように、当初の事業計画を遥かに超えた、近年の奄美市の公共事業なんですけども、2、3、例を出すとですね、例えば、学校給食センター建設については、これ、当初11億円の予定だったんですけども、でき上がってみたら17億5,000万円。市の庁舎、本庁舎は、これは本庁舎と市民広場、立体駐車場入れてですけども、本庁舎は当初の予定は55億円と言っていましたけれども、でき上がってみると、60億5,757万円になっております。そしてまた、この立体駐車場と市民広場が、合わせて15億3,237万円と、このようになって、結局、この本庁舎、合計すると、75億9,130万円と、これだけ、本当にもう莫大な話になったんですけども、こういうのをやっぱり見ると、さっき言ったように、資材高騰、人材不足というこの要因がなかなか定まらない。もう今は先の見えない状況があるんで、そういった部分を見ながら、この財政健全化という立場から、今後の公共事業についてどう考えているのか、お尋ねいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。ここ奄美大島における昨今の建設市場を見ますと、本市の本庁舎建設をはじめ、国による陸上自衛隊の設備整備事業など、類まれな大型事業の実施により、繁忙な時期が続いているようであります。また、近年の世界的なエネルギーや原材料費等の高騰を受け、建設コストの上昇や現場の人手不足が顕著となっており、議員御案内のとおり、公共工事に限らず、民間工事においても、建設事業費は増額傾向にあります。一方で、公共事業は市民生活や産業基盤を支える大切な施策であるとともに、地域の雇用や経済にも大きく寄与する大切な役割も担っております。本市におきましても、毎年度、既存施設の改修はもとより、新たな整備の必要性も求められており、事業費の高騰の有無にかかわらず、計画性を持って進めていかなければなりません。したがって、公共事業のあり方につきましては、今後とも毎年度の限られた予算を踏まえ、実施計画や財政計画において、各年度の事業計画の平準化を図りながら、PPP、そして、PFIなどの官民連携による有効的な事業実施についても、積極的に検討してまいりたいと存じます。

17番（与 勝広君） 先ほどの答弁で、バスセンターのこのターミナルの整備事業もやらないと、こういうことでありましたけれども、あと、この子育て・保健・福祉複合施設が24億5,000万円の一応試算は出ているけれども、これがまた、恐らく資材高騰、人材不足ということで、いろんな形や要因で、これまでもやっぱり奄美市の公共事業は、もう追加補正、追加補正が何度もあって、結局、最終的にはそれを上回ったと。ですので、この、今言った、私が、今、挙げた、この子育て・保健・福祉施設、そして、消防本部の建設、もうこれは、当然、この有利な起債を活用してやると思うんですけども、こういったものの、この、将来的なこの起債方法という方向性なんか決まっていますか。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。大規模な予算を伴う事業への財政措置についてでございますけれども、全てを一般財源で賄う、補うということは不可能でございますので、事業計画の段階から財源の確保を前提に進めております。その中で、国や県の補助事業の活用と、充当率や交付税措置の高い有利起債の導入に積極的に取り組んでいるところでございます。御質問の各事業の起債をはじめと

した財源は、今後、実施時期を見据え、具体的に算定していくことになりますが、いずれにしても、補助事業の適用要件や、各年度の起債事業の予算枠にも限りがございますので、事業を計画する段階から知恵を絞り、有利な財源をもって実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

17番（与 勝広君） 時間も押していますけれども、例えばこの本庁舎の、今、総事業費で75億9,130万円と言いましたけれども、この起債、財源内訳見るとですね、68億円が合併特例債を充当して、70パーセントが交付税措置、そして、国・県の補助金が3,500万円余りで、実際、一般財源が1,351万だったかな、そういう形で決まっておりますよね。そしてまた、市民交流センターも、27億円のうち、45パーセントが国庫補助、そして、40パーセントは交付税措置、あとは、4億8,000万円余りが辺地債の活用という形で決まっていると思います。あと、これ、やっぱりこういう形で、公共事業は全て財源の内訳もしっかりして、これから計画していくと思うんだけれども、そういう形で、これからの本当に公共事業というのは、どれぐらい、最初の試算からして、どれぐらいかかるか分からないというのが現状だと思いますので、しっかりやっぱりそういう先々を見据えてですね、計画立てて、公共事業をやっていただきたいと思います。

ここの項目、ちょっと時間取りましたけれども、（4）番目の指定管理者制度における更新時のインセンティブ付与導入についてお尋ねをさせていただきます。指定管理者にこのインセンティブを付与するということありますけれども、これは何を基準として、こういった目安で付与するのか、御答弁をお願いいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。議員御質問の指定管理制度における更新時のインセンティブの付与についてでございますが、指定管理者への更新時インセンティブ付与制度につきましては、公募にて指定管理者を決定した施設の指定管理の期間終了時点において、管理実績が優良と認められる指定管理者を指名することで、中・長期的な取組を担保し、民間発想の活用を一層推進することを目的として、令和3年度から導入した制度であります。お尋ねのインセンティブ付与の判断基準といたしましては、奄美市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則において規定を設けておりまして、市民の視点、これは利用者アンケートのことを指します。行政の視点、これは、行政評価表による評価のことでございます。そして、第三者の視点、これは、行政改革推進委員会による現地の視察、ヒアリングのことを指しております。この三つの視点から評価を踏まえた上で、事業計画以上の取組がなされており、管理運営上にも良好であると、基準を満たしているかを総合的に判断をして、行っているところであります。

17番（与 勝広君） 市民の目線、行政の目線、第三者の目線ということで、今、この指定管理者にこのインセンティブの可否も通達してあるところもあると思うんですけれども、今、その状況を教えてくださいませんか。

総務部長（濱田洋一郎君） 令和3年度より導入しましたインセンティブ付与制度において、これまで対象となった施設は9施設でございます。そして、インセンティブ付与と判断した指定管理者は6件、インセンティブ付与を行わなかった指定管理者は3件となっております。

17番（与 勝広君） この付与されなかった3件ということでありまして、例えばこの通達の、付与した、しないの、このされなかったところに、この、付与されなかったという通達に行くわけですよね。通達の仕方はどうなっています。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。インセンティブ付与の可否につきましては、民間による

行政改革委員会及び庁内での方針決定後に、施設所管課より口頭で行うこととしております。また、インセンティブが付与されなかった場合に、結果についてお伝えするとともに、庁内及び行政改革推進委員会から出た意見を整理し、その後の施設管理運営に資するよう、指定管理者と協議することとしております。

17番（与 勝広君） 特にこの付与できなかった業者に対する通達に対してはですね、丁寧にやっていただきたい。市民の目線、行政の目線、第三者の目線と。これは80点以上だったですかね、が一応、合格じゃないけれども、その線があると。特にその、やっぱり指定管理者制度というのは、元々やっぱり財政改革もあったけれども、行政でできない市民サービスを民間で、しっかり、いろんな形で市民サービスをしていこうと、サービスの向上につなげていこうということです。何が悪くてね、付与できなかったということを明快にやっぱり伝えることによって、そこの伝わったところも、じゃあ我々ここが弱いから、ここをしっかりとやろうという形で、次の公募にもつながると思うんだけど、私が心配するのは、やっぱり、市民の目線、行政の目線、第三者の目線、あるけれども、この行政の目線がね、意図的に、こんなことないと思うんだけど、ここはもうそろそろいいんじゃないかと。そういうことは恐らくないと思うんだけど、そういうふうな恣意的なものがないように、当然、公正、公平、平等にやっていращやと思うんだけど、そこの評点の結果もですね、ちゃんと通達していただきたいと思います。

次の市民生活について、つながる相談室の現況と実績について、お尋ねいたします。これはもう、市長の肝いりでできた、福祉政策課内に現存している、窓口業務を行っていますけれども、このつながる相談室の現況とこれまでの実績を簡潔に述べていただきたいと思います。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えをいたします。つながる相談室につきましては、昨年度までは高齢者福祉課内につながる相談統括監を配置し、制度の狭間の方々の支援を行う体制づくりや、つながる相談窓口での対応を行ってまいりました。今年度から、福祉政策課内に職員、会計年度任用職員を含め8人体制で、つながる相談室として、相談室の周知や生活困窮及び消費生活相談の対応、また、支援困難ケースについて、庁内外を含めた支援会議を開催し、課題解決に向けた取組を行っているところでございます。今年度7月末現在での相談実績といたしましては、新規相談件数274件、延べ件数1,570件。内訳といたしましては、生活困窮に係る新規相談70件、延べ件数985件、新規消費生活相談188件、延べ件数394件。その他16件、延べ件数191件となっております。その他につきましては、生活困窮相談や消費生活相談以外の相談、相談先の分からないなどの内容となっているところでございます。相談内容といたしましては、多岐にわたる内容も多く、解決に時間を要する場合もございますが、庁内外の関係機関と連携を図りながら対応しており、今後も相談に来られた方が少しでも笑顔になって帰っていただけるように、安心して相談できる体制づくりに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

17番（与 勝広君） その相談に来られる当事者は、本人が来るケースもあるけれども、民生委員とか友人、知人の紹介によって来られるケースも多いと思います。今、聞いたら、だいぶ相談を受けているようでありますけれども、中にはまだ相談された方はちょっと敷居が高いとか、なかなか相談しづらいという声もあることも事実、あります。また、さらに、市政だよりなどでも案内していますが、さらなる市民に対する周知徹底をお願いしたいと思います。これはもう、質問はしません。そして、今、民生委員の話がありましたけれども、民生委員などは、本当に高齢者宅や障害、あと、生活困窮者宅を訪問して、その中で、場合によっては行政につなぎ、福祉政策につなぐと、こういった形で重要な役割を果たしているんだけど、ちょっとここで、民生委員のですね、今、なり手不足というのが、ちょっと深刻なものになりつつあるんだけど、ありつつありますが、その中で、その民生委員の

今、なり手不足に対して、当局はどう考えているのか。そしてまた、それを解消するために、こういった取組をしているのか、御答弁、お願いします。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えいたします。議員御指摘のとおり、民生委員のなり手不足は喫緊の課題と認識をいたしております。民生委員の不在地区が名瀬地区に多いことから、本市の担当課では、名瀬地区の民生委員協議会の方々と、民生委員候補者についての情報交換会を開催いたしております。また、随時、自治会等をはじめとする地域の方々から、候補者について情報を得た際には、担当課の職員が対象者の御自宅へ訪問し、民生委員の説明や打診などを行っており、今年度は2名の方から民生委員としての内諾を得て、国へ推薦をいたしたところでございます。民生委員のなり手不足の解消のためにも、民生委員の役割や活動内容の広報、PRを行うことにより、まちの身近な相談員として、民生委員に興味を持っていただくことが重要であるというふうに考えており、各イベントへの積極的な参加、協力や、あまみエフエムへの出演等を実施することにより、民生委員、児童委員の役割の重要性を市民へPRしているところでございます。以上でございます。

17番（与 勝広君） 民生委員のなり手不足の解消のために、取り組んでおられると思いますけれども、やはり地域住民との、やっぱり大変重要な役割を果たしていますので、しっかり今後も引き続きですね、定数142名に対して、実質126名ぐらいたったと記憶しておりますけれども、名瀬地区が15名、欠員状態だということだったと思います。しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次は、生活保護世帯への冷房購入費用について。今年の夏は異常な暑さで、全国的に熱中症警報がずっと出ていた。今も残暑が厳しい状況にありますけれども、たまたま友人の紹介で行った高齢者宅だったんですけども、ビルとビルの間に挟まれて、家の窓は全開して、扇風機を回しているんですけども熱風が来ると。もう本当、本人がもうぐたっとした状態の中で、いろいろ話聞いてみると、生活保護世帯だった。それで、2018年に厚生労働省がこの生活保護世帯の給付者への冷房購入費用を通達しておりますけれども、今の現況、お尋ねいたします。

福祉事務所長（石神康郎君） それでは、お答えいたします。冷房器具の一時扶助の支給対象につきましては、平成30年4月1日以降に新たに生活保護を利用する世帯のうち、1番目に、冷房器具のない場合、2番目に、災害等により喪失し、災害救助法等の他の制度からの措置がない場合、3番目に、犯罪等により被害を受け、生命、身体の確保のために新たに転居する場合などで、冷房器具の持ち合わせがない場合などの特別な事情がある場合で、かつ、体温の調整機能への配慮が必要となる者、高齢者や障害者、障害児、小児及び難病患者など、熱中症予防が特に必要な者がいる場合であって、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、一時扶助として上限額6万2,000円の範囲内におきまして、冷房器具の購入費用の支給を特別に認めているところでございます。なお、令和元年度以降の冷房器具の助成を行った件数につきましては、令和元年度が6世帯、うち、高齢者世帯が3世帯。令和2年度が9世帯、うち、高齢者世帯が6世帯。令和3年度が20世帯、うち、高齢者世帯が11世帯。令和4年度が22世帯、うち、高齢者世帯は8世帯となっており、一時扶助の利用者は年々増加傾向にあるというふうに考えているところでございます。以上です。

17番（与 勝広君） その2018年の厚生労働省の通達に従って、粛々と進めているということで、理解でいいですね。はい。やっぱりどうしても保護世帯、受給者というのは、自らお願いしますとなかなか言えないと思うんで、声なき声をしっかり拾い上げて、また、ケースワーカーのほうへも周知徹底をね、ぜひ、お願いしたいと思います。

それでは、次、永田墓地の使用者募集の現況について。永田墓地の空き区画の使用者募集を令和3年度からやっていますけれども、現況について答えていただきたいというのが1点と、もう、併せて質問

させていただきます。これ今、その永田墓地はずっと職員が苦労して、ずっと調査をして、調査も進捗率が96パーセントで、ほぼ調査も終わるところで、全体の墓地数が1,966で、現在使われている1,277基、約6割ぐらいが利用されていますけれども、この墓地のですね、将来構想があるのか。そして、もう1点は、私も先祖の墓、毎月1回、なるべく行くようにしていますけれども、もう、1回行くのがやっとの状況で、これを今度、自分の子どもや孫に当てはめて考えると、自分でもこういう状況なのに、自分の子や孫が墓地を管理して墓参りするかと思うと、とても厳しいんじゃないかと思います。そこで、将来的にこの墓地の利用率もだんだん下がってくるとは思いますけれども、そういったことを、状況踏まえながら、この永田の市有墓地のところに、市営の納骨堂などを造ることはできないか、御答弁を求めます。

市民環境部長（島袋 修君） 議員御質問の奄美市有墓地の空き区画現況について、お答えいたします。

令和3年度は9区画の募集に対し、6区画。令和4年度は12区画の募集に対し、7区画。令和5年度は13区画の募集に対し5区画の、合計18区画の貸出しを行っています。なお、今年度については、残り8区画の二次募集を今月1日から行っているところであります。次に、今後の墓地の将来構想の計画についてでございますが、令和2年12月に奄美市有永田墓地利用計画というのを報告をいただいております。この計画の中では、令和3年度から令和12年度までの10年間の利用計画と管理運営の方針を定め、一つ、旧墓地の取り扱い、二つ、永代使用料の徴収、三つ、新墓地の利用、四つ、無縁墓地の取り扱い、五つ、市営納骨堂の必要性の5項目について、適正な墓地管理、普及啓発、及び、お墓参り等の環境改善等の計画を定めております。次に、三つ目の市営の納骨堂の建設についてでございますが、この墓地利用計画の中において、実態調査を基に、民間納骨堂の需要が増えつつあること、収蔵可能数も十分な余裕があることなどを踏まえ、当面は市のほうでの建設の必要性は低いといった御意見をいただいております。現状では難しいものと考えます。将来的には無縁仏及び旅行死亡人等についての納骨堂を検討する必要があると考えておりますので、御理解を賜りたいと、お願いします。以上です。

17番（与 勝広君） さっきも言いましたけれども、この墓地の使用率というの、6割ぐらいになっています。だんだんこれももう下がってくるとは思うんですよ。そして、また、逆に墓地をそのままの状態に、荒れた状態に置いといたりとかなると思うんで、当然、納骨堂になると、やっぱり民業圧迫とかそういうの、考えられますけれども、将来的には、ぜひ、検討していただきたいと思います。

続いて、農業研究センターの共同作業場についてお尋ねしますが、今、その共同作業場を利用されている方もおられますが、この利用の状況と、この共同作業場の今後の方向性を、簡潔に御答弁をお願いします。経緯とかそういうのはいいですね。

農林水産部長（大山茂雄君） 朝戸の農業研修センター加工室について答弁いたします。同施設は主に農産物の加工品開発及び製造を支援することで、農家の生活改善につなげることを目的に整備したもので、直近3年間の利用状況につきましては、令和2年度、65団体、延べ100名。令和3年度、36団体、延べ68名。令和4年度、46団体、延べ100名でございます。なお、当該施設につきましては、整備から約30年が経過し、設備等の老朽化等に伴う修繕費用の増加や衛生面の問題などを考慮し、平成27年に新たに住用地区へ整備した加工施設へ利用者を集約することにより、よりよい管理運営が図られるものと考えております。以上です。

17番（与 勝広君） 将来的には三太郎の里とか、そういうところに移ってやってもらいたいと。笠利は農業環境改善センターなどが今、事業してて、そこで、恐らくまたできるんだと思います。住用は三太郎の里。やっぱり3地区の平等性から言ったら、名瀬地区にもやっぱりぜひ必要だと思います。それで、あの場所にまた建て替えとなって、また器具を入れるとしたら莫大な費用もかかりますんで、これ

は提案ですけれども、そういった市内でものづくりしている人たちが、あそこは使えなくなるとなると、今、現存する市内の小学校、中学校の給食室を利用できないか、御答弁お願いいたします。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、答弁いたします。名瀬地区と住用地区の加工施設は車で12分ほどの距離であり、これまで名瀬地区の加工施設を利用していた方々にも不都合な点は少ないかと考えております。また、住用地区の加工センターが平成27年度に整備された比較的新しい施設であることや、使用料も名瀬地区とほぼ同額であることなどを考慮しますと、施設利用者の利便性は低下しないものと認識しております。以上です。

17番（与 勝広君） 給食室。

農林水産部長（大山茂雄君） 議員の御提案の給食室を再利用できないかとの質問ですが、加工施設につきましては、法律上、想定される加工品ごとに定められた衛生基準を全て満たす必要があります。これをクリアするためには、さらに多額の費用が発生することが考えられます。また、学校施設内に加工施設を設置した場合、学校内に不特定多数の方の出入りも発生することから、学校管理の安全性も考慮しまして、今後の研究課題とさせていただきたいと存じますので、御理解のほど、よろしくお願いします。以上です。

17番（与 勝広君） 今後の研究課題ということですが、今、現に例えば金久中の旧給食室は、市内のスーパーに貸出ししていますよね。それはできて、これができないというのは、いろんな、今言った御意見などもあると思うけれども、ぜひ、検討していただきたいと思います。

3番目の住宅政策は55秒で答えるのは無理だと思いますけれども、今、住宅の空き待ち状況もね、自分が空き待ち番号1番なのに、なかなか入居できないと、こういう声がありまして、建築住宅課に確認したら、住宅、出ていった方のリフォームは、今、1、2階を主にやっていると。だから、また、4階、5階とか、そういうのも手が届かないと。6月に確認した時点でですね、100件ぐらいリフォームがまだ残っているということでした。改修業者に今度、きちっとやってもらおうと、どんどん進めていくということだったんだけど、この、今、空き待ち状態、1番の人たちはこの間、入居できたかどうかだけ、御答弁お願いします。住み替え申し込みについては、昨日、崎田議員ありましたんで、はい。お願いします。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、議員お尋ねの件ですが、今年の6月。

（終了のブザーが鳴る）

17番（与 勝広君） はい、ありがとうございます。

議長（西 公郎君） 以上で、公明党 与 勝広君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

公明党 橋口耕太郎君の発言を許可いたします。

なお、橋口耕太郎君より、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

8番（橋口耕太郎君） 市民の皆様、議場の皆様、中継を御覧の皆様、こんにちは。公明党の橋口耕太郎

です。質問を行う前に、少々所見を述べさせていただきます。

まず、8月14日に亡くなられた和田霜析議員に対し、謹んでお悔やみを申し上げます。和田議員とは補選の準備から約2年間のお付き合いでしたが、奄振特別委員会などでは、副委員長としてサポートしてもらったり、ことあるごとに、これからの奄美について語り合いました。今後は、和田議員の遺志をしっかりと受け継ぎ、精進してまいる決意です。和田議員、どうか見守っててください。

さて、9月1日は防災の日で、今月は防災月間となっております。関東大震災から100年が経過しましたが、一部報道によると、この防災の日の由来を知らないという方が半数近くになっているとのことです。私の政策のテーマの一つに、災害に強いまち、人づくりがあります。2010年の奄美豪雨災害で、目の前でお2人の高齢者を亡くすという経験から、これからそんな思いを私自身もしたくありませんし、市民の皆さんにも決してしてほしくないという思いで、様々な提言を行い、8年間、貫いてきました。これからもその思いは変わりません。災害はいつ、誰が、どこで、どんな状況下で起こるかわかりません。だから、世界で、国内で起こる災害を我が事として捉え、自身を守るためにはどのような取組をすればいいか、皆様とともに知恵を出しながら、これからも推進していく決意であります。まずは、毎年、公明党の次年度予算要望に入れている、災害シンポジウムの毎年の開催をこれからも強く要望していきますので、安田市長、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、話は変わりますが、スポーツウォッチャーの私にとって、先月8月はとてもワクワクする毎日でした。夏の高校野球甲子園大会、慶応の107年ぶりの優勝。世界陸上での日本人選手の活躍。また、直近ではバスケットボールのワールドカップでパリオリンピックの切符を手にしたことなどです。特に、最後のバスケットボールのワールドカップはとても感動いたしました。こう見えて、私は中学3年間はバスケットボールに打ち込んでいましたので、ルールは分かっていたのですが、ワールドクラスの技術の高さやスピード、迫力など、とても驚きました。そんな中でも、日本人でもやれるということを示し、国民に感動、そして、元気、勇気を与えてくれました。来年のパリオリンピックでは、ぜひとも思う存分戦ってもらいたいと思います。また、9月10日はラグビーのワールドカップの日本の初戦です。2019年のあの感動を再びということで、皆さんも全力で応援しましょう。

それでは、通告に従い、質問を行います。今回の質問は、市民の皆様からいただいたものを取り上げ、組み立てております。当局の皆様におかれましては、どうか分かりやすい言葉で明快な答弁をお願いいたします。

質問の1、漁業者の漁業権についてと市民への周知について。（1）水協法、水産業協同組合法の改正や水産資源の減少等で漁業経営が悪化し、漁協では組合員に対し、賦金や漁場行使料の改定が今年度から始まっております。その改定内容と市民への周知について見解を伺うという質問です。市が直接管轄をしていない漁協関係の案件で大変恐縮ですが、市民の方からぜひ質問してくれという切なる願いですので、今回、取り上げさせていただきました。まず、水協法の法律の簡単な趣旨と、今年度から、なぜ、漁協が組合員に対し、賦金や漁場行使料の徴収に至ったのか、概略の説明をお願いいたします。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、議員御案内の水産業協同組合法の一部を改正する法律について答弁いたします。本法律につきましては、平成5年4月23日公布、同年10月15日付施行されたところでございます。水産業協同組合の行うことができる事業の内容を充実するとともに、執行体制の強化を図る等の改善を進めていくことが非常に重要になっている状況に対処するため、主に三つの法的整備を行っております。1番目に、漁業振興及び漁村地域の活性化のための組合の事業内容の充実。2番目として、適切な組合運営を確保するための経営管理体制の整備。3番目として、組合の経営基盤の強化のための事業譲渡規定。この状況下で、奄美市管内漁協におきましては、水産資源の減少や漁業経営

の悪化などが取り上げられ、漁協としまして、近年、苦しい経営を迫られております。漁協はこの改正に対応し、正組合員、準組合員の賦金の徴収及び共同漁業権行使規則の区分け変更を行ったと伺っており、同組合では令和5年開催の年度通常総会において、組合員による承認をされたものと聞いております。具体的には、正組合員は20万円、準組合員は12万5,000円の水揚げ金額目標があり、達成しない場合は賦金が発生するものでございます。なお、この賦金というのは、割り当てられている負担金を負担するお金を指すものであります。この改正を行ったことにより、同組織の適切な運営確保と経営管理体制の整備につながるものと承知しておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

8番（橋口耕太郎君） 分かりました。ちょっと慣れない言葉ばかりなので、部長もちょっと噛み噛み、私もそうですけれども、噛み噛みしながらですが、要は、私に來たところの御意見は、最近、ちょっと取り締まりが厳しいんじゃないですかと。特にイザリですね。貝とかサザエとかなんですけれども。ちょっと確認をしてくれということなんですけれども、市当局が直接運営しているものではありませんので、なかなか説明するのも難しいかと思うんですけれども。海の資源を獲るということでは、魚釣りも同じだと、私は個人的には思うんですけれども、その取り締まりは緩いように思いますが、その違いまで説明できますか。お願いします。

農林水産部長（大山茂雄君） 釣りと漁業権の関連についてお答えいたします。共同漁業権は原則としてイセエビやウニ、アワビなど、地先水面の定着性のある魚貝藻類を保護しています。それ以外の回遊している魚類について、レジャー目的で手釣りや竿釣りによる魚釣りをする行為は、遊漁として、原則として適法でございます。ただし、例えば船を走行させながら釣りをを行うトローリングや、ひっかけ針による魚貝藻類をひっかける漁法は、遊漁であっても違法であり、漁業権がなければできないということになっております。なお、遊漁として可能な漁法であっても、共同漁業権と対象となっているものを釣ってしまうと、漁業権侵害となる可能性がありますので、海に返す、いわゆるリリースしていかなければならないということで理解しております。以上です。

8番（橋口耕太郎君） 難しいですね、なかなかね。要は、私が考えるのは、動いている魚はOKで、基本的にはですよ、固定物、要は貝とか、そこを動かないものは、基本的には駄目ですよという判断になるとか思うんですけれども、厳密に言えば、貝もどっからか動いてきてそこにおるんじゃないかなとったりもしますけれども、ちょっとここです、奄美大島に住むある方ですね、SNS投稿記事を紹介したいと思います。太古の昔から、人は田畑を耕し、山で狩猟をし、海や川から命をいただき、暮らしてきた。この美しいサンゴ礁の海で貝や海藻を獲ることができない。一般人が根こそぎ獲るわけでもない。獲れるわけでもない。潮干狩りを楽しみに生きてきた人々から海を奪う制度。子や孫に海のすばらしい体験もさせてあげられない。密漁となるからだ。タコ、サザエ、ヤコウガイ、巻貝などなど、獲るなど言う。それを放流したという話を聞いたこともない、挙げ句の果てに、海上保安庁が密漁だと言って、摘発に乗り出す。太古から続く文化が消え去ろうとしている。海は誰のものなのだ。漁協のものではないはずだという投稿です。奄美大島の文化としてですね、例えば、私の母は郷里は秋名ですけれども、秋名集落に、例えば都会から帰ってきて、ちょっと浜に出て、そこで貝を拾うということに関して、今までは普通にやっていたと思うんですけれども、厳密に言えば法律違反という形になるかと思えますけれども、それは奄美の一つの文化ということで、この方もですね、こういう投稿をされたんじゃないかなと思います。確かに、漁業をですね、生業として、生業としていない方が、勝手に乱獲することは当然駄目ですけれども、自家消費する分まできっちり取り締まるということは、どうも納得がいかない方が多いのではないかと思います。そうですね、これはお家で食べるために、例えば家族、5人家族で貝を5個獲って、お家で5個食べるという分に関しては、漁協もですね、その通達の中で、多少

の自家消費は生活の中でやむを得ないとは存じますがという書き方はしているんですけれども、そこを線を引くことがすごく難しいということだと思います。海が好きで、イザリが趣味の方も大勢いらっしゃると思いますと、なかなか難しいと思いますけれども、漁業者も市民も納得いくような周知を工夫してもらいたいということをお伝えして、次の質問に行きたいと思います。

2番、道路、河川の維持管理について。（1）国道、県道、市道の街路樹や植栽について、年に1回から多くて3回ほど、伐採や除草をしていると認識しております。そろそろメンテナンスがいらない方法を検討すべきと思うが、見解はいかがかという質問です。まず、幹線道路が主になりますけれども、国道、県道、市道で、道路を設置する場合、また、歩道を設置する場合に、法律で街路樹とか植栽帯を設置しなければならないのかどうか、伺います。いわゆる法律による縛りがあるかどうかということを確認です。お願いします。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、お答えします。街路樹や植栽帯の設置につきましては、道路の構造の一般的な技術的基準を定めた道路構造令によりますと、都市部の交通量の多い道路、これ、1日当たり交通量が4,000台以上の国道、県道、市道でございますが、交通量の多い道路においては、良好な交通環境、生活環境の確保を目的として、原則、植樹帯を設けることとなっており、その他の道路については、必要に応じて設けるものとなっております。以上です。

8番（橋口耕太郎君） 交通量が多い4,000台以上は原則ということですね。でも、奄美市はですね、恐らく奄美市というか、奄美本島はそこまで行きますかね、4,000台以上。私もよく分かりませんけれども。ここですね、ちょっと写真を示したいと思います。写真1をお願いします。この写真は、佐大熊町ですね、山羊島トンネルから抜けたすぐ左のカーブなんですけれども、手前が植栽で奥が山肌なんです。歩道が見えないほど、もう植栽帯が生い茂っております。次の写真をお願いいたします。これは和光バイパスですね、有屋と仲勝の交差点に近い部分の植栽帯です。私は最近、原付のオートバイ、50CCで走っているんで、ちょっと止まって撮った写真です。ちょっと見にくくて申し訳ないですけれども。次の写真、お願いします。これは、その50メートルぐらい走ったところの写真ですけれども、もう電線にですね、街路樹がかかるような伸び方をされていて、もちろん植栽帯も脇にはみ出すほど、もう電柱の根元が見えないようになっています。次の写真をお願いします。これはその和光バイパスから右に折れた、これは市道ですね。市道で、右側には民間の医療機関がありますけれども、真ん中の、これ、恐らくヤマモモだと思うんですけれども、横に広がっていますので、もう歩道もですね、結構空間が埋まっているような状態ですね。こういう写真です。はい、ありがとうございます。写真のようにですね、街路樹の枝が茂ったり、植栽帯の草が伸びたりすると、どうしても人が手を入れなければならない状況が発生をします。国道、県道は県が管理、市道は市が管理するわけですが、そろそろメンテナンスがいらない方法を検討する必要があるかと思います。メンテナンスの方法を示してください。また、目立つのは幹線道路である国道、県道なので、本市単独での判断は難しいと思いますけれども、まずは本市の見解をお願いしたいと思います。

建設部長（藤原俊輔君） それでは、お答えします。国道、県道、市道の高木や植栽帯の維持管理につきましては、各道路管理者において定期的な伐採等を行い、適宜、維持管理を図っているところでございますが、市道につきましては、メンテナンスを軽減できる対策として、草を生えにくくする防草砂や防草シートの活用、また、道路改築工事においては、斜面の下部分、法尻部分でございますが、こちらに予めコンクリート等を張ることで、防草対策を図っているところでございます。また、高木に関しましても、今後、植栽を行う場合は手入れの容易な樹種を選定するなど、国・県道を管理する大島支庁とも情報共有を行いながら、維持管理の軽減が図られる対策を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

8 番（橋口耕太郎君） 分かりました。部長がちょっと言われた対策ですね、その写真準備していますんで、メンテナンスの写真をお願いいたします。これが、モルタルを予め吹き付けて、草が生えてこないようにする対策です。次をお願いします。これが防草シート、道路敷にシートを張って、草が生えてこないようにする方法。次、お願いします。これは先ほど部長が言った、水で固まる土を植えて、雑草が生えてこないようにする方法。こういったことを、もう対策として挙げられるということなんですけれども、すごく分かりやすい対策だなとは思いますが、市道とやっぱり国道、県道では管理者が違いますので、市道はできるけれども、国道、県道は管理者に言わないといけないということですね。はい、あとでまた、ちょっとまとめたいと思います。

次、質問の2に行きます。河川も同様に、数年に1回程度、除草などを実施していると認識しております。道路よりも大がかりな資機材が必要で、これについてもメンテナンスがいらない方法を検討すべきかと思いますが、見解はどうですかという質問です。道路とほぼ同じ内容なので、同時に聞いてもよかったんですが、写真を別に示したかったので、分けて質問いたしました。それでは、また、写真をお願いいたします。写真5ですかね。これは、有屋川の上流部分で、奥に見える白い建物が和光園の建物です。和光園ですね。川の底は見えますけれども、両サイド、もう草が相当生えているというところですね。次の写真をお願いいたします。次の写真、これはその逆を向いて撮った写真です。同じように川底は見えますけれども、両方の土手の部分に草が相当生えていると。次の写真、お願いします。これ、また、下流のほうに来たところの、川に降りる階段の部分があるんですけれども、これ、ここだけ草が生えていませんが、私の友人がですね、ハブが出たので、危ないので見えるようにということで、ここだけ刈ってあるんですね。次の写真をお願いします。その反対側です。今の階段の反対側にもまた階段があって、そこも写しましたけれども、御覧のように手前も奥も全て草が生えていると。次の写真をお願いします。これはまた、下流のほうに下っていったときも、ガードレールよりも相当上に土手の草が生えていて、その手前部分は私の友人が自分で刈ったそうなんですけれども、そういう状況です。写真は以上です。県が定期的にですね、数年に1回、浚渫工事を行う際に、除草作業を併せて行う傾向にあります。これも先ほど写真で示したように、河川の土手部分の草が相当伸びてきています。車で通行する際の視認に影響を及ぼす場所も中にはあります。これもメンテナンスがいらない方法を検討すべきかと思いますが、同じく見解をお願いいたします。

建設部長（藤原俊輔君） 河川につきましても、道路と同様、県、市、それぞれの管理者が伐採を行うなど、維持管理を行っており、本市が管理している河川につきましては、一般財団法人奄美市開発公社への伐採業務委託や、職員が直接作業を行うなど、維持管理を行っております。また、議員御案内のメンテナンスを軽減できる対策につきましても、緊急浚渫推進事業での伐採や、河川整備事業で河川敷の斜面部分にコンクリートを張るなどの対応を始めている状況でございます。今後も生活環境の向上、維持管理費の低減につながるような対策について、大島支庁と情報共有、連絡を図りながら、適切な維持管理に努めてまいりますので、御理解賜りたく存じます。以上です。

8 番（橋口耕太郎君） 道路、河川ともですね、メンテナンスがいらない方法が一定あることは分かったんですけれども、幹線道路なので、県とも話し合いながら進めることになるというか、話し合いができるかどうか分かりませんが、恐らく県もですね、メンテナンスがいらないに越したことはないと思います。河川の、10番の写真を1回、お願いします。これは浜里町と平松町の間の橋から撮った写真なんですけれども、ここは埋立て地域なので、もともと河川はですね、コンクリートを張った状態で埋立てをしたと思いますので、両方とも雑草が生えているということはほとんどありませんでした。私の家の近所の相談の一例なんですけれども、また、次の写真をお願いします。これ、長浜町ですね、一番、朝仁トンネルに近い交差点の横断歩道なんですけれども、この前に街路樹、ビロウの木ですね、の枝がか

かっていて、横断歩道の信号機が全く見えない状態が、1年ほど前ですが、発生していました。ここにですね、建設部土木課道路係にお願いをして、対応をお願いしますと言ったところですね。次の写真をお願いします。見えにくいんですけども、もう2日後には根元から切っていたんですね、ビロウの木を。もう早かったんですよ。確か2日後ぐらいだったと思いますけれども。もうどうせ葉っぱが生えてくるので、切ってしまえということだったそうですね。なので、県は本当はですね、恐らくメンテナンスにすごく頭を悩ましているんじゃないかなというふうに感じました。メンテナンスがいない方法を進めていくには、最初はコストがかかりますけれども、将来的に見れば手がかからなくなるので、コストは全くいらなくなると思います。また、地域を巻き込んで、市民清掃の日、第3日曜日に、地域で近隣道路の除草作業を行い、環境美化の意識を高めること。場合によっては、奨励の助成を行うなど、方法はいくつか考えられると思います。街がきれい、道路がきれいなことは、観光客に対するおもてなしにもつながりますし、住民の意識の向上、また、世界自然遺産の島として、大切な取組だと思いたいですので、ぜひ、積極的にメンテナンスがいない方法を進めていただきたいと思います。ここで、質問しながらなんですけれども、国道、県道は道路管理者は県ですから、恐らく市としては何も口出しできないと思うんですよ。私がこういう質問をしたということを県に伝えるということは、副市長、可能ですかね。突然すいませんけれども。恐らく、道路管理者が全て管理をするわけで、奄美市がこうして、ああしてということは言えないと思うんですよ。ただ、私がここで質問をしたということを県に伝えて、県にもまた考えていただくということは可能ですか。いいですかね、ちょっとだけ。

副市長（諏訪哲郎君） 私は県からの、はい、今までつながりがありますので、市の行政的な課題につきましては、随時、大島支庁とも意見交換をしているところでございます。今回、橋口議員からお話のあった件については、市議会でこういう問題があるというのを、大島支庁の建設課にも伝えてまいりたいと思います。

8番（橋口耕太郎君） 突然、ありがとうございました。副市長。やっぱり道路管理者、要するに奄美市に対して、市道のことについてですね、県がとやかく言うこともできないでしょうし、逆も然りだと思うんですよ。メインの道路はどうしても国道、県道になりますので、市道は延長500キロぐらいですかね。総延長でいくと。国道、県道はどれぐらいあるか分かりませんが、国道、県道はやっぱり奄美の幹線の道路に間違いはなく、私は平成16年から20年ぐらいまで、4年ちょっと、瀬戸内町ですね、建設会社に勤務したことがあります。そのときに、年間で確か450万円ぐらいだと思いますけれども、道路維持管理の工事を請けたことがあるんです。その宿題が、まず、必ずしないといけないのは、篠川と久慈の間、だいたい8キロぐらいあったと思うんですけども、往復ですから、両側ですので、延長16キロぐらいですかね、の伐採を、お盆前と正月前、道路から2メートルぐらい刈ってくださいという仕事を請けていました。一度ですね、ゴールデンウィーク終わって、先に進めようと思って、1週間ぐらい、1キロぐらいですかね、刈って、それから仕事が忙しくなって、1か月ぐらいで戻ったら、全く刈られていない状態に戻っていたんですね。すごい人手もかかるんですよ、刈るだけでもですね。16キロぐらいかかりましたかね、5、6人ついて刈っていったんですけども。例えば、あそこがモルタルで張ってあったりすると、全然いらんんじゃないかと思ったり、そういったところは、多分県もですね、恐らく悩ましい問題だと思うんですよ。どうしても、草の場合は人が切らないといけないっていう、人手が必ずかかる部分なので、これは市道にしても然り。もう車の視認も、例えばお店から出て、私、最近、上方地区をうろうろしているので、上方地区のコンビニから右に出るときとか、左に出るときとか、植栽帯が右と左にあると、車の目線でいくと、なかなか車が見えづらいとかいう状況も発生したりします。夜なんか特にですね、ライトが点いていても、やっぱり見えにくいのは見えにくいですし、そういった安全性からでもですね、こういったところのメンテナンスというか、手入れを細かくしていったほうがいいのかなというふうに思ったので、これも市民からの意見ですけれ

ども、私なりにまとめて質問させていただきました。ぜひ、副市長、県のほうにもつないでいただいで、こういう意見が出たよとお伝えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に移ります。带状疱疹ワクチン接種、仮称についてです。（１）最近ではCMでもこの带状疱疹についての周知と、ワクチン接種を促す放送がなされております。前回定例会の連続で、恐縮ですがそれでも、再度、見解をお伺いします。前回の答弁で、永田部長は、ワクチン評価に関する小委員会で定期接種化が検討されていると。ワクチンの効用は認められているものの、対象者数や期待される効果が現在も検討中なので、中略、事業導入については国の動向、他市町村の状況を参考にしながら検討するということでした。答えは同じ内容になるかもしれませんが、再度、見解をお願いいたします。

保健福祉部長（永田孝一君） それでは、お答えいたします。今、御紹介がありましたが、前回の定例会でも答弁しておりますけれども、带状疱疹ワクチン、これにつきましては、昨年実施されました国の専門家委員会、予防接種基本方針部会、ワクチン評価に対する小委員会というのがありますけれども、その中で定期接種化の検討が行われているというところなんです。今年も8月29日に行われたみたいなんです。残念ながら、今年はその議題にこのワクチンは挙がらなかったという情報は入っております。厚生労働省の発表によりますと、免疫低下により、潜伏していたウイルスが再活動して発症するとしております。60歳以上で1パーセント、70歳代でピークを迎えるという内容になっております。そのため、本市ではホームページ等において、早期発見、早期治療が重要であること、また、免疫力を低下させないような生活や予防接種の効果などについて周知、広報を行っているところです。前回と同じ答弁になりますが、事業の導入につきましては、国の動向や他市町村の状況等を参考にしながら、引き続き検討させていただきということで、御理解いただきたいと思います。

8番（橋口耕太郎君） 残念です。聞き取りのときに、ちょっと分かればということだったんですけれども、市内の病院で、ここ半年でも構いませんが、このワクチン接種を受けた方の人数等が分かればということで、お聞きしてたんですけれども、分かる場合はお願いします。

保健福祉部長（永田孝一君） 令和4年度、1年間ということで、市内の7病院のうち、6か所、6病院から回答をいただいたということで、数字が挙がっております。带状疱疹ワクチンは2種類ございまして、生ワクチンと不活化ワクチンという2種類があるんですが、接種者につきましては、合計で生ワクチンが11名、不活化ワクチンが14名となっております。

8番（橋口耕太郎君） 1年間で25人ということですね。生と不活化を合わせてですけれども。前回もですね、申し上げましたけれども、定期接種となると、相当お金、かかりますよね、恐らく。対象者数がぼんと増えますので。定期ですから。ただ、任意での助成をしていただきたいというふうに、前回もそうですけれども、訴えております。50歳以上で3人に1人発症する可能性があるということで、意識が高い方は接種をします。この25人の方は心配で意識が高いということですよ。不活性化のほうが高いワクチンなので、14名の方が高いワクチン、1回2万円程度するのを2回受けるということで、4万円ぐらいかかるんですけれども、そのワクチンを受けているということです。国は、もう、定期接種ベースで多分考えていると思うんですけれども、ほかの、今、先行して走っている奄美群島では、徳之島町と伊仙町が先行して走っていますけれども、恐らくですね、人口規模は違いますけれども、この程度の人数じゃないかなと私は考えるんですよ。これだったら4万円が14人、1万円が11人ということですので、そんなに大きな金額ではないと思うんですよ。まずはその受けたいという方がいて、その助成という意味の環境を整備することが大切だと思っているんですよ。だから、今後また、継続して質問していきたいと思っているんですけれども、奄美市と同規模、離島でもいいですし、同規模の人口の自治体で助成を始めている自治体があったら、そのですね、予算執行の数値を参考に

したりすると、検討材料が増えると思いますので、引き続き、この件に関しては前向きに検討していただきたいと訴えをして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

次、質問の4番です。奄美市公式LINEについて。（1）現在の登録者数と、どのような案内を発信しているのか。主なものが何かについて伺います。また、市民からの反応や意見があれば、お示しください。この公式LINEが始まってから、2、3年経ちますかね。私も登録をして、随時、情報を確認しております。個人的には非常に便利なツールだと思っていますが、まずは質問の登録者数などについて、お示しをください。

市長（安田壮平君） それでは、橋口議員の御質問にお答えします。奄美市公式LINEについてであります。御案内のように、スマートフォン用のアプリであるLINEを活用することで、市政情報を直接住民に届ける、いわゆるプッシュ型で届けるサービスでございまして、令和3年度より運用を開始しています。発信している主な内容は、対象者が多い重要なお知らせをはじめ、防災、安全安心に関する情報、ごみ出し日や子育て関連、また、先日は、現在、申し込み受付中のプレミアム商品券、ほーらしや券の発売案内なども、御本人の登録内容に基づいた情報として発信をさせていただいております。発信の流れとしては、各部署からの依頼に基づき、企画調整課で送信作業を行う流れになっています。8月末時点における登録者の延べ人数は8,895人であり、昨年の8月末の時点では5,229人でしたので、1年間で約1.5倍以上に増加しております。市民からの反応につきましては、直近の例を挙げますと、先日の台風接近時に公式LINEでも関連情報を送信しておりましたが、住民からは、避難情報を知るきっかけになった、知人にも登録を勧めたといった声をいただいております。一方、送信回数が増えると受信側のストレスにもなり得ます。登録解除の要因にもなってしまうため、全ての情報は流せないといった面もございしますが、検索する手間を取らせずに、お手元のスマートフォンへ通知が届く仕組みは非常に有用であるため、今後も適切に情報を発信し、登録者の増加につなげたいと考えております。

8番（橋口耕太郎君） 昨年5,229人から8,895人と、1.5倍になっているということで、そうですね、LINEは通知の音とかですね、頻繁に鳴るとちょっとという方も中にはいらっしゃるの、市長のおっしゃるとおりだと思います。この8,895人が多いか少ないかということでは、奄美市の、今、人口は約4万人で、7割として2万8,000人とするそうですね、若干、携帯電話を持っている人からすると、個人的には少ないのではないかなという印象ですが、これから、昨年からすると1.5倍増えているということですので、周知ができれば、着実に登録者数は増えていくのかなという気はいたします。

次に、（2）の道路の危険箇所などを写真で市民から知らせる機能があると思いますが、その実績や内容を示してください。実績は月別に件数をお示しください。お願いいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） それでは、お答えいたします。奄美市公式LINEを使った、道路と公園の危険箇所の位置情報や写真の投稿、報告機能につきましては、本年3月から運用を開始いたしました。これまでの投稿実績としましては、8月末現在、全体で13件となっており、その内訳は、4月1件、5月4件、7月5件、8月3件の投稿がございました。投稿への対応につきましては、担当課が直接、投稿を確認できることから、おおむね2日以内に、現地確認から補修対応や安全対策を実施しており、県が所管する道路等に関する投稿は、大島支庁の所管課へ情報の共有を行っております。本機能の市民への広報につきましては、サービス開始に合わせて全世帯に登録を促すチラシを配布し、6月の奄美市記者懇談会においても、報道機関各社に機能の紹介をしております。また、各地域で開催しております、市民と市長のふれあい対話の場におきましても、参加者にお知らせをするなど、利用方法の周知を図っているところでございます。この公式LINEの機能を使うことで、いつでも市民のスマートフォ

ンから、直接、写真や位置情報を投稿することができるため、迅速な現場確認や補修対応につながっておりますので、安心・安全なまちづくりに向け、引き続き活用に努めてまいりたいと思います。

8番（橋口耕太郎君） 稼働から4か月で13件ということですが、私はまだ、実はこれ、使ったことないんですよ。いつもスマートフォンで写真を撮って、そのまま市役所に来て、地図を開いて、ここです、ここですということで教えて、相談をして対応していただくことが多いんですけども、そういう電話をもらうこともありますので、そういった、今、活動はしているんですが、ぜひ、今度使ってですね、内容を確認していきたいと思います。今、部長からありましたように、道路は県道、国道、市道とあって、県道の場合はですね、例えば土日とかでしたら、市の担当課に、当然、道路係に行くと思いますが、そこは県が開いていないので、また、明けて月曜日とかいう対応になると思うんですけども、これは緊急を要するなと思えば、恐らく市で先に動いていると思うんですよね。そして、土日は当然、また、市の職員も休みなので、そこで出動するとかいうこともあるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺は臨機応変に市の職員の皆さんが対応してくださっているというふうに思いますし、聞いております。そこら辺の休みが絡む場合はなかなか難しい部分もありますけれども、県道だから、やっぱり管理者は県なので、連絡をして県が行ってもらうのが一番いいんですけども、もう、なかなかそこは行かないので、市が対応しているというふうに聞いていますけれども、そこら辺がちょっと僕は課題かなというふうに思っています。LINEというアプリは比較的使いやすいSNSで、私の母も81歳なんですけれども、使っています。長文のLINEが多いのでですね、たまに迷惑なときもあるんですけども、高齢の方も結構利用しているかと思います。先日の台風の情報も随時更新をされて、非常に分かりやすく大変重宝いたしました。今回の質問で、各課から投稿依頼があって、企画調整課のほうで確認して発信をするという流れも分かりました。気を付けていただきたいのは、文章ですので、受け止め方に違いがある可能性があります。分かりやすい言葉を使って発信をしていただきたいと思います。例えば、8月初旬の台風のときにですね、ごみの収集が行われないという案内がありました。次はいつかなと考えたときに、単純に私は、私の地域は月、木が収集なので、私は木曜日だろうと思ったんですけども、市民の方から、次はいつ収集に来るのかという問い合わせがあったので、私のほうから環境対策課に電話をして、いつですかと聞いたら、私と同じ考え方で、収集は、私のところは木曜日です、火曜日のところは金曜日ですという案内がありました。このときの案内は、ごみの収集は行いませんだけだったんですよね。いつから始まるんですかという、これ、答えが分からないわけですよ。そういう細かいですね、配慮があって、発信で分かるようなですね、に努めていただければいいなと思っています。現状、8,895人ということですので、この登録者がですね、伸びることを期待をいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

質問5番です。立神の観光資源化について。（1）名瀬港のシンボルである立神に行って、周遊をしたり登ったりする観光資源としての利用することはできないか、見解を伺います。平成の後半でしたかね、27年か28年ぐらいでしたかね。国から本市が買い取って、本市の財産となっているかと思います。これまでは灯台として国が管理をしていたと思いますが、本市の財産になったので、何か観光地の資源として利用することはできないでしょうかという質問です。見解をお願いいたします。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、御質問にお答えいたします。名瀬港にある立神は、昭和12年に灯台が設置され、長年、名瀬港の航海の安全を見守り続けてきたほか、島唄や学校の校歌に引用されるなど、名瀬港のシンボルであり、市民にとっても愛着のあるものでございます。現在は灯台としての機能はございませんが、灯台が設置されている立神は全国的にも珍しく、その存在自体が大変価値があるものと認識しているところでございます。本市といたしましても、景観的、歴史的にも大変価値がある立神を後世へも残したいという思いから、議員御案内のありました、国有財産でありました立神を購入し、平成29年3月の2日に、国から市へ所有権を移転したところでございます。議員からの御

提案がございました、立神を観光資源として活用できないかとのことでございますが、本市といたしましても、魅力ある観光資源の一つとして認識いたしておりますが、やはり航路上、海上にあることもございますので、活用方法や使用するに当たっての安全面など、課題などがあるところでございますので、今後、調査、研究してまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

8 番（橋口耕太郎君） 私が住んでいるのは長浜町の立神自治会というところでして、まさにその冠が立神なんですけれども、また、大島高校の校歌もですね、「立神をめぐりて清き」から始まりますし、部長がおっしゃったように、立神というのは名瀬のシンボルでもありますし、神道ということであれば、立神から名瀬湾に入っていって、おがみ山まで続くルート、奄美で言う、三方を山に囲まれて、神道というもののの中に入っていると思いますし、せっかく奄美市の財産となったから、何か使うことできないかということで、これも市民の方からですね、御意見をいただいて、質問にさせてもらったんですけれども、私が個人的に考えるのは、航路上にあるということなので、時間を区切ってでもいいんですけれども、向こうに上がって、立神の灯台まで多分、恐らく行くルートは、今はどうなっているか分かりませんけれども、あって、頂上まで登って、立神の上から見名瀬地区ですね、そういったところもあっていいのかなという気がいたします。なかなか安全上、難しい部分もあるかもしれませんが、先ほど部長がおっしゃったようにですね、調査、研究をして、何かこう、何時から何時までという時間制限を引きながらですね、そういった観光地としての利用も考えていただきたいなという思いで質問させていただきました。ぜひ、よろしくお願いいたします。

最後の質問です。質問6、スケートボードパークの建設について。（1）本市でも一定数競技人口はいると思いますが、大阪府松原市などの取組ができないか、見解を伺うという質問であります。東京オリンピックで正式競技となりましたスケートボード、通称スケボーは、四つの車輪がついた1枚の板、長さ約80センチ、幅約20センチに立って滑走し、乗りこなす技術を競う競技です。街なかの階段や手すりを模した構造物を使うストリートと、お椀型のくぼ地を組み合わせたコースで行うパークの2種類が知られております。東京オリンピックでは日本選手がメダルを獲得したことから、人気が出てきている競技の一つでもあります。最近では、質問にあるとおり、まちを挙げて取り組む自治体が少しずつ増えてきて、スケートボードパーク建設のノウハウを掲載している民間業者もあるようです。本市でも他自治体の例に倣って検討できないか、見解をお願いいたします。

教育部長（大庭勝利君） それでは、橋口議員の御質問にお答えいたします。議員御案内のとおり、スケートボード競技は東京オリンピックで初めて正式競技となり、日本選手の活躍が大きな話題となるなど、競技としても人気が高まっております。また、本市におきましても、一定数の愛好者がいるものと認識しております。御質問にありました大阪府松原市におきましては、東京オリンピックのスケートボード競技の女子ストリートにおいて、初代金メダリストに輝いた選手の出身地ということもあり、これを契機として、競技の普及に取り組んでいるようでございます。スケートボードパークの建設につきましては、まだ検討の段階にはございませんが、今後も競技人口の増加や、市民の皆様の御意見等を聞きながら、整理させていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

8 番（橋口耕太郎君） 今回、取り入れましたのは、そういう愛好者の方からですね、の声を受けてなんですけれども、夏休みに入ってますね、マリントウン地区の緑地帯のところの歩道ですかね、あそこでスケートボードを楽しんでいる若者を見かけます。マリントウン地区の歩道はのために造ったわけはありませんが、スケートボードの練習にはもってこいの環境というか、形というか、愛好者には気に入られたようであります。ただ、歩道に着地する際の衝撃などで、インターロッキングが傷んで補修しなければならないということになるといけないので、注意が必要でと。今、緑地化のところ、緑地公園のところには、禁止事項としてステッカーが貼ってありまして、野球とかサッカーとか、してはいけ

ませんよという表示があるんですけども、スケートボードはなかったんですが、最近ですね、小さいですけども、何か所かスケートボードは御遠慮くださいというステッカーがね、貼ってあるそうなんですけれども。それで、歩道が傷むといけないので、今回、そういう練習場みたいなのはできないかという事の御意見だったんですね。聞くところによりますと、市役所の市民広場でもですね、正面玄関ですね、あそこも階段もあるし、手すりもあるし、坂もあるし、スケートボードをする若者がいらっしやって、職員がですね、ここは駄目よということで注意をしたというお話も聞きました。もともと、本市にはですね、遊べる公園が少ないという指摘をする声があります。一つの公園、遊び場、環境整備の形として、検討する価値があるのではないかと思って質問をしました。また、Iターンやですね、子育て世帯といった移住者の目を引く材料としての政策の一つとしてもいいのではないかという声を形にしてみました。お隣の龍郷町では、民間の方がですね、くぼ地のパークをちょっと造られて、1回、確か、200円でしたかね、手数料をもらって、運営をしている場所があるやに聞いております。巨大な施設ではありませんので、比較的にですね、造るとしたらそんなにまで予算はかからないものと思いますので、こういった若い方が遊べる公園というか、いう観点からもですね、こういったものも、一つの方方向性というか、方法として検討してみたらいかがかなと思いました。簡単に意見が、それいいね、しましょうということには、なかなかね、行政はいかないですので、先ほど部長がおっしゃったように、これから競技人口とか、声をしっかりと聞きながらという形になるかと思えますけれども、そういう聞く姿勢をですね、最近、岸田総理が聞かないというような評価が載っていますけれども、ぜひ、安田市長は聞く姿勢をですね、持って、いろんなことにアンテナを張ってですね、こういったことにも、頭の片隅に置いていただいて、検討していただければと思います。

バタバタと質問しましたが、あっという間に終わってしまいました。これで、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で、公明党 橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時38分）

第 3 回 定 例 会
令和 5 年 9 月 7 日
(第 4 日 目)

9月7日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	6 番	林 山 克 巳 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	竹 山 耕 平 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	崎 田 信 正 君
17 番	与 勝 広 君	18 番	西 公 郎 君
19 番	奥 輝 人 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	川 口 幸 義 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
総 務 課 長	向 井 渉 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	市 民 環 境 部 長	島 袋 修 君
環 境 対 策 課 長	林 孝 浩 君	保 健 福 祉 部 長	永 田 孝 一 君
商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君	商 工 政 策 課 長	喜 納 祐 司 君
紬 観 光 課 長	赤 崎 広 和 君	農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君
農 林 水 産 課 長	俵 裕 樹 君	建 設 部 長	藤 原 俊 輔 君
産 業 建 設 課 長	原 俊 三 君	上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君
教 育 部 長	大 庭 勝 利 君	教 育 委 員 会 事 務 局 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	寿 山 一 昭 君
学 校 教 育 課 長	小 出 水 明 洋 君		

9月7日(4日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 野	早 苗 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田	忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川	治 君	議 事 係 主 査	坂 元	辰 徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は１８人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁につきましては、時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自民党新政会 伊東隆吉君の発言を許可いたします。

２０番（伊東隆吉君） 市民の皆さん、議場の皆さん、また、本日お越しの傍聴席の皆さん、特に民生委員の皆様がたくさんおいでくださって、議会に関心をいただき、本当にありがとうございます。また、さらにはインターネットにおいて中継を視聴されておられる皆さん、おはようございます。自由民主党、自民党新政会の伊東隆吉です。質問の前に少々所見を述べたいと思います。

まず、先に、先月８月１４日に御逝去された若き同僚議員で、同じ我が自民党新政会の仲間でありました、和田霜析議員の御冥福を心よりお祈り申し上げたいと思います。元気にこの場で一般質問されておられた故議員の姿が思い出されます。どうぞ安らかにお眠りください。お休みください。

さて、今年は奄美群島が日本に復帰して７０年、そういう大きな節目の年であります。本市においては、復帰７０周年記念事業として、全国高等学校総合文化祭、そして、全国離島交流中学生野球大会など開催され、また、来月開催の燃ゆる感動かごしま国体、奄美市初の相撲競技会など、いわゆる奄美を全国へ発信する絶好の節目の年となりました。来たる１２月２５日の日本復帰の日には、皆さん、市民みなさんで祝いのセレモニーを盛大にしようじゃありませんか。

ところで、皆さん御承知のように、今年度は奄美群島振興開発特別措置法の最終年度となっております。当然、同法の確実な延長を望まなければいけません。法延長に関し、昨年、当奄美市議会において、奄振延長特別委員会を立ち上げ、国や県、その他その関係方面に、法改正に向けた議論に取り上げていただくべく、提言書を委員会のほうでまとめ上げられ、提出いたしておられますことは御承知のとおりです。先だって開催されました奄振開発審議会、この中において、提言資料として大変採られたものだと確信いたしております。当の石塚奄振審議会会長は、今年度、最終年度にあたり、今後の方向をまとめて、去る７月２８日付けで国土交通・総務・農林水産の各大臣宛てに意見具申をいたしております。この中で、この奄美群島に関しての捉え方で、欠航・抜港に伴う物資供給の停滞による住民生活への影響を軽減するため、生活関連物資の島内での安定的な備蓄の在り方の検討を行うべきと、このように言及いたしております。このことは、奄美の大変厳しい状況を理解し得たものと高く評価したいと考えております。また、同じ審議会において、鹿児島県知事の塩田知事は、沖縄との連携や調和のある発展を図るよう、法の条文改正、この法の条文改正をすることによる沖縄との連携策の強化など、提言されております。これは、同じく当奄美市議会、この私どもの奄振延長・提言特別委員会の提言書の、新規に追加する条文の項目、奄美群島が沖縄の地域生活圏と密接な関係にあることについての配慮規定を創設すること、このようなことをうたって提言書に書いてあります。この件に、この項目にしっかりと合致しており、実には的を得ているものと、特別委員会を評価いたすところであります。本当に労をねぎらいたいと思います。その結果、国土交通省は先月の８月２４日、いわゆる来年度、２４年度の奄振予算案の概算要求額を発表されました。公共・非公共の合計総額は、昨年度２３年度の当初比と比

べて約7パーセントの増で、213億6,800万円を計上されております。そのうち、奄美群島振興交付金は20パーセント増の28億4,800万円、これを計上。世界自然遺産登録となった奄美と沖縄の連携強化を視野に拡充、その目玉として、これまで鹿児島県内路線に限られていた航路・航空路運賃の軽減に沖縄線が追加されたことであります。誠に喜ばしいことと思います。さらには、奄美と沖縄の交流拡大を目指し、鹿児島県と沖縄県、そして、奄美群島広域事務組合が、去る8月24日に交流に係る連携協定を締結いたしてありますことは、新聞紙上でも皆様御承知のことと思います。今後、奄美と沖縄、両地域相互の振興発展を進めていかなければならないものと思うところであり、いずれにいたしましても、この奄振法延長をどうしても勝ち取らなければいけません。

それでは、質問に移ります。項目の1でございますが、奄美と沖縄の交流についてお伺いします。まず、奄美・沖縄間の経済交流の現状についてであります。2021年7月26日に奄美・沖縄世界自然遺産登録となり、3年目に入りました。登録後の奄美・沖縄相互の経済交流の動向に何がしかの変化が生じているのか。この短い3年間の間で行いますけれども、この現状、そして、その推移はどのようになっているのか、まず、お尋ねいたしたいと思います。

あとの質問からは発言席で行います。

商工観光情報部長（平田宏尚君） おはようございます。私のほうからお答えさせていただきます。世界自然遺産登録後の経済交流の推移についてでございますが、観光の視点から、県が公表しております、沖縄県から奄美群島への入込客数でお答えいたしますと、コロナ前の令和元年の入込客数が、これまでで最も多い7万6,395人で行いました。しかしながら、新型コロナの拡大により、入込客数が令和2年におきましては3万8,502人、世界自然遺産登録の年となった令和3年は3万7,486人と、令和元年と比較しまして約半分の入込客数となっております。その後、人流も少しずつ緩和され、令和4年における入込客数が5万2,374人となっており、令和元年と比較しますと約7割近くまで回復いたしております。また、直近の令和5年1月から6月につきましては2万9,494人となっており、令和元年同月の1月から6月の3万7,272人と比較しますと、約8割近くまで回復している状況でございます。以上でございます。

20番（伊東隆吉君） ありがとうございます。さっき、冒頭でもいろいろ奄美・沖縄の関係は述べましたが、いわゆる奄振においても奄美・沖縄を重視しよう、そういう中で、安田市長におかれても、鹿児島県、沖縄県そして、広域も代表して、新たな流れを作ろうというひと・もの・文化絡めてのものと、心の交流までとか新聞には書いてありましたけどもね。やはり、安田市長らしい考えじゃないかと思っておりますので、そういうのを含めてのものですが、私はこの世界自然遺産になったのは、この奄美・沖縄との本当にもともと兄弟島といった仲のものがようやく形が整えてくるんじゃないかと、このようなことを思ひましてのことですが、世界自然遺産になってからどれだけの動向があるかってことをちょっとお尋ねして、やはり、このコロナの関係もある関係で、この令和元年からのものは少し厳しいものがあるのは今、数字で指摘したとおりでございますが、今、答弁でありましたように、令和5年度にあたっては8割近くに回復しているという答弁でありますので、大変嬉しいことだと思います。そこです。ね、本来ならばこの世界自然遺産は奄美・徳之島・沖縄北部・西表、こういう流れでございますが、要するにこの登録されたあとに、いわゆる本土、もしくは世界からですけども、やっぱり本土のほうから、首都圏から含めて全国から奄美・沖縄関係にどれだけの客が流れたのかとか。要するに、団体客・ツアー客・観光客含めて、やっぱり世界自然遺産登録が、これ目玉でありますので、それで奄美を見たい、ついでにやっぱり沖縄も行きたい、徳之島も行きたいと、こういうのがあると、そういうふうのがあって、遺産登録後の観光客、いわゆるこの動向もお伺いしたいと思ったんですが、もし、分かっておりますら、これを本土から奄美・沖縄ルートへの旅行団体、もしくはそういうふうな数的なものを把握しておられるなら、御答弁ください。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。先ほど述べました入込客数につきましては把握をいたしておりますが、逆の奄美から沖縄に行く分に関してはこちらのほうで把握できかねますので、いろいろツアーの動向とか世界遺産登録後のその動きにつきまして、若干述べさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。世界自然遺産登録後の観光客の動向における変化につきましては、船舶会社が鹿児島・奄美群島・沖縄・屋久島間を周遊できる21日間乗り放題の「結いきっぷ」を販売するなど、世界自然遺産地域間の交流を促進する取組が行われているところでございます。また、観光庁が実施するインバウンドの高付加価値旅行者を誘致するため、国が集中的に支援するモデル観光地として、全国11地域の中に沖縄・奄美として選定され、今後、沖縄県・鹿児島県・奄美群島が連携して観光地づくり事業に取り組んでいくところでございます。さらに、これまでに児童生徒の取組の中で、奄美こども環境調査隊が沖縄県でフィールドワークを実施し、環境問題について学ぶなど、相互交流を行ってきたところでございます。そのほか、世界自然遺産関連以外で近年に見られる奄美・沖縄の交流といたしまして、対馬丸の慰霊祭を通じた相互の平和交流などが行われており、群島内各離島においてもそれぞれ沖縄との交流がなされているものと認識いたしております。以上です。

20番（伊東隆吉君） ありがとうございます。確かに数字的なものは把握が大変難しい状況じゃないかと思います。やっぱりそういうものを含めて、いずれはそういうのも確認しなければ交流間の流れがどうなっているかっていうのは理解できないと思いますので、一応、担当課の課題というふうにして、一応伝えておきます。ところで、この交流関係で今言った対馬丸とかありますが、やっぱりこれ今回、御存じのように新聞でもありましたが、宇検村のほうに沖縄から子どもたちも来ています。やはり、その対馬丸が約何百人って方がやっぱり米軍の潜水艦にやられてね、流れ着いたのって、そういうのはやっぱり記憶の中にもやっぱりそれを風化させてはいけないということで、記念碑とかいろんな慰霊碑もあると思いますので、そういうので沖縄の人たちも沖縄から出たその人たちでございますんでね、そういうやっぱり相互の交流があると。子どもたちがそういう交流をすることによって、将来にかけて大人になったときに、やっぱり奄美との交流を含めて、経済圏の交流も拡大していくものじゃないかこのように思いますので、こういうものは今、特に今回の鹿児島県・沖縄県・広域とのその連携の中において、一つの形としてやっぱりやっていくべきだと思いますので、密にそういうことを進めていただきたいと思います。

そこで、この3番目でございますが、この奄美・沖縄に就航の、私はこれRACだけ書いてありますが、実際はJALもRACもでございます。沖縄関係は与論と沖縄で、JACに、要するにJALの飛行機の機材を使ってJACが沖縄を運航して、こういうことでございますので、そこでお伺いしますが、この奄美・沖縄間の航路路線、いわゆるJAC・JAL・RACによるATR42型、要するに48名乗りのプロペラ機が今運航しておりますが、今後、今言った私の考え、そして、今から経済交流の考え、こういうことを考えますと、今の機材ではいささか小規模じゃないかと、そういうふうなことを感じます。やはり、そこでですね、今後、その交流経済を、いわゆるいろんな意味で拡大するには、今のプロペラ機では、人的なものはそれなりにあつたにしても、いろんな経済の関係、貨物の関係、いろいろ含めると、やっぱり機材を拡大して、やはりジェット機の就航、こういう形がぜひ必要になってくると思うんですよね。そこで、この奄美・沖縄路線にもよろしゅうございますので、このジェット機の導入をする、このことによって、さっき言った本土からの団体客もやっぱりワンバス程度、ワンバスはやっぱり50名、60名です。これが乗れるっていうのが、また沖縄のほうには1,000万人近い観光客が過去に流れております。ここからのまた入り込み、こういうことも考えられておりますので、それの目玉となるのがこの世界自然遺産登録でありますのでね、こういう形をするには、やはりこのジェットを就航させるのが大変肝要なことじゃないかと思いますが、これは当局としても、要望すべきじゃな

いかと思いますが、いかがでしょうか。

市長（安田壮平君） おはようございます。それでは、伊東議員の御質問にお答えいたします。航空機、航空路線に関することでございますが、御案内のとおり奄美・沖縄路線につきましては、昨年7月から奄美・与論・那覇との三角運航が実施されているところでございます。先ほど、議員御説明されたのを補足しますと、沖縄・与論間は一日一往復、RACが就航し、奄美から沖縄に行く時は与論を経由して、沖縄、那覇に行き、那覇から奄美は直接来ることができる、これはJACが運行しているというところでございます。この路線につきましては、新型コロナ以前は奄美・沖縄直行便が就航しておりましたが、長引くコロナ禍が経営に大きな影響を及ぼし、運航改変がなされたものと理解しているところでございます。奄美・沖縄路線につきましては、住民にとって重要な路線であることはもとより、観光やビジネスでの利用も十分に見込まれ、今後の両地域の交流にも必要不可欠となる路線であると認識いたしておりますので、本市としても、毎年開催されています、鹿児島県奄美地域離島航空路線協議会において、奄美・那覇間の直行便再開についての要望を行っているところであります。そのような中、先般、奄美・沖縄の世界自然遺産登録により、両地域の連携の重要性が更に高まり、議員御案内の先月8月24日には、両地域の連携拡大を目的に、沖縄と奄美群島との交流の拡大に係る連携協定が鹿児島県と沖縄県、奄美群島広域事務組合の三者で締結され、今後はより一層の交流の拡大が図られるものと期待しております。議員御提案がございました、ジェット機材の導入要望につきましては、まずはこのような奄美・沖縄の連携交流促進、そして、需要の拡大、開拓に努めるとともに、航空会社の動向なども注視してまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

20番（伊東隆吉君） ありがとうございます。今、基本的に三者の交流、これを基本に置きながら、やっぱりいろんな経済関係、そのいろんな航路に対しても拡大していくと思いますが、私が申し上げましたように、やっぱり将来構想の中にですね、ジェット、大型化の就航、これは絶対必要、欠くべからざるものだと思います。やはり首都圏からの客、もしくは海外からもどんどん入ってきます。そのためには、今現在飛んでおられるJALとかありますが、Peachもスカイマークも飛んでおるんです。だから、Peach、スカイマークも結構ジェットとしては220名乗り、そして、JALに関しては140ぐらいですけどもね、そういう流れのものもやっぱりしないと、なかなかツアー客の拡大につながらないんだと、こう思っておりますので、いろんなイベントをするにしても、学術会議にしても、奄美でも行いたいというのはたくさんあると思うんです。そういう観光客の流れじゃなくて、奄美は世界自然遺産になったことによって、個々で、牧野何とかさんじゃないけど、植物学の勉強をする、牧野さんも奄美に来ているっていうのは新聞にありました。こういういろんな派生していくと思いますので、この基礎がやっぱり機材の拡大によって、やはり安心してジェットに乗るって意味じゃないんですけど、やっぱりみんなで行こうじゃないかという機運も盛り上がると思いますのでね、これは市長のいわば課題の一つにもぜひ挙げて、ジェット就航は絶対勝ち取ると。特にPeachに関しては、奄美出身の何か加計呂麻の親分さんがおられるじゃないですか。芝田大社長さんがね、このCEOが一生懸命頑張ってくれていると思いますので、こういう島の逸材、島のそういう方々を、やっぱり中央のほうで頑張っておられる人たちにやっぱり協力をしていただくなり、そういうことをもってやっぱり奄美をもっと、外海離島の一つの中でも際立たせなければいけない、こういうふうに向けて、そうすることによって、やっぱりこちらのほうに人口も増えていきなりして、何とか安定した島としてのものができるんじゃないかと、こう思うからこの質問に来ておりますので、どうぞ今後とも沖縄との交流、これはぜひともお願いしたいと思います。私も5年ほど沖縄におりましたのでね、半分は片足沖縄に突っ込んでいるようなものですので、ぜひお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に移ります。奄美観光の振興に関してでございますが、これはかつて私もちょっと質問したことございますが、奄美観光の物産連盟、社団法人、それから奄美観光協会、一般社団法人奄美群島観光物産

協会、やっています。それから商工会議所観光部会と、いわゆる観光受入相談窓口が多岐にわたり分かりづらいと考えるが、効率的な組織の検討が必要と考えるが、当局の考えはいかがでしょうか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、お答えさせていただきます。議員御案内のとおり、各団体の役割において、一般社団法人奄美群島観光物産協会は、奄美群島における観光物産事業の振興を図り、併せて奄美群島地域全体の観光・交流推進に寄与することを目的に、平成24年に設立されております。具体的な内容といたしましては、群島の体験メニューを集約したあまみシマ博覧会や首都圏での旅行説明会、メディア及び旅行エージェント招へい事業、物産展などの各催事を市町村、各島の観光団体等と連携を図りながら実施しているところでございます。次に、一般社団法人あまみ大島観光物産連盟は、奄美大島内の観光・物産事業の振興を図り、来訪した観光客の満足度を向上させる目的として、観光客及び島外の旅行会社のワンストップ窓口としての機能を担うべく、島内の観光に関する様々な情報を島外に向け、発信しているものでございます。また、同組織内に交通、宿泊、観光、物産、飲食、地域づくりの専門委員会を設けて、会員の事業者が観光プログラムや特産品魅力向上につながるような取組を行っているものでございます。次に、主に宿泊事業者で構成されている奄美大島観光協会は、奄美観光の受入体制の充実と観光事業者のサービス向上を目的に、団体旅行や修学旅行の受け入れ、旅行商品を造成する旅行エージェントへの地元情報発信などに取り組んでおります。次に、商工会議所観光部会におきましては、同会議所内での部会であり、会員と一緒に観光振興の取組を行っているものと承知いたしております。前段で述べましたとおり、各団体それぞれの役割を果たしており、地域経済、観光振興に寄与しているところでございますが、議員御指摘のとおり、観光受入相談窓口が多岐にわたり、効率的な組織の検討が必要という声もあることも認識しているところでございます。特にあまみ大島観光物産連盟と奄美大島観光協会につきましては、以前、議員のほうもお話ございましたが、両組織の今後の在り方について話し合いの場を設けてきたとお聞きしておりますが、予算面などの課題やコロナの影響もあり、令和2年度以降、協議する場が設けられていない状況と伺っております。いずれにいたしましても、奄美群島が世界自然遺産地域となり、これまで以上に奄美の認知度、注目度が向上し、入込客の増加が見込まれることから、民間団体が主体性を持って各機関の果たす役割、在り方を含め、持続的な観光振興を牽引していく、効率的な協議が進められることを期待いたしますとともに、行政といたしましても、相談等がございましたら、しっかりと対応してまいりたいと思いますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

20番（伊東隆吉君） 今、答弁の中で一番、ああそうだなと思ったのが、最終的にこういう多岐にわたるところでやっぱり窓口、ある程度しないと、今それぞれの持っている役職、職務分掌は分かります。それがそうになっているから、相談する人はどこに行ったらいいか分からないという、この結論になりますのでね。いずれ、今部長が答弁した中に、いずれは民間が主体となって、効率的な組織的なことを考えたならいいか、こういうことを申し上げていただいたので、それはまさに私もそのとおりだと思います。民間主体になって、行政もフォローする形でやる。私はこれはもうすごくすばらしいと思いますので、今後、それをまた期待したいと思いますが、この件はなぜ今回取り上げたかと言いますと、第93回の奄美大島商工会議所の通常議員総会というのが、去る今年の5月23日に、この中の事業計画案の中にですね、これはまた、奄美群島復帰70周年に伴うイベントによる人流の活発化が図られ、観光事業が例年になく高まるものだと判断いたしております。そうした中、観光客の受入相談窓口が商工会議所観光部会、一般社団法人あまみ大島観光物産連盟、奄美大島観光協会、さらには一般社団法人奄美群島観光物産協会と多岐にわたっており、分かりづらいとの苦情もあることから、簡素で効率的な組織の確立が求められています。各組織の役割分担を明確にするとともに、来訪者へ適宜適切な対応をするため、行政や他団体と協議してまいりますと、これは総会の中で、議員総会の中での基本方針です。これはみんな配られてる。これは会議所として、やっぱり民間団体です。この民間団体がそういうことを

含めて、非常に憂いているということの、これを事業計画にまで書く。それを今後何とかきれいにしていきたいという表れですのですね。市長、これはやっぱりこういうことが民間も考えているんですよ。ああいう1, 100もある組織の団体がそう考えているっていうことですので、そこはやっぱり市長をはじめ、担当部署もですね、このことをしっかりとやっぱり肝に銘じて、今後どう奄美の観光の在り方、そして最初の窓口、切り口をどこに持っていったらいいのかっていうのはね、非常に重要なことだと思いますので、ぜひこういうのを含めて、これに対して別に回答いりませんので、私の思い、今の現状、一般の方からの考えでありますので、それだけはしっかりと把握していただきたいと思います。お願いします。

次に移ります。国道、これもしょっちゅうやっておりますけれども、住用の城道路についてお伺いします。国道58号の住用城地区の道路の拡幅についてであります。今年、第1回定例会、3月議会の一般質問において、私は、県への要望書提出を年度内に提出するとの運び、と当局が答弁されておりました。その後確認したら、答弁されたとおり、鹿児島県知事へ本年3月29日付けで要望書の提出がなされたようであります。この件に関し、当局サイドがしっかりと進めていく旨の意欲の表れと、このように考えるものであります。そこで伺います。現在この県としての対応、どういう受け止め方をしているのか。また、現場の現状、どれぐらいのものが進捗されているのか。その後の、やっぱりこれをお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

住用総合支所事務所長（平田博行君） 議員御質問の進捗についてでございますが、3月29日に要望書を提出し、県から用地の課題など地元の調整が整った時点で、同地区の整備について検討してまいりたいという旨の回答をいただきました。本市としまして、県と連携を図りながら、諸課題等もございしますので、集落の方々や土地関係者との調整を、関係機関と協議を行い、早期実現に向け、業務を進めてまいりたいと考えているところでございます。

20番（伊東隆吉君） ちょっと寂しい答弁のように聞こえますが、型どおりでも今の現状ということでしょうかね。これ、所長ね、これはもう住用の城の人たちにとったらもうすごく大切な問題なんです。まだ大きな事故が起こらないからまだいいようなものの、もし仮に何かが発生した場合には、この責任はどこにあるんだと。議会ではここ2, 3年ずっと言っている。やっとな県にも市長として市長名で要望を上げた。じゃあ県は何をするんだと。当然、公共事業がそこに控えておりますのでね、当然国道58号の肝要でありますので、おがみ山トンネルも来年度から動きます。このあとにでも、それを位置付けするというふうな意欲がないと私は駄目じゃないかと。県においてもですね、いささか疑問を持ちます。それはもう何回もこの質疑をしておりますが、あの道路は非常に狭隘であるし、なおかつ歩道もない。そういう意味で、かつてね、市長も一緒に同行して、保岡議員も一緒になって現場を踏査しました。現場を見ての確認したものの結果でありますのでね。地区の区長さんも一生懸命、お願いしますということでしょうっちゅう来ます。そういうみんなの表れで今回このようになっている。そして、ようやく県までいった。あとのその段取りの中にどうしたらいいか。当然、計画的なものをやっぱりフローチャートに落としていかないと、いつできますよと言えない。そう思うところですが、そこでですね、いろいろと諸問題もあると思いますが、トンネルのどこから出て曲がって海のほうというふうな計画等は前でできておるようですが、何かこの非常に難しい問題点とか、非常に解決しなければならない問題点とか、もし答弁できるんだったら、ちょっと具体的に教えてください。

住用総合支所事務所長（平田博行君） 県から調査の依頼がありました一部の土地について、ただいま関係機関と協議を重ねているところでございます。問題の字混乱地域等もございまして、そういったところのことについての解決について、関係機関と今協議をしているところでございますので、具体的なところはちょっと、お示しすることはちょっと難しいかと思っております。

20番（伊東隆吉君） 字図混乱じゃないけど、それは別の地区ですけども、当該道路に関するところで、地籍の問題とかそういうのが絡んでいるというような雰囲気なんだと思いますので、そうであれば、地籍に関しては早急に進めてないのであれば、やっぱり組み込んでいただいて早急にやる。そうしないと、県だってそれはできないわけですから、そこにはやっぱり市当局、住用支所の皆様の御協力も大変必要じゃないかと思いますのでね。地権者も関係して理解がされているのであれば、特段問題はないと思いますが、なぜ地籍が遅れているのがそうなんだということも、これまた一つの政治の課題にもなると思いますし、行政としても放っておくわけにはいかないことだと思います。そこを解決しないと道路ができないというのは、もうそこで止まってしまいます。そう思いますので、そこんところはやっぱり何かやれる方法、これをしなければいけないというのがはっきりするんだったら、じゃあ地籍をはっきり先に進めましょうと、これ進めるにはどうしたらいいかと、そういうノウハウもしっかりと組み立ててやらないと。極端な思いとして、おがみ山トンネルのあとにはここに行くというような形にまで持ってもらえれば、せめて5年後には開通するだろうと、こういう思いでも描けるんです。今、そこで頓挫していると次に進めない。じゃあいつこれするんだと。こういう論議、質疑になりますのでね。これは県に、それは誰が責任を持つんだと。そういうのでやっぱり地籍調査がそこに絡んでおるのであれば、そこをちゃんとする。どうしたらはっきり進めるか。やっぱりこれは担当課の仕事になると思いますけどね。やっぱりそのところは、地籍等の問題が、字図混乱ならいざ知らず、そこはもうはっきりしていると思います。何とかそこをクリアしてやっていただきたいと思いますが、ここでやっぱり県との捉え方でいろいろあるとなると、副市長にちょっとお伺いしたいですね。副市長、ここがあなたの出番ですというような思いがあるんです。いかがでしょうか。

副市長（諏訪哲郎君） 私も県の職員時代は用地買収の仕事をしておりまして、そこは重々承知しているところです。今回、市からの要望ということで、県のほうには要望をしているわけですけども、やはりその土地の所有なり、あるいはその交渉なりでなかなか難しいところがあるというのは聞いているところです。県としても、事業を実施するにあたっては、一部を残した形でしてしまうと何にもならないというのがございますので、やはりその辺りのめどをつけたところで着手したいというのが、やはり県の本音だと思います。そこで、そういったところにあって、市としてはできるだけ地権者の皆様に確認と、境界の確定、そして工事の同意ですね。そういったところについて、できるだけ汗をかくというところがやっぱり大事なかなと考えております。以上です。

20番（伊東隆吉君） やっぱりここはですね、副市長ありがとうございます。やっぱり副市長の見せ所じゃないかと、ある意味では思います。やっぱり含めて、大島支庁が当然窓口になると思いますのでね。大島支庁の窓口、そこをやっぱり経過しながら、やっぱりそこに一緒になって、いかにどうしたらいいかと、住民の気持ちはこうだと、地区は大変なんだよということを含めて、ここにやっぱり、諏訪副市長がやっぱり足繁く通っていただき、またいろんなこういう方法があるよとか、裏手を使えとは言いませんけれどもね、何がしかあるような気もしますので、やっぱりそういうことをやっぱりしないと地域住民はもう大変なんです。毎日、月に1回か2回、電話が来ます。そういうことを含めて、今回この件はぜひとも早期に解決をして、住用の狭隘な道路を拡幅することによって、自衛隊もどんどん通ってるんですよ、あのでかい車が。そういうことにもやっぱり関連しますので、どうしようもないときは自衛隊から予算取って造るぐらいの根性を見せてもいいんじゃないかと、こういうふうな思いもするときあります。だから、ここを含めてですね、やっぱりあそこの、住民地区のためにどうしたらいいかということを、やっぱりもともと道路拡幅でなくて裏のほうの字図混乱で通るのが予定されていたところでありましてね、やっぱり計画したものは一応、変わってもちゃんとしっかりと完成させると、そうするとやっぱり住民にとっても大変喜ばしいことだと思うし、住民は、100パーセントに近い市民は

賛同しているんです。だからぜひとも頑張っていたきたいと思います。住用総合支所、頑張ってくださいよ。あなたの双肩にかかっていますよ。お願いしますね。

次に移ります。次に、教育に関して少しお尋ねしたいと思います。この学校教育においての方言指導ですが、きゅうやうがみんしょうら。教育長、きゅうやうがみんしょうら。奥議員の特技でございしますが、私も一応笠利出身ですので、あれつくわぐらいはしゃべりはしゅんばよ。あんまりなかな、むつかかんからあんまりしゃべらんかな、きゅうやうがみんしょううらで我慢ししより。昨今、島文化イベントにおいて、シマユムタを伝える会、こういうことが主催して、シマユムタを伝承する取組などが頻繁に行われるようになってきております。そこで、現在、この小学校・中学校の学校教育において、どのような方言指導を行っているのか、まずお尋ねいたしたいと思います。

教育長（村田達治君） それでは学校現場における方言指導について、お答えをいたします。現在、本市の学校におきましては、大島地区内全体で推進しております、島唄・島口・美ら島運動、この運動に基づきまして、ふるさと奄美の良さを実感できる、ふるさと教育に取り組んでいるところでございます。議員から御質問のありました継承活動につきましても、各学校が様々な工夫を凝らして取り組んでいるところです。例えば、具体的には、奥議員にもお答えいたしましたけれども、総合的な学習の時間等に講師を招へいして、島唄や八月踊り唄の歌詞の意味や、それから発音を学ぶ機会を設け、また、島口かるた大会や島口の掲示を行うなど、楽しく方言を学べる工夫を行っている学校も多くございます。また、校長先生が全校朝会のあいさつを、先ほど議員がお手本をお示しいただきましたが、うがみんしょうらんと伝える学校や、朝の会のあいさつや給食のあいさつを方言で行う学校もありますし、昨年度の中学校ひかり議会で事例発表していただいた大川小中学校のように、方言を使って校内放送するなど、学んだことを実際に用いる場を設けている学校も多くございます。このように、学校におきましては様々な伝承活動を行っておりますけれども、方言を守っていくためには方言の日常化が重要であると考えております。そのために、児童生徒だけが方言を学ぶのではなくて、教職員一人一人も地域の方々とふれあう中で学び、そして、私たち大人世代が方言を使うことを意識することが大切だと考えております。また、八月踊り唄や島唄などで楽しみながら学んでいくというような環境づくりも大切であるというふうに思っております。今後も、ふるさと奄美の宝であります方言を継承していくために、学校を中心にしながら、家庭や地域が一体となった取組の充実に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

20番（伊東隆吉君） 教育長、ありがとうございます。やっぱりそのようにして、このやっぱり島言葉、いわゆる方言、これは私が言うまでもなく、ユネスコが発表した中では世界の消滅の危機にある方言・言語の中にこの奄美方言という奄美・喜界・徳之島、これがね、しっかりと言われておりますので、ユネスコも心配しているこの奄美方言でありますので、やっぱりこれはやっぱりちゃんと絶やさなくて、子どもたちに伝えていく、そういうことがぜひ肝要だと思います。そこでですね、このシマユムタ、いろんなことをやっている中ですが、特に今回、島口伝承などのDVDを徳之島が作ったのを御存じかと思いますが、これは徳之島町が学校・家庭で活用用ということで、島口伝承のDVDを作られているんですね。御存じのように。これをDVDで2022年度、これふるさと納税で徳之島は作っているんです。こういうのを作って、これを子どもなんかにやって、みんな観るようにしていると。本教育委員会のほうでどうなっているか分かりませんが、やっぱりこういうことも、読本も当然あるでしょうけど、こういうのも目で見る、流れで見る、視聴する、こういうのも大事じゃないか。声が聞こえる。こういうのも一つDVDを作って、総合学習の中において、島口とか、いわば文化のなんか含めながら、大変必要じゃないかと思いますが、こういうことなどもやっぱり研究研修されてやったらいいかなと、このように思っておりますが、それはそれとして、今回そういうことで、これ過去に同僚議員が一回質問したこともあると思いますが、この方言に関して、与論が条例を制定されておりますよね。

2月18日だったかな。それの中に関しては、過去において同僚議員も一回質問されたことを記憶しておりますが、奄美市において条例制定までのことは考えられないのか。当然、フトゥバの日とかそういうのもあることは、大島の教育委員会の中においてそれぞれあるのは承知しておりますけども、条例として制定することによって、しっかりとした形がなし得るんじゃないかと思いますが、この点いかがですか。

教育長（村田達治君） お答えいたします。議員御案内のとおりですね、本市では、令和元年度に文化庁が主催する、危機的な状況にある言語・方言サミット、こういったのも開催しながら、学校だけではなくて、祖父母、保護者世代も含めて、継承するための努力をしていこうという大会宣言も行いまして、島口継承への機運を高める機会といたしたところでございました。また、平成19年度に大島地区文化協会連絡協議会において2月18日を方言の日と定め、大島地区全体で広報活動等、様々な取組を行っておりまして、各校においても特色ある活動を行っております。議員から御質問のございました条例制定につきましては、市民の意識を高めるために非常に有効なことだというふうに考えております。本市といたしましては、2月18日の方言の日の取組を更に充実させることで、市全体の方言、島口に対する意識を高めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。なお、御指摘のありましたように、消滅危機にある言語ということで、日本全体8言語、ユネスコで示されておりますが、その中の2言語、奄美言語、これが奄美大島・喜界・徳之島の3つの範囲を示されております。それと国頭言語、これが沖永良部・与論、それから沖縄北部、これを範囲として示されておりますが、条例制定等にあたりましてはですね、今後の取組としてはやっぱりそのエリア内での広域的な取組も大事だろうと思いますので、連携を深めていければなと思っていますところでございます。以上でございます。

20番（伊東隆吉君） 教育長、ありがとうございます。条例制定までは少しあるとしても、いわば、フトゥバの日、含めて、2月の18日は今言われたように大島全体でやるって形になってますが、ただ、それに関して市民全体が把握しているかという点、まだまだそこまでの啓蒙・啓発がされてないと、このような気がしますので、教育長の意気込みで、2月18日はみんな島言葉を使おうと。エフエムで市長がみえて、きゅうやうがみんしょうらって、朝から、やんきや、今日一日、島言葉使わんば罰金どや、とかや。それぐらいの気迫を持ってやらんと、ただ、やらんばいかんからやでは、そら子どもやりませんよ。そういうことを含めて、今言ってる、ユムタを語らうと鈴木さんという女性の方、一生懸命頑張っておられます。こういうのを含めて、やっぱりみんなでそういう日を作るんだったら作る。条例制定しなくても、そういう日は、今日は島言葉を使う方言の日だりよっと言って、流したらいいですよ。そう私は思いますので、その辺も一つ検討されたらいいかなと思います。それでですね、この島言葉に関して、一つなんです、書籍で「島口むんばなし」これは御存じだと思いますけど、前副市長東美佐夫著であります。今日持ってきた、こういう2冊、ようすごいなと思う、これ読んで。これ時間かかる。これ読んだら、彼が新聞にも書いたのをまとめ上げたものでありますけど、これはですね、非常に読んで面白いし、そして島口の言葉一つ一つ付けて、歴史を全部書いてあるのもあるし、なおかつ、奄美だけでなく徳之島・沖永良部・与論、みんなよく勉強されている。そして、この北緯30度は、28度線を含め30度以南の事柄が文化的に世界からどうつながるか、大島紬の流れ、シルクロードの流れとか、子どもの材料に非常にいいんじゃないかと思いますが、その前にこれ、教育長、これ読みましたか。

教育長（村田達治君） 私もたまたま今日、同じ本を持って来ておりまして、本当に一言では言い尽くせないような内容の豊富さ、それから学術的にもですね、非常に高いものがあるというふうに思いますので、各現場でもですね、学校現場でもこれの活用が十分に進められるようにですね、いろいろまた働き

かけてもいきたいなというふうに考えているところでございます。

20番（伊東隆吉君） ありがとうございます。前副市長は仕事せんでこんなことばかりやとったんじゃないかと言いたくなるほどのものでありますが、だけど、これ立派なのを作って、これはね、小学生の教材材料としても良いのになると思います。本当に素晴らしいと私も思います。南海日日の編集者の彼も良いあれを出しておりますので、一つ利用されたらありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問にいきます。名瀬クリーンセンターの件についてであります。これもかつて（聞き取り不可）であります。この名瀬クリーンセンターの建替えに関して、ちょっとお伺いします。現施設は竣工以来、26年が経過しております。昨年の9月議会で私が一般質問した、この中での当局の答弁では、最終処分場が令和16年度末まで利用可能、そういうことで、大島地区衛生組合では構成市町村、いわゆる5市町村ですが、との協議の上、令和9年から計画に着工し、令和17年度に新施設を供用開始したいと、これを目指して準備を進める、こういう答弁が昨年度ありました。これに関して、そういうゆっくりでいいのかということがちょっと気になりますので、これに関してちょっとお伺いしますが、まず、その答弁をお願いします。

市民環境部長（島袋 修君） おはようございます。大島地区衛生組合では、現在の、議員御指摘のとおり、最終処分場の使用状況に合わせて新施設を計画しているところでございます。新施設の建設には多額の費用を要することから、延命化を図りながら運用しているところでございます。以上でございます。

20番（伊東隆吉君） ちょっと答弁が寂しいんですが、というのはね、私はその昨年の答弁した中で、なぜ早く考えられないかと言うと、結局、昨年の答弁の中のものによるとですね、通常一般的に15年程度で建て替える焼却施設でございますが、ということも答弁の中に入っているんです。一般的に15年、もう26年です。いくら延命をしているといえ、いつパンクするか分からないという言い方を言っていることと一緒だと思います。やっぱりそういうことを含めて、この15年っていうのが気になるのもあって、それでいいのかという質問でありますのでね。今もそれを含めて、今のこの焼却炉の流れの中を含めて、最終処分場がまだあるからと、こういう裏付けみたいな、理論付けみたいなものが、その辺のことの検討というのは、広域、これ管理者が奄美市でありますのでね、特段こういうこと言えませんが、どの辺まで把握されておられるのか、この15年は関係ないというような捉え方でいいのかどうか、この15年が非常に気になって、質疑のやりとり中で、これ15年も気にしているよということは一言言ってありますので、その辺はどう考えますか。15年じゃなくてもいいねということ、15年じゃなくてもいいよねというふうな捉え方でいいのか。

市民環境部長（島袋 修君） 議員御指摘のように、当初の耐用年数は15年ということであります。通常一般的な耐用年数は15年ということでやっているんですけども、現在、やはり機材とかもそれなりの機材を準備しておりまして、施設を運用するためにはまず施設の運用基準がございます。例えば、大気汚染防止法に違反したら当然施設を止めないといけませんですし、あと水質汚濁法に基づき、処理水についても、年3回、環境基準をクリアしております。そのほかにですね、定期整備を年2回実施しておりまして、その中で、例えば令和4年度でいきますとですね、焼却炉の粗大処理施設等を維持するための、例えば、焼却炉耐火物補修、ごみのクレーン点検整備だとか、粗大回転式設備機械等、そういった機材をまず16件、車で言うところの車検みたいな、というふうに捉えていただければいいかと思えますけれども、その中で更にその他の施設全般の定期点検調査を行っており、長期的に使用できるような環境を整えて、少しでも延命化を図りたいということでの計画を、今、5市町村協議の上、計画を作

っているところであります。以上でございます。

20番（伊東隆吉君） それはもう毎年の決算時の中において、延命化されていることは分かるし、その一つの表れが今言った話の内容だと思いますので、私はこの一応形として、今のままではやはりいつか建替えしなきゃいけない、そういう思いがありますので、今後それに関して、いずれ建替えするであろうということを予想をして、私なりに個人的には次の機種はどういうものがあるのかと、こういうものも少し個人の思いがあるので、少しだけ思いを述べたいと思います。別に答弁いりませんけども。今回、この今現在、この名瀬クリーンセンターで使っている焼却炉というのは、通常、ごみの処理にはやっぱり700度から800度ぐらいの度数でこれを粘度でやっております。私は現在これをいわゆる熔融炉、これを利用して、いわばこのSDGsの12、13、14、15にも絡む問題にも今どんどんできている、そういう企業体もあるように伺っております。私の調べた結果によりますと、ある市によりますと、熔融スラグもできたあとの利用について、こういうことがありまして、これを、全国初となる産官学、これとの連携によって、熔融スラグとかそういう含めての肥料の（聞き取り不可）とか、このようにですね、なって、新たにそのごみとして、この熔融炉というのは御存じのように、コークスを使っていろいろやりますが、すごく焼却粘度が高いです。1,600度とか1,800度せんけども、ですから、とろとろとろとろっとしか出てきません。これが結局はスラグとかそういう感じで、あとは金属、メタルになったり、こういうふうになるというふうに分なりにも見て勉強してきましたが、その中でもSDGsのこの中でもこの3項目入っている、こういうのがあるんですね。これの中には、その自治体に、これをやってるところには、生産農家さんのほうにも使えるようにということで、熔融スラグも農業分野にこれを使える形として、結局これがですね、稲作とか、茎が太くなるようなものにもなるとか、それからわさびを手にとり、マコモダケ、ゴルフ場の芝とか、こういうふうなものに付加価値がすごくできている。いわば、循環型の社会。こういうこともすでに始まっていると思います。藻場の再生というのもあります。こういうことをですね、やっておりますね。これにおいては、海中生物だけでなく、光合成によると、こういうことでいわゆる、またブルーカーボンの世界にも入ってくるわけでございますので、今後、奄美市としてもSDGsの中において、カーボンニュートラル、こういうのを含めてやらなくちゃいけない、50年代まで、こういうのを含めると、今の焼却炉も含めて、また新たに熔融をすることによって、そういうことにも使えるし、なおかつ、この高い熱処理の関係で電気もつくれる。なおかつ、お湯も沸かせる、というのがあるんです。私はやっぱりこの市長が求める、その幸せの島、いかにここの奄美市が求める幸せの島はどうあるべきかというのは、こういうことを造ることによって、ある地域によってはお風呂、大型のお風呂が造れるんじゃないかと。もしくは電気ができますので、電気ですっと回せます。その地域に関しては。そういうこともできる、これが循環型社会になり得るかなと思いますので、考え方としたり、例えばそれが100億円かかるにしても、いずれ形として取れるのであれば、計算上はこっちに置いて、どういふのがこの世界自然遺産になった奄美に必要性があるのかというのがないと私は考えますと、この次の機種というのは個人的に思うのは、やはりそういった熔融炉の形を持った新しい焼却炉。こういうのにはぜひ導入していただきたいなという個人的な思いでありますので、どこの何、どこの何ではありません。こういうのがやっぱり奄美でやったほうが、やはり自衛隊もいます。今からどんどん、どんどんいろんな紹介も増えています。これに関しては、船が港にあちこち、ほっぽらかしの船がいっぱいあります。漁船の。これもまとめて投げ込んで、きれいに焼却して、あとは金属として出てきます。こういうのもできるということでもありますので、今後求められる中にはやはりこのすごくいい形でのSDGsを求める形でもね、こういう形も考えながらいかなければいけないと、こう思っておりますので、私はこう思っておりますが、何か環境部長、何か、私の考えが良い、悪いは別ですけど、何か感じませんか。

市民環境部長（島袋 修君） 議員御指摘のように、全国稼働中の焼却炉でもですね、今御指摘のありま

した溶融炉方式であるとか、あと今現在クリーンセンターが稼働しております流動床とか、あとストーカ炉、様々なものがございますが、現状、令和9年度からの計画の着手となっておりますが、情報収集にはすでに取り組んでおり、奄美大島5市町村で構成する衛生組合において、協議してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

20番（伊東隆吉君） ありがとうございます。市長にまでお伺いしたかったですけれども、市長にも関心をぜひ持ってもらって、今後の環境対策はどうあるべきかということも含めて、そういう世界的なカーボンニュートラル、SDGs含めての捉え方でも、非常に考えるべきじゃないかと思いますので、よろしく考えていただきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で、自民党新政会 伊東隆吉君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、インターネット中継を御覧の皆さん、おはようございます。私は立憲民主党、民主党の関 誠之でございます。

はじめに、8月14日にお亡くなりになりました同僚議員の和田議員に心から哀悼の意を表します。安らかに眠りください。

一般質問の前に若干の所見を述べさせていただきます。

私、関 誠之は、10月22日告示、28日投票日と決定している奄美市議会議員選挙に立候補しないということを御報告申し上げます。去る5月23日に事務局長と後援会長宅を訪ね、了解をいただき、各機関への説明を経て、7月24日の支持労組役員会において最終決定をいたしました。1975年7月1日に市役所に入庁以来、教育委員会事務局、建設部水道課、労働組合専従、市民部福祉事務所、産業振興部農林課、市民部保健予防課、市民部税務課、市民福祉部保護課、市民福祉部福祉政策課の九つの部署で、微力ながら市民の福祉向上と市勢発展のために、通算31年9か月間勤務させていただき、2007年、平成19年3月31日をもって、55歳で早期退職をいたしました。同時に、新たなステージで頑張れと、自治労、奄美市職労等の推薦をいただき、社民党公認で、合併直後の2007年、平成19年の10月28日に執行されました、第1回奄美市議会議員選挙に挑戦し、当選以来、皆様に支えられ、16年間継続して市議会に籍を置かせていただきました。心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。立候補した当時から、合併した名瀬市、住用村、笠利町の3地区の格差が生じないように、それぞれの特徴を生かし、この合併が市民にとって、合併して良かったと言えることができるよう、行政経験や活動歴を生かし、なくせ格差、つくろう安心、目指せ平和を政治信条として、努力した人が報われ、評価される職場、地域を実現することに全力で頑張ってまいりました。その際、市民に対して13の政策を約束しています。13の政策を改めて振り返ってみたいと思います。①地方分権への積極的対応。②住民参加のまちづくり。③個性豊かなまちづくり。④生涯学習づくり都市宣言。⑤効率的な行政運営の推進。⑥新しい時代を創造する職員の能力開発。⑦福祉の充実、少子高齢化社会への対応、特に子育てと教育。⑧学校・地域での郷土教育推進による伝統と文化の継承。⑨国際交流の推進、特にアジア圏との交流。⑩特色ある観光施策。⑪産業の活性化と地場産業の振興。⑫地域特性に合った農業の振興。⑬議員提案による条例制定等、議会の活性化。以上の13項目でございます。どれだけ実現できたかの評価は有権者が判断してくれるだろうと思いますので、そちらに任せたいと思います。

私が立候補した当時の奄美市の財政は危機的な状況にあり、２００７年度、平成１９年度の当初予算において、７億７，０００万円の財源不足を生じ、基金の取崩しによって歳出を賄っている状況でありました。基金全体で４２億３，８９０万７，０００円しかなく、そのうち、財政調整基金は２億３，７７７万３，０００円と、大変少ない額でありました。翌年度は７億４，０００万円の財源不足が生じ、決算において単年度収支が２億２，６５４万１，０００円の赤字となり、財政調整基金は２億３，５２９万円まで枯渇した危機的な状況でありました。経常収支比率は２００６年度、平成１８年度の１００．１パーセントから若干落ちたとはいえ、９９．２パーセントとなっており、財政が硬直した状況には変わりありませんでした。このような財政状況であったために、第２の夕張と新聞紙上に掲載されたこともあり、奄美市は経常収支比率等の財政指数を改善するため、行政改革大綱や集中改革プランに基づき、各種事務事業の見直しを含め、歳出の抑制に努めました。財政の健全化に向けて、更なる歳出の健全化を図るため、職員の給与カットにも踏み込むことを決断し、２パーセントの給与カット、２００８年、平成２０年の１月から２０１０年、平成２２年３月３１日まで行くと、職員組合との合意の上、実施をいたしました。３年３か月で人件費削減額は、単純計算ではありますが約３億４，６１６万３，０００円になったのではないかと推測できます。なぜ人件費のカットが一番に選ばれるかといいますと、経常収支比率は人件費、扶助費、公債費等から構成されており、一番手がつけやすく、効果額が多いからだと言われていると思います。この財政危機の原因と責任は、決して職員にあるものではなく、その要因は、バブル崩壊後の景気対策として、１９８９年、平成元年から翌年の１９９０年における日米構造協議による公共投資の拡大、１０年間で４３０兆、その後６３０兆に増額されましたけれども、を国は地方に押し付け、それを真面目に地方が実行したこと。２００４年、平成１６年の三位一体の改革で地方交付税など３１５兆円が減少したこと。さらに、結果として財源移譲額が国庫補助負担金改革額を大幅に下回るなど、国の財政再建を優先した政府、国会議員であり、地方においてはそれを容認し執行してきた首長、この議会にあると思います。このように財政危機になると、どうしても職員の生活給である職員の給与のカットを求めてくるのが常套手段であり、職員一人一人が、このような状況を生み出さないために、日頃から市の財政状況を注視していくことをお願いを申し上げます。もちろん、当局も２００７年、平成１９年度から２０１１年度、平成２３年度まで、５年間に７億６，５３５万２，０００円の補償金免除繰上償還を行い、経常収支比率を９３．７パーセントまで改善を図っています。何と言っても生活給である職員給与カットの受入れ協力が、財政や経常収支比率の改善に大きく役立ったことは言うまでもありません。財政危機を経験する中において、公債費について、一般会計・特別会計を合わせて、起債発行額を年間３８億円という財政規律の設定ができたことは、最大の成果であったと思います。私も補正予算が計上されるたびに、毎回、起債発行額をチェックしてまいりました。現在は全会計合わせて、財政規律は３６億円の額になっています。この財政規律の設定が、令和３年度における経常収支比率８８．９パーセントと、飛躍的に良くなったことに繋がっているのではないかと考えます。一連の財政健全化策が功を奏して、令和３年度決算では、積立金現在額は１５７億８，８６６万６，０００円で、うち財政調整基金は３６億６，５３６万５，０００円と、飛躍的に改善をされました。

参考まで、御紹介いたしますと、事情は違いますが、北海道の夕張市は財政再建団体に指定され、２００６年、平成１８年度から財政再建計画を基本として、３５３億円の赤字を１８年間で解消するように努め、平成２０年度までに３１億３，０００万円の赤字を解消しているようであります。その後、新法である地方公共団体財政健全化法が平成２１年４月から施行され、財政再生団体に指定され、赤字解消策として赤字債である再生振替特例債を３２１億９，９００万円発行、利息１．６パーセント、３年間据え置きで、平成２５年度からは元金を加え、年間２５億６，０００万円を返済。返還完了は２０２６年、令和８年度に完済の予定となっています。２００６年、平成１８年４月現在の職員の数が２６９名、再建団体に指定された翌年には、１２９名減の１４０名になり、給与月額が３０から１５パーセント減額をされ、現在は５パーセントの減額が行われているようであります。令和３年４月１日

現在の職員数は消防４１名、特別会計２０人を加え、全職員は１５８人、消防職を除く一般職は１１７名でしたが、年度途中の中途職者が６人おり、年度末時点で在職者１５２名になったようであります。人口推移は、観光事業が最盛期の昭和３５年には１１万６，９０８人いた人口は、産業構造の変化とともに、２００６年、平成１８年には１万３，０４５人となっており、財政再建団体指定後の令和４年の住民基本台帳では６，８３０人となり、約半分に減少しています。夕張市と奄美市の事情は違いますが、地方公共団体が財政再建団体になると、財政再生計画を作成し、議会の議決を得て、総務大臣に協議し、同意を求めることになっていて、同意がない場合は、災害復旧事業を除き、地方債を発行することができないとなっており、結果として自治体独自の事業はできない仕組みになっています。すなわち、事業が国の管理下に置かれ、地方自治権がなくなるということになります。このようなことにならないよう、職員全体で、財政だけでなく、新しい時代を創造する職員の能力開発を行うシステムづくりを考えてほしいと思います。

ここで、市民に約束した１３の政策のうち、８項目について、当局の基本的考え方と今までの取組状況と成果、今後の対応の３点について、簡潔に分かりやすくお答えください。一つ目は、住民参加のまちづくり。二つ目は、生涯学習まちづくり都市宣言。三つ目は、効率的な行政運営の推進。四つ目は、新しい時代を創造する職員の能力開発。五つ目は、学校・地域での郷土教育推進による伝統と文化の継承。六つ目は、国際交流の推進、特にアジア圏との交流。七つ目は、産業の活性化と地場産業の振興。八つ目は、地域特性に合った農業の振興。以上の８項目であります。よろしくお願いをいたします。

次に、問題提起をしたい事柄がありますので、もう少し時間をお貸しください。それは、奄美市、瀬戸内町に誘致された陸上自衛隊奄美駐屯地、瀬戸内分屯地の問題であります。平成２６年７月３日の第２回定例会で、奄美市への陸上自衛隊配備を求める意見書が提出され、１７名の議員が賛成を表明し、採択をされました。その後、７月２５日には防衛省に、自衛隊を誘致する奄美市議会有志の会が中心になり、奄美商工会議所、ほか１１団体の名を連ね、奄美市陸上自衛隊を誘致する連絡協議会と称し、防衛大臣に要望書を提出いたしました。１１団体のほとんどは役員会など、開催することなく、要望書に代表者等の判断で名を連ねていたようでありました。議会で採択された意見書には、自衛隊の位置づけとして、専守防衛を基軸に、適正な防衛力の整備構想を図りつつ、中略、我が国の領土・領空・領海を守るため、広範多岐にわたり取り組んでいると理解しておりますと記載されております。誘致される部隊は、当初の説明によりますと、対島の警備部隊と同様、部隊で３５０名程度との説明でありましたが、結果は奄美駐屯地には地対空ミサイル部隊、瀬戸内分屯地には地対艦ミサイル部隊等、約５５０名が配備され、当初の説明と食い違うものでありました。具体的な説明は議会では一度もなく、誘致した議員の中にも、ミサイル部隊というのは聞いてなかったと、後日、吐露した者もいたというのが実態でありました。自衛隊は良いが米軍はだめとの発言をよく耳にしましたが、現在の状況は駐屯地、分屯地は実質、米軍の基地になっています。昨年１１月の日米共同軍事演習では、議員の駐屯地視察のときに、ヘリポートは耐熱加工がしていないので、オスプレイは着陸できないと説明をしておりました。奄美駐屯地のヘリポートに米軍のオスプレイが着陸をしております。米軍のそれが着陸したことで、再編関連訓練移転等交付金と称して、２，４３２万３，０００円が歳入として奄美市に交付されていることから、奄美駐屯地は米軍の基地になっていることが証明されたと思います。今や、自衛隊は米軍の指揮下の中でなければ動けないということでもあります。日米の訓練にとどまらず、英国、７か国の軍事アドバイザー１４人の視察もあり、奄美駐屯地、分屯地が軍事基地としての重要性が証明されたことになります。今や、軍事要塞化され、標的の島となってきたことは明らかであります。誘致した議員も誘致しなかった議員も、奄美市民、島民の安全・安心と、何よりも生命と財産をいかに守るかということについて、立場の違い、会派の違いを乗り越えて、大いに議論をすべきときであります。ぜひ、議会の場において、大いに議論・討論をしていただくことを期待申し上げます。当局は、言うべきことは県であろうが国であろうが、しっかりとものを言って、住民の命と暮らし、財産を守るために奮闘していただくことを強く要望いたします。自治体から意見や要望が上がってこなければ、国や県は何もいたし

ません。特に防衛省においてはそのことが顕著であります。種子島、馬毛島問題を見れば、国・県の自治体に対する態度は明らかであります。そこで、当局にお伺いをいたします。有事の際に住民の命と暮らしをどのように守るのかについて、①奄美市国民保護計画をどのように生かし、住民の命と暮らしをいかに守るのかについてお答えをいただきたいと思います。図上訓練、実動訓練の実施状況を含め、お願いを申し上げます。併せて、国・県・市が担うことも明確にお示しをいただきたいと思います。次の質問からは発言席で行います。

市長（安田壮平君） それでは、関議員の御質問にお答えいたします。私のほうからは、1の（1）①住民参加のまちづくりについて答弁をさせていただきます。本市のまちづくりは、市民と行政の共生・協働を目指して、自助・互助・共助を理念とする結いの心、和の心を念頭に進めてきたところです。地域やコミュニティにおいて、市民が主体的に活躍する力は、魅力ある地域づくりの基礎になると考えるためであり、町内会や自治会等への支援を中心に、補助金などの交付や集会場の整備等を実施してきたところでございます。また、地域の課題解決に向けた市民の取組を支援するため、平成21年度より、紡ぐきよらの郷づくり事業も実施しており、毎年度、多くの市民の皆様に御活用いただいております。一方で、少子高齢化や生産年齢人口の減少により、地域における担い手不足、経済活動における人手不足が顕在化しており、市民の生活ニーズの多様化など、社会情勢の変化もあり、今後も地域で起こる問題はより複雑化していくものと思われます。近年、地域支え合い体制づくり事業を、市内8地域で様々な取組など、展開しておりますが、従来の互助における町内会、自治会組織の枠組みだけでなく、私自身のマニフェストにも掲げております、町内会、自治会組織を補完する広域的な住民主体の活動組織について研究、検討し、共助における共生・協働のまちづくりを今後とも推進してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

教育部長（大庭勝利君） それでは、関議員の②の御質問にお答えいたします。本市が推進しております生涯学習につきましては、奄美市第2期教育振興基本計画に基づき、市民一人一人が学習の成果をあらゆる機会に生かすことのできる、生涯学習社会の実現に向けて取り組んでおります。また、生涯学習の拠点施設として、令和3年9月には市民交流センター、現在のアマホームP L A Z Aが完成し、多世代の人々が学び、教え、伝え、広げる生涯学習の拠点をコンセプトに、生涯学習講座や交流の場として、多くの市民に利用していただいております。生涯学習講座は本年度、名瀬、住用、笠利の3地区で90講座、約2,000人の方が受講しております。市民の様々なニーズに沿った講座を開設し、多くの方々に楽しみながら学んでいただき、充実した生活を送っていただきたいとの思いで取り組んでおります。そして、学びに取り組んだ成果の発表の場として、合併後、平成18年度から奄美市まなびフェスタを毎年度開催し、生涯学習講座の発表や作文発表、体験学習の報告など、小・中・高校生による発表の場も作り、子どもから高齢者まで幅広い市民が集う機会とし、まちづくりや地域づくり活動にもつながるよう取り組んでいるところでございます。生きがいつくりの一環としては、奄美市民文化祭、奄美市美術展覧会も、文化芸術に育む多くの市民の成果発表の場となっており、どちらのイベントも関係団体の協力のもと、継続して開催しております。そのほか、青少年団体や女性団体、PTAなどの社会教育関係団体の活動支援や研修会などを実施することで、組織に対するサポートも行っております。また、オンライン学習サービスを提供する、株式会社S c h o oとの地方創生に関する連携協定に基づき、社会人が自身に必要な知識やスキルをオンラインで学べる仕組みを提供し、多くの市民に御利用いただいております。本市といたしましても、今後も市民一人一人が豊かな人生を過ごす一助となれるよう、生涯学習の場の提供を通してサポートしてまいりたいと存じます。

総務部長（濱田洋一郎君） おはようございます。私からは三つ目の効率的な行政運営の推進について、お答えをしたいと思います。合併直後には行政改革推進課を設置いたしまして、入るを量りて出るを制

すを基本に、第一次、第二次の行政改革大綱のもと、行財政改革の取組を進めてまいりました。その成果といたしましては、まず、基金の現在高につきまして、平成18年度末に約56億3,400万円であったものが、直近、令和4年度決算見込みでは約175億5,400万円となり、約111億1,000万円の増加となっております。一方、起債残高につきましては、平成18年度に561億8,100万円ございましたけれども、3支所における庁舎整備や本市全域における光ファイバー整備、平田浄水場の更新、学校施設の計画的な改修など、大型事業を行いながらも、令和4年度決算見込みでは553億300万円と、8億8,000万円の減額となっているところでございます。このような行財政改革の成果として、財政健全化の指標の一つである、市が将来負担すべき借入金等の実質的な負債の割合となります、将来負担比率につきましては、合併時の平成18年度は98.6パーセントでございましたけれども、令和3年度決算では27.4パーセントと、大幅に改善されているところでございます。今後の取組といたしましては、今、申し上げたとおり、財政健全化に向けた取組を進めるとともに、変化する社会情勢に対応する体制整備も必要であると存じます。増大する行政ニーズに対応していくためには、行政のみでの課題解決が困難な事例も多くなると存じます。官民連携で課題解決に取り組んでいく重要性が増しているものと認識しているところでございます。このことから、本市においては官民連携推進室を設置し、SDGsなどの新たな社会課題の対応に加え、PPP、PFIなどの活用に向けた取組を全庁的に取り組んでおります。今後とも、より効果的な行政運営に努めてまいりたいと存じます。

それから、6番目の国際交流の推進についても、私のほうからお答えいたします。国際交流の推進は、社会全体および個人に多様性を受け入れ、包摂的な社会づくりが求められる中で、今後ともその重要性は増していくものと考えております。本市におきましては、これまで、アメリカテキサス州ナカドウチェス市と平成7年4月に姉妹都市盟約を締結し、中学生の相互の交流を推進してまいりました。また、ALTを4人配置し、子どもたちの英語に触れる機会の拡大、充実を図り、英語力の向上などに努めるとともに、世界自然遺産登録を見据えたインバウンドの受入体制整備のために、平成30年度からは国際交流員を1名配置し、観光面をはじめ、様々な分野で活躍していただいております。議員から御質問にありました、特にアジア圏との交流につきましては、最も近接する海外経済圏域として大きな可能性がある地域であると認識しております。先日も、鹿児島県市長会としての台湾視察に市長も参加いたしました。奄美大島としての一体的な取組を行うことによって、観光交流の活性化にも可能性が感じられたとの感触も伺っております。また、海外クルーズ船の寄港も増加傾向にあるほか、国内のみならず、南カリフォルニアやニューヨークなど、海外在住の奄美会の皆様との交流も盛んになってきております。これまでも本市は、奄美国際懇話会や奄美群島地域通訳案内士の皆様など、民間主体で国際交流活動も展開されておりますので、それぞれの自主的な活動がより活発になることも期待しておりますとともに、今後とも、関係する皆様との意見交換を重ね、より有益な国際交流の実現に取り組んでまいりたいと存じます。以上です。

副市長（諏訪哲郎君） 私から、④の新しい時代を創造する職員の能力開発について、御答弁いたします。本市におきましては、長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、毎年度、地方自治体を取り巻く環境や行政ニーズに対応した職員研修を計画し、実施しているところでございます。職員研修につきましては、職員が自らの意思で学ぶ自己啓発、職場を離れた場所で研修担当部門が計画的に実施する職場外研修等があります。職員にはそれらの受講を勧めるとともに、日常の業務における上司、先輩からの指導等と併せ、職員のキャリアアップを支援し、多様な知識や経験、人脈を持つ人材の育成に取り組んでいるところでございます。今年度の職員研修につきましては、これまでに新入職員を対象とした新採研修や、係長、管理職を対象としたメンタルケア、職場マネジメント研修、全職員を対象とした自治体DX研修や事業の組み立て方研修等を実施しており、今後も各種研修に取り組んでいく予定です。なお、今年度は新たな研修科目として、職員の斬新な着想により、地域や市職員

全体の活性化及び行政効率の向上を目的とした政策立案を募集する職員提案制度を開始いたします。併せて、奄美群島日本復帰70周年記念のメモリアル事業として、職員からのアイデアや思いを形にする事業を計画しており、現在、実施に向け取り組んでいるところでございます。また、国・県等へ継続して職員を研修生として派遣しておりますが、今年度、新たに一般財団法人地域活性化センターに職員を派遣しております。ここでは、業務の企画に関する総合調整、新規事業の企画に係る基本方針の立案、地域活性化に係るコンサルティング、人材育成コーディネート等の知識の習得や情報収集を行っており、職員全体の能力向上につなげていきたいと考えております。今後も市民の皆様の期待に応えられる行政サービスの提供を目指し、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

教育長（村田達治君） 私のほうから、5番目の学校・地域での郷土教育推進による伝統と文化の継承について、お答えをいたします。議員も御承知のとおり、奄美が世界自然遺産に登録された評価基準に、生物多様性がございます。併せて、その自然環境を保持してきた人と自然の関わりの中で育まれた文化についても、国立公園指定時には高く評価をされているところでございます。本市といたしましても、自然と共生してきた暮らしの歴史的な積み重ねの中で、独自の文化が育まれてきたと認識しており、今後も大切に受け継いでいくべきものと考えているところでございます。そのため、本市では、伝統文化保存事業として、平成23年度から、地域で行われている伝統行事や文化行事、また、伝統芸能などの映像保存を行い、継承のための教材としての活用や保存資料の制作として事業を実施しております。これまで、市内の28の自治会や集落等が本事業を活用して映像資料を制作いたしました。また、各学校におきましても、総合的な学習の時間において、地域の方の協力のもと、八月踊りや島唄、島口等の授業を行い、学習発表や運動会などでその成果を披露し、毎年開催している奄美市まなびフェスタにおいても、市内小・中学校から選ばれた発表者の島口による夢の発表を実施しております。昨年10月に県民文化フェスタが本市において初開催され、また、本年は第47回全国高等学校総合文化祭郷土芸能部門が開催されるなど、多くの市民が鑑賞され、大きな感動を得ることができました。このような取組を通して、奄美の伝統文化の継承につながっていくものと考えております。今後も引き続き、郷土愛に満ちた社会形成を目指し、郷土教育、伝統文化の継承に努めてまいります。以上でございます。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは私のほうから⑦産業の活性化と地場産業の振興についてお答えさせていただきます。最初に、商工業の振興策といたしまして、創業支援や中小企業支援のほか、出店支援事業補助金、店舗リフォーム補助金などによる中心市街地の活性化策などを実施し、不測の事態であるコロナ禍においては、緊急経済対策として、ほーらしゃ券や飲食店応援プレミアム商品券の発行など、地域経済の下支えとなる経済対策を行ってきたところであり、一定の成果があったものと認識いたしております。また、ワークスタイルラボを整備し、ワーケーションの推進や島内外企業の連携を図ることによる、企業誘致や仕事誘致に努めてまいりました。次に、観光の振興策として、魅力ある観光立島の推進、クルーズ船受入体制強化、奄美満喫ツアーによる誘客促進、訪日外国人観光客の受入体制整備など、インバウンド対策などにも取り組むことにより、令和元年までは入込客も順調に推移し、5万3千499人の入込客を記録いたしました。その後、コロナ禍で減少が見られましたが、令和5年の上半期におきましては、令和元年の約8割まで回復いたしている状況でございます。次に、地場産業の振興といたしまして、本場奄美大島紬につきましては、産地再生計画に基づき、後継者の育成や在庫反物を活用した二次製品化の推進、島内外での販路開拓を支援しており、黒糖焼酎につきましては、奄振交付金を活用した出荷・生産に係る輸送コストの支援、その他の特産品につきましても、商品開発や催事出展などの販路開拓を支援してきたところでございます。こうした取組の成果として、特産品を島内外や海外にも広める機会が創出され、新商品の開発など、今後の展開が期待されるところでございます。次に、情報産業の振興策として、光ブロードバンド基盤の整備支援、インキュベーション施設ICTプラザ

かさりの整備、情報産業分野における企業・仕事誘致の推進、ICTを活用した新しい働き方の支援や仕事機会の創出、ICT人材の育成にも努めており、情報産業関連企業及びその従事者の増加などの成果も見られているところでございます。LCCの参入や世界自然遺産登録による注目など、本市を取り巻く環境に追い風が吹いている状況であり、重点分野である農林水産業、観光業、情報通信業などの振興に努めるとともに、あらゆる産業間の連携の取組を今後も引き続き推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

農林水産部長（大山茂雄君） それでは、地域特性に合った農業振興の現状や今後の展望について答弁申し上げます。本市では、亜熱帯海洋性気候の四季を通じて温暖多雨な自然条件のもと、それぞれの地域の特性を生かした農業を展開しております。平坦地におきましては、サトウキビや肉用牛生産、また、パッションフルーツやマンゴーなど、施設園芸や露地野菜栽培が盛んに行われており、山間傾斜地におきましては、たんかん、すももの果樹栽培が主に行われています。令和4年度の本市農業生産額、約15億9,100万円のうち、41パーセントの約6億5,600万円がサトウキビであります。次いで、肉用牛を中心とした畜産が約4億6,500万円、これが約29パーセントにあたります。次に、たんかんを中心とした果樹が約2億9,700万円、これが全体に占める割合が約19パーセントの順となっております。今後、また、将来的には栽培・飼養管理の基本的技術に加えて、IoTやAIを活用した技術や自動、無人化など、省力技術の導入を図られ、商品性、生産性の向上とともに、農業は魅力ある産業となるものと考えております。引き続き、生産力の向上や担い手農家育成に向けた取組を強化しつつ、スマート農業を展開することにより、安全・安心かつ効率的な稼げる農業として、農家個人の所得向上だけでなく、島外からの新規就農者や後継者の就農、定住が促され、地域に貢献し、地域の担い手としての活躍する人材の確保、ひいては、継続的な農村集落の活性化につながるものと考えております。以上です。

総務部長（濱田洋一郎君） 有事の際に住民の命と暮らしをどのように守るのかについて、2点ほど御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

まず、奄美市国民保護計画につきましては、武力攻撃やテロなどを受けた場合に、本市が国・県及び関係機関と連携しながら、市民の生命、身体、財産を守り、生活の安全を確保するための施策を定めたものでございます。この計画では、弾道ミサイル、航空攻撃、破壊工作、ゲリラや特殊部隊の攻撃、着上陸侵攻など、危機事象に応じた避難実施要領のパターンが策定されており、危機事象が発生した場合、時間、場所、攻撃被害状況などの発生状況に応じ、本市において、そのパターンを参考として、避難実施計画が策定できるようになっております。議員御質問の避難訓練につきましては、本年4月に内閣官房、消防庁、鹿児島県、屋久島町等が参加し、県内で初めて、他国からの武力攻撃を想定した図上訓練が開催をされ、今年度は実動訓練が実施予定となっております。本市といたしましては、これらの成果や課題等を共有し、まずは関係機関での図上訓練実施の検討を進めてまいりたいと存じます。

次に国・県・市の役割分担ということでございますけれども、国は警報の発令、避難措置の指示、これは要避難地域、避難先地域の提示等になります。それから、救援の指示、武力攻撃災害への対処の指示。県は警報の市町村への通知、避難の指示、これは避難の経路、交通手段の提示等になります。それから、救援、武力攻撃災害の防御。そして、市は警報の伝達、避難住民の誘導、救援に協力、消防活動などとなっております。仮に有事が起こった際は、計画で定められた国・県・市、関係機関の役割に沿って連携し、状況に即時に対応しながら、市民の安全確保に全力で努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。最後の一般質問になりますので、議論はいたしません。が、今、るる答弁いただきました8項目について聞きながらですね、思ったことは、やはり、職員は一

生懸命頑張りがちながら、その示された総合計画の目標についてですね、しっかりとやってきてるんじゃないかなというふうに思っています。総合計画はこの2年間、期間が切れて、今、鋭意取り組んでいるようではありますが、上位計画という言葉にあまりとらわれることなく、先ほど、副市長が示していた、この職員のアイデアをしっかりと採用できるようなものを作っていただいて、このシステムというか、その上位計画の策定に伴う職員のアイデアを作る場所をね、作っていただいて、やっぱり、プロですから、行政の、そこがしっかりやっていただきたいなというふうに思いました。ぜひ、副市長におかれましては、この職員のアイデアの採用とか、日常の仕事のことについてですね、しっかりとこの能力開発を行ってほしいというふうな思いであります。

この国際交流ですね、これ、非常に遅れておると思うんですよ。我々が入った頃はもっと、コロナ禍もありませんでしたので、奄美の中にいるそれぞれの外国から来た人たちが、それぞれの集団を作ってますね、それをまとめていろんな催しをやったりしておりましたので、ぜひ、そういった人材というか、ものも使って、しっかりとやっていただきたいなというふうに思いました。

あとの国民保護計画の問題については、ずっとやってきておりますので、なかなか国・県のあることですから、僕が言いたいのは、とにかく国・県に今言った役割があるわけですから、この役割をしっかりとさせるとともに、市ができないものが、これ、実際やってみないと分らんわけですから、図上訓練なりやってですね、そういうものを伝えてほしいと、しっかり。伝えなければ相手も何をしていいのかわかんないわけですから。ぜひ、住民の命と暮らしを守るために、しっかりと安田市長、頑張ってくださいというふうに思います。

次に、危機管理について、マリントウン土地、第4次公募の現況と問題点ということで伺いをしたいと思います。

それで、二つ目は、タラソ開館に向けての取組状況についてお願いをいたします。

総務部長（濱田洋一郎君） お答えいたします。御質問の名瀬港マリントウン地区の第4回公募のことだと、聞き取りのときに話があったということで、第4回公募につきましてお答えしたいと思います。第4回公募につきましては、本年の3月に候補者内定を取り消した二つの区画を含めた残り5区画を対象に、本年5月10日から6月30日まで公募を行いました。その後、一次審査の書類審査を行い、現在、応募のあった3事業者を対象に二次審査の準備を進めているところでございます。二次審査は今月15日に事業者からの企画提案によるプレゼンテーション審査を予定しているところでございます。二次審査をもって検討委員会での最終評価を行い、その結果を基に、市としまして、契約候補者を決定し、9月下旬には通知する予定でございます。その後、今年中を目標に契約の締結、土地代金の受入れ、土地の引き渡し等を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

商工観光情報部長（平田宏尚君） それでは、私のほうから（2）のタラソ開館に向けての取り組み状況についてお答えさせていただきます。現在、健康体験交流施設タラソ奄美の竜宮につきましては、持続可能な施設運営ができるよう、福祉、健康、観光など様々な面から、再開に向けた活用方針を検討しているところでございます。そのような中、民間事業者が有しているノウハウやアイデアを取り入れるべく、事業者と行政が対話を行うサウンディング型市場調査を、先月8月22日に実施し、施設の再生や新たな活用に向けた御意見を伺っているところでございます。今後につきましても、このサウンディング調査を引き続き実施し、アンケート調査結果と併せ、庁内においても検討を重ねた上で、持続可能な施設の活用方針などを決定してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

14番（関 誠之君） ありがとうございました。マリントウンのね、4次募集の現況は分かりましたが、問題点として認識していることはないのかということについて、いかがでしょうか。問題点がなか

ったかということです。

総務部長（濱田洋一郎君） 第4回の公募についての問題点、これは先ほども申し上げましたとおり、内定を取り消した2区画も含めて5区画を、先ほど言った期間で募集をさせていただいておりますので、その募集は、もちろん、その募集要項に沿った形でやらせていただいておりますので、問題はなかったものと承知しております。以上です。

14番（関 誠之君） ずっとこの件やってまいりましたので、やはり、何回か議論もしましたけれども、この公募に入れてはいただいたH13と14の2区画の問題ね、そういったものが1年半くらいもお願いをしておったけれども、辞退をしてきたというようなことで、そういうことがね、ちまたに広まって、売る側というか、市として、本当にその辺が聞こえなかったかもしれないけれども、あまり良い印象は与えなかったというのは、これ事実ですから、お伝えをしておきたいと思います。それと、この問題はですね、前からも申し上げているとおり、もともと開発公社のやる仕事なんですよ。それがたまたま免許の喪失によって、応急的な手段として、市がいわゆる全面的に無償譲渡をさせてもらって、それを市が売っているということなんですよ。基本的に言えば開発公社ですから、一般財団法人、いわゆる会社ですから、損益計算書、貸借対照表があって、その財産が将来的にどうなっている、今どうなっているのが見えるわけですよ。それが、今言ったようなことで見えなくなったわけですよ。だから、そのことについて一つ提案をしたいんですが、皆さんが市として今売っていることはよく理解できるんですけども、先ほど言いましたとおり、マリンタウンの土地売買については、開発公社が令和3年度に免許を失効したことにより、市が代執行しているようなものでありまして、このことを、今後の例えば、公募の結果とか、最終の清算、これ、6年度くらいまでになるのかな。令和6年度の最終の清算までにいろんな節目があると思うんですが、やはり、議会に報告をするとかね、いうことができないのか、その辺について見解をお願いをしたいんですが、これは前の議会のときにもお尋ねをしていることですから、あえて通告はしておりませんが、お答え願えますでしょうか。

総務部長（濱田洋一郎君） 議員、これまで議論をたくさん聞いてまいりました。そのことをですね、しっかりと総括させていただきながら、今、御提言ございましたので、参考にしてまいりたいと、このように考えております。以上です。

14番（関 誠之君） ぜひね、公募の結果、清算、まだ、いわゆる債務負担行為が46億円残っているわけですよ。46億円の債務負担行為というのは、今の委託とか指定管理者、それにやるようなものじゃないんですよ。いわゆる開発公社が事業をするにあたって、市の事業ですから、それを代わりにやると、そのためにいろんな資本が必要だろうと、何かあったときにも必要だろうということで、46億円やっているわけですから。清算業務はあるにしても、これから先、46億円使うことはないわけですよ、おそらく。ですから、その辺のこともね、本当にスピーディーに物事をやっていただきたい。市長がいつも言われているスピーディーという言葉、やっぱり、こういうところもしっかりやっていただきたいというふうに思いますが、その辺について見解があればお願いできますか。

総務部長（濱田洋一郎君） 債務負担行為の46億円という話も前回の議会のほうでも議論があったところでございます。もう、見込みがないのに、46億円そのまま置いておくのかということも含めてですね、今後はしっかりと議論をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。ぜひね、いわゆる情報公開というのが一番市民にとって

は大切ですから、そういう意味から、開発公社からもう市のほうに移管したから、あとは市が勝手に売って勝手に歳入に入れて、それで終わりというふうになさないように、これだけはお願いをしたいというふうに思います。

それと、タラソの問題でありますけれども、サウンディングの市場調査というんですか、早速やっていただきまして、7月に、8社か、来たように、新聞報道ではそう書いてありましたけれども、非常に迅速な対応でありありがとうございました。それと、事業者からの意見と提言というのがあると思いますけれども、いつまでにこれを考えておられるのかということと、再開のめど、どのように思っておられるか、この2点についてお答えいただけますか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） 先月の8月の22日に行わせていただきました、サウンディング型市場調査の概要につきましては、今、鋭意まとめてございますので、今月中には公開できるような形で今、準備を進めております。併せまして、今後のスケジュール等につきましてはの御質問がございましたけれども、今、サウンディング型の調査、また、あるいはアンケート調査など、そして、サウンディングにつきましては、島内外の企業にかかわらず、いろんな意見を伺って、今いるところでございます。そういった内容も含めまして、その方針が早めに決めるように努力いたしますけれども、その方針が決まった際に、詳細なスケジュール等も見えてくると思いますので、申し訳ございませんが、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

14番（関 誠之君） 最後ですけれども、確認の意味で聞くだけですから、再開のためにやっているということで理解してよろしいんですか。

商工観光情報部長（平田宏尚君） はい。議員がおっしゃるとおりで、これまでも答弁させていただいておりますが、再開に向けての、今、検討、いろんな作業を進めてるところでございますので、それはしっかりと約束させていただきますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

14番（関 誠之君） 前も議論いたしましたけれども、本当にタラソを愛している人は、もう趣味じゃなくてね、生活の一部としてタラソを利用しているということと、健康増進のための施策として造った場所ですから、ぜひ、これを大事に生かしてですね、やっぱり、Uターン、Iターン、そういったものの材料にもなりますので、ぜひ、そういった意味ではお願いをしたいということを申し上げておきたいと思います。

最後になりましたけれども、奄美市議会議員として、家族・親族の理解のもと、後援会や市民の皆さんに支えられ、4期16年間、健康で職務を全うすることができました。この間、議会で通算、一般質問63回、数えてみますと、総括質疑228回、討論11回、市民の声を代弁し、暮らしやすい奄美市をつくるために頑張ってまいりました。論語に、功遂げて身退くは天の道なりとありますが、何の功もしておりませんが、体力的にも余力のあるうちに現役を引退して、孫6名の成長を見ながら、一市民として、議会等で得た知見を基に、折に触れ、提言を続けてまいりたいというふうに思っております。同僚、職員の皆さんには大変御苦勞をおかけしたかも分かりませんが、皆様の大きな懷で包み込んでいただき、お許しをいただきたいと思います。また、10月22日告示の奄美市議会議員選挙に挑戦する現職の皆様が全員当選しますよう、心から願っております。頑張ってくださいとエールを送りたいと思います。また、今後も奄美市、奄美市議会の皆様の努力により、奄美市が安全で安心な暮らしやすいまちになりますよう、祈念申し上げ、議会議員として最後の一般質問といたします。1分残りましたが、よろしくお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 以上で、立憲民主党 関 誠之君の一般質問を集結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

9月11日，午前9時30分，本会議を開きます。

本日は，これをもって散会いたします。（午前11時44分）

第 3 回 定 例 会
令和 5 年 9 月 11 日
(第 5 日 目)

9月11日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	6 番	林 山 克 巳 君
7 番	正 野 卓 矢 君	8 番	橋 口 耕 太 郎 君
9 番	栄 ヤ ス エ 君	10 番	大 迫 勝 史 君
11 番	奥 晃 郎 君	12 番	竹 山 耕 平 君
14 番	関 誠 之 君	15 番	崎 田 信 正 君
17 番	与 勝 広 君	18 番	西 公 郎 君
19 番	奥 輝 人 君	20 番	伊 東 隆 吉 君
21 番	川 口 幸 義 君	22 番	多 田 義 一 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
総 務 課 長	向 井 涉 君	総 務 課 参 事	泊 智 仁 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	市 民 環 境 部 長	島 袋 修 君
環 境 対 策 課 長	林 孝 浩 君	保 健 福 祉 部 長	永 田 孝 一 君
高 齢 者 福 祉 課 長	西 幸 一 郎 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
商 工 政 策 課 長	喜 納 祐 司 君	農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君
農 林 水 産 課 長	俵 裕 樹 君	農 林 水 産 課 長 (笠 利)	川 畑 健 朗 君
建 設 部 長	藤 原 俊 輔 君	上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君
教 育 部 長	大 庭 勝 利 君	教 育 委 員 会 事 務 局 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	寿 山 一 昭 君
ス ポ ー ツ 推 進 課 長	田 中 巖 君		

9月11日(5日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 野	早 苗 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田	忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川	治 君	議 事 係 主 査	坂 元	辰 徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は１８人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分２件の報告がありました。

その内容は、お手元に配付しました文書表のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表第２号のとおりであります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第１，議案第４３号 令和５年度奄美市一般会計補正予算（第６号）についてから、議案第５２号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更についてまでの１０件を一括して議題といたします。

ただいま議題としました議案１０件に対する質疑に入ります。

なお、議案に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いをいたします。

通告がありましたので、立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

１４番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、そしてインターネット中継を御覧の皆さん、おはようございます。私は立憲民主党民衆の関 誠之でございます。通告に従って発言をいたしたいと思っております。

議案第４３号 奄美市一般会計補正予算（第６号）について。

（１）１１ページ，２１款１項１目１節繰越金１億６，８２６万７，０００円は、前年度剰余金のようでありますけれども、繰越金となった原資について説明をお願いをいたします。形式収支，実質収支，単年度収支，実質単年度収支，積立金の取崩し等について，お分かりになればお願いをいたします。

（２）１４ページ，２款１項１４目１８節負担金，補助及び交付金１４８万９，０００円は，当初予算で１５０万８，０００円が措置されておりますけれども，当初予算と同額程度の補正になった説明と，負担金はどこへの負担金で，受託する組織の概要についてお示しをいただきたいと思っております。

（３）１９ページ，３款２項４目２節給料１６３万円が常勤職員となっているが，この補正で常勤職員の人件費を補正する理由と内訳をお示しいただきたいと思っております。

（４）２１ページ，３款４項１目１８節負担金，補助及び交付金４万３，０００円の内容，根拠の説明と利用負担金を伴う福祉避難所が何か所あるのか，具体的にお答えいただきたいと思っております。

（５）２４ページ，６款１項３目１８節負担金，補助及び交付金，経営開始資金６００万円は，当初予算措置されていた農業次世代人材投資資金４５０万とどう違うのか，お示しをいただきたいと思っております。当初予算で措置できなかった理由もお示しをいただきたいと思っております。

（６）２４ページ，６款１項７目１８節負担金，補助及び交付金１００万円は，当初１，０２２万３，０００円措置されておりますけれども，今回補正の理由とさとうきび生産振興対策協議会の組織構成，予算規模，単収向上等はどのように図られているのかお示しをいただきたいと思っております。

（７）２７ページ，７款１項７目１８節負担金，補助及び交付金６０万円，サテライトオフィス等利用促進事業補助金の事業内容について御説明ください。

（８）３１ページ，９款１項１目１８節負担金，補助及び交付金９５０万円の消火栓施設事業内容と事業の必要性も併せて御説明をいただきたいと思っております。

（９）３４ページ，１０款６項１目１８節負担金，補助及び交付金１２３万円は，当初予算で５４０万円措置されておりますけれども，補正額の内容と協議会の構成と事務局の設置場所についてお示しをいただきたいと思っております。

(10) 35ページ, 10款6項5目17節備品購入費の減額100万円は, 当初予算で措置した全額を減額していることについての理由についてお示しをお答えください。

(11) 会計年度任用職員の報酬支払, 期末手当の支給基準についてお答えください。現在の期末手当支払い対象人数は何名で, 人勧の取り扱いはこの会計年度任用職員にはどうなるのか, お答えをいただきたいと思います。

次に, 議案第48号 令和5年度奄美市と畜場特別会計補正予算(第1号)について。

(1) 8ページ, 2款1項1目1節補正額300万円の減額理由を, なぜ人件費の減額なのかを示すとともに, 一般会計繰入金の補正前の1億2,830万3,000円との関連を説明し, その内訳, 根拠をお示しください。

(2) 9ページ, 1款1項2目食肉処理施設整備事業の補正後の額7億6,541万4,000円のうち, 食肉処理施設の工事請負費の内訳, 進捗等についてお答えをいただきたいと思います。参考までに下に書いてありますのでよろしくお願いをいたします。

(3) 同上, 業務委託に関する費用についてもお答えください。

(4) 同上, 食肉処理施設整備事業の財源内訳についてお答えください。

(5) 事業の進捗状況についてお答えをください。

(6) 10ページ, 給与明細の(1)総括, ア, 会計年度任用職員以外の職員のうち, 職員数(人)の補正後(2)・また補正前(5)について, 月割り当て職員の説明も併せて説明するとともに, その根拠についてお伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

議長(西 公郎君) 答弁を求めます。

財政課長(永田公洋君) おはようございます。それでは, 財政課のほうより御質問の(1)にお答えいたします。

前年度繰越金につきましては, 令和4年度の決算に伴うことであり, 決算認定前でございますので, 現時点での見込額として答弁をさせていただきます。

一般会計総額の歳入から歳出を差し引きました形式収支額は, 11億3,127万2,000円でございます。この形式収支額から翌年度への繰越財源1億5,158万1,000円を差し引きました実質収支額は9億7,969万1,000円でございます。この実質収支額の2分の1相当額の4億9,000万円は財政調整基金に積み立てることとしており, 残りの4億8,969万1,000円が御質問の前年度繰越金の原資となります。また, この令和4年度の実質収支額と令和3年度を比較いたしました単年度収支額は, 2,859万4,000円の黒字となっております。この単年度収支額に財政調整基金の積立額81万1,000円を加え, それから財政調整基金の取崩し額1億785万円を差し引きました実質単年度収支額は, 7,844万5,000円の赤字となっております。以上です。

教育委員会事務局参事兼生涯学習課長(寿山一昭君) おはようございます。それでは, 生涯学習課のほうからは(2)の18節の奄美音楽祭開催事業費負担金について御説明をいたします。

先に, 負担金を受託する組織についての説明を先にさせていただきます。本事業は, 鹿児島県が事務局をしています県及び奄美大島5市町村で構成するほこらしゃ奄美音楽祭実行委員会が主体となり事業を実施しております。本負担金は, ほこらしゃ奄美音楽祭に対する負担金であり, 事業内容につきましては, 第1回目を今年2月に奄美川商ホールで実施いたしました。

次に, 当初予算に加え, さらに増額補正となった理由につきましては, 本事業の財源は県及び奄美大島5市町村からの負担金と文化庁の補助金, また音楽祭の入場料収入でございますが, 本年度の文化庁の補助金が不採択となったため, 補助金で賄う予定でありました約600万円を県及び5市町村で負担することとなったためでございます。以上です。

総務課長（向井 渉君） おはようございます。それでは、私のほうから（３）と（１１）について答弁させていただきます。

まず、（３）の人件費の補正についてです。今回の補正予算は、当該費目をはじめ各費目において人件費の増額、減額予算を計上させていただいております。これらにつきましては、当初予算編成が定期人事異動よりも前に行われていることから、当初予算編成は当該年度の職員配置を基に計上しており、人事異動後の職員配置の確定に併せて予算の組替えを行うことが要因でございます。

３款２項４目の内訳につきましては、東城へき地保育所職員１名、住用へき地保育所職員１名、用安へき地保育所職員１名の合計３名分の給料となっております。当初予算では９１９万３、０００円を計上しておりまして、人事異動により年間１、０８１万８、０００円の支出が見込まれるため、差額の１６３万円を増額計上いたしております。

続きまして、（１１）の会計年度任用職員の報酬の支払い、期末手当の支給基準についてお答えいたします。会計年度任用職員の報酬の支払いにつきましては、奄美市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則において、各職種ごとに基礎号給と上限号給が定められており、その範囲内において経験年数等を考慮して支給号給が決定されることになります。期末手当の支給基準につきましては、支給対象条件として一つ目、年度内の任期の定め、雇用期間が６か月以上あること、または前年度から継続して雇用されている期間が６か月以上あること。二つ目としまして、１週間の勤務時間の定めが１５．５時間以上あること。三つ目としまして、その年度の６月１日、１２月期は１２月１日に在籍していること。以上３点の全てを満たしている会計年度任用職員が対象となり、それぞれの基礎額や支給割合、期間率を掛け合わせ、期末手当の支給額を計算することになります。現在の期末手当支払い対象人員につきましては、今年度６月期に支給しました期末手当の実績としまして３８７名の会計年度任用職員に支給が行われており、支給総額は３、９７８万３、２０４円となっております。人事院勧告の取り扱いにつきましては、会計年度任用職員の報酬は、職員の給料表を用いていることから、人事院勧告等により職員の給料表に変更が生じる場合は、それに合わせて会計年度任用職員の給料表も変更されることとなります。以上です。

高齢者福祉課長（西 幸一郎君） おはようございます。それでは、（４）福祉避難所の利用負担金等についてお答えをいたします。

福祉避難所は高齢者、障害者など、一般の避難所では避難生活に支障があり、介護用ベッドなど特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難所でございます。例えば、高齢者であれば介護保険法に基づく要介護度が要支援１から要介護２程度の方の受け入れを想定してございます。今回は６月２日、３日にかけまして台風２号が接近した際、福祉避難所を１か所開設いたしました。避難所を受け入れた施設が配置した介護士などの人件費等の経費を４万３、０００円計上いたしました。なお、避難された方は要支援２の認定を受けたおひとり暮らしの９０代の女性お二人でございます。

次に、利用負担金を伴う福祉避難所の箇所数でございますが、福祉避難所は本市と福祉避難所の設置運営に関する協定を締結いただいた介護事業所等を市の福祉避難所に指定しております。現在、本市が協定を締結している事業所は名瀬１０、笠利２、住用０、合計１２か所となっております。以上です。

農林水産課長（俵 裕樹君） おはようございます。私のほうからは（５）の経営開始資金の御質問についてお答えいたします。

経営開始資金は令和４年度からの新たな制度で、就農した認定新規就農者に対し、年間最大１５０万円を最大３年間交付するもので、今回新たに４戸の農家が交付対象となる見込みのため、６００万円を計上しているものです。

議員御指摘の農業次世代人材投資資金との違いについてですが、この制度は令和３年度までに就農し

た認定新規就農者が対象であり、交付期間が5年間となっております。対して、経営開始資金は最長3年間の交付で期間は短縮されますが、経営発展支援事業が新たに拡充となり、施設の整備や機械の導入ができる制度となっております。

次に、当初予算で措置できなかった理由についてですが、当初予算では令和4年度に研修を卒業し就農した認定新規就農者1名分150万円を計上しておりましたが、今年度に入り、新たに研修卒業生ではない認定新規就農者が4名加わる見込みであることから、今回の補正予算で計上させていただいたところでございます。以上です。

笠利農林水産課長（川畑健朗君） 議員御質問の（6）についてお答えいたします。

まず先に、さとうきび生産振興対策協議会の組織構成、予算規模、単収向上などの取組について御説明いたします。

さとうきび生産振興対策協議会の組織構成といたしましては、さとうきび生産者、奄美市、奄美市農業委員会、大島支庁、あまみ農業協同組合大島事業本部、富国製糖株式会社、鹿児島県農業共済組合大島支所、農事組合法人奄美市さとうきび受託組合の8組織で構成されております。令和5年度の予算規模につきましては2,670万円であり、奄美市、あまみ農協、富国製糖、さとうきび生産者による負担金が主となっております。

さとうきび単収向上の取組といたしましては、病虫害対策として薬剤の一部助成、雑草対策として除草剤の一部助成、土づくり対策として堆肥及び土壌改良資材の一部助成、植え付け作業に係る作業経費の一部助成などを行っております。併せて、新品種に向けての試験、土壌改良資材の試験、さとうきびの生育調査などを行い、優良品種の選定、確保に向けての取組を行いながら、単収向上に努めております。

今回の補正について御説明いたします。

まず、企業版ふるさと納税の制度を活用し、企業より寄附金の使途として、今後のさとうきびの増産につなげていきたいとの意向により、100万円の寄附金を活用し、本市の進める糖業振興施策とも一致することから、さとうきび増産に向けて事業を行っているさとうきび生産振興対策協議会への協力依頼を行ったところであります。その実証試験を実施していただくため、圃場の確保、土壌改良剤の購入、さとうきびの生育調査に係る予算として、負担金、補助及び交付金として100万円を計上させていただいたところでございます。以上です。

商工政策課長（喜納祐司君） それでは、商工政策課所管、7番についてお答えいたします。

補正予算書27ページ、サテライトオフィス等利用促進事業補助金について説明いたします。本事業は、県が県内の関係人口の拡大等を図る目的で実施する令和5年度かごしまワーケーション推進事業を活用するものでございます。事業の中に、県内の市町村が県外企業を対象にサテライトオフィス等を体験するモニターツアーを実施する際に、要する経費の2分の1を助成するサテライトオフィス等利用促進事業があり、本市において該当するワークスタイルラボ、ICTプラザかさりの2施設の利用において同事業を実施いたします。実施に当たっては県の定める事業実施要領を基に、事業実施期間を本年10月から来年1月までの4か月間とし、対象者は県外の企業や個人事業主で、本市の同施設を利用するもので、期間中に3泊4日以上行程を条件とし、本市滞在中にかかる旅費、施設利用料、滞在中のアクティビティ活動等に係る費用について、10万円を上限に補助するものであります。補助対象事業者数は6事業者としています。本事業の活用により、本市がテレワークなど柔軟な働き方ができる環境が整っていることをPRし、継続的にワーケーション、ワーケーションとはワーク、働くとはバケーション、休暇を組み合わせた造語でございますが、継続的にワーケーションを行ってもらい、本市の企業誘致や関係人口の増加につながることを期待しております。以上です。

総務課参事（泊 智仁君） おはようございます。（８）消火栓移設事業費 950 万円の事業内容と必要性について御説明いたします。

柳町、アマホーム P L A Z A、市民交流センター前消火栓 1 基の撤去及び浦上町市営住宅付近消火栓 1 基の移設分の負担金でございます。必要性といたしまして、柳町、アマホーム P L A Z A、市民交流センター前消火栓は、現在、老朽化に伴い漏水があり、仮止水で応急対応している状態であります。都市整備課発注工事に伴うアマホーム P L A Z A、市民交流センター前の道路整備に同消火栓が含まれることから、撤去の必要が生じたものでございます。

浦上町市営住宅付近消火栓 1 基の移設については、当初予算で計上しておりました移設工事とは別に、水道課発注の配管布設工事があり、その中に浦上町市営住宅前付近の消火栓が含まれることから、移設の必要が生じたものでございます。以上です。

スポーツ推進課長（田中 巖君） おはようございます。それでは、スポーツ推進課から質問（９）と（１０）についてお答えいたします。

まず、質問（９）の 10 款 6 項 1 目保健体育総務費、18 節負担金、補助及び交付金の特別国民体育大会推進協議会負担金 123 万円についてでございますが、これは昨年度から始まりました鹿児島・佐賀エールプロジェクト市町村交流事業に要する経費でございます。当初予算編成時においては、事業内容が決定していない状況であったため、佐賀県担当部署や競技団体との調整を経て、今回補正予算として計上させていただいた次第でございます。なお、昨年度実施した同事業に要する予算につきましても、同様の理由により補正予算にて計上させていただいております。

次に、協議会、これは奄美市実行委員会のことでございますが、この構成員と事務局の設置場所についてお答えいたします。

本市実行委員会は、事務局を除き、市長を会長として、以下副会長 3 名、常任委員 12 名、委員 40 名、監事 2 名、顧問 4 名の 62 名で構成されており、本市の部長及び関係各課長のほか、市内観光所や経済関連団体等の長など、多岐に渡る分野からお集まりいただいております。事務局の設置場所につきましては、本市教育委員会スポーツ推進課でございます。

続きまして、質問（１０）の 10 款 6 項 5 目スポーツアイランド戦略推進費、17 節備品購入費の体育施設備品購入費 100 万円の減額についてお答えいたします。

御存じのとおり、本目では本市の推進いたします奄美スポーツアイランド構想に基づき、令和 3 年度から補助事業を導入し、スポーツキャンプにおける更なる誘客拡大に取り組んでいるところでございます。キャンプチームへの対応の中で、より良い環境整備のためのトレーニング機材の整備について御意見をいただくこともあったことから、本年度当初予算において備品購入費として計上させていただいたところでございます。その後、昨年度実施の社会体育施設大規模改修事業費の事務費において、当該トレーニング機材について対応可能となり、既に購入が完了していますことから今回の減額となった次第でございます。以上でございます。

環境対策課長（林 孝浩君） おはようございます。それでは、環境対策課が所管いたします奄美市と畜場特別会計の補正予算に関連する御質問にお答えしたいと思います。

まず、2 款 1 項 1 目 1 節人件費の補正額 300 万円の減額についてでございますが、本事業におきましては、先の 6 月議会におきまして御説明したとおり、工事の進捗に伴いまして工事費の増額をいたしております。しかしながら、これに伴う補助決定額につきましては、国とも協議を進めてまいりましたが、増額変更ができなかったため、同じ補助対象であります事務費の人件費分から工事費増額分について減額するものでございます。また、一般会計繰入金との関連でございますが、食肉処理施設整備事業費につきましては、財源といたしまして国の補助金と起債、そして一般財源の内訳となっております。今回、減額補正するに当たりまして、国の補助金等の変更は難しいことから、繰入金の一般財源におき

まして、歳出に対する調整を行うものでございます。

続きまして、食肉処理施設の本年度の工事請負費の内訳と進捗についてお答えしたいと思います。

まず、本体工事に関わる工事といたしまして、新築工事2億5,919万9,000円、電気設備工事6,336万円、給排水衛生ガス設備工事4,146万円、空調設備工事5,999万3,000円、その他外構工事3,300万円、擁壁水抜工事133万4,000円、生産機器設備工事2億5,424万8,000円を見込んでいただいております。

工事の進捗につきましては、本体工事に関する工事は完了しておりまして、現在、外構工事と生産機器設備工事を行っているところでございます。進捗率といたしましては、8月末現在で91.8パーセントとなっております。

次に、業務委託に関する費用についてお答えいたします。本年度の食肉処理施設建設に係る業務委託といたしましては、新築工事管理業務委託といたしまして349万7,000円となっております。以上でございます。

続きまして、食肉処理施設整備事業の財源内訳について御説明したいと思います。食肉処理施設整備事業につきましては、約10億6,000万円の事業費を見込んでおりまして、財源内訳といたしまして、補助率3分の2の基地周辺対策事業を活用し、残りをと畜場事業債と一般財源となっております。

次に、事業の進捗についてでございますが、先ほども御説明いたしましたとおり、事業の全体の進捗といたしましては91.8パーセントとなっております。年内には全ての工事を完了させまして、その後、運用開始に向けた準備を進め、令和6年度からの本格稼働を目指したいと考えております。

最後になりますが、10ページの給与費明細表についてお答えしたいと思います。御質問の給与費明細表につきましては、先ほど事業費の見直しに伴う費用支弁300万円の減額理由について御説明いたしました内容についての詳細でございます。今回の人件費の減額につきましては、増額となった工事費分についての調整分であり、補助対象となる現在の職員数において調整した内容となっております。内容といたしまして、年間を通じて従事する職員として事務担当職員1名を見込んでおり、月割当職員として、補正前は括弧書きの5名を見込んでおりましたが、補正後は補助対象に相当する減額分として3名を削減し2名といたしております。2名の内訳といたしまして、本事業に関連いたします建築住宅課設計担当と同設備担当の2名分となっております。以上でございます。

14番（関 誠之君） 答弁ありがとうございます。2,3質問をさせていただきますけれども、決算委員会もありますから1点だけお願いをしたいと思います。

今の答弁で、いわゆる実質単年度収支が赤字になっていると、7,844万5,000円、この赤字になった理由といいますか、調べてみますと、もう6年かな、7年ぐらい、ずっとこの実質単年度収支が赤字、いわゆる組んだ予算の中で決算してみたら赤字が出て、それを補填しなきゃいかんということで、おそらく積立金を1億余り取り崩してそこに持っていったんではないかと思われそうですが、その辺の、ずっと実質単年度収支が赤字になっていることに対して、どういう原因でそういうふうになるのかということが1点。

二つ目は、先ほどの文化庁の補助採択、(2)でありますけれども、これが不採択になったということで、いわゆるほこらしゃ奄美音楽祭というのは、ある意味メインの事業でもあったんじゃないかと思われそうですが、そういう中で、なぜこの文化庁の補助が不採択になったのか。当然、計画をしたわけですから、その不採択の理由というのはお分かりなるといいますので、その辺の理由をお願いをしたいと思います。その結果、5市町村でまた按分をして負担をしなければならなくなったということですから、是非この辺は答えをいただきたいというふうに思います。

6番目の非常に大事なことだというふうに思っておりますけれども、さとうきび増産増産ということで単収の向上ということで、毎年毎年農林課を含めてですね、議会も話してきておるわけですが、このさとうきび増産、いわゆる生産振興協議会に対する2,670万円の負担金、今回もしており

ますが、本当にこれで足りているのかなと。最近、単収のことについて、年次的な、どういうふうに伸びていった、いや、そうじゃなくて、なかなか伸びていないという報告がありませんでしたけど、そこら辺も含めてね、どうしてこの単収がなかなか伸びていかないのかということも含めて見解をお聞かせをいただきたいと思います。もっとこの生産振興のためには、この辺のことが必要ではないかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

あとは委員会もありますから、そちらのほうでじっくりやっていただければいいんですけども、このと畜場の問題、いわゆる工事の増額変更ができなかった、予定をしていたわけですから、それができなかった理由というのがあるはずです。その辺についてお願いをしたいということと、非常に将来のこととでありますけれども、今、と畜が1,000頭ちょっと未満ぐらいになっていると思いますが、計算的には2,000頭の容量があるわけですね、2倍。状況を見ますと、瀬戸内も養豚を廃止し、大和村も廃止をして、共同でやっていたのが奄美市の単独でやらざるを得なくなってこの事業をやっていると思うんですが、その辺の将来についてのと畜場の利用について見解をお聞かせいただきたいと思います。以上です。よろしくお願いします。

財政課長（永田公洋君） それでは、財政課のほうより実質単年度収支の御質問にお答えをいたします。

要因ということと、それから市の見解という観点からお答えをさせていただきたいと思います。議員御案内のとおり、令和4年度の決算におきましては、実質単年度収支は7,844万5,000円の赤字を見込んでおりまして、7年連続の赤字となっております。要因といたしましては、主に新型コロナ対策事業の財源など、財政調整基金を取り崩した額によるものでございますが、一方で各年度の決算剰余金の2分の1相当額、令和4年度は4億9,000万円を見込んでおりますが、財政調整基金への積み立ても行う予定でございます。ただ、実質単年度収支の計算におきましては、当該年度の財政調整基金の取崩し額は含められますけれども、決算剰余による積み立ては計算に含まれないことになりますので、財政調整基金の活用によっては赤字になる結果も多々ございます。したがって、財政調整基金の活用は実質単年度収支に影響を与えることになります。昨今の新型コロナ対策、それから物価高騰対策、そして毎年度、災害復旧対応など、緊急的な財政出動に臨機応変に対応する財源が財政調整基金となっております。実質単年度収支は常に黒字ということが望ましいとは思っておりますが、今後におきましても各種事業の執行はもとより、起債等の返済においても財政調整基金の活用は必要不可欠なことでございますので、基金の確保と活用の両立を念頭に置きながら、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。以上です。

教育委員会事務局参事兼生涯学習課長（寿山一昭君） それでは、補助金が不採択になった理由ということで御説明をいたします。先ほど説明しましたように、こちらの実行委員会の事務局のほうは、鹿児島県のほうで任っていただいております、補助金の申請を県のほうでしていただいております。文化庁の文化芸術創造拠点形成事業という補助金を申請しておりました。この補助金は地方公共団体が主体となって行う文化芸術拠点形成に向けた取組を支援するものであり、人材育成、調査研究、また文化芸術事業の企画など、地域の総合的な文化芸術の振興という内容が目的となっているものでございます。ほこらしや奄美音楽祭事業につきましては、イベント性が高く、地域の文化芸術拠点形成の取組には判断しにくいという理由から不採択になったというふうに県のほうから聞いております。以上です。

笠利農林水産課長（川畑健朗君） 先ほど質問がありました2,670万円の予算が少ないんじゃないかということでしたけれども、振興対策協議会の予算の内訳としましては、さとうきび生産者から来年度生産の見込みトン数に単当たり370円掛けました金額と、いわゆる来年の予算が840万円、約33パーセント程度です。そして奄美市が1,022万3,000円、40パーセント、富国製糖さんが374万円、15パーセント、あまみ農協さんが305万円の約12パーセント、そして繰越金等若干あ

ります。この予算の使途としましては、病虫害対策、雑草対策、土づくり対策、植え付け作業助成、いわゆるハーベスタ新植の一部助成に使われております。ハーベスタの長寿命化事業、あと農業共済の加入促進事業といったものに使われております。予算の足りないということなんですけれども、農協さんとか富国さんにも従来お願いをしたりしていますけれども、なかなか生産農家、生産量が上がらないばかりに、なかなか厳しい状況だとなっております。

もう一点、単収が伸びない理由ということなんですけれども、喜界島とか徳之島とか、各島間があるんですけれども、ほかの島と違まして、かなりの重粘度、強酸性ということで、水はけが悪く、そして乾燥しますと土が割れて根が切れてしまうという状況で、その土が悪いということが一番の要因だと思っております。そのためにも、土層改良事業とか、県の事業が導入されており、奄美市としても堆肥の助成、トン当たり4,000円あたりを助成しまして、堆肥の投入を進めているところでございます。こういったことを生産農家の方に推進して、堆肥を投入していただければ、若干と申しますか、単収が上がっていきけるんじゃないかと思っております。そしてまた、新植の植え替えがなかなかできない状況があるものですから、機械化一貫体系を伴い、ビレットプランター等を通して新植植え付けを行って、重点的に行っていきたいと思っております。以上です。

環境対策課長（林 孝浩君） 先ほど御質問がありました、まず補助金の増額ができなかった理由でございますが、先ほども御説明いたしましたとおり、本事業につきましては、国との丁寧な調整に基づき協議を進めてまいっております。その中で、協議をした中で国の予算的な枠もあるということで、今回は増額の変更は認められておりません。しかしながらですね、まだ事業については全て完了しておりませんので、今後とも引き続き増額分について、変更分について丁寧な協議を進めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、新しいと畜場の将来の展望についてということでございますが、議員御指摘のとおり、当初の計画といたしましては奄美大島5市町村での建設計画だったと聞いております。今回、この事業につきましては、奄美市において建設をいたしておりますが、この将来的な施設運用につきましては、当初の目的であります5市町村、施設自体は利用業者といたしましては市内の業者がほぼほぼですが、と畜の飼育場所につきましては5市町村すべてにあるような状況でございます。また、そちらで解体された食肉というのは大島本島内全ての町村の方々に食していただける施設というふうにもなっておりますので、今後の施設管理運営を含めまして、5市町村で今現在協議しているところでございますので、また具体的な運営方法ですとか、利用料金の改定ですとか、その辺が決まりましたら、また改めて御説明させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いしたいと思います。

14番（関 誠之君） だいぶ理解をいたしました。ただ、と畜場の問題、特別会計でなかなか議論をするいとまがありませんので、少しだけ最後に聞いておきたいと思いますが、皆さんの提出していただいた投資財政計画、いわゆる収支計画が手元にあるんですけれども、それを見ますと、R5年、他会計、これも建築中ですから1億629万4,000円ということで、心配なのはですね、5年度で6年度から1年間の歳入、いわゆる利用料金が入るということで、これが今219万円のものが、R5年度、R6年度には1,754万6,000円というふうになって、次の年が1,797万3,000円、R8年度が1,839万9,000円と、R9年度には1,882万6,000円というふうに順調に料金収入が伸びております。それで、R6年からR8年までは、いわゆる他会計からの補助金というのが全くない状況で運営ができるというふうになっておりますけれども、R9年からは他会計の補助金が99万6,000円ということで、R10年度は397万6,000円、11年度には822万4,000円と、順調にこの料金収入は伸びても、他会計の補助が800万ぐらいなければ運営ができないというような、これ、収支計画、皆さん方が出した収支計画ですから、非常にそういうところで心配をしておりますけれども、その辺についての説明ないし見解があれば、最後にお聞かせをいただきたいと思いま

す。よろしくお願いします。

環境対策課長（林 孝浩君） 収支計画についてでございますが、ただいまそのと畜場の新しく施設運営に関する収支といたしまして、利用者における料金改定の準備をしているところと、またそれに併せまして、先ほど申し上げました5市町村の、そこに携わる形の方法、今のところ負担金という形がいいのかなというふうに考えておりますが、またこちらについては5市町村とも協議を進めている段階ですので、はっきりしたことは申し上げられませんが、それを踏まえて収入と、あとまたその利用料とということ、実質、施設の運営を考えているところでございます。また、その収支計画におきまして、だんだん他会計からの持出し、繰り入れというのが増えていく中身につきましては、当初、新施設におきましては、まだ新築ですので、ある程度歳入財源のほうで賄えるような感じで計画をしておりますが、やはり施設ですので経年劣化してまいります。その辺に係る修繕費として徐々にその分の費用がかさむ内容というふうに計画しているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（西 公郎君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第51号、議案第52号及び議案第43号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中の関係事項についての3件は、これを総務企画委員会に、議案第44号から議案第48号まで、及び議案第43号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中の関係事項についての6件は、これを文教厚生委員会に、議案第49号、議案第50号及び議案第43号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中の関係事項についての3件は、これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、本定例会において受理しました請願、陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおりであります。所管の常任委員会に付託しましたので御報告いたします。

○

議長（西 公郎君） 日程第2、大島地区衛生組合議会議員に1人欠員が出ておりますので、選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙は指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、大島地区衛生組合議会議員の選挙は指名推選により行います。

お諮りいたします。

指名については、議長により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、指名については議長により行います。

大島地区衛生組合議会議員に幸多拓磨君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました幸多拓磨君を当選人として定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました幸多拓磨君が大島地区衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました幸多拓磨君に対し、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日12日から19日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日12日から19日までを休会とすることに決定いたしました。

これにて本日の日程は終了しました。

9月20日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前10時23分）

第 3 回 定 例 会
令和 5 年 9 月 20 日
(第 6 日 目)

9月20日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	幸 多 拓 磨 君	2 番	弓 削 洋 平 君
3 番	永 田 清 裕 君	7 番	正 野 卓 矢 君
8 番	橋 口 耕 太 郎 君	9 番	栄 ヤ ス エ 君
10 番	大 迫 勝 史 君	11 番	奥 晃 郎 君
12 番	竹 山 耕 平 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	崎 田 信 正 君	17 番	与 勝 広 君
18 番	西 公 郎 君	19 番	奥 輝 人 君
20 番	伊 東 隆 吉 君	21 番	川 口 幸 義 君
22 番	多 田 義 一 君		

○ 欠席議員は、次のとおりである。

6 番 林 山 克 巳 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
総 務 課 長	向 井 涉 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	市 民 環 境 部 長	島 袋 修 君
税 務 課 長	里 見 望 君	保 健 福 祉 部 長	永 田 孝 一 君
福 祉 事 務 所 長	石 神 康 郎 君	保 護 課 長	本 田 邦 洋 君
商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君	農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君
建 設 部 長	藤 原 俊 輔 君	上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君
教 育 部 長	大 庭 勝 利 君	教 育 総 務 課 長	畠 山 成 美 君
学 校 教 育 課 参 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	夜 差 輝 信 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

9月20日(6日目)

議 会 事 務 局 長	佐 野	早 苗 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田	忠 徳 君
主 幹 兼 議 事 係 長	押 川	治 君	議 事 係 主 査	坂 元	辰 徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は17名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配布の議事日程第3号のとおりであります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1，議案第43号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第6号）についてから議案第52号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更についてまでの10件を一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各委員長の報告を求めます。

最初に文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（崎田信正君） おはようございます。御報告申し上げます。文教厚生委員会は、9月12日の1日間開会し、当委員会に付託されました議案第43号から議案第48号までの6件について慎重かつ丁寧に審査いたしました。6件の議案につきましては、お手元に配布してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、すべて全会一致で可決すべきものと決しました。以下、主な審査内容について御報告申し上げます。

はじめに、議案第43号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中、当委員会に付託されました案件について当局の補足説明があり、委員より、民生費収入の社会福祉法人等利用者負担軽減措置費補助金過年度返還金について、利用者数と事業者数の質疑があり、当局より、利用者は概算で約100名、業者数は8法人とのことでした。

委員より、障害者医療費の窓口還付金について質疑があり、当局より、令和4年度の実績で対象者が1,245名、延べ約2万件の申請が上がっているとのことでした。還付金の手続きが要らなくなるのはいつかとの質疑に、令和6年度の早期を考えているとのことでした。

委員より、児童育成事業費の遮熱フィルムについて質疑があり、当局より、朝日小の校庭にある第二ひまわりクラブからのみ対応を求める声があり、夏場の時間帯によっては、室内が35度くらいまで上がる状況との説明がありました。委員より、ほかのところはどうかということまで気を回していただいて、対応すべきところは対応していただきたい。また、別の委員からも、その後の調査はされているのかとの質疑がありました。当局より、今後、ほかの児童クラブにも確認していきたいとのことでした。

委員より、公民館の委託料178万2,000円について質疑があり、当局より、会計年度職員で運営してきたが、定数査定等で委託にすべきとの意見をいただき、委託先が当初に間に合わず、年度当初は再任用職員で対応していた。この度、委託相手との協議が整ったとのことでした。NPO法人WARABEEを想定しているとのことでした。委員より、なぜ委託となったのかとの質疑に、当局より、住用公民館の使用料収入等が少ないので、指定管理には向かないとのことでした。

委員より、ほこらしや奄美音楽祭の負担金について質疑があり、当局より、鹿児島県と奄美大島5市町村で構成する奄美音楽祭実行委員会が主催で、当初は、文化庁の文化芸術創造拠点形成事業の補助を活用して進めていこうとしたが、文化庁のほうで補助金の目的が、地方公共団体が主体となって行う文化芸術事業の企画など、地域の総合的な文化芸術の振興、地域の中で拠点として残っていく人や組織、そういったものをつくり上げていくための補助事業との説明で、ほこらしや奄美音楽祭は高い評価でしたが、イベント性が高く地域の文化芸術拠点を形成するというのは判断しにくいと、不採択となったとのことでした。

委員より、学校の教具購入の在り方についても質疑がありました。当局より、一般的に当初予算で学校全体の均等割、生徒・児童数割で学校に対して備品購入の予算を配当している。また、学校の規模に応じると、大きなものはなかなか購入しづらい。予算の配当が少ない小規模校で、こういった備品が必

要かというようなアンケート調査も行っているとのことでした。

ほかにも赤木名中学校のサッカーゴール購入に関してなど多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第44号 令和5年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明があり、委員より、社会保障税番号制度システムの整備補助金について質疑があり、当局より、マイナンバー保険証、いわゆるマイナ保険証を周知するにあたり、ポスター等を作成した場合に経費への補助の対象とのことでした。

委員より、マイナンバーカードの申請は任意で、持たない者の対策について質疑があり、当局より、持っていない方、紐付けされていない方には職権で資格確認証を交付する予定とのことでした。

委員より、国民健康保険基金についての質疑があり、当局より、令和3年度1億4,155万9,919円、令和4年度に1億6,850万2,000円積み立てており、令和4年度末現在で3億5,376万2,831円となっているとのことでした。使用目的は、平成30年度から県が主体となって国保財政を担っている。今後、保険料等、県下と並んで保険税等を算出しなければならないと考えている。その際、市民に対して、急激な対応でなく激変緩和を対応できるよう基金を積み立てているものとのことでした。

そのほかにも質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第45号 令和5年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について補足説明がありましたが、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第46号 令和5年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明がありましたが、こちらも特段質疑はありませんでした。

次に、議案第47号 令和5年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明があり、委員より、介護保険事業費準備基金繰入金についての質疑があり、当局より、来年度から始まる第9期介護保険事業の策定の年で、介護保険サービスの見込み料とかを推計する段階で、保険料の見込みはまだ立っていない状況との説明がありました。

次に、議案第48号 令和5年度奄美市と畜場特別会計補正予算（第3号）について補足説明があり、委員より、食肉処理施設の稼働時の組織的な見通しについて質疑があり、来年度以降の新食肉センターでは、従業員3名、衛生管理者1名、パート1名の5名を予定しているとのことでした。

また委員より、運営に関わり将来のことについて質疑があり、当局より、現在、年間約1,000頭程度の食肉加工をしている。2,000頭を目標にして、現在の利用料に関しても採算性を考えながら見直しを図ることを検討している。本島内の5市町村とも協議を行っているとのことでした。また、適正な歳入歳出に心がけ、健全な経営に努めていくとのことでした。

以上で文教厚生委員会の審査報告を終わります。なお、御質疑等がございましたら他の委員の協力を得てお答えいたします。よろしくお願いいたします。

議長（西 公郎君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（大迫勝史君） おはようございます。産業建設委員会は、去る9月13日水曜日、付託案件3件について丁寧に審査いたしました。

当委員会に付託されました議案第43号、議案第49号及び議案第50号については、お手元に配布してあります当委員会報告書のとおり、いずれも原案可決すべきものと決しました。

以下、その審査内容について御報告いたします。

まず、議案第43号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中、関係事項のうち、6款農林水産業費及び7款商工費を歳入歳出同時に審査いたしました。

当局の補足説明の後に委員より、18節負担金、補助及び交付金の中で、経営開始資金について、経

営開始資金の用途と開始時期の質疑があり、当局より、経営開始資金については、就農時に50歳未満の認定新規就農者に対して、年間150万円を最長3年間交付するという国の制度になっている。今回新たに対象となる認定新規就農者が4名予定しているので計上させていただいている。就農時期としては、令和4年12月に就農した方が1名、令和5年4月、7月、9月に就農した4名に予定しているところであるとの答弁。

委員より、設備での支援ということであるが、具体的にどういう設備を支援するかとの質疑があり、当局より、経営開始資金については、就農するにあたって運転資金、機械の導入、施設の整備など様々なことで就農時に資金が必要になってくる。目的を問わずに年間150万円、生活費も含めて支給する制度になっているとの答弁でした。

委員より、さとうきび生産振興対策協議会負担金について、今回100万円の増額内容について質疑がありました。当局より、100万円の増額については、圃場の確保、資材購入と生育調査という経費の歳出に予定している。まず、圃場の確保については、さとうきび生産振興対策協議会の会員でさとうきび生産をしている方2名の圃場を使い、土作りの土壌改良資材を投入して、その後の生育調査をする。最終的に収穫量を調査して、土壌改良資材を投入しているところ、投入していないところの比較をして結果を出すという実証実験を行う予定にしている。今後の品種については、現在6品種ほど優良種苗があるが、だいたい2から3品種、高い株、多く株が取れる品種を今、協議会の中で検討しているところであり、今回の試験では、農林23号という品種を試験しているところであるとの答弁でした。

委員より、サテライトオフィスの現状についての質疑がありました。当局より、サテライトオフィス、奄美市ワークスタイルラボは、令和3年度の7月にオープンして、令和3年度に至っては、1,786名の利用者があった。そのうちの一般利用が、島内409名、島外163名、およそ7割の方が島内、3割の方が島外からである。同様に令和4年度では、2,683名の方の実績である。コロナ禍において利用実績が伸びており、今年度に至っても更に促進、利用が多く増えるものと見込んでいる。利用者の中には、島外からの会社の研修、いわゆるワーケーションも含めて、会社の研修や観光をメインにされた方もおられる。そして、島内の利用者もあり、純粋にワーケーションで利用されている方が何名かというところは厳密には把握できていないとの答弁。委員より、ワーケーション利用としての具体的な数字の把握をして、事業内容の充実を図っていただきたいとの要望がありました。

そのほかにも多くの質疑がなされましたが、この際省略をいたします。

議案第43号中、6款農林水産業費及び7款商工費に対する質疑を終結し、次に、議案第43号中、8款土木費及び11款災害復旧費を歳入歳出同時に審査をいたしました。

当局の補足説明の後に委員より、31ページの6項住宅費、10節の需用費、修繕料に関して、笠利地区の市営住宅の老朽化の割合と解体の計画について質疑がありました。当局より、笠利地区の市営住宅について、全体の70パーセントほど老朽化している。その中でも昭和30年代から40年代に建った住宅が多くあり、既に耐用年数を過ぎている住宅が多く存在しているところであり、解体については、今年度が1棟2戸を解体撤去しており、今後の取り壊し撤去の計画予定は47戸との答弁。委員より、空き家待ちの定住予定者のスムーズな住宅環境整備の強い要望がありました。

委員より、事業確定に伴う減額があるが、現段階での末広・港土地区画整理事業の総額の内訳を示せるかとの質疑がありました。当局より、末広・港地区画整理事業は、総事業費として95億2,000万円を見込んでいるところである。主なものとして家屋の移転補償がおおよそ7割ぐらい。末広・港線が4億円ぐらいを見込んでおり、その他の金額については、後ほどお示ししたいとの答弁でした。

次に、議案第49号 令和5年度奄美市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、当局の補足説明の後、委員より、11ページの3目の笠利地区の配水施設整備費の平地区水質計器整備工事について、内容を問う質疑があり、当局より、平地区水質計器整備工事の目的としては、平地区の配水池にペーハー測定器、浄水場に濁度測定器を新設するものとなる。平地区の水源は、浅井戸で非常に水質の良い水となっているが、特にペーハー値が低く、多少酸性寄りの水質となっており、本年の初旬に

臨時の水質検査を行った際に、金属に対する腐食性の高い水質であるということが判明したことから、緊急的に薬品にてペーハー調整を現在行っている。常時ペーハーの監視を行う目的でペーハーの測定器の設置を行うものであると答弁。

委員より、水道事業の中において定期的な検査、水質検査というのは、定期的には、年に何回行うかとの質疑がありました。当局より、水質検査については、水道法第20条第1項において、水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならないと定められている。この水質検査は、毎日の検査と月ごとの定期の検査を実施しており、毎日の検査では、色、濁り、残留塩素及び味などについて末端の給水栓で検査を行っている。モニターとして各地域の個人11名の方へ業務委託を行っており、定期の検査については、検査登録機関において、毎月、浄水9項目の検査と3か月の1回の浄水全項目51項目の検査を実施しているとの答弁でした。

ほかにも質疑がありましたが、省略いたします。

次に、議案第50号 令和5年度奄美市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題として審査いたしました。

当局の補足説明の後に委員より、この下水道料金の改定を4月から10月まで延ばしたことによる減額補正になったという説明であるが、この4,886万1,000円、これが4月から10月までの実施延期がなければ、これがプラスになっていたとの解釈でよろしいかとの質疑があり、当局から、当初の改定率からの半年延ばしたことによる減額補正であるので、当年度内の収入見込みが、これぐらいの額が減額するということで補正予算を計上しているとの答弁。

委員より、この4,800万円の減額による影響についての質疑がありました。当局より、影響については、キャッシュフロー計算書の資金増加額が、当初予算では3,100万円あったが、これが4,300万円減るので、当年度の営業活動では、800万円のマイナスが出るという影響があるとの答弁でした。

その他多くの質疑があり、また、委員外議員からも質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。なお、質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（西 公郎君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（多田義一君） おはようございます。御報告申し上げます。総務企画委員会は、去る9月14日の1日間開会し、付託された3件の審査を慎重に行いました。

審査の結果は、お手元に配布してあります審査報告書のとおり、全会一致により可決すべきものと決しております。

主な質疑を御報告申し上げます。

はじめに、議案第43号 令和5年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中、関係事項について補足説明があり、委員より、安心安全対策費の修繕費89万7,000円、防災行政無線の改修で井根町と城地区の2地区だが、その他の地域は、現状はどうかとの質疑があり、当局より、現在のところ、住用見里地区でアンテナの破損が見つかり、現在対応しているところで、そのほかの地域はないとのこと。委員より、防災行政無線について改修のスピードや対応についての要望がなされました。

また、委員より、14目ふるさと納税の奄美音楽祭の負担が、今回の件により奄美市負担分が幾らになったのかとの質疑があり、当局より、令和4年度の決算で言うと全体で1,850万円ほどあり、うち県と奄美大島5市町村の負担金が600万円であり、県が半分の300万円、残りを5市町村で人口均等割などで負担をしていた。令和5年度については、御承知のとおり文化庁の補助金が採択されなかったことにより、更に590万2,500円ほど増えた。これをまた県と5市町村で負担をしている状

況であり、奄美市負担としては、当初が１５０万８，０００円で、今回１４８万９，０００円となり、合計２９９万７，０００円になったとのこと。

そのほかに、税還付金の件や印刷製本費の増額の件について質疑がなされましたが、この際省略をさせていただきます。

次に、議案第５１号 奄美市空き家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特段質疑はありませんでした。

議案第５２号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更についても特段の質疑はございませんでした。

以上で報告を終わりますが、御質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（西 公郎君） これから各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告がありましたので、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

１５番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は、令和５年度奄美市下水道事業会計補正予算（第１号）について賛成の立場で討論を行います。

この議案は、下水道料金の値上げを、令和４年第４回定例会で４月１日からの値上げ条例が可決され、令和５年度当初予算では、値上げによる下水道収益を見込んでいたのを、第１回定例会で１０月１日からの値上げに先送りしたことにより、値上げによる半年分の収入見込額４，８８４万円を減額するものです。これ自体私は、否定するものではありませんので、賛成を表明をしております。しかし、私は、第１回定例会で下水道条例の改定について、物価高騰による市民生活への影響や経済情勢などを総合的に判断し、半年延長するものですが、今の社会情勢や市民の生活実態を考えたとき、この時期の値上げを容認することができない。半年猶予も状況に合わない。半年延長は、言い換えれば１０月から値上げをするということだと指摘をして反対した経過があります。市長も答弁で、様々な観点でこの値上げについて調査研究をして、民間の方を交えた審議会で議論したうえでの決定だと述べられ、また、物価高が続いており、収束も見えないなど、市民生活にも影響が出ているものと認識いたしておりますと答えられております。また、当局の方も事業運営に責任を持っておられますから、その立場からだと思います。料金改定をこれ以上延長することは、今後、人口減少や施設の老朽化などが想定されることや、また下水道施設の維持管理におきましても、光熱費や資材等価格の費用が増大していることなどから、将来を取り巻く状況は大変厳しいものと判断していると答弁されております。この状況について私も否定するものではありません。しかし、８月３０日の地元新聞では、ガソリン補助、年末まで延長とか、菓子など２，０６７品目値上げなどの記事がまだ見られます。歴史的とも言われる物価高騰で、６月の日銀の生活意識に関するアンケート調査では、物価が上がったとの回答は、リーマンショック当時を上回っております。この状況から、住民の福祉の増進を図ることを基本とする地方公共団体として、全庁的な議論で財源を生み出し、この状況での値上げは、やはり回避すべきだとの思いは変わらず、この思いを是非、御理解をしていただきたいと述べさせていただきます、議案第５０号に対する賛成の討論いたします。

議長（西 公郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

議案第４３号から議案第５２号までの１０件を一括して採決いたします。

この議案１０件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案１０件は、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第４３号 令和５年度奄美市一般会計補正予算（第６号）についてから議案第５２号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更についてまでの１０件は、いずれも原案のとおり可決されました。

○

議長（西 公郎君） 日程第２，請願第３号 市民の命と財産，暮らしを守るため，急傾斜地崩壊対策工事の早急な実施についてのお願いについてを議題といたします。

ただいまの請願第３号に関する産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（大迫勝史君） 改めまして、おはようございます。請願第３号 住民の命と財産，暮らしを守るため，急傾斜地崩壊対策工事の早急な実施についてのお願いの審査報告を行います。

今回，付託された請願第３号は，奄美市名瀬古田町の古田町自治会会長 大平隆さん，２班代表 谷村昌平さん，３班代表 松崎愛三さんからであります。この請願には，６６名の署名も添付されております。紹介議員は，川口幸義議員であります。

審査に入る前に紹介議員と当局の意見を伺いました。紹介議員よりの意見は，全国的に線状降水帯という集中豪雨によって各地区で甚大な災害をもたらしているところであり，よって今回は，古田地区の皆様方から雨が降る度に怯えていると，こういう話がありましたので，私も雨天時に現地を度々訪れて，危険な状態を把握しているところであります。委員の皆様方には御理解をいただき，取り上げていただきたいと思いますとの意見でした。

当局から，当該地域の図面等を配布しての急傾斜地法の観点，それから対策事業に関する観点からの意見がありました。その内容は，当該箇所は，急傾斜地崩壊危険区域古田３地区である。急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律，いわゆる急傾斜地法は，国民の生命の保護を目的としており，第９条では，急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者，管理者は，その急傾斜地の崩壊が生じないように維持管理しなければならない。また，被害を除去，軽減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。しかしながら，所有者個人で整備を行うとなれば，多額の費用を要することなどから，一定の要件を満たすことにより公共事業として対策工事が可能となっている。事業導入のために幾つか要件があり，前提として地権者，所有者からの施工の同意，それと対策工事に必要な土地の無償提供が必要となっている。当該箇所については，土地対策課に確認したところ，当該区域，山側斜面につきましては，平成１４年から１６年において地籍調査事業が完了しており，調査の成果として一部境界を決めることができなかった筆界未定地が存在することにより，結果，施工同意書及び土地の無償提供の同意書が提出されないことから，現在のところ，県が実施する急傾斜地崩壊対策事業の導入は困難な状況であると思われる。今後については，部分的ではあるが，土地の所有者，境界が確定している箇所において，市単独事業導入の検討を行っていく必要があるのではないかと考えているところであるとの土木課当局の意見でした。

また，土地対策課から公共事業と用地の関係について意見がありました。通常，公共事業を行う際に

は、事業主体者において用地の調査を行う。その際に、地籍調査が完了している区域で境界が確定している場合には、その情報を基に土地境界を現地に復元することが可能となるため、土地取引の円滑化が図られ、公共事業などが迅速に取りかかることができる。当該地区は、平成14年度に地籍調査が入り、平成16年度に完了しているが、筆界未定地が存在している。地籍調査完了後に地権者同士で境界が確定しても地籍調査で処理することはできないので、土地所有者本人で処理し、土地所有者同士でそれぞれ登記していただくことになる等の意見がありました。

審査に入り、まず、請願提出者による趣旨説明の後、提出者への質疑を行いました。

委員より、豪雨の際の現状や過去にあった被害などを問う質疑があり、請願者からは、豪雨時には、落石や土砂が流れてくるとお答えがありました。

委員より、土地の無償化という問題でストップしている事例もほかの地域で存在することは承知している。住民の方々同士の中でクリアする部分、あるいは行政と議会が一緒になってできる部分と併せて少しでも前進できるように取り組んでいければと思っているとの意見がありました。

委員より、当局意見の中で、筆界未定地がある関係で法的には非常に困難であるが、市単独事業を起こしていきたい、進めたい。このように述べたが、これは、可能性があるということか。それとも、この筆界未定地は、法的なものが完了しないとできないということかとの質疑がありました。当局から、筆界未定地ばかりではなくて境界が確定している部分もある。その部分において、市の単独事業を部分的であるが、対応できるのではと考えているところであるとの答弁がありました。

委員より、担当課としてできることはやるとの意欲ある答弁である。前向きに我々議会のほうも進めていければと思うとの意見がありました。

委員より、財産権の問題もあるが、筆界未定地解消のためにも、国への法整備を求めることも課題であるとの意見もありました。

協議会ののちに正会に移し、請願第3号に対する質疑を終結し、採決の結果、請願第3号 住民の命と財産、暮らしを守るため、急傾斜地崩壊対策工事の早急な実施についてのご願いについては、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で産業建設委員会に付託されました請願第3号の審査報告を終わります。なお、質疑がある際は、他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（西 公郎君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから請願第3号について採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。

この請願は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって請願第3号は、採択することに決定いたしました。

議長（西 公郎君） 日程第3、議案第53号 令和5年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第62号 令和4年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定についてまでの10件を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） おはようございます。ただいま上程されました議案第53号から議案第62号までの提案理由を御説明いたします。

議案第53号 令和4年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定につきまして御説明いたします。

令和4年度一般会計予算は、当初314億597万5,000円を計上し、その後、44億4,379万7,000円を増額補正したことにより、最終予算額は、358億4,977万2,000円となりました。これに令和3年度から繰り越した新型コロナウイルス感染症緊急対策事業や土木施設現年災害復旧事業など、11億7,218万3,446円を加えた最終の予算現額は、370億2,195万5,446円となっております。この予算現額に対して、指定避難所改修事業や都市再生整備事業など、8億3,225万5,772円を令和5年度に繰り越した後の令和4年度一般会計の決算額は、歳入総額356億2,283万2,502円、歳出総額344億9,155万9,940円となり、歳入歳出差引額は、11億3,127万2,562円となりました。また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源1億5,158万1,130円を差し引いた実質収支額は、9億7,969万1,432円でございます。

議案第54号 令和4年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初53億9,917万7,000円を計上し、その後、1億8,399万9,000円を増額補正したことにより、最終予算現額は、55億8,317万6,000円となりました。これに対して決算額は、歳入総額52億5,098万3,889円、歳出総額51億4,404万5,399円となり、歳入歳出差引額は、1億693万8,490円となりました。

議案第55号 令和4年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初2億8,039万6,000円を計上し、その後、2,891万9,000円を増額補正したことにより、最終予算現額は、3億931万5,000円となりました。これに令和3年度から繰り越した医師住宅整備事業2,675万円を加えた最終予算現額は、3億3,606万5,000円となっております。これに対して決算額は、歳入総額3億2,284万5,223円、歳出総額3億2,263万7,541円となり、歳入歳出差引額は、20万7,682円となりました。

議案第56号 令和4年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初5億8,520万9,000円を計上し、その後、1,680万5,000円を減額補正したことにより、最終予算現額は、5億6,840万4,000円となりました。これに対して決算額は、歳入総額5億6,374万9,660円、歳出総額5億6,324万1,738円となり、歳入歳出差引額は、50万7,922円となりました。

議案第57号 令和4年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初53億4,629万9,000円を計上し、その後、6,972万5,000円を減額補正したことにより、最終予算現額は、52億7,657万4,000円となりました。これに対して決算額は、歳入総額52億7,239万4,242円、歳出総額51億5,139万9,376円となり、歳入歳出差引額は、1億2,099万4,866円となりました。

議案第58号 令和4年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額3,851万3,000円に対して、決算額は、歳入総額、歳出総額ともに2,932万7,241円となっております。

議案第59号 令和4年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初2億7,8

41万1,000円を計上し、その後、661万円を減額補正したことにより、最終予算現額は、2億7,180万1,000円となりました。これに対して決算額は、歳入総額2億6,833万5,791円、歳出総額2億6,809万4,545円となり、歳入歳出差引額は、24万1,246円となりました。

議案第60号 令和4年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額534万1,000円に対して、決算額は、歳入総額406万5,202円、歳出総額142万8,800円となり、歳入歳出差引額は、236万6,322円となりました。

議案第61号 令和4年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定につきましては、収益的収支におきまして、収入額11億3,400万9,567円、支出額10億7,895万6,044円で、当年度純利益は、5,505万3,523円となりました。利益処分計画につきましては、令和4年度末未処分利益剰余金4億247万9,789円のうち、64万1,078円を一般会計納付金とし、残りの4億183万8,711円を翌年度繰越利益剰余金とする予定でございます。

次に、資本的収支につきましては、収入額6億3,306万8,200円に対し、支出額11億7,761万4,673円で、差引5億4,454万6,473円の不足となりました。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしております。

議案第62号 令和4年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定につきましては、収益的収支におきまして、収入額16億2,895万1,249円、支出額13億8,106万6,588円で、当年度純利益は、2億4,788万5,661円となりました。利益処分計画につきましては、令和4年度末未処分利益剰余金5億7,621万3,239円を翌年度繰越利益剰余金とする予定でございます。

次に、資本的収支におきましては、収入額10億7,436万1,600円に対し、支出額16億7,432万8,742円で、差引5億9,996万7,142円の不足となりました。この不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしております。

以上をもちまして、議案第53号から議案第62号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ認定していただきますようよろしくお願いいたします。

議長（西 公郎君） ただいま議題としました議案10件に対する質疑に入ります。

なお、議案に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いをいたします。

通告がありましたので、立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、また議場の皆さん、インターネットで御覧の皆さん、おはようございます。私は、立憲民主党、民主党の関 誠之でございます。

早速、議案第53号 令和4年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について質疑をいたします。

まず、最初に決算附属書4ページ、1款市税が、令和元年度に41億4,443万9,000円と41億円を超えて、令和4年度は42億2,661万1,000円と順調に伸びている要因と、この傾向は今後も続くのかについて見解をお聞かせください。

二つ目は、同4ページ、1款2項固定資産税の不納欠損処分件数は、前年に比べ減少しているけれども、金額は2倍以上の1,526万6,435円となっている。要因と現年度の課税分の98万1,200円の不納欠損について御説明をいただきたいと思います。

三つ目は、同6ページ、10款地方特例交付金2,099万5,000円は、昨年の7,008万5,000円に比較して5,709万,73.11パーセント減額となっている要因をお答えください。

四つ目は、同6ページ、11款1項地方交付税普通交付税は、R3年度から一本算定で減額が予想されておりましたけれども、R3年度、R4年度は増額となっている。この要因についてお答えをいた

きたいと思います。

5番目、同11ページ、15款1項1目3節生活保護費等負担金30億312万4,000円は、ピーク時の平成23年度38億2,090万円に比較して8億1,777万6,000円の減額となっている要因と、奄美市における生活保護の現況、将来の見通しについてお答えいただきたいと思います。

六つ目は、同17ページ、17款2項1目1節物品売払収入の学校給食費収入1億1,972万5,724円と113ページの10款6項2目10節需用費、賄材料費1億6,720万5,475円との差が、4,747万9,751円とあることについての要因についてお答えをいただきたいと思います。

7番目は、同17ページ、17款2項2目1節不動産収入の土地売払収入7億317万8,671円の内訳と、対前年度費が大幅減になっている要因をお答えください。併せて、マリントウン土地売却の概況、現況についてお答えをいただきたいと思います。

8番目、25ページ、23款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金1,003万6,000円の対象施設である覆道式射撃場の完成年月日と、国が行った固定資産評価の方法についてお答えください。

9番目、実質収支比率が、R2年度5.5、R3年度5.3、R4年度5.5と、適正である標準規模の3パーセント、5パーセントの上限を若干超えることは、形式収支、実質収支が多くなり、決算における不用額が多くなると思いますけれども、予算執行の在り方からは問題ないのかを見解をお伺いいたします。

10番目は、実質単年度収支が7年連続で赤字を計上、ここ3年間は基金取崩額が多額になっているけれども、括弧は参照していただきたいと思います。財政調整基金は、R4年度に40億3,810万4,000円ということ、2年度は32億3,936万7,000円だったということで参考にさせていただいて。順調に伸びていることについての御説明をいただきたいと思います。

11番目は、地方債現在高がR3年度は440億2,712万1,000円からR4年度423億3,023万6,000円と16億9,688万5,000円減少している要因と、普通建設事業が対前年度比216億6,970万9,000円減額になった理由と、地域経済に及ぼす影響と、今後の対策について見解をお示しいただきたいと思います。来年度以降の普通建設事業の計画と事業費等が分かればお示しください。

12番目、決算附属書99ページ、10款教育費の支出額29億1,922万5,367円は前年度比27.21パーセント減額、ここに書いてあります10億9,125万730円減額になっておりますけれども、その要因と不用額1億3,767万5,633円の主な要因について、契約関係の執行残を除きお答えをいただきたいと思います。特に、小・中学校管理費の需用費不用額、小学校527万4,807円、中学校は274万7,526円については、その原因も御説明をいただきたいと思います。

13番目、同103ページ、10款2項1目12節において予備費180万円を充用しながら、不用額が58万8,250円出ている要因についてもお答えいただきたいと思います。

14番目、最後であります。同32ページ、2款1項6目21節補てん及び賠償金6億円は、債務保証が損失補償なのか、他に支出はないのか。併せて債務負担行為についての現況をお答えいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（西 公郎君） 答弁の前に暫時休憩いたします。（午前10時29分）

○

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前10時45分）

答弁を求めます。

税務課長（里見 望君） おはようございます。それでは、税務課に関する御質問にお答えをいたします。

まずは、1項目の市税の伸びの要因及び今後の動向についてお答えをいたします。近年の税収が伸びている要因といたしましては、主に個人市民税の伸びが好調であると言えます。個人市民税の収入額について比較いたしますと、令和元年度の15億7,857万8,470円から令和4年度の16億7,625万8,226円と9,767万9,756円の増額となっております。税収増となりました背景には、毎年7月に行います課税状況調べの数値によりますと、納税義務者数が、令和元年度の1万8,020人から令和4年度の1万8,677人と増加しており、また、納税義務者のうち約8割を占めます給与所得者の所得が、令和元年度の374億5,649万8,000円から令和4年度の423億6,063万8,000円と49億414万円増加していることによるものと考えております。近年の納税義務者数の増加や給与所得の増加は、大型公共投資や世界自然遺産登録の気運の高まりによる関連業界の雇用拡大、また、自衛隊配備などが主な要因であったと推測をしております。

次に、今後の税収見込みについてでございますが、近年、好調でありました個人市民税は、令和4年度決算におきましては、その伸びが鈍化され、前年より微増となっております。その背景には、好調であった建設業界の景気が落ち着きつつあることと推測しております。今後の市民税の税収見込みとしては、景気の動向によるものが大きいと思いますが、マリンタウンプロジェクトなどの新たな公共、民間投資や、アフターコロナによる今後の観光業や飲食業への経済波及効果も期待できると見込まれるため、しばらくの間は、微増または横ばいが続くのではないかと考えております。

続きまして、2項目めの固定資産税に係る不納欠損についてお答えをいたします。固定資産税の不納欠損件数は、令和3年度が274件、令和4年度が210件であり64件減少しております。金額につきましては、令和3年度が634万2,500円、令和4年度が1,526万6,435円となっており、892万3,935円増加しております。不納欠損額が増加した要因としまして、経営不振により長期滞納の続いておりました法人2社につき、不動産の抵当権の先順位にある金融機関が土地建物の競売を行い、処分財産が消滅したため、地方税法第15条の7第5項による即時消滅の処理をしたことが主な要因となっております。現年度課税分の不納欠損額98万1,200円につきましては、法人2社で91万3,000円、個人10名で6万8,200円となっております。法人につきましては、金融機関による不動産の抵当権実行により競売され、処分できる財産がなくなり、地方税法第15条の7第5項による即時消滅の処理をしたものです。個人につきましては、高齢で担税力もなく、所有する不動産につきましても評価が低く、換価が見込めないために、地方税法第15条の7第5項による即時消滅の処理をしたものです。

続きまして、8項目めの覆道式射撃場の固定資産評価の方法についてということでお答えをいたします。自衛隊の駐屯地の施設は、国の所有物でありまして、地方税法第348条第1項に基づき非課税となっているため、本市での固定資産税の評価は行っておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。以上となります。

財政課長（永田公洋君） おはようございます。財政課のほうより6件お答えをさせていただきます。

1の（3）の地方特例交付金につきましては、減税の実施に伴う地方税の減収を補うために国から交付される交付金でございます。本交付金は、住宅ローン減税による個人住民税の減収補てんのほか、令和3年度には、新型コロナ緊急経済対策として、事業収入の減少した事業者に対し固定資産税の減免措置が実行され、その減収補てん分を対象としたものでございます。新型コロナ関連の交付金の対象が、令和3年度から4年度にかけて内容が変更となり、新型コロナ対策特別交付金が、令和3年度の5,947万7,000円から令和4年度の29万4,000円へと5,918万3,000円の減となったことが主な要因でございます。

次に、１の（４）普通交付税の一本算定につきましては、平成２８年度から令和２年度までの５年間で段階的な激変緩和措置とされておりましたが、令和３年度からは、完全に一本算定となっております。一本算定の影響額といたしましては、令和２年度までは、旧３市町村での合併算定替と一本算定の両方で積算しており、令和２年度時点での影響額となりますが、その時点では、９、０００万円程度と試算をしておりました。その後、令和３年度の普通交付税を含む地方交付税は、１２９億５、９２０万１、０００円となり、前年度比７億１、９２５万３、０００円の増となっております。伸びの要因といたしましては、地域社会のデジタル化の推進に要する財源措置として、新たに地域デジタル社会推進費が創設されたことや、本市の公債費需要額の増、さらには、国からの新型コロナ対策への追加交付などにより増額となっております。令和４年度の地方交付税は、１３０億６、８８４万６、０００円となり、前年度比１億９６４万５、０００円の増額となっております。伸びの要因といたしましては、令和３年度に引き続き、地域社会デジタル化の推進に係る経費が財源措置されたことや、公債費需要額等の伸びにより、交付税の算定基礎となる基準財政需要額が増え、交付税の交付額も増となったものと考えております。

次に、１の（７）不動産売却収入のうち土地売却収入７億３１７万８、６７１円の内訳につきましては、名瀬港マリンタウン地区の売却収入額が３件の５億６、０９９万７、０５２円、３支所の普通財産の売却収入額が１１件の１億４、２１８万１、６１９円となっております。対前年度比が大幅に減となった要因といたしましては、令和３年度には、１４億９、１８９万９、４８３円のマリンタウン地区の売却収入額があったことによるものでございます。また、マリンタウン地区の土地売却の状況についてでございますが、第１回公募から第３回公募におきまして、１０事業者へ１２区画の土地を売却いたしております。現在、残る５区画に対し第４回公募の審査を進めており、先週の９月１５日に、応募のあった３事業者による企画提案のプレゼンテーション審査を実施したところでございます。その結果を踏まえ、今月末、９月下旬には、契約候補者として最終決定し通知する予定でございます。その後、今年中を目標に契約の締結、それから土地の引き渡しへと進めてまいりたいと考えております。

次に、１の（９）実質収支比率につきましては、標準財政規模に対する実質収支額の割合を示す指標となっております。実質収支比率が低いと厳しい財政状況とはなりますが、一方で高過ぎると、もっと財政出動を増やして事業の実施やサービスの提供を増やしてもよいのではという見方もあり、概ね標準財政規模の３パーセントから５パーセントが望ましいと示されております。令和４年度の実質収支比率は、５．５パーセントとなっており、若干上回っておりますが、鹿児島県内１９市の実質収支比率の平均を見ますと、８．２パーセントとなっており、本市といたしましても妥当な範囲での収支状況と考えております。本市の直近の動向を見ましても５パーセント台で推移しており、コロナ禍における緊急的な財政出動を伴いながらも、適切な事務事業の実施とともに、歳入歳出からの実質収支額は、３年連続にて９．５億円を超える額が確保でき、次年度以降の財源と財政調整基金への積立額が、確実に確保できているものと考えております。御質問の不用額の件についてでございますが、毎年度、不用額を縮減するために、適宜、事業の進捗、予算の執行管理を行い、適切に判断しながら、補正予算での対応に努めているところでございますが、一方で福祉関連の扶助費や負担金など、年度末までの執行に伴う精算が必要なこともございまして、補正予算での減額対応が厳しい面もございますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、１の（１０）財政調整基金についてでございますが、財政調整基金は、毎年度予算の財源充足分や災害復旧、それから昨今の新型コロナ対策など、緊急的な財政出動に対し活用しているところでございます。議員御案内のとおり、直近３年間の基金取り崩し額は、新型コロナ対策などに対し、相当額の財政調整基金を出動いたしました。国からのコロナ関連交付金や地方交付税の追加交付などもあり、結果、基金の活用と積立の両方を実行できたところでございます。加えまして、決算剰余による財政調整基金への積立も令和２年度は４億８、０００万円、令和３年度は４億８、０００万円、それから令和４年度の決算では４億９、０００万円を予定しており、基金の増額も図られているところでござい

ます。

次に、１の（１１）地方債現在高が減少している要因につきましては、令和４年度の公債費は、本庁舎整備事業の元金償還の始まりなどにより、前年度比１億８，５９１万円の増額となったものの、本庁舎や市民交流センター整備事業が令和３年度に完了したことにより、借入額が前年度比１９億３，８７９万５，０００円の大幅な減少によるものでございます。

次に、普通建設事業が減額となった要因についてでございますが、先ほどと同様に、令和３年度に本庁舎建設事業、市民交流センター整備事業などの大型事業が完了したことに伴い、令和４年度は大きく減額となったものでございます。令和４年度、５年度と大型事業が落ち着き、建設事業の狭間の年を迎えておりますが、普通建設事業などの公共投資は、市民生活、産業基盤を支える重要な基盤整備であるとともに、地域の雇用、地域の経済を下支えする行政の重要な役割も担っております。近年は、エネルギーや建設資材の高騰、さらには、現場の人手不足など厳しい環境下でございますが、公共事業の果たす役割と財政健全化を念頭に置きながら、今後とも必要性や計画性を持って進めてまいりたいと考えております。なお、今後の事業計画についてでございますが、例年の道路事業などの継続事業に加え、住用、笠利地区の認定こども園、子ども子育て複合施設、学校施設、さらには、大島地区消防組合本庁舎整備などの大型事業も今後控えておりますので、令和６年度以降は、再び伸びていくものと見込んでおります。以上でございます。

保護課長（本田邦洋君） おはようございます。それでは、通告書１の（５）保護課所管分の御質問についてお答えいたします。

生活保護費等負担金の増減につきましては、生活保護受給者の増減に比例しており、増減の要因は、人口の増減や雇用、経済状況など様々な要因が複雑に絡み合っており、一概には申し上げられませんが、御質問の負担金の減少につきましては、平成２３年被保護者数３，１６８人、保護率６９．５４パーミル、以降、保護世帯者数が徐々に減少していることが、扶助費などの減少につながっていると思われます。減少し続けている主な要因としましては、人口の減少に伴う申請件数の減少と、生活保護受給者の約６割が高齢者世帯で占めており、死亡を理由とした廃止が増えていることから、開始件数に対して廃止件数が多い状況が続いていることが挙げられます。本市の現況としましては、令和５年７月現在、世帯数は１，９３２世帯、人数は２，４２５人であり、保護率は６０．７９パーミルです。世帯累計では、高齢者世帯１，１９６世帯、母子世帯５０世帯、障害者世帯２５０世帯、傷病世帯１７２世帯、その他世帯２４４世帯、収入増等による停止世帯が２０世帯となっております。将来の見通しについては、人口の増減や経済状況などにもよると思われませんが、被保護者数は、これまでの推移のとおり横ばいか、あるいは減少傾向が続くものと推測しております。今後も引き続き関係機関と連携を図りながら、適切な生活保護業務に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

学校教育課参事兼学校給食センター所長（夜差輝信君） おはようございます。議員御質問の物品売払収入の学校給食費、収入と需用費賄い材料費支出分の差額、４，７４７万９，７５１円につきましてお答えいたします。

昨年度、コロナ対策事業として、全児童・生徒を対象に学校給食費の３学期、１月から３月分の給食費減免に要した費用、２，９７８万９，２３２円と、物価高騰による賄い材料費の価格高騰分を給食費を値上げすることなく年間分を助成するために要した費用、１，４４５万１，９２６円が主な要因となります。なお、令和４年度の給食費の徴収率は、奄美市全体で現年度分９９．０１パーセント、滞納額１２５万３，０８９円、滞納繰越分の滞納額は、１９８万５，５０４円となっております。以上です。

総務課長（向井 渉君） おはようございます。総務課からは、（８）の覆道式射撃場についての御質疑にお答えします。

覆道式射撃場、いわゆる屋内射撃場の完成年月日につきましては、昨年の第4回定例会におきまして、令和4年3月に完成したと答弁いたしております。改めて奄美警備隊の広報担当者にお尋ねしましたところ、建物完成は令和4年3月であります。それに付随するすべての工事を終えて、正式な完成年月日は、令和4年5月11日とのことでございました。以上です。

教育総務課長（畠山成美君） おはようございます。それでは、教育総務課所管の2問についてお答えいたします。

まず、（12）10款教育費についてお答えいたします。

はじめに教育費の支出済額が、前年度比27.21パーセント減少した要因でございますが、各項目ごとの決算額を比較しますと、社会教育費で83.21パーセント減と大きく減少しております。これは、主にアマホームPLAZA、市民交流センター建設完了に伴う工事請負費の減少が要因でございます。

次に、教育費不用額1億3,767万5,633円の入札執行残を除く要因について御説明いたします。

入札執行残が多くを占めている工事請負費と委託料を除いた不用額は、6,678万3,290円でございますが、主な要因は、需用費の執行残1,779万6,465円となっております。需用費の各費目で比較いたしますと、主に光熱水費の執行残となっております。

小・中学校管理費の需用費の不用額につきましても、同様に主に光熱水費の執行残となっております。その内訳は、小学校管理費の需用費の執行残527万4,807円のうち、光熱水費が74パーセント、修繕料が18パーセント、消耗品費が3パーセントと続いております。中学校管理費におきましても、執行残274万7,526円のうち、工事の事務費を除き、光熱水費が66パーセント、修繕料が17パーセント、消耗品費が8パーセントとなっております。光熱水費の執行残が多く出た理由につきましては、燃料価格高騰により補正予算を計上しておりましたが、見込みよりも支出が少なかったためでございます。

続きまして、（13）小学校管理費、12節委託料についてお答えいたします。

はじめに予備費充用の理由から御説明いたします。予備費の180万円につきましては、各学校における危険木伐採の業務委託料として充当しております。昨年8月に曾於市で起きました伐採作業中の事故を受け、市内各学校に調査と報告を依頼し、その結果を基に教育委員会と専門家で改めて現地確認をし、危険木の伐採を行い、児童・生徒などの早急な安全対策を行ったものでございます。

小学校費の伐採業務委託料の決算の内訳でございますが、当初予算39万円、流用73万5,691円、予備費180万円、12月補正900万円、合計1,192万5,691円の予算を計上し、決算額は、1,185万9,803円となっております。執行率は、99.45パーセントでございます。委託料の不用額58万8,250円のうち、伐採業務委託料にかかる不用額は、6万5,888円となっております。

次に、不用額58万8,250円の主な要因でございますが、その多くが、各学校における施設管理業務の入札執行残となっております。以上でございます。

企画調整課長（當田栄仁君） おはようございます。それでは最後になりますが、1の（12）についてお答えいたします。

御質問の2款1項6目企画費中、21節補償補てん及び賠償金6億円につきましては、令和2年3月27日に本市と奄美大島信用金庫で締結いたしました、一般財団法人奄美市開発公社への融資にあたっての損失保償契約に基づくものでございます。なお、その他の支出はございません。併せて、債務負担行為の現状に係る御質問でございますが、本市は、一般財団法人奄美市開発公社に対する損失補償として46億円を限度額として定めており、令和4年度末までに24億7,773万円を支出いたしております。

ます。以上です。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。まず、だ一つと見解を含めて述べたいと思いますので、質問と思った課長さんは、答えていただきたいと思います。

（1）のいわゆる市民税の問題は、コロナ禍における経済対策ということが大きいというふうに考えておりますけれども、もうぼちぼちコロナ禍が落ち着いてくると、この地方税が、本当にこの42億円のラインをキープするのかなというふうに思いますが、見解があればお聞かせいただきたいと思います。

二つ目のこの固定資産云々については、滞納整理室が誕生して以来、専門的に非常にやって、その後非常にこのいわゆる不納欠損の在り方がしっかりしてきたのではないかなというふうに思いますけれども、これは、不納欠損処分といえども市のこれ債権ですから、それを含めて本当に丁重にやってはおると思いますけれども、急にね、少し増えた感があるなというのがありますので、その辺を精査していただきたいというのは意見であります。

三つ目は、このいわゆる地方特例交付金、これは、減税補てんのための特例交付金ということで、法律が変わって、その分地方の税金ががーんと減ったときに、国から特例交付金として出されるという説明もありましたけれども、このR3年度のコロナ禍の緊急的な固定資産の減免というのがあったように思いますが、という発言もありましたけれども、この辺の本当にどれくらいの固定資産の減免になったのかというのが、ちょっと聞き取れませんでしたので、もしできれば教えていただきたいと思います。

4番目は、非常にこれ、交付税の中身を調べるのは難しくてですね、要するに一本算定で減額になっているとはいえでも、先ほど説明がありましたとおり、基準財政需要額が、R4年度などは増えてですね、その基準財政収入額との差、これが119億3,400万円くらいの差がありますけれども、実際入ったのが119億7,300万円、増えて入っているんですね。だから、この辺のところが私たちにはもう分析不可能なんですけれども、増えて入るということはいいいことですが、一本算定で減額になるというふうにずっと言っていますから、その辺のこの理論的に本当に幾ら減額になったのか。結果は分かります。足し算引き算すればですね。その辺が本当に分かれば少しお示しをいただけないかなというふうに思います。

5番目の生活保護の問題は、歴史的に奄美市の生活保護の率は高いというふうに思います。しかし、最近非常に下がってきているのも事実でありますから、類似都市的な見方で言えば、今、60.79パーセントという話がありましたけれども、ふさわしいという言い方はふさわしくないんですけれども、どれくらいの生活保護率っちいうところまでね、下げていく努力をされるのか。その辺のことがお分かりになれば教えていただきたいと思います。

6番目は、よく分かりましたけれども、この給食費を無料にすると、市の財源というのは、この賄い材料の1億6,700万円、だいたいこの辺でいいかどうか、お答えいただきたいと思います。

7番目は、不動産収入、一般質問でも申し上げましたけれども、開発公社からいわゆる無償譲渡で市のほうに入ってきておりますので、その辺の市民に対して明確に分かるためにですね、やはりマリントウンの土地の売却、先ほど説明もありましたけれども、その都度、市議会への報告ができないかどうかと、是非していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

あと8番目は、国有財産、これは、なぜやったかと言いますと、この完成がR4年の3月ということでありましたけれども、聞いたところによると完成は、すべて完成したのは、R4年の5月11日ということで、R4年の3月であれば、次のこの交付金が、どういうふうに入ってくるのかよく分かりませんが、前段で入ってきたのかなというふうにも思いますので、その辺の思いで質問させていただきました。それとヘリポートがあるんですけれども、それはこのいわゆる固定資産の対象にならないのかどうかということを確認しておきたいと思います。

それと、財政の件はですね、先ほど縷々説明がありましたので、よく分かりました。一番問題なの

は、問題というのか分かりませんが、実質単年度収支が、やっぱり7年くらい赤字になっていると、これはどういうことかということなんですよ。調べてみたら、実質単年度収支が赤字ということは、積立金を取り崩してしっかり調整をしていくというふうになるので、これを見ますと、令和元年度に14億1,673万8,000円の、実質収支が赤字だったんですね。そのときの取り崩し額を見ると10億2,700万円余り取り崩しているわけですよ。今年度は、1億807万2,000円取り崩しておりますけれども、先ほどありましたとおり、歳出決算で81万1,000円、取り崩し額が今言いました1億807万2,000円、剰余金処分で4億8,000万円の積立をするということで、足し算的には、よくやっておられるというふうに思うんですよ。ですから、36億6,500万円の前年に比べて40億3,800万円の財調といいますか、現在高、財調のね、ができた。ですから、先ほど言いましたが、何が問題かと言うと、実質単年度収支が赤字というのは、そういう基金をずーと取り崩して決算をせざるを得ないと。まだ今の状況は、先ほど言いました実質収支が、5パーセントぐらいありますから、そこに残っているいわゆる残額が2分の1以上は、翌5年まで財調に積むという、これ法律的な問題ですから、そこをしっかりとすれば、必ず財調というのは貯まってくるわけですよ。だから、貯まるのはいいけれども、これをどう使うかというのが、この公共事業の問題なんです。今公共事業の投資的経費がかなり落ち込んでいるということもありますので、是非その辺のところについて配慮していただきたいというふうに思います。

あと、地方債現在高の問題ですが、先ほど言いました、そこに書いてあります普通建設事業21億円減になっているわけですよ、21億6,970万9,000円。先ほど答弁にもありましたけれども、要するに地域経済の活性化を考えると、この部分がやっぱり増えてこないといかんのかなというふうに私は思いますけれども、その辺についての見解があれば、是非お聞かせをいただきたいというふうに思います。

あとについては、教育費の言っておきたいことは、10パーセントないわけですから、決算ですね、こんなに不用額を出さないような知恵をして、特にこの先ほど光熱費の高騰でということでしたが、光熱費は高くなって、何で光熱費が余るのかという、まだ納得できませんけれども、その辺を含めて是非、学校の現場のほうで非常にこの需用費の不用額は、もう喉から手が出るほどほしいというふうに思います。そういう中でこの執行についてもよろしく願いをしたいというふうに思います。ばらばらと言いましたけれども、気付いた点だけで結構ですので、答えられる課長は、是非よろしく願いをいたします。

税務課長（里見 望君） それでは、コロナ禍ということでの税収についてでございますが、令和4年度は、令和3年度と比較しますと、法人市民税の状況でございますが、わずかな増額となっておりますが、法人税については、減収となっております。このことからコロナの影響などを受けていると考えられます。令和4年度と令和3年度を業種別に税額を比較しますと、卸売業や小売業、医療福祉業と増額する中で、電気、ガス、水道事業など建設業が減少しております。以上です。

また、不納欠損についてでございますが、今後も会社、個人事業主、経営不振等により滞納が続き、金融機関による競売等が実施され不納欠損に至ることは十分に考えられます。市としても地方税法に基づき不納欠損処理を含め適正な事務を遂行し、より健全な財源確保に努めてまいりたいと考えております。また、滞納につきましては、早期に預貯金調査など財産調査を徹底して行いまして、また滞納者本人への面接などを行い、生活状況を十分に把握したうえで、分納計画により納付していただけるよう業務を遂行しております。滞納者を出さないように努めておりますので、御理解をお願いいたします。

最後に、自衛隊の固定資産の問題ですが、固定資産税自体は評価は行っておりませんで、総務省の示した交付金ということでもありますので、すみませんが御理解をよろしくお願いいたします。以上となります。

財政課長（永田公洋君） それでは、幾つかまた再質問いただきましたので、順次お答えさせていただきますと思います。

まず、地方特例交付金でございますが、先ほど答弁しました新型コロナ関連で申し上げますと、令和3年度の1年間に限りですね、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税を、例えば事業収入が、前年度と比較して50パーセント以上減少している場合には、全額減免いたしますと。併せて逆に30パーセント以上50パーセント未満減少している場合には、2分の1、固定資産税を減免しますという制度でございます。私のほうから申し上げますと、その対象になるのが、令和3年度で118件、5,900万円余りございました。今年度につきましては、この対象が大きく見直されまして、先端設備の固定資産税に係る、いわゆる中小企業の経営強化に係るものは対象にすると、内容が大きく変わりましたので、対象も大きく減少したということによるものでございます。

続きまして、普通交付税でございますが、議員御案内のとおり、算出基礎は多岐に亘って複雑でございます。先ほど申し上げましたとおり、令和3年度から一本算定になっておりまして、その前年度までは、名瀬、住用、笠利地区のそれぞれで上げた3支所での合併算定額と、それから一本算定とした場合の比較をしておりました。その影響額が9,000万円ほどと見込んでおりましたが、結果、令和3年度には、先ほど申し上げましたデジタルに関する推進でありますとか、新型コロナ対策の追加交付というものがございまして、交付税が伸びたという結果でございます。併せて令和3年度、4年度同様に、一番、本市で言いますと、公債費が大きく伸びていると。公債費の伸びというのは、普通交付税の算定基礎に含まれますので、その影響で伸びているというのが現状でございます。

続きまして、それからマリンタウン地区の状況でございますが、今まだ4回目の審査中でございますので、最終的に我々が引き継ぎました財産の事業が完了した後はですね、そのタイミング、機会を見ながらまた議会のほうにも報告をさせていただきたいと思っております。

それからですね、実質単年度収支、7年連続赤字ということで、先日の議会でも答弁させていただきましたが、実質収支にはですね、財政調整基金の取り崩しは含めますが、当該年度の決算剰余金、先ほど2分の1というお話もありましたが、これの決算、その積立額は、今含んでおりません。ですので、令和5年度からはですね、当該年度にその積立額も含めると、補正予算として計上するということになりますと、財政調整基金の取り崩し、これまでは、取り崩しは計算に含まれますが、決算剰余の積立は、計算上含まれませんので、その差額でどうしても実質収支が赤字になるという結果も見込まれますので、今年度からは積立額もしっかり補正予算として計上しましてですね、しっかり積立と取り崩しと明確に決算をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、地方債残高と普通建設事業費のことございましたが、平成29年度からは、本庁舎の影響によって大きく伸びてまいりました。令和3年度までは、市民交流センターもありました。4年度、5年度は、次の大型事業の計画の段階に入っておりますので、今後6年度以降は、また大きな、先ほど申し上げました住用、笠利の認定こども園も始まります。数十億円の規模が始まってまいりますので、普通建設事業費も6年度以降、また向こう4、5年は、また大きく伸びていくという形で財政計画を立てているところでありますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

保護課長（本田邦洋君） それでは、お答えいたします。

保護率を下げる目標値ということでございますが、先ほどもお答えしましたとおり、保護率は、人口の増減や雇用、経済状況など様々な要因が複雑に絡み合っており、一概には申し上げられませんが、本市の現況といたしまして、死亡を理由とした廃止が増えてますことから、今後も減少していくものと考えられます。以上でございます。

学校教育課参事兼学校給食センター所長（夜差輝信君） 給食費の無償化への必要額はということにお答えいたします。

現在、米飯、牛乳代の援助費として約7,200万円、市のほうが負担している分がありますので、先ほどおっしゃられました賄い材料費の約1億6,000万円と合わせまして、約2億4,000万円程度の予算が必要となっております。以上です。

教育総務課長（畠山成美君） それでは、光熱水費の執行残についてお答えいたします。

令和2年度から令和3年度にかけまして、光熱水費が14パーセント増加をしていたことから、令和4年度も同様の増加を見込み計上をいたしておりましたが、結果10パーセントの増となり、執行残となったものでございます。

需用費につきましては、子どもたちの教育活動がスムーズに進むよう、今後も学校としっかり連携し、進めてまいりたいと存じますので、御理解をよろしくお願いいたします。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。最後になりますけれども、一番やはり気になるのはですね、市長、そこに11番目に書いてあります、起債はよしとして、普通建設事業ね、今、説明があつて、来年度からはいろんな事業がスタートするから、恐らくこれも増えていくだろうという話でありましたけれども、その建設事業をスタートさせるためには、前に委託で設計をしたり、調査をしたり、そういうものが出てこない、ここにつながっていかないのですね。そういうものが、見るからにないような気がいたしますけれども、そういう中で先ほども申し上げた普通建設事業が、前年度21億6,970万9,000円減額になったということは、皆さんの答弁では、地域の経済を下支えする重要なものであるという答弁ですから、この20数億円、大体45億円、40億円余りが奄美市の身の丈に合った公共事業、いわゆる普通建設事業だというふうに、私は分析をしてきましたけれども、その辺を含めてちょっと夢のある方法をね、市長、最後ですので、夢のある答弁を是非していただいて、先ほどもありましたけれども、建設業等が非常に伸び悩んでおると、税のあれもね、そこを伸びさせるように含めた答弁をよろしくお願いいたします。私の議員生活としての公の場での質疑を終わりたいと思います。議長、ありがとうございました。

市長（安田壮平君） 関議員の再々質問にお答えさせていただきます。

最初の質疑でもありましたとおり、今後ですね、住用、笠利地域の認定こども園ですとか、また、市街地での子ども子育て複合施設、そしてまた、大島地区消防組合の本部庁舎などですね、大型事業が予定をされております。令和3年度と比べて令和4年度が、一服したというのはですね、やはり令和3年度、この本庁舎立体駐車場ですとか、市民広場、あるいはまた、市民交流センターの建設などがありましたので、それと比べて令和4年度はですね、だいぶ下がったということでもありますけれども、やはり依然として、そしてまた、徐々に建設費用がですね、高騰していく中で、しっかり財政計画をですね、しっかりと立てて、それを運用しながらですね、一つひとつの大型、いずれも大型になりますので、だけれども、また、市民の皆様の御要望、ニーズにお応えする。そしてまた、様々なこのお気持ちに応えられる、そういう施設整備、やっていきたいと思っております。こういったものだけでなくですね、議会の皆様からも様々な建設に関する御要望などもいただいておりますので、しっかりとこの財政計画をですね、運用しながら、市民の皆様の夢や希望を実現できるような、そういう財政運営をやっていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（西 公郎君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決算認定議案１０件については、８人の委員をもって構成する一般会計決算等審査特別委員会及び８名の委員をもって構成する特別会計決算等審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって決算認定議案１０件については、ただいま申し上げましたとおり、両特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました一般会計決算等審査特別委員会委員に幸多拓磨君、正野卓矢君、橋口耕太郎君、栄 ヤスエ君、奥 晃郎君、竹山耕平君、関 誠之君、奥 輝人君、以上８名を、特別会計決算等審査特別委員会委員に弓削洋平君、永田清裕君、林山克巳君、大迫勝史君、崎田信正君、与 勝広君、伊東隆吉君、多田義一君、以上８名をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げましたとおり、それぞれの諸君を先ほど設置されました両特別委員会委員に指名いたします。

議案第５３号は、一般会計決算等審査特別委員会に、議案第５４号から議案第６２号までの９件については、特別会計決算等審査特別委員会にそれぞれ付託いたします。

両特別委員会の正・副委員長互選のため暫時休憩いたします。（午前１１時３７分）

————— ○ —————

議長（西 公郎君） 再開いたします。（午前１１時４４分）

先ほど設置されました各会計決算等審査特別委員会の正・副委員長の互選の結果を報告いたします。

一般会計決算等審査特別委員会委員長に関 誠之君、同副委員長に竹山耕平君が互選されました。

また、特別会計決算等審査特別委員会委員長に崎田信正君、同副委員長に大迫勝史君が互選されました。

以上のとおりであります。

お諮りいたします。

両特別委員会審査及び報告書整理のため、明日２１日から１０月４日までを休会といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日２１日から１０月４日までを休会とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

１０月５日午前９時３０分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前１１時４６分）

第 3 回 定 例 会
令和 5 年 10 月 5 日
(第 7 日 目)

10月5日(7日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 幸 多 拓 磨 君
3 番 永 田 清 裕 君
7 番 正 野 卓 矢 君
10 番 大 迫 勝 史 君
12 番 竹 山 耕 平 君
15 番 崎 田 信 正 君
18 番 西 公 郎 君
20 番 伊 東 隆 吉 君
22 番 多 田 義 一 君

2 番 弓 削 洋 平 君
6 番 林 山 克 巳 君
9 番 栄 ヤ ス エ 君
11 番 奥 晃 郎 君
14 番 関 誠 之 君
17 番 与 勝 広 君
19 番 奥 輝 人 君
21 番 川 口 幸 義 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

8 番 橋 口 耕 太 郎 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	安 田 壮 平 君	副 市 長	諏 訪 哲 郎 君
教 育 長	村 田 達 治 君	住 用 総 合 支 所 長	平 田 博 行 君
笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大 君	総 務 部 長	濱 田 洋 一 郎 君
総 務 課 長	向 井 涉 君	企 画 調 整 課 長	當 田 栄 仁 君
財 政 課 長	永 田 公 洋 君	市 民 環 境 部 長	島 袋 修 君
市 民 課 長	重 田 浩 史 君	市 民 福 祉 課 長	川 畑 博 行 君
保 健 福 祉 部 長	永 田 孝 一 君	商 工 観 光 情 報 部 長	平 田 宏 尚 君
農 林 水 産 部 長	大 山 茂 雄 君	建 設 部 長	藤 原 俊 輔 君
建 築 住 宅 課 長	中 山 哲 史 君	上 下 水 道 部 長	吉 郁 也 君
教 育 部 長	大 庭 勝 利 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 野 早 苗 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	池 田 忠 徳 君
-------------	-----------	---------------------------------	-----------

10月5日(7日目)

主幹兼議事係長 押 川 治 君 議 事 係 主 査 坂 元 辰 徳 君

議長（西 公郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は17名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程はお手元に配布の議事日程第4号のとおりであります。

○

議長（西 公郎君） 日程に入ります。日程第1，議案第53号 令和4年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本決算に関する委員長の審査報告を求めます。

一般会計決算等審査特別委員長（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、そして、インターネットを御覧の皆さん、おはようございます。私は立憲民主党の関 誠之でございます。一般会計決算審査特別委員長の報告をさせていただきます。

令和4年度一般会計決算審査特別委員会は去る9月21日・22日・25日・26日の4日間開会し、本会議において当委員会に付託されました議案第53号 令和4年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について、1件を審査いたしました。

審査の結果につきましては、御手元に配布いたしてあります審査報告書のとおり、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しております。

以下、審査の過程において出されました主な質疑について御報告いたします。

質疑に入る前に財政課長から財政全般にわたり説明がなされました。奄美市の会計は一般会計と7つの特別会計で構成されている。全会計の歳入決算額は471億9,401万881円、歳出決算は441億4,323万806円で歳入歳出差引額は13億6,279万9,090円の黒字となっている。令和4年度普通会計における歳入決算は356億372万5,000円で対前年度63億3,301万円、15.1パーセントの減となっている。

次に、歳出決算額は344億7,245万3,000円で対前年度15.8パーセントの減となっている。形式収支は11億3,127万2,000円、単年度収支は2,900万4,000円の黒字となっている。この単年度収支に財政調整基金積立金81万8,000円を加え、取崩額の1億807万2,000円を差し引いた実質単年度収支は7,825万7,000円の赤字となっている。その要因は新型コロナ対策事業費等の財源として財政調整基金を取り崩した結果である。経常収支比率は令和2年度と同様93.9パーセントと若干上昇。その要因は扶助費や公債費の経常経費の一般財源増、臨時財政対策債の減による一般財源が増加したことによるもの。財政指数は前年度と同じ0.27。財政基盤の乏しい状況である。実質公債費比率3年平均は9.5パーセントと前年度より0.1パーセント減となっている。将来負担比率はマイナス0.9パーセントとなり、前年度の27.5パーセントに比べて大きく改善された。県下19市中17位である。積立金現在高特定目的基金は令和4年度164億8,551万8,000円、うち財政調整基金は40億3,810万4,000円となっている。地方債現在高は423億3,023万6,000円となり、前年度比16億9,688万5,000円の大幅減少となっている。健全化判断比率の状況は実質赤字比率及び連結赤字比率はいずれも黒字である。実質公債費比率及び将来負担比率いずれも早期健全化基準を下回っている状況であるとの総括的な説明がありました。財政課長から財政全般にわたる説明に対し、委員より特段の質疑はありませんでした。

次に、1款議会費から36ページ、2款1項12目紡ぐきよらの郷づくり事業費までについての補足説明があり、質疑に移りました。1款1項1目議会費については特段の質疑はありませんでした。

2款総務費、1項6目企画費について、委員より、ふるさと納税の中間事業者についての質疑があり、当局よりポータルサイトが8つあって、一番人气が楽天、二番目がふるさとチョイス、三番目がふるなび、四番目がさとふるであるとの答弁がありました。

2款総務費、1項10目自治振興費の行政協力員等地域連携業務は64名、5,290万9,000

円の委託料についての質疑があり、行政協力員は自主防災組織ありの場合は2万8,000円、自主防災組織がない場合は1万5,600円支給されているとの答弁がありました。

その他、無料法律相談、防災関連施設の整備、出前講座、SDGsの推進、RPA業務の実施、危険空き家除去助成等多くの質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、当局より、2款1項13目、地方創生推進費の歳出及び関連する歳入について、事業の一覧表を配布の後、詳細は質疑の中でお答えしたいとの当局の補足説明がありました。

委員より、地方創生推進費の歳出及び関連する不用額等に関して、不用額が多いのではとの質疑があり、当局より、コロナの影響もあって、各節事業にある程度不用額は発生し、そういったものは多く積み上がって、この1,200万円という状況になっていると分析しているとの答弁がありました。

委員より、包括支援センターの訪問体制は何人体制で助産師含めてどのような体制で相談支援をされているのかとの質疑があり、当局より、令和4年度体制としては専任助産師1名、保健師兼任で5名、合計6名体制で子育て相談を行っているとの答弁がありました。

子育て世代包括支援センター事業、産後ケア事業、妊娠・出産包括支援事業、母子歯科保健強化事業等、多くの質疑がありましたが、この際省略をいたします。

次に、2款1項14目、ふるさと納税等活用事業について事業の一覧表を配布し、補足説明の後、質疑に入りました。

委員より、キャリアアップ助成は8事業所13人の助成金額を31万3,000円、8事業所の業種について説明を、との質疑があり、当局より、業種は建設系が6社、介護福祉系が1社、サービス業が1社、合計8社であるとの答弁がなされました。

他の委員より、通学路用防犯灯設置事業について、4年度に53灯設置したものは要望があった数ですかと質疑があり、申請がなかったところはしていないのか、それに係る電気料は市が負担しているのかとの再質疑に対して、当局より、そのとおりである。設置費・維持費・電気料ともに市が負担しているとの答弁がありました。

ほかに伝統文化保存事業、防災ラジオ成果の件、ふるさと読書の森推進事業、公立教育保育施設環境整備事業、キャリアアップ助成制度等、多くの質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、2款1項15目世界自然遺産推進費について、歳出及び関連する歳入に関して、資料配布の後、当局の補足説明がありました。

これに対し、委員よりノヤギの駆除の件、ウミガメの現況と保護の件、オニヒトデの駆除状況の件等、多くの質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、2款1項16目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業について、歳出及び関連する歳入に関して事業の一覧表の資料配布の後、当局の説明があり、委員より、ほーらしゃ券発行事業の加盟店舗について質疑があり、当局より、9月11日現在で400店舗ほどの申込みがあり、今後は約600店舗になるのではないかと答弁がありました。

ここで1日目の審査は終了いたしました。

昨日に引き続き、2款2項徴税費から48ページ、2款6項監査事務局費まで、歳出及び関連する歳入に関して当局より補足説明があり、最初に、1款1項1目市民税の個人分、2目市民税の法人分、2項1目固定資産税、3項1目軽自動車税の環境性能割、2目種別割分の調定額、4項1目市たばこ税不納欠損等について。次に、市全体では調定は43億4,301万1,351円、収入済みは42億2,661万1,527円となっている。前年度に比べ、調定額は8,417万9,707円の増、収入済額は9,317万7,968円の増となったとの補足説明がなされました。

これに対して、委員より、出張徴収の現状、軽自動車税・たばこ税の増収、収納方法の多様化についての質疑があり、当局より、令和4年度出張徴収の実績は関東・関西・九州管内で実施した。対象件数は109件、滞納額の対象金額は472万7,455円である。結果は70件、162万8,190円の納付があった。

次に、3款民生費、1項社会福祉費について、当局より、1目社会福祉総務費、12節委託料、一時生活支援業務、18節負担金、補助及び交付金、3款1項2目障害福祉費の7節報償費に続いて地域活動支援センター事業、移動支援事業、日中一時支援事業、重度心身障害者医療費助成事業、介護保険等事業費20億9,052万7,771円は16事業の支出である。障害児給付事業4億91万4,172円は4事業の支出合計であるとの補足説明がありました。3目特別障害者手当、4目7節報償、敬老祝金1,855万3,000円、12節委託料1億2,159万5,200円、食の自立支援事業8,990万4,000円、18節負担金及び交付金のうち、お達者ご長寿応援事業2,376万2,500円、19節扶助費の老人保護措置費1億6,518万670円等について補足説明があり、これに対して委員より、お達者ご長寿応援券の使用率、メニューの見直し等について質疑がありましたが、この際省略いたします。

委員より、障害者福祉予算の執行に要望があり、就労A型・B型で支出が近年増えているが、R4年度のA型・B型事業所の増減はとの質疑がありました。当局より、A型事業所に関しては3か所のうち本年1か所は廃止になった。B型事業所は本年2か所増えたが、B型事業所同士の統合や廃止で総数的には増えていない。B型事業所の費用は少し落ち着いてきた状況であるとの答弁がありました。

その他に中国残留邦人の件、敬老祝金の件、食の自立支援事業、重度心身障害者医療助成制度、心身障害者扶養共済制度事業、手話・要約筆記者などの多くの質疑がありましたが、この際省略をいたします。

次に、3款民生費、2項児童費から4項災害救助費までについて、歳出、関連する歳入に関する当局の補足説明があり、当局より、3款1項1目児童福祉総務費の7節報償費は出産祝金995万円である。12節委託料は586万円は本市が実施するファミリーサポートセンター事業の運営業務委託費である。3目保育所費は主に名瀬地区1施設、笠利地区3施設の4つの公立保育所と、名瀬地区に6施設、笠利に1施設の7つの私立認可保育所及び名瀬地区の2施設の私立幼稚園等の管理運営に係る費用で13億7,832万917円である。3款3項2目扶助費、19節扶助費40億7,629万311円の内訳は生活扶助費等が14億5,230万2,388円、医療扶助が25億2,513万5,391円、介護扶助が9,885万2,532円となっている。令和4年度の平均保護世帯は1993世帯。人員は2,521人である。その他、へき地保育所、地域型保育支援費、母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業、放課後児童クラブ運営補助金等について補足説明があり、委員より児童扶養手当について世帯数、全部支給者、一部支給者、どのぐらいいるのか。対前年度について、より増えているのかの質疑に対し、当局より725世帯、児童数は1,179名。昨年度は710世帯、1,157名であり、若干増えているとの答弁がありました。

次に、4款衛生費について歳出、関連する歳入に関し、当局の補足説明があり、予防費、12節委託料9,278万3,019円のうち、健康検診・検査業務288万4,448円は結核検診の実施に要した費用で、各種予防接種業務8,908万7,706円は感染の恐れのある疾病の予防及び感染症の蔓延を防ぐための各種予防接種に係る委託料であるとの当局の補足説明があり、委員より、子宮がん検診、子宮がんのワクチン接種の実施、接種率、養育医療助成等について質疑がありましたが、この際省略いたします。

7目環境保全対策費の1節報償費は海岸漂着物地域対策推進費、計16人分の会計年度任用職員の雇用に係る費用、繰越明許1,320万円について補足説明があり、委員より、家電4品目の離島対策事業協力制度、不法投棄、廃家電の4品の単価、容器包装ごみのリサイクル等について質疑がありましたが、この際省略をいたします。

ここで2日目の審査は終了いたしました。

はじめに、当局より、5款労働費の高齢者福祉所管分、商工政策課所管分の補足説明があり、シルバー人材センター事業、奄美大島雇用創造協議会への貸付金、奄美広域中小企業勤労者福祉サービスセンターの管理運営費及び負担金についての補足説明があり、委員より、シルバー人材センター事業費、中

小企業勤労者福祉サービスセンター等の質疑がありましたが、この際省略をいたします。

次に、デジタル戦略課所管分、紬観光課・住用産業建設課・笠利産業振興課の所管する事項について補足説明があり、委員より、奄美ふるさと100人応援団連絡協議会の活動や内容、任命の仕方について質疑がありました。当局より、島の持つ魅力を情報発信しながら、地場製品の販売促進・販路拡大を図り、奄美のイメージアップや奄美ファン拡大を目指していることを活動の目的としている。任命は選定委員会を行い、本人へ100人応援団への参加を打診し、承諾の後に認定するとの答弁がありました。

その他、奄美群島航空航路運賃軽減事業、奄美群島交流需要喚起対策特別事業、奄美・沖縄連携交流促進事業、本場奄美大島紬購入費助成事業等、多くの質疑がありましたが、この際省略をいたします。

次に、6款農林水産費について、歳出及び関連する歳入に関して、当局より公益財団法人奄美市農業研究センター運営交付金、農業振興地域整備計画更新業務、サトウキビ生産振興対策協議会負担金、土地改良区施設維持管理負担金、離島漁業再生支援交付金、漁業経営安定支援事業費等の補足説明があり、委員より、離島漁業再生支援交付金でサメを駆除することで漁業に対しての効果はとの質疑があり、当局より、名瀬地区漁業集落で1回実施、実績はイタチザメ7匹を駆除した。笠利地区はイタチザメを中心とした大型サメを11匹、小型のサメを89匹駆除した。住用は1回実施で1匹駆除した。漁獲高については調査を行っていないとの答弁がありました。

他の委員より、農業振興地域整備計画更新事業について質疑があり、当局より、農業振興地域の整備計画が概ね10年の区切りで市町村が定める公的な計画で、県知事が定める農業の振興を図るべき地域として積極的に活用する区域とそれ以外の区域に区分する作業であるとの答弁がありました。

その他多くの質疑がありましたが、この際省略をいたします。

次に、8款5項都市計画費から8款6項住宅費まで、歳出及び関連する歳入に関して、5項1目都市計画総務費は都市整備課の管理する予算で、主に人件費である。また、4款1項6目土木使用料、5節住宅使用料は単独住宅を除く市営住宅の家賃である。収入済額は3億6,736万4,330円となっているなど当局の補足説明の後、質疑に移りました。

委員より、名瀬運動公園キュービクル高圧受電変電設備1基の更新事業、住宅使用料収入未済額、名瀬地区の市営住宅の空き家や管理人の件など多くの質疑がありましたが、この際省略をいたします。

ここで3日目の審査が終了いたしました。

4日目の審査を継続し、9款消防費について、歳出及び関連する歳入に関して、当局より、9款消防費の不用額795万2,947円の主なものは、消防団員、会計年度任用職員の報酬91万9,077円と消防団の退職報償金274万7,000円の執行残である。18節負担金、補助及び交付金の太田地区消防組合負担金7億2,427万円で、奄美市から消防組合への運営負担で、約78パーセントが人件費であるとの補足説明がありました。

委員より、火災等捜査を含む件数、新入団員の数、消防団の訓練参加の件等について質疑がありましたが、この際省略をいたします。

次に、10款1項教育総務費から4項幼稚園費について、歳出及び関連する歳入に関して、10款1項1目教育委員会費2億2,252万3,701円は、報酬、各種業務委託料、負担金、補助及び交付金などである。2項1目小学校管理費、3項1目中学校管理費は市内小学校21校、市内中学校7校の学校運営施設維持管理費等であるとの当局の補足説明があり、委員より、校務員の削減について、昨年度は前年度までと同様、各学校に1名ずつ配置していた。今年度は小学校・中学校全体において28名から19名に減少、9名の減員を行った。来年度以降の校務員の配置は局内・庁内で検討を進めているとの答弁がありました。

次に、10款5項社会教育費から6項保健体育費まで、歳出及び関連する歳入に関して、2目公民館費、7節報償費の支出額518万1,560円は、名瀬地区と住用地区及び笠利地区で実施した生涯学習講座の講師への謝金である。全93講座に1,953人が受講した。14款1項7目教育使用料、3

節社会教育施設使用料は公民館使用料210万5,545円で、名瀬公民館及び分館と住用地区・笠利地区の公民館使用料である。918万3,260円はアマホームP L A Z Aいわゆる市民交流センターの施設使用料であるとの当局の補足説明があり、委員より、文化財費、奄美市P T A連絡協議会研修会、博物館の空調室外機の修理費2,513万5,000円の件、障害者スポーツ、スポーツアイランド推進等について多くの質疑がありましたが、この際省略をいたします。

次に、11款災害復旧費、12款公債費と13款予備費について、歳出及び関連する歳入について補足説明がなされました。委員より特段の質疑はありませんでした。

最後に、附属書の119ページ、実質収支に関する調書、附属書の177ページから251ページまでの財産に関する調書、決算附属書の251ページから257ページまでの基金の運用状況について当局の補足説明がありました。

委員より、実質収支に関する質疑があり、当局より、実質収支9億7,969万1,000円は、この9億7,000万円の約2分の1にあたる4億9,000万円は地方自治法の規定で財政調整基金に積み立てることになっている。残りの4億8,969万円1,000円は繰越財源として令和5年度の歳入に充当するとの答弁がありました。

ここで一般会計決算等審査特別委員会に付託されました議案第53号 令和4年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についての審査を終結をいたしました。

以上で、一般会計決算等審査特別委員会の報告を終わりますが、質疑がありましたら他の委員の協力を得て答弁をしたいと思います。

議長（西 公郎君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

本決算に関する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。

本決算は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第53号 令和4年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

○

議長（西 公郎君） 日程第2、議案第54号 令和4年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第62号 令和4年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定についてまでの9件を一括して議題といたします。

本決算に関する委員長の審査報告を求めます。

特別会計決算等審査特別委員長（崎田信正君） おはようございます。それでは御報告申し上げます。

特別会計決算等審査特別委員会は、去る9月21日と22日の2日間開会し、慎重に審査を行いました。

本委員会に付託されました議案第54号 令和4年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第62号 令和4年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定についてまでの9件は、御手元に配布してあります報告書のとおり、すべて認定及び可決すべきものと決しております。

それでは、審査した順に内容について御報告を申し上げます。

まず、議案第54号 令和4年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、当局より補足説明があり、歳入は県支出金が約7割を占め、国民健康保険税が約14パーセント、一般会計からの繰入金約11パーセントで歳入総額の95パーセントを占めている。歳出は保険給付費が約7割、県に納める国民健康保険事業納付金が約23パーセントで、この2つで歳出総額の約92パーセント占めている。国保税の収納率は令和4年度の現年度分95.52パーセントで県下19市中10位、滞納繰越分は27.79パーセントで県下19市中4位となっているなどとの説明を受けた後、委員より、職場対抗ダイエットレースについて質疑があり、当局より、参加者の平均年齢は43.7歳で、若い方に多く参加いただいた。この事業をとおして約6割の方が血圧の改善、あと体脂肪も減ったなど健康づくりにつながっているとのことでした。

委員より、特定健康診査等事業費について質疑があり、対象者はメタボで該当になった方、保健師7名、管理栄養士2名で指導にあたっているとのことでした。

委員より、ジェネリック医薬品について質疑があり、当局より、国の目標値は80パーセント、奄美市は88.9パーセントと普及が進んでいる。各薬局に年1回、ジェネリック医薬品の内容等を示したものを送り、案内しているとのことでした。

また、委員より、特定健診について質疑があり、当局より、受診していない理由について、通院中、医療機関にかかっているからが多く、時間がない、関心がないなどが理由になっているとのことでした。

他にも質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第55号 令和4年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、歳入歳出について当初予算で2億8,039万6,000円を計上し、2,891万9,000円の増額補正を行い、2,675万円を令和3年度より繰り越し、最終的な予算総額は3億3,665万円との説明があり、委員より、オンラインシステム導入業務についての質疑があり、住用は今のところ利用は1日数名程度ぐらいの状況で、今から人数が増えていけばと思っている。笠利は現在、内科で10名、歯科で1名利用しているとのことでした。

他に受診状況や医療機器の更新などの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第58号 令和4年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、歳入歳出総額は2,932万7,241円との補足説明があり、委員より不用額について質疑があり、当局より、令和3年度の実績に基づき予算を立てたが、新型コロナの影響で訪問看護回数が減った関係とのことでした。

他にも質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第56号 令和4年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、歳入歳出について款ごとに補足説明があり、委員より、若干の質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第57号 令和4年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、2款1項介護サービス等諸費の総支出済額40億2,310万1,379円など、主な款ごとの収入済額、収入未済額や不納欠損額などについて説明がありました。

委員より、収入未済額について質疑があり、介護保険料は14段階まであり、9階層、10階層の所得の高い方の滞納者が若干多くいたために徴収率が下がっているとのこと。

委員より、介護施設の種類ごとの件数について質疑があり、当局より、施設数と定員については特養

5施設280名、老健2施設170名、介護医療院1施設18名、認知症グループホーム7施設108名、養護老人ホーム1施設60名、軽費老人ホーム1施設50名、有料老人ホーム6施設114名、サービス付き高齢者1施設30名、小規模多機能事業所2施設54名、生活支援ハウスが笠利のふれ愛の郷にあり、7名とのことでした。

委員より、施設の充足について質疑があり、当局より、足りていると認識しているとのことでした。

委員より、介護保険料の独自減免について質疑があり、当局より、特にしていないとのことでした。

委員より、高齢者虐待について質疑があり、当局より、相談件数57件のうち、実際に日常的な虐待があると認め、対応したのは1件とのことでした。

他にも質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第60号 令和4年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について、当局より、令和4年度の歳入歳出総額及び基金残高について補足説明があり、委員より、加入率18.5パーセントは低いと思うがとの質疑があり、人口減、民間の保険との関係、コロナでイベントでの出張窓口の要請が少なかったことによると推測しているとのことでした。

他にも質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第61号 令和4年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について、当局より、事業の概況及び当年度純利益5,505万3,523円の黒字決算、令和4年度は給水原価が供給単価を16円54銭上回っており、このかい離解消に向け、費用節減等企業努力を図りたいとの補足説明の後、委員より有価証券の取得について質疑があり、当局より、令和4年度から資金の効率的な運用を図るために20年の日本国債を購入している。購入額は1億9,934万8,000円とのことでした。保有については20年間の資金収支の見込みを立てながら購入していきたい、現状では10億円程度までは購入しても将来の資金運用には影響ないと考えているとのことでした。

委員より、漏水について質疑があり、当局より昨年度平田地区内の浄水地域について調査をしている特殊な漏水調査となり、鹿児島市の専門業者と契約し、年間約1,200万円ほどかけて漏水調査をしているとのことでした。

その他にも水道水の販売について、不納欠損について、管路の更新事業について、さらに、福祉減免についてなど多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第62号 令和4年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について、当局より、下水道事業は令和元年度までは3事業で2つの特別会計だったが、令和2年度より公営企業会計を導入し、3事業を合算した1つの公営企業会計として3年目の決算となっているとのこと。当年度純利益が2億4,788万5,661円との説明があり、委員より、管路更新についての質疑があり、当局より、下水道の管路が中の方に圧力等は加わっていない、使用している管の大半は塩化ビニール管・プラスチック等でできている。標準の耐用年数等も現在は80年もつと言われている。名瀬中心部のメインで集合している管は鉄筋コンクリートの管で、耐用年数は50年とのことで、計画的に内側にプラスチックのライニングする形で長寿命化しており、計画的に進んでいるとのこと。

その他にも質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

最後に、議案第59号 令和4年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算について、当局より補足説明の後、委員より、建設予定の食肉センターの進捗状況等について質疑がありました。また、加工施設についても質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

以上で特別会計決算等審査特別委員会の審査報告は終わりますが、御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えをいたします。

議長（西 公郎君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告がありましたので、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

15番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は特別会計のうち、議案第57号 令和4年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、及び議案第61号 令和4年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についての2件について、反対の立場で討論を行います。

この2件については昨年も述べておりますけれども、これまでの予算委員会及び決算委員会で、住民の生活を守り、低所得者対策の必要性を訴え、住民の負担軽減を求めて討論を行ってきております。コロナ禍での困難から現在、抜け出そうとしておりますけれども、物価高騰は歴史的と表現されるなど、市民の生活を直撃しており、地方自治法第1条にて、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとして定めてあります。この立場で行政が推進されるべきとの思いで討論を行いたいと思いますので、御理解をよろしくお願いをいたします。

まず、議案第57号の介護保険特別会計ですが、私は旧名瀬市議会でも減免制度の必要性を訴え、合併した平成18年度の決算認定でも介護保険料は少ない年金から天引きされており、住民の生活を脅かしているのは明らか。介護保険料及び利用料の市独自の減免制度の創設を強く望みますと述べました。そして、毎年その必要性を示してまいりました。令和4年度の予算でも受給額が減る年金生活者に対して、臨時特別給付金を打ち出すような状況からも、独自の減免制度が必要だということは明らかだと思っております。市民生活を守り、援助する立場から、保険料の負担を抑えるために、思い切って独自の減免制度に踏み切ることが必要だと申し上げてまいりました。昨今の社会情勢を見るにつれ、その思いは強くなるばかりであります。独自の減免制度が実現できていないことから、決算認定には反対であります。第9期事業計画では是非実現されるよう要望しておきます。

次に、議案第61号 水道事業会計ですが、繰り返し、生活費非課税の原則に照らせば、水道料金への消費税課税は認められないこと。さらに、市民の生活実態から福祉減免の必要性を繰り返し、こちらでも述べてまいりました。予算でもこのことを指摘をし、反対をしてまいりました。これも介護保険同様、改善されないまま現在に至っております。一方、決算では当年度純利益は5,505万3,523円と、当初予算を大きく上回っております。もちろん将来的な水道会計の見通しを立てることは必要であります。収入の増加が見込まれない年金生活者や生活保護受給者たちの市民生活を考えた時、福祉の向上が自治体の取り組むべき第一義的な課題であることから、福祉減免制度の創設がいまだになされていない本決算を認定することはできません。なお、水道料金基本料の従量計算を現在の10立方メートルを区切り、使用料が少ない独居老人の方などの料金が安くなるようにしていただくことを引き続き要望し、討論といたします。

議長（西 公郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決はこれを分割して行います。

最初に、議案第57号 令和4年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立表決にかわり電子表決により行います。

本決算に関する委員長報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。

本決算は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成多数であります。

よって、議案第57号 令和4年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

次に、議案第61号 令和4年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についてを採決いたしますが、本案については利益処分と決算認定の2つの表決が必要となる案件であります。

よって、まず、議案のうち、令和4年度奄美市水道事業会計の利益処分についてを採決いたします。

この採決は起立表決にかわり電子表決により行います。

利益処分に関する委員長報告は原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

全会一致であります。

よって、令和4年度奄美市水道事業会計の利益処分については原案のとおり可決されました。

次に、令和4年度奄美市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立表決にかわり電子表決により行います。

本決算に関する委員長報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。

本決算は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対する諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成多数であります。

よって、令和4年度奄美市水道事業会計決算認定については認定することに決定いたしました。

次に、議案第57号及び議案第61号を除く、議案第54号から議案第62号までの7件を一括して採決いたします。

この議案7件に対する委員長報告はいずれも認定すべきものであります。

お諮りいたします。

ただいまの議案7件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この議案7件はいずれも認定することに決定いたしました。

○

議長(西 公郎君) 日程第3, 議案第63号 令和5年度奄美市一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長(安田壮平君) おはようございます。ただいま上程されました、議案第63号 令和5年度奄美市一般会計補正予算(第7号)の主な内容につきまして、提案理由を御説明いたします。

今回の補正予算は市営住宅使用料算定に誤りがあったため、過大徴収していた使用料の返還に係る費用及び過少徴収していた使用料の追加徴収に係る収入を計上いたしております。歳出におきまして土木費に702万4,000円を、歳入におきまして使用料及び手数料に22万2,000円、繰越金に680万2,000円を追加計上いたしております。今回の補正で702万4,000円を追加することにより、令和5年度奄美市一般会計予算の総額は325億6,290万2,000円となります。

以上をもちまして議案第63号の提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決してくださいようお願い申し上げます。

議長(西 公郎君) 途中でありますが、暫時休憩をいたします。(午前10時22分)

○

議長(西 公郎君) 再開いたします。(午前10時35分)

これから、本案に対する質疑に入ります。

なお、議案に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いをいたします。

通告がありましたので、立憲民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番(関 誠之君) 市民の皆さん、議場の皆さん、そして、インターネットを御覧の皆さん、おはようございます。立憲民主党の関 誠之でございます。

早速、議案第63号 令和5年度奄美市一般会計補正予算(第7号)について質疑をさせていただきます。まず最初に、8ページ、15款1項6目5節住宅使用料22万2,000円、過年度分と書いてありますが、内容について御説明ください。

二つ目は、8ページ、21款1項1目1節繰越金680万2,000円は、前年度剰余繰越金とあるが、前年度剰余繰越金についての説明と、令和5年度に繰り越した前年度剰余繰越金は2億円であり、決算上での繰越財源は4億8,969万1,000円であったと思いますけれども、その差額はどのように処理されているのかを御説明ください。

三つ目は、9ページ、8款6項1目22節償還金、利子及び割引料702万4,000円、住宅使用料還付金についての内容、内訳を御説明ください。

四つ目は、9月20日の全員協議会において、過少徴収の平成26年度から平成30年度分についての22世帯、総額281万8,700円は、5年の消滅時効期間の経過により徴収しないとの説明がありましたが、平成26年から令和4年度分に過大徴収した50世帯、702万4,000円について、消滅時効期間はないのか、あるとしたら全額還付する法的な根拠について、お答えをいただきたいと思っております。

五つ目は、過少徴収の平成26年度から平成30年度の281万8,700円は、歳入を調定をし

て、その後に収入未済額として不納欠損で落とすべきと考えますが、その取扱いについて、お答えをいただきたいと思います。

最後になりますけれども、六つ目、昨年の８月頃に算定の誤りを指摘する問い合わせがあったようですが、調査に１年以上かかった理由についてお答えをいただきたいと思います。施行規則の改正はいつ行ったのか、その後の管理体制等について、どのような強化がなされたのかをお答えいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いをいたします。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

建築住宅課長（中山哲史君） それでは、議員の御質問１番目の１５款１項６目５節住宅使用料２２万２，０００円、過年度分の内容について御説明いたします。

この住宅使用料は、令和２年度から令和４年度の３年間に徴収された市営住宅家賃に過少徴収が発生したため、追加で徴収を行うものでございます。過少徴収の原因は、市営住宅管理条例施行規則の改正時に条文の記載を誤ったため、家賃算定システムで算定した家賃を手動で変更しなければならなくなり、その変更作業の際に、変更しなくてもよい世帯の家賃まで誤って変更してしまったことにあります。追加徴収世帯は各年度１世帯ずつで合計３世帯でございます。すべて別々の世帯でございます。徴収額は８万６，４００円が２世帯、４万９，２００円が１世帯となっております。

続きまして、御質問の３番についてお答えいたします。

住宅使用料還付金７０２万４，０００円につきましては、平成２６年度から令和４年度の９年間にかけて過大徴収された市営住宅家賃の還付金でございます。原因は、先に御説明いたしました家賃算定システムで算定した家賃を手動で変更する際の変更漏れによるものでございます。還付対象世帯数は５０世帯、最高還付額は１０６万２，０００円、最少額は１，０００円でございます。

続きまして、４番の御質問にお答えいたします。

平成２６年度から令和４年度の９年間にかけて過大徴収した５０世帯、７０２万４，０００円についての時効消滅期間は、令和元年度まで施行されていた改正前の民法第１６９条、定期給付債権の短期時効消滅の規定により、５年と解釈しております。しかしながら、庁内で検討した結果、地方自治体が住民に対し、消滅時効の権利を主張することは適切でないと判断し、時効の権利を放棄することといたしました。このことにより、９年間分の全額を還付することといたしました。

５番の御質問についてお答えいたします。

議員お見込みのとおり、平成２６年度から平成３０年度分の２８１万８，７００円は、過年度分家賃として令和５年度分の歳入で調定し、年度末に奄美市債権管理条例第１７条第１項第３号の規定に基づき、債権の放棄による不納欠損処理を行う予定でございます。当然ではございますが、令和５年度の決算において議会へ御報告させていただきますので、御了承くださいますようお願い申し上げます。

最後の６番目の御質問にお答えいたします。

住民からの問い合わせがあった当初は、単なる入力ミスと認識しておりましたが、調査を進めていく中で、平成２４年度末の市営住宅管理条例施行規則の改正に問題があったことが分かりました。そのため、改正規則が適用された平成２６年度から令和４年度の家賃について、住宅台帳と家賃徴収簿をすべて点検いたしました。また、当初は過大徴収のみと認識しておりましたが、過少徴収世帯まで見つかりましたので、更なる精査が必要となったためでございます。問題となった施行規則の改正は、平成２５年３月２７日付けで行われております。その起案書には、改正の根拠となる法令等の添付がなされていなかったため、適正な規則改正となっているのかチェックがなされておりました。今後は、条例規則改正時には、根拠となる法令等や参照すべき資料を添付した上で起案することを徹底し、複数の職員が確認できるよう、体制の強化を図ることといたしております。

私からの答弁は以上でございます。

財政課長（永田公洋君） おはようございます。1の2の前年度剰余繰越金についてでございますが、令和4年度の一般会計決算における歳入から歳出を差し引きました形式収支額から、翌年度への繰越財源を差し引きました実質収支額は、9億7,969万1,000円でございます。この実質収支額のうち、2分の1相当額は財政調整基金に積み立てることとしており、残りの4億8,969万1,000円が議員御案内のとおり、前年度剰余繰越金となっております。この前年度剰余繰越金は、毎年度の当初予算におきまして、見込額として2億円を計上いたしておりますが、その後の前年度決算において剰余繰越金を確定することになりますので、結果、今年度は、先に申し上げました4億8,969万1,000円が前年度剰余繰越金となりました。当初予算額よりも2億8,969万1,000円の歳入が増額となったものでございます。この差額を含めました前年度剰余繰越金は、次年度、今年度予算の財源といたしまして、6月、9月、そして、今回の補正予算の財源として計上し、活用いたしているところでございます。以上です。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。答弁されたことについては理解をいたしました。少し再質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、住宅使用料22万2,000円の納入に際してですね、どのような説明がなされ、利用者住民からはどのような意見があったのだろうというのがありますので、お示しをいただきたいと思っております。

二つ目は、2番目の今回の補正の財源が予備費の充当や財政調整基金からの繰入ではなく、前年度剰余繰越金、今、説明がありましたけれども、とした理由をお答えいただきたいと思っております。

三つ目、3番目は、住宅使用料702万4,000円の住宅使用料還付金はいつどのように行われるのか。この議会が承認された後だと思っておりますが、具体的にお答えをいただきたいと思っております。

4番目はよしとして、5番目は、先ほど答弁がありましたけれども、気持ちとしては何らかの方法をしないと、何もなかったということに、取扱いになり、記録が残らないが、それで良いのかという思いがありましたので、この取扱いについて質問をさせていただきましたので、記録に残るような、これですね、こういうのがあったという記録に残るようなものも必要ではないかと思っておりますので、そのような手段は考えられないのかということをお伺いしたいと思っております。

6番目の今回の算定誤りは、自動算定システムというコンピュータでやっているわけですが、その不具合なのか、人的ミスなのか。それとも、原因を確認した後に家賃算定システムと条例規則の確認・修正は、最終的にどのように行われたのか。システム変更は誰がどのように行った、いわゆるシステムエンジニアなのか、企業的なものなのか、職員がこれを行ったのかどうかということでもありますけれども、についてお答えいただきたいと思っております。通常は家賃の自動算定システム、いわゆる電算のシステムは、人為的に手動での修正をすることがないように、普通はシステムを作られておるわけですが、今回はそういったことがあったということですが、人為的ミスをなくすために電算システムを採用していると理解をしておりますので、そのシステム変更は業者と職員と一緒にやるとは思いますが、やっぱり、プロに任せて、それをきちっと職員が学んでいくというようなことが必要だというふうに思いますが、以上の5点についてお答えいただきたいと思っております。

建築住宅課長（中山哲史君） それでは、議員の再質問に対しまして答弁させていただきます。

まず、1番目の質問でございます。追加徴収となった世帯の方々には、職員が個別に訪問いたしまして、説明し、お詫びの上、文書を手渡しております。もちろんですが、お叱りや苦情をいただきました。しかしながら、全員の世帯の方々に御理解をいただいているものと認識はしております。

御質問の3番の再質問について答弁いたします。還付に要する補正予算の成立後、対象者の方へ速や

かに請求書をお送りいたします。請求書を提出いただいた後は、直ちに会計処理を行い、返金手続きを進めてまいることになります。

続きまして、5番目の質問にお答えいたします。この債権管理条例に基づいた債権放棄の手続きを行うことになります。債権放棄をした旨、議会へ報告いたしますので、当然、記録に残るものと考えております。

最後、6番目の質問に対してお答えいたします。今回の家賃の算定誤りは、条例の施行規則と家賃算定システムの齟齬から発生したものでありまして、規則と家賃算定システムの齟齬を解消するため、担当者が手動で家賃の額を変更していた際に、入力漏れが発生したことによるものでございます。市営住宅管理条例の施行規則を改正すれば、規則と家賃算定システムの設定が一致することになるため、手動で家賃の額を変更する必要性がなくなることになります。施行規則の改正により、令和6年度以降、今回のような問題は発生しないこととなりますので、何とぞ御理解くださいますようお願いいたします。なお、施行規則の改正は9月28日付けで行っておりまして、もうすでに公布済みでございます。以上でございます。

財政課長（永田公洋君） それでは、2番の関連の質問にお答えいたします。前年度剰余繰越金を財源といたしました理由についてでございますが、今回の補正予算の住宅使用料還付金につきましては、前年度を含む以前の事案に関する予算が主なものとなりますので、今年度も歳入としても増額確保できました、前年度剰余繰越金を財源とさせていただいた次第でございます。以上です。

14番（関 誠之君） よく理解をできました。一つ、よく理解できないのはですね、もちろん、条例の読み込み方で電算のシステムを作るわけですから、そこが間違っていて、後で気づいて、また、自動でなくて人為的にそれを修正をしたところというのがよく理解できませんけれども。であれば、そのときにそういった専門家にですね、相談をしてやっておれば、その辺は分かったことではないかなというのが私の思いですけれども。そのようなことで、9月28日にこの条例規則は公布済みだということですから、そういったことを含めて、この人為的にミスをなくすための電算の使い方をしっかりしていただきたいなという思いがあります。

先ほど、お答えになりませんでしたけれども、いわゆる利用者、住民からはどのような意見があったのか。分かりましたという意見ばかりじゃなかったんだろうなというふうに思いますが、もし、分かっていたら、そういった意見をですね、出していただいて、議会も参考にして、また、次の質疑等に生かしていければなというふうに思います。

最後になりますけれども、再々質問でありますけれども、こういったことがですね、一番大事なことは、これを機会に、こういった電算システムを使っている全庁的な、いわゆる、調査なりが必要ではないかというふうに思いますが、今回の徴収ミス問題の根本的要因をどう捉え、全庁的にはどのような指示を市長として出したのかということと、今後の対策について、どのような協議が行われたのか。先ほど言いました、一番大事なのは、全員に限ったことじゃないと思います。しっかりやっておられるとは思いますが、そういう中で、やはり、その電算でいろんな、市民に徴収をお願いしているところだけですね、しっかりとその間違いがないかということ、庁内で点検をしていただきたいなというふうに思いますが、今後の対策についてどのような協議、そして、全庁的にどのような指示を出したのか、最後になりますけれども、市長、その辺のことについてお答えをいただきたいと思います。

以上をもって、関 誠之、最後の質疑とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（西 公郎君） 答弁を求めます。

建築住宅課長（中山哲史君） 私のほうから答弁させていただきます。今回の事案の根本的な要因は、規

則改正時の誤りと、家賃算定システムで算定した家賃を変更する際のチェック体制の不備が原因でございます。なお、この家賃算定システムの改修に関しましては、当然、システム会社にも問い合わせをいたしておりますが、奄美市の規則に合わせたシステムの改修についてはちょっと対応がなされていないシステムであるというので、やむを得ず手作業で修正作業を行っていたものでございます。その家賃を手作業で修正する際のチェック体制の不備も併せて、この事案の原因と考えております。全庁的な指示に関しましては、副市長から条例規則改正時には根拠となる法令及び参照すべき資料を添付して起案することを徹底するよう、訓示がございました。また、法令等や制度の改正があるたび、算定システムとの整合性を確認いたしまして、データの入力に関しても複数の職員でチェックを行うなどの対策を、今後は講じていくこととしております。以上でございます。

市長（安田壮平君） 関係員から再々質問ということで、また、御助言をいただいたものというふうに思っております。先ほど、建築住宅課長からもですね、申したようなことを指示をさせていただきまして、やはり、条例改正、規則改正などにおいてですね、ミスが生じないということをですね、複数の目で食い止める、そういう取組をやっていきたいと思います。こういったことが二度と起きないように再発防止をお誓い申し上げまして、関係員への答弁とさせていただきます。

議長（西 公郎君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、議案第63号について、採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○

議長（西 公郎君） 日程第4、議案第64号及び議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（安田壮平君） ただいま、上程されました、議案第64号及び議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由を御説明いたします。

本市の人権擁護委員9名のうち、2名が令和5年12月31日をもって任期満了になりますことか

ら、後任の人権擁護委員候補者として、引き続き、重田和隆氏及び満香恵子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

何とぞ御同意してくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（西 公郎君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、本案について採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第64号及び議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦については、同意することに決定いたしました。

○

議長（西 公郎君） 日程第5、閉会中の継続審査を議題といたします。

議会運営委員長及び総務企画委員長から、お手元に配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって、令和5年第3回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前11時02分）

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 西 公郎

奄美市議会議員 崎田 信正

奄美市議会議員 与 勝広

奄美市議会議員 奥 晃郎

(別 紙)

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第43号	令和5年度奄美市一般会計補正予算(第6号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第44号	令和5年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第45号	令和5年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第46号	令和5年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(5)	議案第47号	令和5年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(6)	議案第48号	令和5年度奄美市と畜場特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの

令和5年9月20日

文教厚生委員長 崎田 信正

奄美市議会議長 西 公郎 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第43号	令和5年度奄美市一般会計補正予算(第6号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第49号	令和5年度奄美市水道事業会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第50号	令和5年度奄美市下水道事業会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(4)	請願第3号	住民の命と財産、暮らしを守るため、急傾斜地崩壊対策工事の早急な実施についてのお願い	採択すべきもの

令和5年9月20日

産業建設委員長 大迫 勝史

奄美市議会議長 西 公郎 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第43号	令和5年度奄美市一般会計補正予算(第6号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第51号	奄美市空き家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第52号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合理約の変更について	原案可決すべきもの

令和5年9月20日

総務企画委員長 多田 義一

奄美市議会議長 西 公郎 殿

一般会計決算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第53号	令和4年度奄美市一般会計歳入歳出決算 認定について	認定すべきもの

令和5年10月5日

一般会計決算等審査特別委員会委員長 関 誠之

奄美市議会議長 西 公郎 殿

特別会計決算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第54号	令和4年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(2)	議案第55号	令和4年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(3)	議案第56号	令和4年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(4)	議案第57号	令和4年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(5)	議案第58号	令和4年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(6)	議案第59号	令和4年度と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(7)	議案第60号	令和4年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(8)	議案第61号	令和4年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	原案可決すべきもの及び認定すべきもの
(9)	議案第62号	令和4年度奄美市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について	原案可決すべきもの及び認定すべきもの

令和5年10月5日

特別会計決算等審査特別委員会委員長 崎田 信正

奄美市議会議長 西 公郎 殿

令和5年10月5日

奄美市議会議長 西 公郎 殿

議会運営委員長 伊東 隆吉

総務企画委員長 多田 義一

閉会中の継続審査の申出について

議会運営委員会及び総務企画委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し上げます。

記

○ 議会運営委員会

- 1 議会運営に関する事項について
- 2 議長の諮問する事項について

○ 総務企画委員会

- 1 陳情第2号 奄美群島を戦場にしないため、国に「平和外交」を求める陳情